康德三年度

奉天省新民縣

農村實態調査一般調査報告書

（上巻）

臨時產業調査局

農村實態調查一般調查報告書

（新民縣 上卷）

凡例

一、本報告書は嚢に發表せられたる「戸別調査之部」と共に一体を為すもので、[illegible]一
に依て調査屯の実態を明かならしむることを得る。

二、調査年度は「戸別調査之部」の場合と同じく調査の便宜上農民の慣習に従ひ[illegible]
康徳二年十一月末日現在の状況及び陰暦康徳二年一月一日より十二月末日迄の[illegible]
実に付調査した。

三、調査は縣の一般事情と調査屯事情に大別したが、記述の関係上已むを得ず縣の[illegible]、
で行ひ又其の反對に屯の説明を縣の部分で行つたものも一部分ある。

四、報告書擔當者及び擔當項目は別表の如くである。

臨時産業調査局

調査部第一科

2. 耕地、牧地、荒野、湿地、林地の分布状態……六
3. 各種土壌の分布状態……一[illegible]
4. 地下水位……一一

擔當項目＼縣名	瀋陽	蓋平	海龍	樺川	富錦	楡樹	盤石	梨樹	遼中	盤山	西豐	新民	洮南	鳳城	莊河	寧城	豊寧	延吉	敦化	黒山	璦琿
縣務一般	縣技士 時枝	技士 申 藤岡	技士 申 藤岡	技佐 鈴木	技佐 鈴木	技士 兵頭 伊藤	技士 兵頭 伊藤	技士 村岡	八幡原	松見 北坂	松見 北坂	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	片岡 久保田	片岡 近岡 久保田	矢袋	矢袋	西村	縣技士 長友
[illegible]ノ沿革	屬官 横地	技士 申	技士 申	技佐 鈴木	技佐 鈴木	技士 兵頭	技士 兵頭	技佐 西村有	技佐 西村有	佐々木 北坂	佐々木 北坂	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	久保田	久保田	安田 矢袋	安田 矢袋	縣技士 工藤 山縣	山縣
自然的條件	岸	藤岡	藤岡	瀬崎	瀬崎	縣技士 清水	縣技士 安井	八幡原	八幡原	松見	松見	蛯原	蛯原	技士 鷲足	技士 鷲足	片岡	片岡	神保	神保	西村	西村
耕種概要	岸	藤岡	藤岡	瀬崎	瀬崎	縣技士 清水	縣技士 安井	八幡原	八幡原	松見	松見	蛯原	蛯原	技士 鷲足	技士 鷲足	片岡	片岡	神保	神保	西村	西村
土地並關係慣行	岸	技士 申	技士 申	技佐 鈴木	技佐 鈴木	技士 兵頭	技士 兵頭	技佐 西村有	技佐 西村有	福田 北坂	福田 北坂	大川	大川	中山	中山	久保田	久保田	安田 矢袋	安田 矢袋	山縣	山縣
販賣及購入事情	屬官 横地	技士 瀬田	技士 瀬田	中島	中島	縣技士 清水	縣技士 田中	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂	技士篠田 縣技士 小野	佐藤(鎭)	技士 永山	技士 永山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	氣田	近藤
度量衡	岸	技士 申	技士 申	岡村 瀬崎	岡村 瀬崎	縣技士 清水	縣技士 安井	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂	佐藤(鎭)	佐藤(鎭)	技士 永山	技士 永山	近岡	近岡	神保	神保	西村	西村
交通關係	屬官 横地	技士 瀬田	技士 瀬田	岡村	岡村	縣技士 清水	縣技士 田中	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂	佐藤(鎭)	佐藤(鎭)	技士 永山	技士 永山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	技士 三田村	近藤
小作關係	縣技士 時枝	技士 宮下 佐藤	技士 宮下 佐藤	縣技士 高田	中島	技佐 大沼	技佐 大沼	氏家	氏家	北坂	北坂	鍜冶	鍜冶	技士 永山	縣技士 牧野 杉田	縣技士 恒吉	縣技士 恒吉	安田 矢袋	安田 矢袋	西村	西村
雇傭關係	屬官 山本	藤岡	藤岡	長瀬	長瀬	田渕	田渕	平田	氏家	福田 北坂	福田 北坂	佐藤(鎭)	佐藤(鎭)	縣技士 廣安	愛澤	近岡	縣技士 山本 近岡	矢袋	矢袋	西村	山縣
標青						田渕	田渕			北坂	北坂		佐藤(鎭)			縣技士 恒吉	縣技士 恒吉				
農業經營	岸	技士 申	技士 申	瀬崎	瀬崎	伊藤	伊藤	氏家	氏家	北坂	北坂	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	近岡	近岡	矢袋	矢袋		
租税公課諸負擔	岸	技士 赤池、申	技士 赤池、申	長瀬	長瀬	伊藤	伊藤	技士 村岡、伊達	技士 村岡、伊達	松見	松見	技士 小柳	技士 小柳	農務司 谷野	農務司 谷野	久保田	久保田	安田 矢袋	安田 矢袋	氣田	近藤
副業	屬官 横地	技佐 佐藤		岡村	岡村	技士 兵頭	技士 兵頭	八幡原	八幡原			蛯原	蛯原	内田 中山	内田 中山	近岡	近岡	神保	神保	西村	近藤
金融	屬官 横地	技士 宮下、申	技士 宮下、申	中島	中島	農務司 田上	農務司 田上	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂	技士 小柳	技士 小柳	農務司 谷野	農務司 谷野	久保田	近岡	安田 矢袋	安田 矢袋	氣田	氣田
農家經濟	岸	技士 申	技士 申	瀬崎	瀬崎	伊藤	伊藤	氏家	氏家	北坂	北坂	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	近岡	近岡	矢袋	矢袋		
社會關係	愛澤	瀬田	瀬田	長瀬	長瀬	縣技士 清水	縣技士 田中	平田	松尾	川田	川田	技士 篠田	技士 篠田	杉田	杉田	屬官 木村	屬官 木村 久保田	矢袋 神保 石橋	矢袋 神保 石橋	氣田	近藤
畜産	岸					縣技士 清水	縣技士 安井	八幡原	八幡原			技士 篠田	縣技士 渡辺 技士篠田	技士 永山	技士 永山	縣技士 山本	縣技士 山本	神保 石橋	神保 石橋	技士 三田村	縣技士 西村 長友
取纏擔當者	屬官 横地	技士 申 藤岡		技佐 鈴木		技士 兵頭 伊藤		技士 村岡 八幡原		松見 北坂		技士 小柳 佐藤(鎭)		中山 杉田		久保田 近岡		矢袋 神保		西村 近藤	

目次（上巻）

第一編　縣

第一章　縣の概況……一
第一節　位置……一
第二節　地勢……一
第三節　自然的條件……一
一、氣象……四
1、氣象觀測成績……四
2、氣象概況……四
二、地質、土性、水……六
1、地質系統……六
2、耕地、廢地、荒野、濕地、林地の分布狀態……八
3、各種土壤の分布狀態……一一
4、地下水位……一二

第四節　県の沿革並に諸問題の提起……一四
一、開拓以前の状況……一四
二、開拓史、開拓事情……一四
1、奉天全省官地清丈局章程……一五
三、農民移住、耕地増減の状況……二七
四、中心都市の発達……二八
五、政治組織の変遷……三六
六、政治的権力推移……三八
七、政治的現象……三九
1、商務会の設立……三九
2、防穀令の発布……四〇
3、新民屯帖の発行……四〇
4、紙幣の乱発に伴ふインフレーション……四〇
5、郭松令の反乱……四一
6、官銀號の糧穀大収買……四一
7、満洲事変の影響……四一
8、治安……四二

第二編　屯

第二章　屯の概況……四三
第一節　位置……四三
第二節　地勢……四五
第三節　社會構成……四六
第三章　沿革……四八
第一節　開拓史……四九
一、開拓以前の状況……四九
二、土地の開放……五〇
三、開拓者、開拓資本……五一
四、土地の取得……五二
五、開拓状況……五三
六、灌漑作用……五四
七、屯の形成……五六
第二節　屯に於ける主要事象……五七
一、自然的條件改良等……五七

二、鉄道の開設に伴ふ影響 …… 六〇
三、民国十四年の動乱 …… 六一
四、治安関係 …… 六二
五、奉軍内政権との関係 …… 六三
第三節　商品経済の浸透と農民経済 …… 六四
第四節　土地の分散集中 …… 六六
第四章　自然的條件 …… 六八
第一節　気象概況 …… 六八
一、春夏秋冬の時期、期間及酷暑、厳寒の時期 …… 六九
二、季節別による晴曇の多少 …… 六九
第二節　地質、土質、水 …… 六九
一、耕地、廃耕地、荒野、湿地、林地の分布状態 …… 六九
1、（戸別調査表集計より） …… 七二
2、農民呼称、聴取大約 …… 七二
二、耕地の上中下、アルカリ地等の分布状態 …… 七二
三、耕土の性質 …… 七五
四、地下水位及質 …… 七五

第五章　土地並慣行……七六
第一節　定義……七八
一、定義……七七
二、測量法……七七
第二節　土地所有區畫と耕作面積分割の關係……七七
一、所有區畫別土地面積……七九
二、所有面積分散概念……八一
1. 第一表所有面積區分例表……八一
2. 實質的耕地所有區分関係……八二
三、耕作面積分割用概念……八五
1. 耕作面積區分例表……八五
2. 耕作関係より見たる耕地區分の一考察……八七
3、家畜數（役畜）及大農具と經營面積との關係……九〇
4. 總括……九一
第三節　土地所有の集中分散……九三
一、集中・分散……九三
二、集中對策……九四

1、總綱……九七
2、地数……九七
3、今次の莊地丈放は……九七
4、地価……九八
5、清文……九八
6、指段……九八
7、発照……九九
8、升科……九九
第四節　土地所有權確認方法……一〇〇
一、土地所有權獲得の過程……一〇〇
二、現時に於ける土地所有權確認法……一〇二
第五節　土地並房子賣買の慣行……一〇三
一、土地、房子賣買……一〇三
二、賣買の手続方法……一〇三
三、先買權……一〇六
四、典……一〇六
五、土地賣買と小作人……一〇六

六、借地不折屋の慣習……[illegible]
七、房子賣買と附加菜園との関係……[illegible]
第六節　典押其の他の慣習……[illegible]
一、名称……一〇八
二、出典の手続方法……[illegible]
1、出典[illegible]序……[illegible]
2、二地の測量……[illegible]
3、契約方法……一〇九
4、証拠書類の保存並総契登記……[illegible]
三、土地の出典……[illegible]
四、期限……[illegible]
五、典価……[illegible]
六、使用収益……[illegible]
七、典物の滅失……[illegible]
八、転典……[illegible]
九、典権者の先買権……[illegible]
一〇、回贖……[illegible]

二、典の事例……一一四
1、出典の場合……一一五
2、入典の場合……一一五
三、典の小作人……一一五
第七節　地価……一一八
一、縣内地域別地価一覧表……一一八
二、調査地に於ける地価……一二一

第六章　役畜

……一二三
第一節　頭数増減の傾向及其理由……一二三
第二節　能力、利用価値……一二五
一、役畜……一二五
1、能力……一二五
2、使用開始年令、年使用日数、使用年限……一二九
3、廃棄の場合に於ける處分法……一三〇
二、用畜……一三二
1、飼養目的……一三二
2、生産能力……一三三

3、[illegible]の更新 …… 一[illegible]
第三節 飼養管理 …… 一[illegible]
一、[illegible]の大要 …… 一[illegible]
二、飼育法 …… 一[illegible]
三、[illegible] …… 一[illegible]八
四、[illegible] …… 一[illegible]
五、[illegible] …… 一[illegible]
六、[illegible]の[illegible]及[illegible] …… 一[illegible]
七、[illegible] …… 一[illegible]
八、[illegible] …… 一[illegible]
九、[illegible] …… 一[illegible]
十、[illegible] …… 一[illegible]
第四節 飼料 …… 一[illegible]
一、[illegible]の種類及[illegible] …… 一[illegible]
1、[illegible] …… 一[illegible]
2、[illegible] …… 一[illegible]
3、[illegible] …… 一[illegible]

4、豚 …… 一四四
二、主要購入飼料の種類及価格 …… 一四五
三、一頭當年飼料費 …… 一四六
第五節　牧野 …… 一四六
一、牧野の位置、地勢の面積 …… 一四六
二、土質 …… 一四六
三、野草の種類、草生状況 …… 一四七
四、牧野の所有權と使用収益關係 …… 一四七
五、牧野の利用、過不足の状態 …… 一四七
第六節　畜産物の利用 …… 一四八
第七節　家畜の疾病、斃死 …… 一四八
一、疾病の種類 …… 一四八
二、予防又は治療の方法 …… 一五〇
三、斃死 …… 一五〇
第八節　畜産経済 …… 一五一
一、家畜、畜産物の価格 …… 一五一
二、家畜及畜産物売却購入方法 …… 一五一

三、畜力、賃入費……一五二
四、役畜労力の過不足の状態及餘剰労力利用状況……一五二
第九節　畜産諸施設……一五三
第七章　林業……一五三
第一節　造林……一五四
一、概歴……一五四
二、養成方法……一五六
三、利用状況……一五七
四、薪（燃料）……一五七
第八章　副業……一五八
第一節　藁の副業……一五八
第二節　他の副業……一五八
第九章　耕種概要……一六三
第一節　[illegible]……一六〇
一、[illegible]……一六〇
二、[illegible]……一六〇
三、[illegible]……一七〇

三、新民縣二道河子屯農民用具図……一八〇
四、新民縣二道河子屯農具表……一八四
第二節　肥料……一九四
一、種類及肥料……一九四
二、自給肥料製造法……一九五
三、栽培作物に依る肥料の種類、施肥法、施糞量の差異……一九六
第三節　耕種法……一九六
一、縣の調査……一九六
1、主要輪作様式と其の作物組合せ及び肥料との関係……一九六
2、間作……一九七
3、天災害、病虫害及其の他の災害と其の対策……一九八
4、精穀及製粉歩合……二一二
二、屯の耕種法……二一四
1、主要作物栽培消長の概要及消長に影響を及ぼす諸関係……二一四
2、耕種法の変遷状況及之から変遷に影響を及ぼす諸関係……二一六
3、主要作物分布状況……二二一
4、主要作物名及品種名……二二一

5、農戸の作付割合決定の理由……………………………………二二四
6、主要輪作様式と其の作物組合せ及肥料との関係……………………二二五
7、作物の転換と輪作との関係……………………………………二二六
8、間作及混作の主なる様式……………………………………二二六
9、耕土法、整地法……………………………………二二八
10、天災害、病虫害及其他の災害と其の対策……………………………………二二九
11、主要作物の収穫脱穀調製の順序……………………………………二三二
12、精穀及製粉歩合……………………………………二三二
13、貯蔵法、貯蔵設備、貯蔵期間……………………………………二三五
14、採取及種苗購入……………………………………二三七
15、廃耕地の発生原因及之が復旧の諸状況……………………………………二三八
16、主要作物耕種法……………………………………二三九
其の一、高粱耕種法……………………………………二四六
其の二、小麦、大豆耕種法……………………………………二四[illegible]
其の三、穀種耕種法……………………………………二五二
其の四、小麦と黒豆間作……………………………………二五八
第四節　生産力……………………………………二六七

一、作物別生産力……二六七
二、耕種法の如何による生産力の差異……二六九
三、位置、土壌の種類による生産力の差異……二六九
四、撥取農法……二七〇
五、氣象と生産力との相關々係……二七一

第十章　雇傭労働關係……二七二

縣の雇傭關係……二七二
第一節　雇傭關係の地域別特長……二七二
第二節　労働市場……二七四
第三節　縣外よりの流入状況……二八〇
第四節　出稼ぎ労働の概況……二八一
第五節　大都市の關係……二八二
第六節　労賃の変遷……二八四

村の雇傭關係……二八四
第一節　労力の需給状況……二八四
第二節　過不足の内容……二八八
第三節　労力市場との關係……二九〇

第四節　その特殊性……二七〇
第五節　雇傭の種類……二七一
一、年工、月工、日工の別……二八一
二、労務種類別雇傭條件……二九二
1、打頭的……二九二
2、毛板子……二九二
3、下地的……二九二
4、大師夫……二九三
5、打更的……二九四
6、猪管児、馬管児、……二九三
7、緊官……二九四
第六節　雇傭方法……二九六
第七節　雇傭契約……二九八
第八節　作業労務種類……三〇一
第九節　労価……三〇五
一、年工、日工別労價一覧表……三〇二
二、日工労價……三一四

第十節　特殊なる雇傭関係……三〇八
第十一節　雇農の身分的及位置……三一九
第十二節　雇農の移動定着状況……三二〇
第十三節　史的変遷……三二一

第十一章　小作関係……三二三

第一節　縣の小作関係概況……三二三
一、縣の一般的小作型態……三二三
二、縣の一般的小作料……三二三
三、租税公課の分擔……三二六
四、縣に於ける小作人の過不足及其の原因……三二六
五、特殊なる小作契約……三二六
六、小作人の移動定着状況……三二七
七、縣に於ける小作関係の変遷……三二七
八、資料……三二八
1、小作証書……三二八
2、小作紛議判決例……三三〇
第二節　小作契約の手續方法……三三一

一、押租銭……二三一
二、租契……二三一
三、保証人……二三二
四、小作契約の時期……二三二
五、期限……二三三
1、期限の標準……二三[illegible]
2、期限の効力……二三五
3、期限長短の理由……二四一
4、期限の延長……二四一
六、小作契約の終了……二四四
第三節　小作條件……二四四
一、小作地……二四四
1、面積……二四[illegible]
2　小作地の状況……二四四
二、附加地……二四五
三、房子、[illegible]、[illegible]……二四九
四、[illegible]……[illegible]

五、農具 …… 三三六
六、種子 …… 三三七
七、肥料 …… 三三七
八、調製場、放牧地の利用 …… 三三七
九、燃料及採取地の開放 …… 三三八

第四節　小作料 …… 三三八

一、小作料率 …… 三三八
二、小作料の決定 …… 三四一
1. 決定の諸条件 …… 三四一
2. 小作料の決定方法 …… 三四三
三、小作料の納入 …… 三四三
1. 小作料の納入時期 …… 三四三
2. 運搬 …… 三四四
3. 受領 …… 三四四
四、小作料の滞納及不納 …… 三四四
1. 小作料の滞納状況及原因 …… 三四四
2. 不足滞納及不納に対する處置 …… 三四五

五、小作料附加物並に小作人の義務……二四五
1 小作料附加稅……二四五
2、小作人の義務……二四六
六、其の他の義務……二四七
第五節 租稅公課の分擔……二四七
一、分擔する種類、場合、割合……二四七
二、分擔する土地……二四七
三、分擔の方法……二四八
四、分擔の根本觀念……二四八
第六節 小作權……二四八
一、小作權……二四八
二、小作權賣買……二四八
三、雇傭契約の本質……二四八
四、小作經營の獨立性……二四九
第七節 地主と小作人との關係……二五七
一、貸借關係……二五八
二、[illegible]關係……[illegible]

三、地主小作人の社会的地位の優劣……三五〇
1、甲長、村長、自衛団長の資格……三五〇
2、地主と小作人間の交婚の状況……三五四
第八節　史的変遷……三五一

第一篇

第一編　縣

第一章　縣の概況

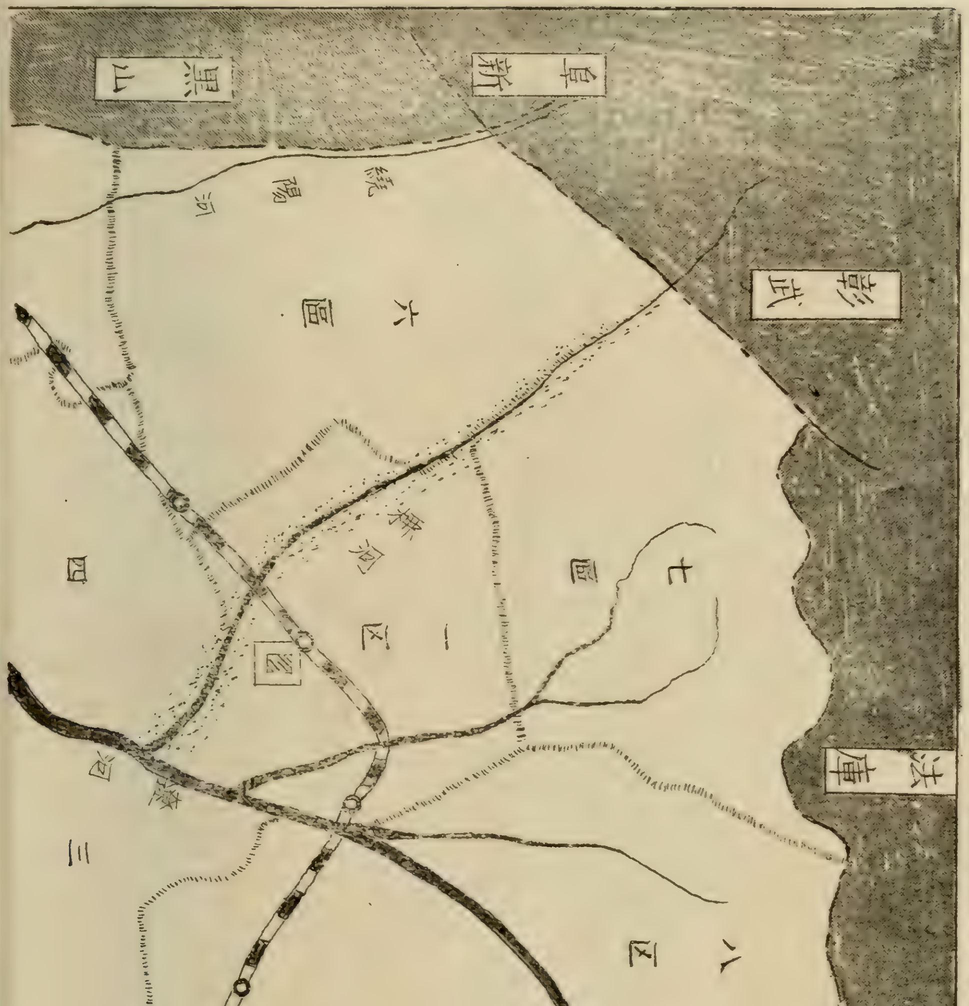
第一節　位置

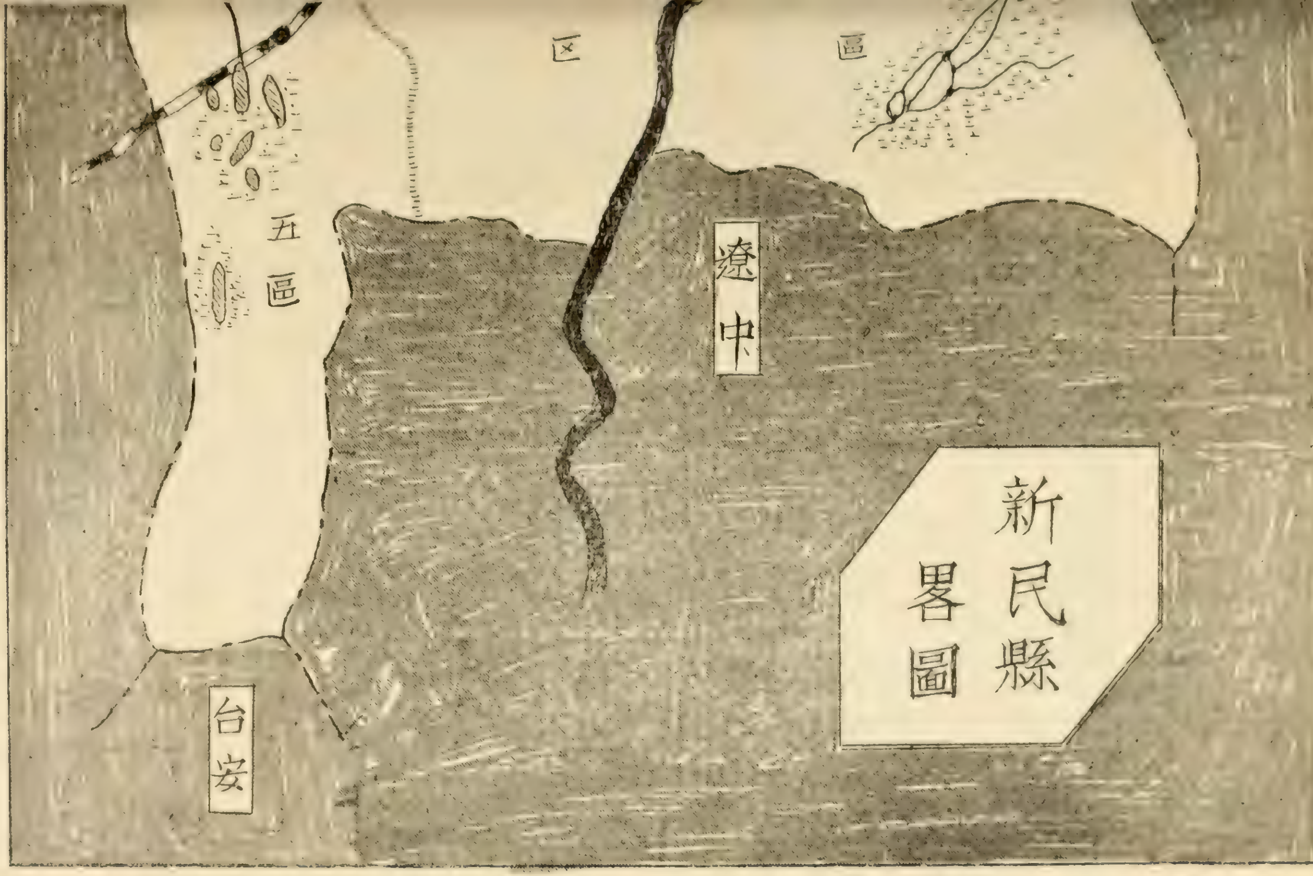
新民縣は奉天省の管轄に屬し、東は東經百二十三度十一分五十四秒にして、瀋陽縣と接し、西は東經百廿二度二分四十八秒にして、饒陽河を隔て、黑山縣と接す。南は北緯四十一度四十四分二十秒にして、遼中縣及び台安縣の一部と接し、又北は北緯四十二度三十一分十八秒にして、彰武縣、法庫縣及び鐵嶺縣の一部と相接す。

第二節　地勢

本縣地勢は概して平坦にして、縣の西北部稍々高く、東南部に向つて緩傾斜をなす。又西北には[illegible]山、馬佐山、長山、小寨山、双山子山、黄花山等々あれども、何れも高峻ならず。唯縣の東北及び西北部に於ける[illegible]、[illegible]、饒陽河[illegible]

河、蒲河、等あり々氾水時に於ける被害・甚大なりと言ふ。





新民縣略圖
遼中
台安
五區
區
區

第三節 自然的條件

一、氣象

1、氣象觀測成績

新民縣氣象雨量表　康德元年

類別／月別	最高溫度	最低溫度	平均溫度	快晴日數	陰天日數	曇天日數	降雨日數	降雨量	降雪日數	降雪量
一月	(一)四	(一)一三	八	二〇	五	六				
二月	(一)六	(一)一	三	二四	一	三				
三月	一〇	(一)八	一	一九	八	四		四、五	二	七、五
四月	二一	二	一一	一九	八	三	三	三一、〇		
五月	二八	一三	二〇	一六	一〇	五	五	六〇、〇		
六月	三二	一三	二二	一二	一五	三	九	一二三、五		
七月	三二	二二	二七	一五	一一	五	六	一三四、五		
八月	三二	一六	二四	一九	一〇	二	七	八七、五		
九月	二八	八	一九	二〇	九	一	三	九五、五		
十月	二四	(一)三	一〇	二四	四	三	四	四四、〇		
十一月	一八	(一)一二	八	二八	一	二		六、五	一	四〇
十二月	一〇	(一)一〇	〇	二三	三	五		八、〇	一	六〇
計				二三九	八五	四二	三七	五八三、五	四	一七、五
說明	本表溫度係按攝氏表記載　(一)表示零度下　降雨量以公糎計算									

新民縣氣象雨量表　康德二年

	最高温度	最低温度	平均温度	快晴日數	陰天日數	曇天日數	降雨日數	降雨量	降雪日數	降雪量
一月	五	(−)二〇	(−)七	二四	四	三	—	—	一	三〇
二月	一三	(−)一四	〇	二一	五	二	—	—	—	四五
三月	一四	(−)六	四	二三	二	六	—	—	一	—
四月	二五	〇	一二	二二	五	三	—	—	—	—
五月	三二	三	一七	二一	六	四	四	二四五	—	—
六月	三三	一二	二二	一五	一四	一	一二	一五一〇	—	—
七月	三四	一九	二六	一四	一七	—	八	九三五	—	—
八月	三八	一二	二四	二一	七	二	五	八六一	—	—
九月	三一	五	一八	二四	五	一	一	一八〇	—	—
十月	二五	〇	一二	二四	五	二	二	五八五	—	—
十一月	一六	(−)一	(−)一	二〇	九	一	—	—	三	六五
十二月	二	(−)二二	(−)九	二九	二	—	—	—	—	—
計	—	—	—	二五九	八二	二五	三二	四三一六	五	一四〇

說明　本表温度係攝氏表記載　(−)表示零下　降雨量以公厘計算

2、気象概況

初霜 ＝ 九月上旬

終霜 ＝

無霜期間 ＝

雪の深度 ＝

結氷期 ＝ 十月上旬

解氷期 ＝ 二月中旬

地下凍結初 ＝ 十月

地下凍結終 ＝ 二月上旬

雨期 ＝ 五月

播種期の降雨多少 ＝ 中位

卓越風 ＝ 北風

二、地質、土性、水

1、地質系統

alluvial soils of river valleys

遼河氾濫に依り沈積せる沖積層土壌

2、耕地、廃耕地、荒野、湿地、林地の分布状態

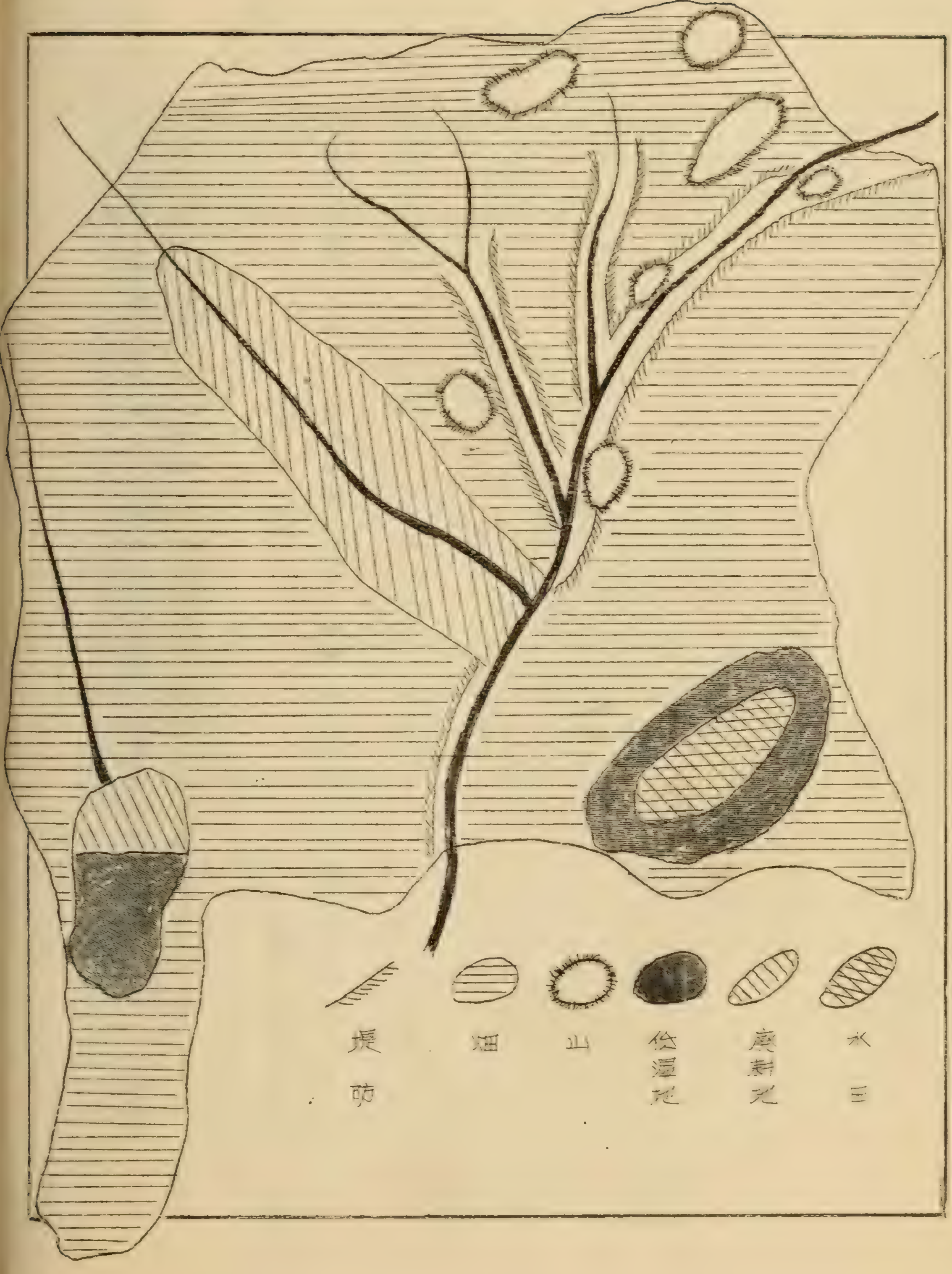
[illegible]所は毎年六百石余[illegible]といふ程、多少程度、水失は年々あり、[illegible]

[illegible]百分の實たり、[illegible]實[illegible]無し、荒[illegible]乾耕地を復旧[illegible]る[illegible]あるものと見[illegible]

[illegible]乾耕地を[illegible]たる所あり、又[illegible]年に於ては前年に於て復旧[illegible]耕[illegible]

[illegible]又面[illegible]居るもの[illegible]く、年々荒[illegible]耕[illegible]

[illegible]ありといふ、[illegible]於ける三毛耕の[illegible]


水田
廢耕地
低濕地
山
畑
堤防

新民縣各區面積統計表

（康德元年）

種別 區別	總面積	熟地	荒地	其他	計	本年作付地	本年回復地	本年新墾地	從來廢耕地	本年廢耕地
1	（單位畝）	214429	3.980	150.280	368689	151.920	32.654		14.839	15.616
2		481.417	1.400	171.440	654.257	449.750	31.000			4.47
3		453.291	4.450	215.850	673.591	369.380	69.778	130		14.003
4		166.267	2.004	88.990	257.261	158.430	1.470		6.367	
5		184.125	71.400	62.000	317.525	128.290	27.290		25.795	2.158
6		264.773	3.070	340.200	608.043	161.050	40.310		63.413	
7		247.962	4.010	32.840	284.812	212.980	25.114		9.868	
8		353.793	6.200	57.760	417.753	316.820	2.970	19.210	14.793	
總計		2366.057	96.514	1119.360	3581.360	1948.620	230.586		135.075	32.436

新民縣面積統計表

（康德二年）

種別 / 區別	總面積	熟地	荒地	其他	計	本年作付地	內 本年復舊地	內 本年新墾地	廢耕地	內 本年廢耕地
1	(單位 晌)	20,114	947	10,812	31,873	11,298	322		3,816	27
2		47,771	2,257	36,145	86,173	41,588	1,373	49	6,183	24
3		42,716	1,893	27,239	71,848	39,520	1,118	36	3,196	27
4		16,468	376	11,431	28,275	15,114	1,191	23	1,354	206
5		20,338	2,132	25,701	48,171	12,620	1,036	153	7,718	2,886
6		27,064	1,815	27,434	56,313	22,911	275	63	4,153	219
7		26,403	7,680	24,447	58,530	24,641	227	148	1,762	135
8		34,237	371	19,759	54,367	29,065	2,259	443	5,172	50
計		235,111	17,471	182,968	435,550	201,757	7,801	915	33,354	3,574

3、各種土壌の分布概況

土質は東、南部の第二区及び朝鮮の第三区に於て、最も肥沃なりと称し得、其の他は土地一般に低湿痩薄にして「アルカリ」性砂質土乃至ヤヤ性粘土壌多く、殊に西河東部の如きは砂漠の感ありて、耕作に適せず、生産を見るべきもの無し。

自然的條件より之を見れば、県下の大勢は遼河を境として、大略遼東、遼西の二大地区に分ち得らるるものの如く、更に柳河をも考慮に入るれば、遼西に於ても該柳河を界として、二地区に分ち得べし。区別に見る時、第五区、第六区は砂土にして、第四区の一部は砂質壌土なり。第四区の大部分及び第一区は土性上よりは壌土に於ける中庸の地と云ふべく、所謂壌土の部なり。第二区、第七区、第八区及び第三区は土質稍々重粘なる埴質壌土なり。但し殖土地帯に属し其の東部を占む。

尚、第一区及び第七区に於ける表土は黄砂土多く、第二区、第三区並びに第八区には黒土多し、第四区、第五区、第六区に於ては殆んど白砂土なり。又丘陵地は皆、主に黄沙土より成る。

各区を通じ、地味肥沃にして生産力最も大なるは第三区にして、該区内の灌渠に於ては約八割を占めかかる水田あり。第三区に次ぎては第二区、第八区可良にして、更に第一区の東半部、農耕上比較的良なる地区なり

4、地下水位は所により区々にして一定せざるも、県下を通じ、略々一丈五―六尺のもの多し、新民県城に於ける井水に就きても、全般的に塩分の含有多くして水質不良なり。井戸の掘下は

縣城に於ては、三十五乃至四十尺を適度とし、それ以上の掘下は不可なりと云ふ。
目下縣城内にて水質最良なるは、日本領事館の井水にして掘下の深さ約三十九尺なり。

飲良水質

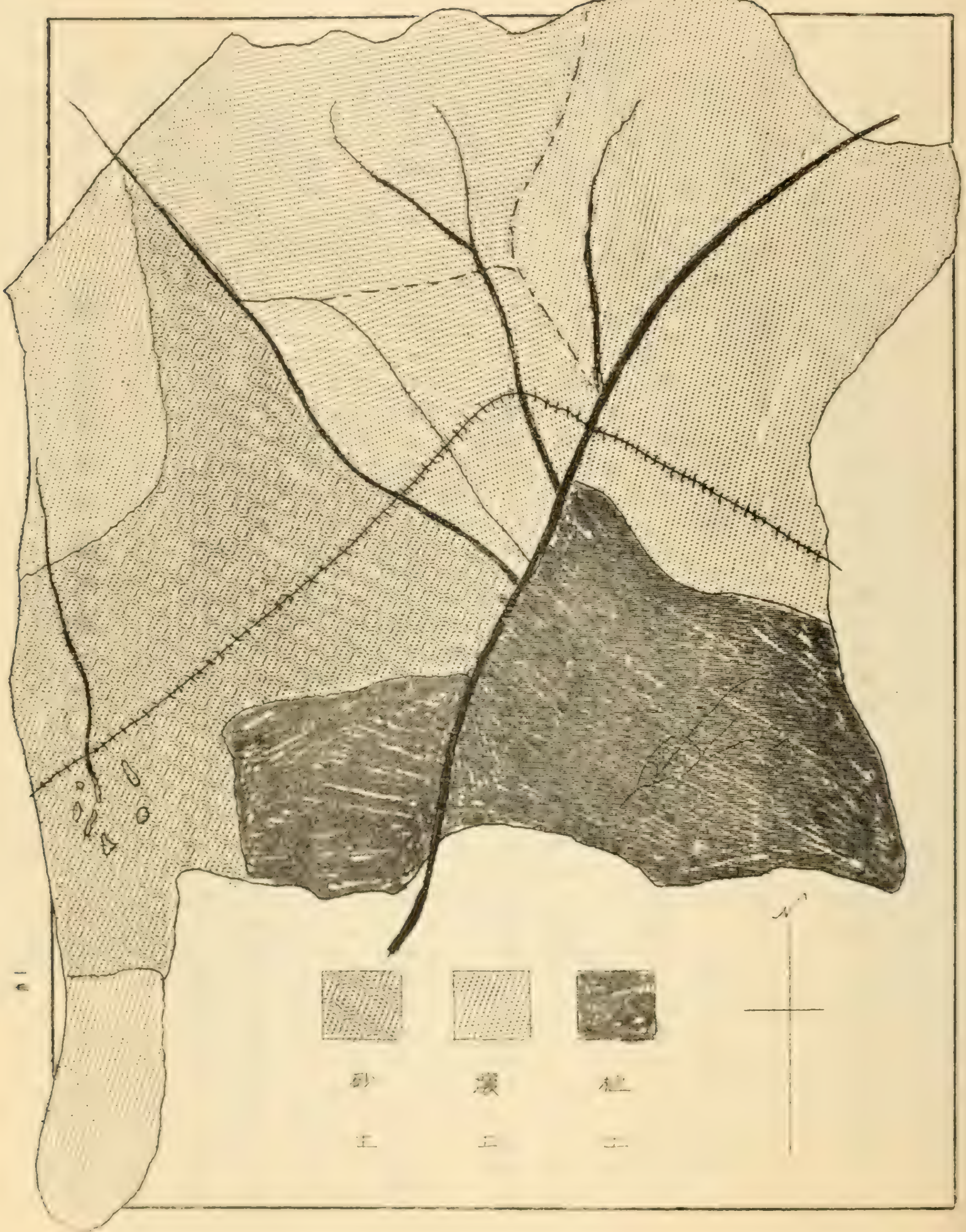
イ、井水を濾過すれば飲用可能。

ロ、煮沸すれば飲用差支なしと思料せらる。

ハ、上下水道の設備水質。

A、上下水道の設備なし。

B、水質極く不良、不潔


N
砂土
壤土
粘土

第四節　縣の沿革並に諸問題の提起

一、開拓以前の状況

本縣の開拓は明末より、清初へかけて約半世紀に至る動乱による、滿洲の荒廃を更生せんとして、清朝政府の採れる勸農政策の一つである、招墾に始まる。即ち遼東地帯は遼東招民例（順治元年—康熙六年）により、遼西地域は官荘移民（順治八年）によりて、山東河北より渡来せる農民により、開拓がなされたのである。

開拓以前に於ける土地の原始相関係より一瞥すれば、本縣は遼東、遼西の両地域とも、殆ど荒地で前清皇室の私有地であつた、清朝時代に入りて、内務府官荘地となつた。

次いで自然的状況について見れば、打続く動乱は當時の滿洲に於ける農業地帯である遼東遼西の両地域を全く荒廃せしめ、従つてこれが一部を占める本縣は野獣の跳梁に任せられた広漠たる荒野を現出してゐたとの事である。

たゞ遼河の西北地域—遼西地域の一部（現四、五區）に山東の流民により私墾がなされてゐたゝめ曠野の中に、かすかな人烟を認めることが出来たとの事であり、又遼河、柳河の流域には蔓が繁生し、狐、狼等が棲息し、狩猟の姿を見受けられたとの事である。

二、開拓史、開拓事情

本縣に於ける土地の開放は第一期開放と、第二期開放とに二別せられる、即ち第一期開放とよ

[illegible] 農民は、[illegible] 官府 [illegible]

解 [illegible] である。

[illegible]

居 [illegible]

[illegible]

半農奴せしめた。官荘の開拓、農業は該農奴——荘頭、荘丁、佃戸の名稱を支へ [illegible] ——

[illegible]

次いで、第二期開放であるが、該開放に於ては、土地諸関係の近代的整理と再編成 [illegible]

[illegible]

特別なる保護が加へ [illegible] 時代に於けると全く同一なる [illegible] 組織を維持し、[illegible]

[illegible]

依せしめた。

然しながら [illegible] 著しく弛緩した、[illegible]

衙門より新に旗丁、佃戸に租照を発して、地を丈量し、租を課した。

次いで民国三年に国家の官荘地の整理をなし、現に紅冊旗地は、荘頭に承領せしめ、原丁、佃戸の分耕地はまた、旗丁、佃戸に分領せしめた。又既に第三者に典入された土地は荘頭の回贖を許さず、典押主がこれを承領することとなった。

地面では又原領地と浮多地とを区別して、前者には執照を給し、後者は官荘地として取り上げたる上、改めてその承領者に執照を発給した。

かゝる旗務府辦事處の官荘整理は、やがて官荘組織を崩壊し、遂に同四年四月（一九一五年）内務府辦事處は廃止せられて、奉天全省官地清丈局が設置された。官地清丈局は内務府辦事處の一切の任務を継承し、官荘の丈放に当るのみならず、開荒、余荒、淤荒等の丈放事務を司った。

斯くして民国初年より奉天省の官荘は漸次丈放整理されていったのである。開放手續、押下條件、清丈年代、手續等については次の奉天全省官地清丈局章程を参照せられたし。

奉天全省官地清丈局章程（民国四年四月五日）

奉天全省官地清丈局章程

第一條　本局ハ督撫院ヨリ呈准シテ設立セルモノニシテ奉天全省官地清丈ノ事宜ヲ辦理ス

第二條　本局ハ奉天全省官地清丈局ト稱シ督撫院ヨリ關防ヲ刊發シ使用ヲ開始ス

第三條　本局ハ奉天省城ニ設置シ各屬ニ丈放員司ヲ派遣スル場合ハ適宜事務所ヲ設置スルコトヲ得

第四條　本局ハ官地ノ清查丈放ノ事宜ヲ辦理ス全省旗地、荒地、城基、民地、及雲泉閑荒ノ地、凡テ一律ニ清查シ丈放スヘシ現在セル墾山、官荒ヲ並ニ清查シ牧場ハ牧場ヲ以テ若干ノ各州縣ノ荒地ヨリ順次着手ス

第五條　本局ニ於テ更ニ創設スル場合ハ督撫院ニ稟請シテ核准ヲ經タル後ニ施行スヘキモノトス其他一切ノ事項ハ臨時ニ決議シテ之ヲ辦理ス
一切會議ノ上辦理ス

第六條　本局ニ局長一名、副局長各一名ヲ置ク局長ハ全局ノ事務ヲ總理シ副局長ハ局長ヲ輔佐シ全局ノ事務ヲ總理ス

第七條　本局ニ第一、第二、兩科ヲ設置シ各科ノ事務ヲ分チ辦理セシム
第一科ニ科長一名、科員若干名ヲ置ク
科長ハ局長ノ命ヲ承ケ本科ノ事宜ヲ辦理ス

科員ハ科長ノ命ヲ承ケ自己分擔事宜ヲ辦理ス
本科ノ職掌ハ左ノ如シ
一、文牘ニ関スル事項
二、調査丈放ノ報告及図面冊籍ノ審査編造ニ関スル事項
三、土地ノ丈放執照ノ発給ニ関スル事項
四、関防ノ典守ニ関スル事項
五、全局人員ノ履歴及雇傭員ノ進退功過ノ記録ニ関スル事項
第二科ニ科長一名、科員ニ名ヲ置ク
科長ハ正副局長坐辦ノ命ヲ承ケ、本科ノ事宜ヲ辦理ス
科員ハ科長ノ命ヲ承ケ自己分擔事宜ヲ辦理ス
本科ノ職掌ハ左ノ如シ
一、地価徴収並送金ニ関スル事宜
二、文件ノ収発及件名ノ摘録ニ関スル事項
三、本局ノ会計ニ関スル事項
四、本局、全局員夫役ノ稽査、秩序ノ整理ニ関スル事項
五、本局全局員夫役稽査秩序ノ整理ニ関スル事項

第八條
本局ニ審判員一名ヲ置ク、丈放セル土地ニ付キ紛糾起リ、局ニ稟許スルモノアル場合ハ雙方ヲ召集シテ妥當ニ審判シ、巡按使ノ核示ヲ承ケテ執行ス

第九條　[illegible]
[illegible]
[illegible]
ベシ

第十條　[illegible]
製図ヲ為サシメタル後総ニ依リ文放スヘシ

第十一條　本局ニ調査員四名ヲ置ク、若シ官地餘荒界址ニ紛糾アルカ又ハ縦丈ノ狀迹不明ノ箇
處及其ノ他調査スヘキモノアル場合ハ直チニ調査ヲ派シ詳細ニ調査セシムヘシ
[illegible]
[illegible]

第十二條　大段荒地ノ丈量ハ六十畝ヲ以テ一號トナシ、其ノ四辺ノ餘地ニシテ、六十畝未満ノ
[illegible]

第十三條　[illegible]
二條ニ依リテ辨理スヘシ

第十四條　[illegible]
[illegible]
表冊ヲ製成スルニハ號名ヲ以テ、編號スヘシ、但シ隣縣ノ文地番號ト相関連スルヲ

得ス。別ニ毛筆ヨリ始メ図冊ニ集録管轄境ノ文字ヲ標明シ、以テ一目瞭然タラシムヘシ、若文放ニシテ漸次拡張スル場合ノ縄ヲ増シ字号ヲ別ニ定ムヘシ、表冊ノ作成編号等ノ雑法モ亦同じ

第十五條　各臨縄委員ハ表冊ヲ作成報告スヘシ。本局ハ各縄名ニ依リ戳記ヲ刊発シ清文完了後ハ之ヲ廃棄セシム

第十六條　大量スル地ハ約シク二百四十弓ヲ以テ一畝ト為シ地形ニ依リ各別ニ分図ヲ作成シ、東西、南北、長幅、段落弓数四至ヲ註明スヘシ。若シ段内ニ沙礫アリテ耕作ニ堪ヘサル地アルトキハ酌量ノ上扣除ス
但シ冊内ニ全面積ヲ記入シ以テ参査ニ備フ

第十七條　文単ハ局ヨリ刊発シ附スルニ図ヲ以テス。図記号数畝数ハ均シク冊ト相符合スルヲ要シ、一聯ハ領戸ニ発給ス。領戸局ニ出頭シ文単記入ノ地価ヲ完納セルモノニハ、地価領収ノ印ヲ押捺シ　部照ヲ補発シテ執業ヲ照カニス

第十八條　各縄官地ノ清丈ヲ為スニハ、熟地生荒葦塘タルヲ問ハス、均シク地形ニ依リ原戸ノ旨ルトコロノ境界ノ査明分段編号図冊ノ作成畝数ノ註明地質肥瘠ノ考察等則ノ分別ヲ為シ図冊内ニ詳細ニ註明シ査核ニ供スヘシ

第十九條　本局ノ規定スル冊式ハ上冊下図（上部ハ帳簿ニシテ、下部ハ図面ナリ）製図ノ時番号順ニヨリ編綴シ図面ハ彼此務メテ辺線ヲ相符セシメ、魚鱗冊式ノ如ク毎地一處ト

代數ト租額[illegible]セシメ[illegible]ハ別紙[illegible]ヲ用イテ地[illegible]ヲ[illegible]一
ニ掲クヘシ

第二十條　各地ヲ丈放スル場合ニ地勢平坦ニシテ土質肥沃ナル[illegible]一畝ニ付
地価大銀元七元ヲ納付セシム地[illegible]ニシテ[illegible]ナルモノハ中地トシ
シ一畝ニ付キ大銀元五元ヲ納付セシム　地勢傾斜[illegible]
下則トナシ一畝ニ付大銀元三元ヲ納付セシム、沙鹵磽片及山阪沙石ノ地ニシテ沼澤ノ
作[illegible]一[illegible]ヲ納付セ[illegible]
屋ヲ修蓋シ[illegible]ハ[illegible]一律ニ[illegible]地價
ヲ納付セシム肥沃ノ地ニシテ第二十三條ノ一箇月ノ期限ヲ逾ユル時ハ須ラク[illegible]
[illegible]ヨリ[illegible]ヲ發賣セシム[illegible]ハ[illegible]格高キ[illegible]
ノ給領スル旨掲示ス。

第二十一條　[illegible]ノ丈放[illegible]ニハ[illegible]適宜[illegible]
則トシテ一畝ニ付大銀元[illegible]ヲ納付セシム、[illegible]
ナシ一畝ニ付大銀元二元ヲ納付セシム、砂鹹地ニシテ小草ヲ産スルモノハ下則トナ
シ一畝ニ付キ大銀元一元ヲ納付セシム

第二十二條　各地ヲ丈放スルニ當リ、若シ蒙荒ノ辺境ニシテ交通不便ナルモノ[illegible]
法依例ノ上司ヨリ該地附近ノ時価ヲ査明シ低廉ニ酌定シ布告招領シ随時部ニ報告ス

ヘシ。

第二十三條　丈量セル官地或ハ浮多ノ各地ニ應シテハ區ヲ等則ヲ分別シ適宜所ス。先ツ原額佃戸或ハ原業戸、原墾主ナトニ對シテ報領ヲ許シ一箇月以内ニ局ニ出頭シ註冊セシム。若シ期限内ニ報領セサル場合ハ一般人民ニ報領ヲ許ス

第二十四條　土地ノ報領ハ先ツ局ニ出頭シ註冊ノ上報領スヘシ。冊費ヲ繳納ニ接シテ完納シタル後ニ大票ヲ填發ス。第一期二箇月ニ地價ヲ完納シタルトキ部照ヲ發給シ總局ニ現地ニ赴カシメ撥段シテ給領管業セシム

若シ第一期中ニ地價ヲ繳納セサルトキハ注冊費ヲ沒收シ丈量セル土地ヲ回收シ、別ニ丈放ス。

若シ第二期中ニ地價ヲ完納セサル場合ハ所領地ヲ官ニ回收ス。尚ホ該村長ニシテ、戸別ニ歎願ノ猶豫ヲ得ハ、尚ホ自ラシテ代收シ局ニ送附セシム。若シ該領戸ニシテ屢々督促サレシモ應セス遲延二箇月ヲ越ユル時ハ冊費ヲ沒收スルト共ニ其ノ給付領數ニ應シ局ヨリ地段ヲ撥發シ給領ヲ完結ス。若シ領戸ニシテ已ムヲ得サル事局ノ為第二期中ニ地價ヲ納付スルコト能ハサル場合ハ豫メ局ニ出願シ其ノ旨ヲ報告スヘシ。

第二十五條　各地ヲ丈放スルニハ一畝ニ付註冊費大銀元二角執照費大銀元一角ヲ徴收シ本局領收ノ印ヲ押捺シ以テ其ノ證據トス。莊頭領地ハ莊頭莊丁佃戸ニ分別シテ單照ヲ發給

シ差額ハ官室ヨリ繳付ス、

第二十六條　前項ノ冊照費ハ章程ニ依リ徴收シ以テ事務費ニ充ツ

領戸ノ繳付スヘキ地価及冊照費ハ、各銀行、銀號、流通ノ銀幣ハ小銀元十二角ヲ大銀元一元、小銀元一角銅貨三枚ヲ大銀元一角ニ換算シテ徴收ス

第二十七條　領戸ノ地価ヲ納付スル場合、本局ニ納付スル場合、[illegible]ヲ派シテ[illegible]ハ、[illegible]ハ各旗ニ於テ差委派遣スル場合ハ地畝坐落ノ遠近及交通ノ便否ニヨリ臨時酌量ノ上辦理スヘシ

第二十八條　文單ニ付キ執照ヲ発給スルニハ、一單一照相輔ケテ行フヘク、領戸一名ト雖モ文單[illegible]ニ付キ數照ヲ並発スルヲ許サス

第二十九條　[illegible]ノ丈量及完了シタル場合ハ直チニ図冊三部ヲ作製シ一部ヲ留メ参考ニ備ヘ、一部ハ該旗ニ送付シ、一部ハ省署ニ送附シ分別ニ保存ス

[illegible]一旗ノ清丈完了後ハ該処ハ放墾局ノ作成シ[illegible]

第三十條　[illegible]

第三十一條　本局[illegible]スル場合及地価冊照費ヲ徴收スル場合ハ[illegible]財政庁ニ咨送シ、更ニ財政府ノ査核ニ供シ且巡按使ニ報告スヘシ、其ノ徴收セル款[illegible]

第三十二條　各地ノ報領ヲ受ケムトスルモノハ中国ノ国籍ヲ有スル者ニ限ル

第三十三條　地畝ヲ報領セントスル場合ハ自ラ誓約書ヲ作成シ、富裕ノ商家ノ保證ヲ得、以ツテ偽名報領ヲ杜クヘシ

第三十四條　監繩員毎日毎繩ノ丈量ハ、大畝ハ一千二百畝ヲ標準トシ、小畝ハ二千頭ヲ以テ標準トス、之ヨリ多キ場合ハ功ヲ記録シ少ナキ場合ハ理ヲ記録ス、
但シ、降雨、降雪ノ場合ハ此ノ限ニ非ス

第三十五條　丈量開始ノ初メニ必ス公衆ニ度量衡ニ付キ一繩ハ五十八弓トシ、一弓ハ營造尺五尺トシ、弓寄ニテ畝トナル辦法ヲ説明シ並ニ毎日繩ヲ検査シ、其ノ伸縮ヲ防キ、以テ確実ヲ期スヘシ、

第三十六條　監繩委員ハ一村ニ至ル毎ニ必ス牌長、甲長、保董人等ヲ召集シ各業各戸或ハ係紛祖戸ニ対シ、清文章程ヲ明白ニ宣示セシメ並ニ段落ヲ指定シ畝数ヲ量シ以テ報領セシム

第三十七條　監繩各員一屯ニ至リ、公会ニ投宿シ或ハ民家ヲ借用スル場合ノ一切ノ食宿費ハ均シク該員司人等ノ自辦トシ或ハ保董等ヨリ方法ヲ適シ、時価ニ依リテ買入ルヘク、屯会共同負擔及屯戸ノ供給ニ依ルヲ許サス　若シ以上ノ事ニ犯スモノハ瀆職罪ニ處ス

第三十八條　土地ヲ丈量スル時、若シ紛糾争議起リタル場合ハ、監繩委員ハ公平ニ双方ヲ仲裁スヘシ、若シ不服アラバ直チニ縣知事ト会同シ條理ニ依リ指導シ妥當ニ辦理シタル後

尚局ニ報告スヘシ

第三十九條　丈放委員ハ丈放ヲ終リタル後、某種官地ノ等則畝数ニ付キ図冊[illegible]
[illegible]局ハ一[illegible]報告スヘシ

第四十條　官荒原放畝数ノ外、凡テ官営門清賦章程ニ依リ[illegible]浮多[illegible]報領升科ニ係[illegible]
明カニ四至以内ニ在ルモノハ清丈シテ別ニ編號シ、冊ヲ作成シ、以テ考査ニ備フヘシ

第四十一條　局員[illegible]至[illegible]地[illegible]判管、地方官並ニ鎮衛ノ巡警及駐紮軍隊ハ[illegible]

第四十二條　[illegible]ハ前後左右[illegible]
[illegible]若シ地内ニ官道アラハ大道ハ幅四弓、小道ハ幅二弓ヲ保留ス、均シク冊内ニ道ノ文字ヲ注明スヘシ

第四十三條　本局ノ経費ハ巡按使ノ呈准ニ依リ始メ奉天三年度概算ニ例記セル土地調査局ノ経費七万八千餘元ヲ之ニ充ツ

第四十四條　本局[illegible]
ヲ編造シ分別詳細ニ咨報スヘク、以後モ亦年度毎ニ編造スヘシ

第四十五條　本局毎月ノ経費ハ豫算数目ニ依リ支拂豫算書及請求書ヲ編造シ[illegible]
[illegible]月末ニ支出計算書ヲ編造シ[illegible]
[illegible]シタル後一併審計院ニ送付スヘシ

第四十六條　各員司ニシテ職分ヲ盡ス能ハス、甚シキハ職權ヲ濫用強奪收賄擾乱等ノ弊害アリテ発覺シ若クハ告発セラレタル場合ハ官吏徴戒法ニ依リて分別處罰ス、

第四十七條　監總委員ニシテ、若シ地方ヨリ收賄シ、等則ヲ顛倒シ偽リテ沙汰ニ割引スル等ノ弊害或ハ書記總夫ニ擾亂詐欺等ノコトアリテ査出或ハ告発セラレ事実ナル場合ハ貪贓罪ヲ以テ論ス

第四十八條　各村、屯ノ保董人等ニシテ、若シ丈量事務ニ藉口シテ、私費ヲ分擔セシメ、中間ニ立ケテ利ヲ貪ルコトアル時ハ、均シク相當ノ處分ヲ爲ス、若シ無知ノ匪徒愚民ヲ煽惑シ地価ノ徴收並ニ丈量ヲ防害スル等ノコトアリテ、査明スレハ首領ハ嚴重ニ處罰ス

第四十九條　本局人員ニシテ事務ノ處理ニ付キ著シク成績ヲ擧ケ收入數目確実ニ多額ニ上リタルモノハ局ヨリ巡按使ニ申請シテ財政部ニ転咨シ督徴經徴分徴各官奨勵條例ニ依リ奨勵ヲ呈請スルト共ニ内務部ヘ咨報ス

第五十條　本局ノ辦理規則ハ局ニ於テ別ニ詳細ニ規定シ巡按使ノ許可ヲ得タル後之ヲ施行ス

第五十一條　本章程ニ不備ノ事宜アル場合ハ随時加除改正スルコトヲ得

第五十二條　本章程ハ呈准ノ日ヨリ施行ス

三、農民移住、耕地面積の状況

康熙二一年巨流河に於ける巡検衙門の設置を契機として本県の農耕開拓の端緒が開かれ一層の開拓を加へられ漸次増加の一途を辿り、乾隆初年には巡検衙門が新民屯に移駐されるに及び一層発展を来たすに至つたのである。然るに乾隆中葉には遼河沿岸一帯で既に二、三の地域即ち奉天接壌地帯に於ては漸次増加し人口飽和に達し、遠く長春、吉林への移住が行はれたとの事である。

更に乾隆末年より嘉慶年間へかけて広大なる北支の農民が流入して全県にわたつて、農民全をして益々盛んならしめ、耕地を増加して農業生産を増加し、農産物商品化の機運を醸成した。此の清朝時代の末期、鉄道の開通はこれと前後して満洲三大港（営口、大連、安東）の開港と相俟つて本県をして自然経済より交換経済への第二次発展段階に推移せしめ新民をして、新民県城——此の都市として、又中央市場として華々しく登場せしめたるのみならず、各部落を急激に促進し発展せしめた。

叙上は本県に於ける農民移住並に耕地の増加について述べたのであるが、次にこれを阻止せしめたる事象について述べてみれば、先づ災害——光緒二八年に於ける柳河の氾濫であるが、下流の流域地帯は農業耕地並に全く一つの河床と化し余儀なく氾濫し、家屋、農具が流失、穀物が流失、家畜が流出、更に甚大なる新開地の耕地、家屋の大部分を農戸に与へた損害であり、又これがため農耕を放棄する農民——仕事を持つ所謂三省様への移住は増加し、かなり耕地の放棄に至

つたとの事である。

更に耕地砂質化せる耕地も多量に上つたとの事である。

災害――水害に次いで民国一四年の郭軍の反乱も縣下の農戸に、かなりの打撃を与へた、然しながら、これが為他縣へ移住したる事例は無かつた。

四、中心都市の発達

本縣に於ける中心都市として挙げられるものは縣城である、縣城が本縣に於ける中心都市として登場するに至つた過程――中心都市の発達過程の究明はこれが脊右地をなす本縣に於ける、農村の成長発展の段階を述明するもので従つて精刻なる分析がなされねばならぬ、然しながら遼東地帯を占める遼河の東南地域は大奉天に接続してゐるため大都市影響を被ること甚大で、農村の成長発展も大奉天の護の下に成長がなされたゝめ、縣城の影響は全く無い、従つて該地域の分析は后述に譲ることゝして、先づ遼河の西北地域（調査地も該地域の一部を占めてゐる）の発展過程より分析をはじめやう。

斯く該地域の中心都市たる縣城の発展過程の分析をなしつゝ、本縣の発展段階を究明して見れば

(a)、康熙より乾隆初年

(b)、乾隆中年より嘉慶年間

(c)、道光より咸豊年間

(d)、同治より民国末年

（ロ）事變前より現在

のごとき四つの段階を經て現段階　即ち第五期發展段階に到達しつゝある。

第一期段階は嘉慶一一年に巨流河に設置せられたる遼河衙門が、乾隆初年に新民屯へ移轉し
漸く本縣に於ける政治的中心地として新民屯が登場した年間である。當時に於ける、經濟的中心
地——市場は巨流河と新民屯に形成された縣城・鎮地、人口が集散された。
燒鍋、小雜貨舗もあり從って縣内の部落は極度の他の日用品を新民屯に於て購入し
糧穀の賣買は新民屯で行はれたが遼河衙門の移轉とともに漸く盛んになり、當時糧棧一〇
都市となった。

從って第一期段階とは自然經濟の自給的な封建的な農業社會と見ることが出來る。

第二期段階は咸豐年より數年、商業、高利貸資本の發展によって人口の增加を見た
燒鍋、油坊、雜貨の新興とによる農業の商品化への傾向を有した。

即ち自給經濟から商品經濟への推移の段階にあった。

第三期は光緒一二年（一八八六年）に伴ひ、商品經濟と世界市場との結合と加工
れたる農業、工業の生産部門として、急速に發展せしめ資本主義化への過程を辿った。
開港を契機として、本縣の農業、市場生産の方向に急速に促進し農産物が商品化したことを見逃せ
ない事實である。

合併經濟の發地への展開、遼河を通じて營口市場との結合等々縣下農村の經濟發展は

れ、殊に遼河の水運な本縣に於ける商品流通の成長に拍車を加へた。

第四期は日清戰爭を契機とせる急速なる經濟的發展と、奉軍閥政权に於ける極度のインフレに因る、經濟恐慌への還元期である。

即ち經濟發展の上昇期であり、下降期である

日清戰爭（一八九四―一八九五年）を契機としての交通機関の資本主義化。

即ち、

大連の開港（一八九九年）及び稍々遅れての安東の開港

東支鉄道の完成（一九〇一年）

奉天新民屯間の鉄道開設（一八九九年）

奉山鉄道の開設（一九〇三年）

日露戰爭（一九〇四―一九〇五年）

等々は日本經濟と接觸せしめたるのみならず、国内市場より、外国市場へ全く結合せしめた。

斯くて本縣は開港、鉄道の開設に伴い急激なる發展をなした、新民屯は一躍膨張して新民縣に於ける、唯一の近代都市として又中心市場として登場し、農村も亦極度に金錢經濟化し、急速なる發展をなした。

鉄道の開通に伴ふ、縣城商工業の發展につき、二、三の古老より聽取せば、開通当時商工業―糧棧、油房業が最も發展したとの事である。

桟房は一〇〇戸も激減し殊に桟房として湖産業を兼営するものが見当らない。

三、桟房

道光一二年	一〇戸
光緒二五年	二〇戸—三〇戸
仝　三四年	八〇戸—一〇〇戸
民国一九年	六〇戸
現　在	四〇戸

雑貨舗を別個に三〇戸を算へ民国一五年に於ては四〇戸を算へるに至つた。

又本業は糸房は開通前は全く無かつたが、開通后は二〇戸の新設を見た、更に開通された遠隔地の出代作は先づは此市場に集貨せる粮穀の移出先を拡大せしめた。

鉄道開通前は粮穀類の移出は唐王寨碼頭（現在の一区）より遼河を下して営口にのみ搬出されてゐたが、開通後は営口に、大豆は大連に、小米、高粱米は奉天に、高粱は奉天に搬出さるるに至つた。次いで[illegible]は農産物と相伴つて日本品の不断流入を見るに至り、其販路を著しく減退せしめた。

日本品——綿布類、糸類、マッチ等は開通直後の光緒三〇年より流入し、民国六、七年頃は最も急激した。更に民国中頃より其勢は衰へて、石油、砂糖等の進出も著しくなつたと認められる。

日本品の進出は布類を主としてゐるため、其の在来の土着工業に対しては影響を与へなかつた。

更に開通は作物の種類及び作付歩合を変化せしめた、即ち開通前、高粱、大小麦、包米、大豆、谷子等の順序を以て作付されたが、開通后は黒豆等の新作物を増加し、作付順序も高粱、大豆、黒豆、大麦、小麦、谷子、包米となった、更に民国四年に至りて、大麻子、稗子等が新に作付された。作付の変遷と一緒に農家の副業——依用も漸次衰退した。

鉄道の開設に次いで中心都市たる縣城を発展せしめたる要素に、官銀号、辺業銀行の糧桟、雑貨舗、其の他の商工業に対する融資助成がある。

本縣は張政権の実権者である張学良の出身地のみならず、更に当時の東三省官銀号總辦彭賢（彭相亭）の出身地でもある関係上、商工業の育生発展には、かなりの助成をなしたりである。殊に糧桟、雑貨舗、油房等に対する軍閥官僚の出資は本縣商工業の発展に大いなる拍車を加へた。

叙上は要するに同治より民国中年に至る発展期は概貌であるが、民国一一年の第一次奉直戦争を契機として、第四期段階は下降期に入る、即ち張政権の確立は先ず、奉軍々備の充実を急務とする。

第一次奉直戦争后、大小数多の戦乱は、これが拡充強化のため紙幣の乱発を強行せしめ、極度のインフレーションを現出せしめた。

インフレ景気の現出は物価の騰貴、金利の昂騰を来し、農商工業者等の小生産者を破産せしめた。

斯る経済的に減退時代が民国末年の姿態であった。

第四期段階は発展より減退に至る多彩な時代であった。

愈々現段階——第五期段階に入る

第五期段階は満洲事変を契機としての張政权の役落と、満洲国新国家の生誕となり、新国家の成りなる統制下に於ける近代産業の勃興期である。

新国家生誕と共に於ける国際農業恐慌は特産恐慌の姿態にて事変直後に於ける一層の下降傾向によって都市商工業、農村をして極度の不況に陥らしめた、殊に新国家生誕後、官銀号、旧紫銭はかつての四大銀行の登場は根様に於ける特産生産、雑貨舗に於ける雑貨購入資金なる、旧流通（一地帯）金融をなしたるため、資金難に陥りて閉業するもの二、三戸を算へないのである。

臺西地帯の農村が縣城へ殺到し、日用雑貨品を購入して居た事は——農村一事は西に至っては存してゐたのに対し臺東地帯は前述の如く、八面城、奉天の諸城下に頼るのであった。臺東、臺西地区は臺河を中心に未だに全く交通的にも経済的にも聯絡がない。臺下に於ける農村にはゆかぬのである。

従って臺東地帯の農村は根源に於て、日用雑貨の購入も凡て奉天に於て行はれてゐたのである。こんなわけで、臺西地帯の農村に比し、農村の発展も急速である。

農村が近代的色彩を以って来しつつあるのも時間的に見て、確かに臺東地帯の農村がはやかったが、従って鉄道の開通は臺西地帯には多大な影響を与へたが、臺東地帯の農村には余り与へなかった。臺東地帯の発展が奉天的とするならば、臺西は新民縣的発展をなしたといふ事が出来る。

縣城に於ける商工業一覧表を掲げて見れば

新民縣街商工業統計表

商業種別	同業家數	商業種別	同業家數	商業種別	同業家數
油房	九	上雜貨業	三二	洋燭工廠	一
糧棧	三五	下雜貨業	一〇六	洋襪工廠	四
當舖	一三	古玩舖	一	線氈工廠	一
糸房	二一	鮮貨舖	三四	客棧	二四
金店	一〇	青菜舖	二四	產科藥房	五
燒鍋	二	熟皮舖	二	五金行	一
酒局	四	生皮業	二一	刷毛舖	一
轉運業	七	木舖	二二	絺子舖	二
小貸代理店	一	澡塘	四	鏡子舖	一
磁器舖	一	照像館	三	石印局	一一

五金舖	一	估衣舖	一二	吃食舖	二六
刻字舖	一	書局	一	西藥房	一一
筆舖	三	錢舖	二	中藥房	四五
帽舖	一	酒店	二	鐵爐	二四
鏡舖	一	鐘錶修理業	一〇	菸舖	二
鞋舖	一	洋車修理業	二	飯館	五五
皮貨店	一二	豬肉舖	九	花店	一
茶館	二	糕點心	二〇	攤販業	一
雨衣舖	二八	麵館	九	煤局	一
照相館	五	醬園	一〇	毯子舖	
裁縫舖	四	染房	九	鞍靴舖	一
洋鐵舖	一二	畫舖	三	炸烟舖	四
剃頭舖	一一			合計	七八〇

五、政治組織の変遷

県史より「県制度沿革」の項を抜粋してみれば

清の建国後康熙二一年に本県の三元宮に巡検衙門が設けられた、これが本県に於ける行政であるが乾隆初年に該衙門は新民屯に移駐された。

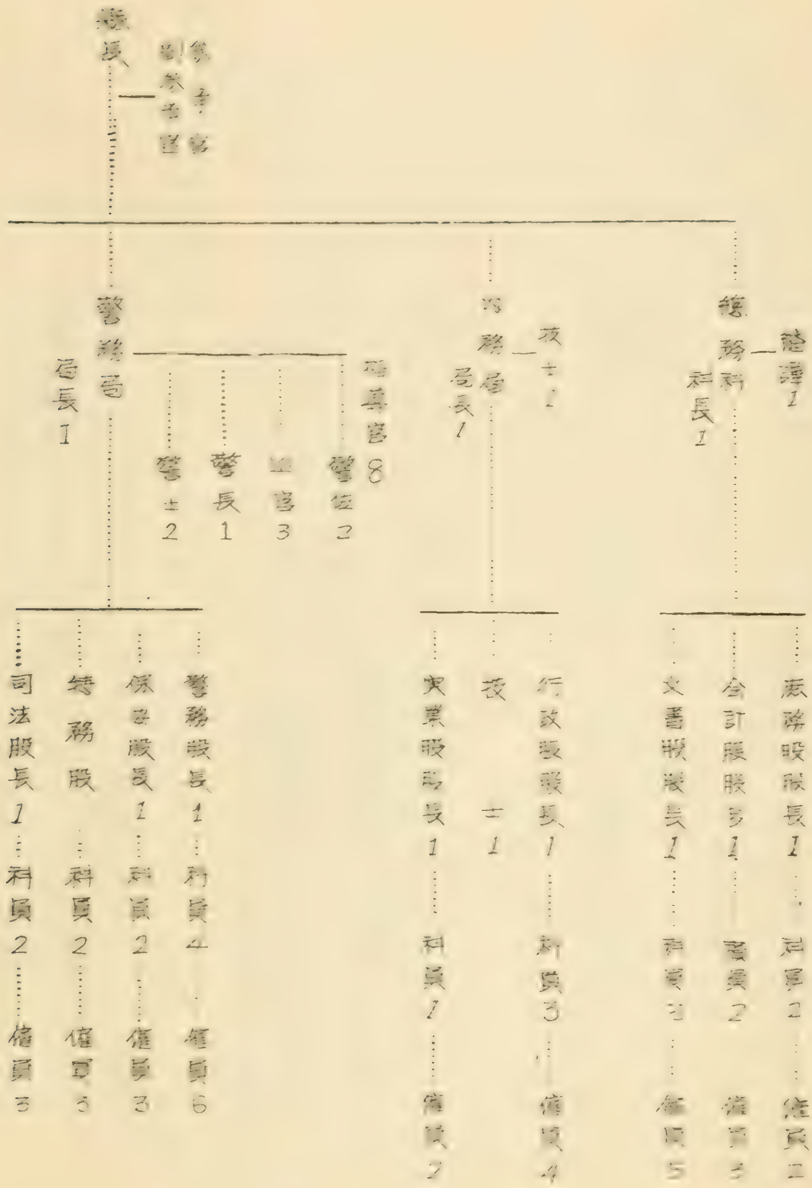
嘉慶一三年に新民庁が新設され、吏、戸、礼、兵、刑、工諸房の六房を設け、更に各房には雑役及び書司等を置いた。

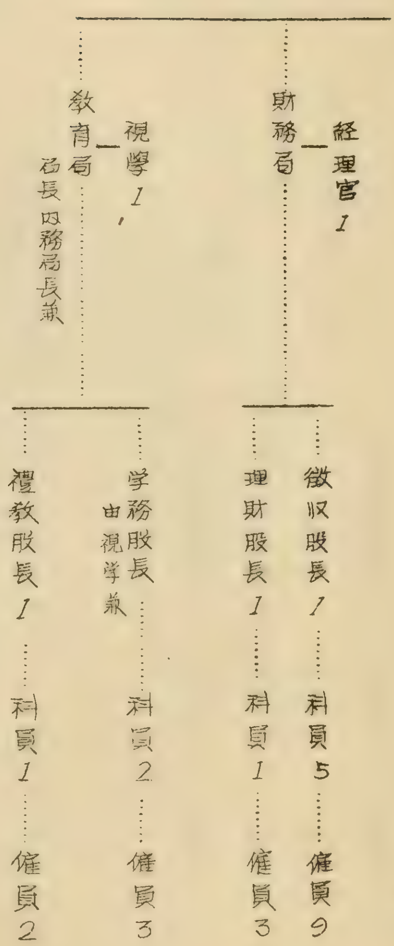
その外並快、壮、捕の三班を設けて盗賊匪賊を辦理せしめた。光緒三二年に知府沈金鑑は庁班を廃して、辦公處を設置して、承審一員を置きて訴訟事件を処理せしめた。光緒三四年、辦公署に統計課を新設した、宣統元年に至り司法は独立し、人寺林に地方審検各庁を設け訴訟を辦理せしめた。

民国三年に府を県に改称し本県は一等県となる、今年八月審検各庁は撤廃され訴訟は県にて兼理するようになった。民国十二年に司法公署を設立し再び民刑訴訟を辦理した。

叙上で歴史的に於ける本県の行政組織変遷であるが、これが満洲事変を契機として、新国家の生誕により、全く一変した、即ち、九、一八事変直後、県政は県政府の組織とともに撤廃され十一月二十四日に県政有志者、或は地方士紳により、地方維持会が組織され、翌十二月奉天地方維持会指導部の下に自治執行委員会に改組された。委員会には総務、財務、教育、警務の四処を置いた、次いで大同元年一〇月に自治執行委員会は

縣公署に於ては縣務科を新設して、民務、財務、教育、警務の四科を置くことになつた。
更に政治組織の強化——中央集権制の強化は地方行政組織を次表のように改組せしめた。





斯くして行政組織の確立

a、行政区劃を介轄し奉天省暫行街村会により郷村制度樹立した。

b、各村に村公所を設立し村政と村財政权を附与した。

六、政治的权力の推移

これが推移に伴ふ影響を見るに、民国初年に於ける土地の開放は軍閥、官僚、地主、商業高利貸を新に登場せしめ、殊に袁政权の出現は本縣に対し多大の影響を与へた。

先づ官銀号、辺業銀行を動員しての本縣の商工業への融資をなしこれが発展の助成をなした。

又これが反面に於ては、縣城駐在の張麾下の一旅団が軍草等の徴発をなして、縣下の農村に多大

た役割を与へたるが外、台湾は既に詳述せる如く日清戦争々、直接、間接に多大の影響を与へ、[illegible]

あげある。然し[illegible]又、一八[illegible]の生起せる[illegible]義一個の成告であり、満洲より[illegible]敗退し、[illegible]

陸せる帝国家の生誕と、これに、亦しく重要、自強の政治的な新[illegible]一掃せられ[illegible]貿[illegible]

ことも[illegible]顕著であった。

七、政治的活躍

1、商務会の設立（光緒二六年）

[illegible]

のやうさへ[illegible]

とせられる。

[illegible]

[illegible]

会長の資格は県城に於ける、有力者或は県城に於ける最大の商工業者とされてゐる。

商務会は

(1) 県城内に於ける[illegible]的機関

(2) [illegible]に対する全[illegible]と違反する機関

により第一回とは密接なる関係を結んでゐた。

各銀行、辺業銀行が穀物出廻期に対して、県城穀物に[illegible]金銭を融通する

のは商務会の裏面工作があるからである。
事変直後、縣城商工業六〇戸の両銀行よりの、借入未済金は一〇〇万円を超過したとのことである。

2、防穀令の発布

本縣に於て防穀令の発布を見たのは民国二、四、八年の三回で、何れも水害に因く作物の減収多大なる秋である。

民国二年に於ける該発令は、食料作物である高粱に対して縣外移出――販売を厳禁したことと、縣内に於ける高粱の販売価格を一石一四〇吊（新民屯帖）と規定したことである。

又民国四年に於ける防穀令は民国二年と同様であるが、民国八年はたゞ高粱の販売価格のみを一石一六〇吊（新民屯帖）と規定したのみである。

3、新民屯帖の発行

貨幣の不足を補ふために、民国三年より、仝八年迄政府の許可を得て、官銭局を設置して、新民屯帖の、発行をなした。

當時奉天、小洋一元が新民屯帖の大六吊に當ったとのことである。該屯帖の発行は縣城に於ける糧桟、雑貨舗、油房等にかなりの便利を与へたとのことである。

4、紙幣の乱発に伴ふインフレーション

第一次奉直線（民国三年）を端緒とする大小無数の戦乱は紙幣を乱発せしめるに至った。

旅に奉軍々備の拡充はこれが ―― 奉天票の乱発を強せしめた。
紙幣の乱発が貨幣価値を低落せしめ物価を騰貴せしめ、極度のインフレを現出せしめたことと
高金利の昂騰と相俟って、農民商工業者の小生産を破産せしめ、生活的窮迫にまで追込んだ。

5、郭松令の反乱（民国一四年）

該反乱については前述した如くであるが県城にも甚大の被害を与へた。即ち民国一四年
一一月より一二月迄、張学良軍二、〇〇〇人、七〇〇頭の騎馬の駐在は糧秣其他の負担に ――
人民に対する現物徴収等々を強制せしめた。

6、官銀号の糧穀大収買（民国一七年）

東三省官銀号の糧石収買は県城に於ける糧桟に委託買収せしめたもので、収穫の殆どは
高粱の一種のみで、価格は、

糧桟が農民より直接買収せる価格は一石一九円（奉天票）

官銀号が糧桟より買入せる価格は一石二〇円（奉天票）

である。
該大収買は事変前に於ける本県の最好景気を現出せしめた ―― と県城に於ける二、三の
糧桟商は語っている。

7、満洲事変の影響

事変に関聯して、治安関係は次項と謂ることとし、事変の直接的影響をみれば、県城への影響

——戦争による被害は全くなく、縣人の動揺も無かつたとのことである。

8、治安

事変直後、露酋子匪と奉天軍の敗残兵を主とする、匪団が一、〇〇〇人ばかり縣城に一夜滞在して剥奪をなしたとの事である。

日本憲兵一名死亡し、其他日満人にも多数の負傷者を出したとのことである。

其他縣下農村にも、事変后露酋子を匪首とせる匪団が毎々定期的に出没し、家畜の剥奪等を恣まゝにして農家の経済に全大の影響を与へた。

第二篇

第二編　屯

第二章　屯の概況

第一節　位置

（東経百二十二度四十八分、北緯四十二度三分）の地位、[illegible]高台[illegible]五支里[illegible]

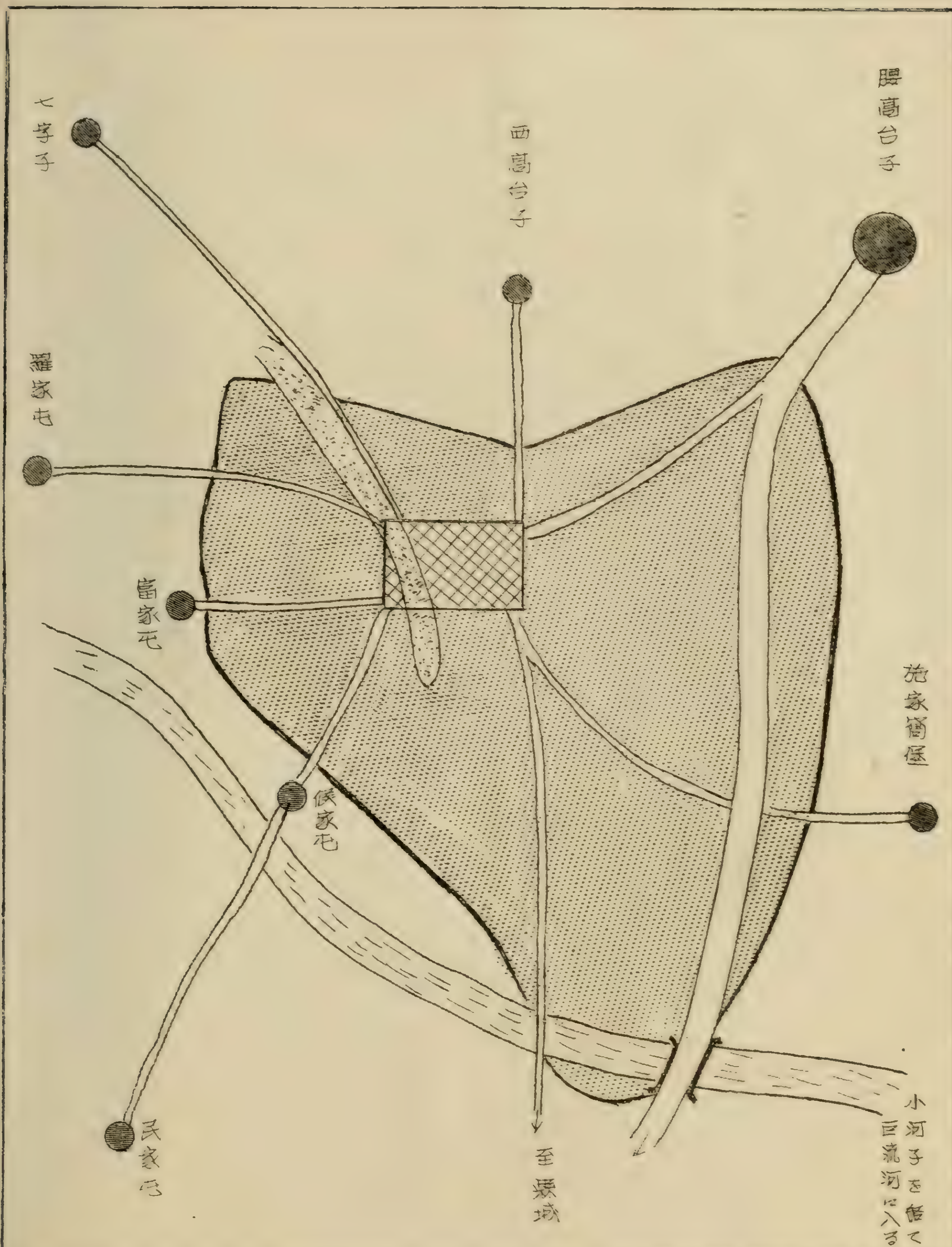
[illegible]

[illegible]窩棚と、西方は富家屯及び羅家屯と境す。南方は以前の[illegible]、現在の[illegible]

[illegible]北方は[illegible]、又西南方の一部は[illegible]家屯及民家屯に接す。

[illegible]施家窩棚へ四支里、富家屯一支里、羅家屯五支里、西[illegible]台子三支里、

[illegible]黄家屯一支里


腰高台子
西高台子
七家子
羅家屯
富家屯
施家窩堡
侯家屯
民家屯
至県城
小河子を経て
巨流河に入る

第二節　地勢

屯内一般に局部的の起伏を除く外、殆んど大なる凹凸なく平坦なり、而して一帯に西北方多少高くして、東南に向ひ極微の緩傾斜をなす。本屯は民家屯、侯家屯並びに羅家屯と共に他の四隣屯に比し幾分低凹の地勢によりて[illegible]以つてなる。

屯内には河無きも西南方、民家屯との境界には柳河の一小支流あり、冬期は水無きを常とす、又夏期に於ける流水も、新河本流に増水することなければ僅少にして殆んど流水無きこと多く、[illegible]の南方を過り、小河子を経て巨流河に入る。

屯の西方に偏し、民国十[illegible]年[illegible]氾濫に際して氾濫水の流下せる痕跡あり、現に[illegible]横はる。但し中半以南には河坑なし、該年次の氾濫流水は屯の中、半迄を以て止りたる為[illegible]

屯内西部に約二十天地の鹹地あるも六年前及び十二年前の大水害後はアルカリ土流[illegible]甚しからず小程度のものなり。

現在屯内南方地区に二十三天地前後の廃耕地あり、これは水害を被りたるも全くの砂質土にして、[illegible]するも[illegible]、砂は[illegible]に[illegible]吹き[illegible]、耕作不能に陥りたるものなり。

水泡子附近低濕地は見受けられず、但し屯の東方地帯は国道（警備道路）を中心として、多少低地の[illegible]気味ある地区なり。

屯内至る所に柳樹あり、楡樹、楊樹は少きも風害防止の爲め、耕地或いは房子の周圍に柳條を植樹せる故、柳樹は屯内隨所に見受けらる。

腰高台子へ到る道の北側及、侯家屯へ到る道の西側に多少著しき丘陵あり、又屯西部に在る高姓の共同墓地は緩傾斜の高台地なり。

第三節　社會構成

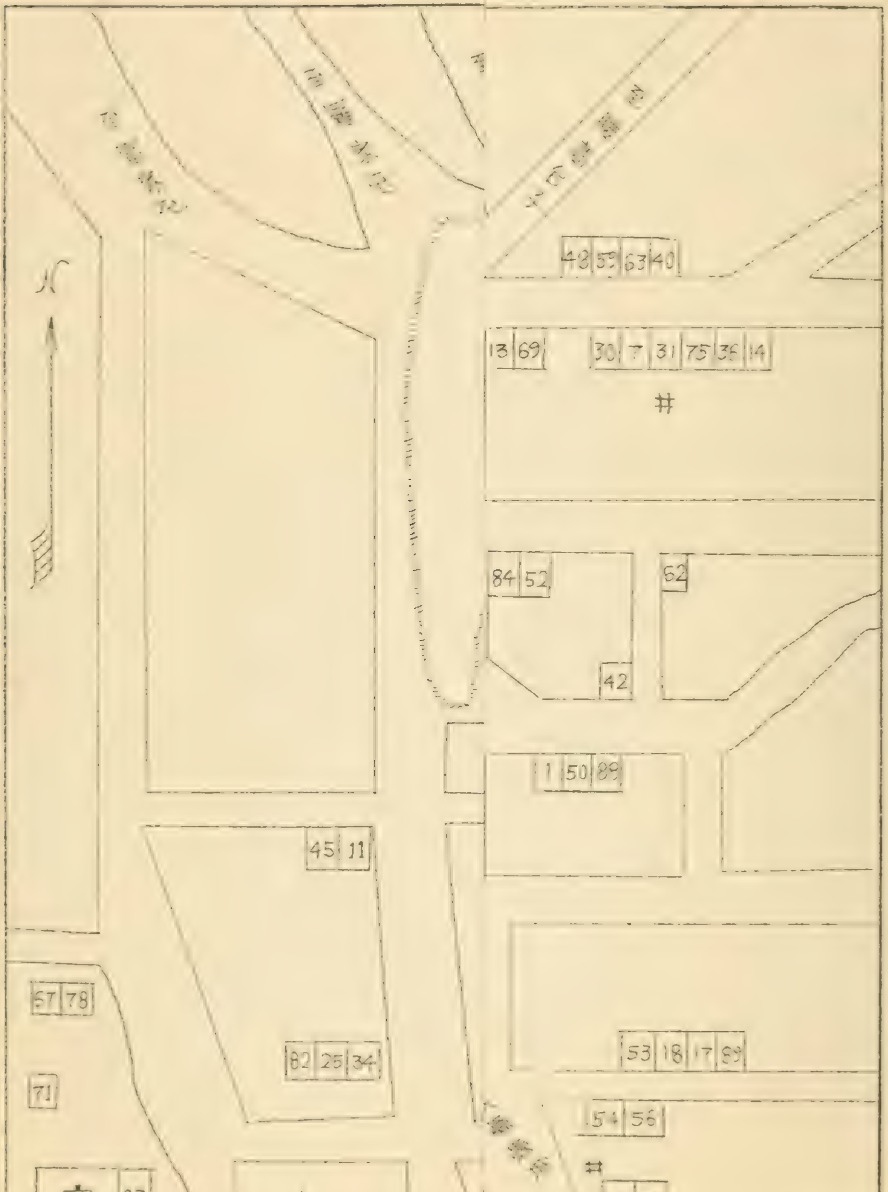
一	高百齡	二五	李　金	四九	周岐俊
二	高維祀	二六	李廷貴	五〇	王維山
三	高廣仁	二七	高榮珍	五一	于　祥
四	高清珍	二八	李亭蘭	五二	莘　香
五	高廣賢	二九	陳洪恩	五三	李昇平
六	高洪齡	三〇	高維廷	五四	岳　昌
七	高有珍	三一	高庫珍	五五	崔玉和
八	高魁珍	三二	夏鳳山	五六	孫　德

九	李 朴	三三	岳 貴	五七	岳 [illegible]
一〇	高 香 九	三四	李 銀	五八	高 維 春
一一	李 河	三五	姜 忠	五九	孫 仙 貴
一二	高 阜 齡	三六	高 勤 珍	六〇	高 夢 齡
一三	高 鳳 齡	三七	高 萬 珍	六一	于 慶
一四	高 財 珍	三八	李 福 春	六二	馬 慶 春
一五	陳 玉 堂	三九	李 坤	六三	馬 玉
一六	高 鳳 吉	四〇	高 維 德	六四	李 忠
一七	高 維 慶	四一	周 啓	六五	蔣 興 本
一八	高 維 振	四二	劉 才	六六	李 德 春
一九	高 維 九	四三	陳 福	六七	張 玉 傑
二〇	張 輝	四四	岳 順	六八	刘 国 賢
二一	劉 [illegible] 有	四五	丁 占 河	六九	史 永 祥
二二	高 興 珍	四六	李 慶	七〇	李 廷 芳
二三	李 湖	四七	高 維 森	七一	刘 貴 榮
二四	王 金 成	四八	張 得 禄	七二	閻 維 成

七三	高維義	八〇	梁　肩	八七	李玉和
七四	崔玉嶺	八一	高成発	八八	符玉堂
七五	高平玲	八二	李　大	八九	施漢卿
七六	張廷魁	八三	李芳春	九〇	夏慶要
七七	高維大	八四	毛春貴	九一	夏慶貴
七八	李　発	八五	刘　喜		
七九	傅和英	八六	陳　貴		

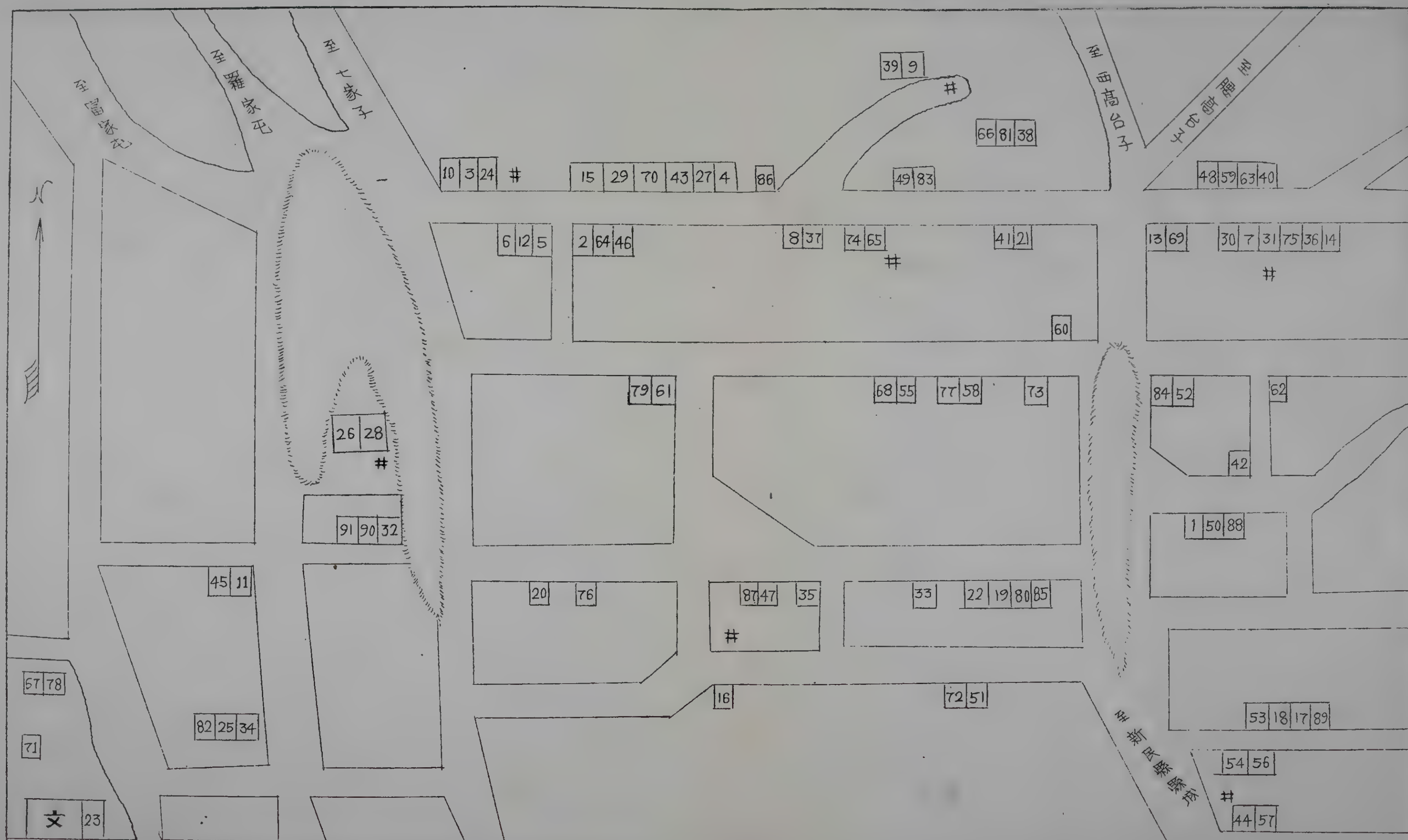
社会構成に於ける農村落各層の分析的な態様は戸別集詳を参照し、此處では村落の第一次的な構成に止めたにしかすぎない。

孝



48 53 63 40
13 69
30 7 31 75 36 14
84 52
62
42
1 50 89
45 11
67 78
82 25 34
71
文 23
53 18 17 89
54 56
44 57

奉天省新民縣第一區腰高台子村二道河子村落構成圖



第三章　沿革

第一節　開拓史

一、開拓以前の状況

開拓以前、即ち前清時代に於ける土地の所有関係を一瞥するに本地方は[illegible]明の時代には本屯の属する蓋平一帯の地には、官田と称する牧馬厰地、皇莊地があつた。これらの官田は馬群或は其他の用務を営むと其性質を同じくするものであつて[illegible]に供してゐた。

清朝の興るに及び内務府に属する官莊となり清朝内廷の私用に供する租賦の貢納を目的とするとなつた。即ち皇室の附属官房たる内務府の管轄下に置かれたのである。

當時（開拓以前）の本屯は全くの葦塘地で南の葦塘川と東の葦塘川とに挾まれ一帯は非常なる湿地であつた。この湿地帯に葦が野生し野獣一群が[illegible]川の魚類を捕食して跳梁してゐるものゝ如く、従つて人家は一つもなく、只漁夫の[illegible]小屋がある位であつた。

本屯への移住は康熙八年に於ける、[illegible]の富商[illegible]氏により始めてなされたものである。現在の[illegible]家の祖先たる[illegible]及[illegible]移住し、本屯の開拓に従事したものである。當時本屯附近は全く[illegible]されず、荒野の儘放置され人家とても無い、全くの原野であつた。

順治中年より康熙年間にかけて、殊に康熙二一年巨流河に巡検衙門が設置されるとゝもに、本屯附近の地も漸次開拓されて本縣の人口耕地も増加の一途を辿った。

當時の市場

部落民の糧穀、毛皮類の販賣、塩、綿布、雑貨等の購入は本屯より南方一二支里の地点にある新民屯（現在の縣城）に、更に北南に位する巨流河に於てなされた。

新民屯は全戸数五〇戸内外の小部落で、小糧棧、小雑貨舗等があった。又巨流河は新民屯に比し稍々大部落にして一〇〇戸内外を算し、糧穀、毛皮類の販売交換が行はれ、當時本縣の中心市場を形成してゐた。

二、土地の開放——第一期開放

縣の沿革に於て前述せる如く、二期の開放に分けられる。

即ち第一期の開放とは官府移民の官荘地への開放であり、第二期の開放とは官荘地よりの開放であるところそれに、未墾地よりの開放であった。

順治八年、順治帝の官府移民により渡満せる山東省、登州府出身たる高世能に本屯附近一帯の地は開放された。

當時順治帝は遼西一帶の内務府官荘地に年々の水害に因り生活極度に窮乏せる山東農民に佈告を以て渡満者を応募し、渡満者に対しては廣大なる官荘地を開放する旨を述べた。

これが為め多数の應募者を見、本屯に於ける最初の入植者たる高世能も該募集に應じて單身渡

満したのである。

浸濟と共に亞東内務府も大擧土地を余け、又現在の二道子モ（高世能の命名）附近の荒地に
地帶がこにつり小草溝川一帯までを含むもの一帯の荒地一、五〇〇晌を開放させ、直に開墾に着手
したのである。

開放された荒地は同年後一〇年にして開墾を完了し、其後二〇年にして天地外の開墾を
完了したとの事である。この完了を見た頃山東の同郷より李、崔（現在の李、崔の祖先）の二人
な農家の農具と共に三道河子に来住して来た。其の後農戸の増加に一八七〇年頃には、
附近一帯の開放農地も漸次開発せられてゆき、康熙二一年に三道河に衙門が設置せられるこ
ろは附近一帯の地も、かなり耕地化されたとのことである。衙門の設置とゝもに高世能への開放
地も、該衙門の管轄下に入った。

三、開拓者、開拓資本

さて前述の開拓者は前述の如く現高家の祖先たる、高世能と高は山東登州府の出身であって、
山東に於ては純小作農（一説には自作中農とも言ってゐるが丁度が古いので不詳）で年々水害疲
弊の為め作物を浸漬後一族挙げてやうとして單身（三十才だったといふ）移住して来たも
のである。

これがなんら資本の開拓資本と名付くるものは、全くなく極めて零細な生活費と農耕資金位のもの
を持参したにすぎなかった。

官府狭民なるため、土地も給与されなかつたが、必要がなかつた。従つて商業資金との関係もなく、又開拓者と官吏及頭目との関係も全く見られない。

四、土地の取得

前述の如く本屯附近一帯の官荘地——葦地一三〇〇晌は嘉慶年間に次の如き条件にて開放された。

(1) 内務府旗籍に編入し、以後帰化旗人として遇す。
(2) 荘頭を任じ、特別の事故無き限り代々該荘頭の栄職を相続せしむ。
(3) 該荘地の業主権を認む。
(4) 該荘地の開墾は可及的速かに之を行ふこと。
(5) 農業労働者をして、該荘地の開墾を為さしめたる場合、該労働者が耕作を希望せるときは該地の永耕作権を享受せしむること、
　但しこの場合に於ては荘頭は該地の小作料を徴収することを得。
(6) 開墾完了の土地に対しては三個年後一天地当銭差として一吊、豆差として黒豆を些少（量不詳）を小作料として内務府より徴収した。

叙上の條件より凡て荘頭の許可を受けて土地は開墾され、開墾を了せば荘頭より巡検衙門に届けでるらしい、開墾後三個年より一天地につき、前述の銭差、豆差を納入して永佃権を取得した。巡検衙門に届出後は荘頭は自己所有の地帳に永佃権取得者の氏名を記入し、毎年一回銭差、豆差、

を徴収して衙門に納入した。

不毛に於ける土地の売買は墾荒する永租権の売買で、決して土地所有権の移転を意味しない。永租権の地価とでも云ふべきものは、一天地當十吊（銅銭）とのことで、[illegible]の支払をなしてゐたらう。

これを要するに本省に於ける土地の取得は全く簡単で県下の申請、復雑なる手続等も無く取得面積を測量で定め、一定の地価を納入することなく単に銭差、豆差を納入することによつて、永租権を取得できたのである。

永租権については使用收益権の處分の範囲は前述の如く売買（兼ま権）は許されてゐるが典押は禁じられてゐる。

五、開墾状況

開墾に関しては二八〇年前の古書に属することとて依拠すべき資料等も全く皆無で、従って本[illegible]の古老より聴取せる談合を綜合して見れば、高家初代の高世能は二十六歳にして[illegible]自力を以て給上の荒地一〇天地を四個年にして開墾した。移住後十余年にして結婚するなど、三十五歳後壮頭となる迄は家族の労働に伴はれ五〇天地内外の開墾をなしたとの事である。何れも自家労力に據り、雇傭労力には餘り依存しなかったとのことである。

当時の開墾は全く牛畜を用ひず、鍬頭を以て、一歩一歩開拓をなして行つたとのことである。

本屯に於ける開墾終了の年数は明らかならざるも、草分農家たる、高家の五代にして開墾は一先づ完了したとのことである、高家は現代十代の戸主を迎えてゐる。

これ等の開墾状況に関しても、年数古きため古老の聴取も詳細は不明であった。

本屯の開拓終了時の面積は二九〇天地で現在の熟地面積と同一である。

次いで第二期丈放に入るが前述の如く、該丈放は土地諸関係の近代的整理であるとともに官荘下に於ける半農奴――農民の解放である、民国四年内務府辦事處を廃止して仝年四月新に奉天省官地清丈局を設置して官荘の丈放に当らしめた。

六、清丈什科

本屯に於ける清丈は民国五年より七年迄の三個年に亘り、行はれたもので、奉天省官地清丈局より直接本屯に職員が出張してなされたものである。

従って他縣に於て見られるやうな清丈分局は新民縣には設置されなかった。

清丈什科に関しては「縣の沿革」の項に於て詳述せる「奉天全省官地清丈局章程」を参照せられたい。

清丈の費用として農民より直接徴集したるものは毎畝冊費（登録費）として奉天大洋二角照費（地券費）として一畝に付一角である。

清丈に使用された器具としては測縄位のものである、清丈の方法は予め地形別に分圖が作成せられ、監縄員により一縄毎に確実に審定された。

該地は丈量を開始する前に必ず反数に対し、戸長をして立会せ毎日朝夕検査して地の伸縮を防止した。従って丈量は吾人の想像以上正確なものであった。

測量が丈量して始めての面積の外に浮多ある場合は面積に応じて酌量して褒賞してゐた、即ち、浮多地に対してはす等則を分別して 原納租戸、原業戸、原墾種戸、に歎量を許し一ヶ月以内に註冊せしめ、若し期限内に報領せざる場合は一般人に対して報領を許可してゐた。報領の場合の地価は普通官地の地価と同様台湾現大洋で次表の如くである。

	熟地	生地
上則	七元	三元
中則	五元	二元
下則	三元	一元
下々則	一、五元	〇、五元

一線ノ丈量簿ガ完了シタ場合ハ直ニ図冊三部ヲ作製サレ一部ハ本部ニ、一部ハ駐在所ニ、一部は所轄縣へ送付され各別に升科はなされる。

升科は田、[illegible]則は丈量完了の翌年より、生蕃地は二年後なされるが、[illegible]民田八年より升科せられた。

七、屯の形成

前述の如く本屯への最初の来住は順治八年で、高氏の祖先たる高世能が単身移住して来たのである、それより十年後、即ち順治一八年に高は結婚したといふ、その後三十年を経て李、崔が山東の同郷より高を訪ねて本屯に来住して来た。

開拓者高世能の末裔たる高香九が本屯の形成につき語るところを綜合すれば、概略次の如きものである。

	農家戸数	開墾地
一代	三戸	五〇天地
二代	一五戸	一〇〇天地
三代	二〇戸（一〇〇人）	一六〇天地
四代	二五戸（一二〇人）	二一〇天地
五代	四〇戸（二〇〇人）	二九〇天地（開墾終了さる）
六代	四五戸（二五〇人）	二九〇天地
七代	五〇—六〇戸（[illegible]〇人）	二九〇天地
八代	六〇—七〇戸（三五〇人）	二九〇天地
九代	七〇—九〇戸（三九〇人）	二九〇天地
十代	九〇—一〇〇戸（四八〇人）	二九〇天地

屯として形態を整へて居たのは宣統元年の頃であつたと云ふ。當時へ乾隆末年（一　）嘉慶初年）本屯を中心として一帯の沃地に山東農民が最も多く流入したと言はれてゐる。

第二節　屯に於ける主要事象

屯の古来の歴史を遡れば、主なる歴史的諸事象に就て列擧して見れば

(1) 日露戦役の戦害（一九〇　―三年）

(2) 交通機関の近代化――鐵道の開設

(3) 民國十四年の郭松齡の反亂

(4) 日支事變に於ける匪賊の擾亂

(5) 滿洲事變前後の動亂

である。

これ等の諸事象に對して少しく敍述して見れば

一、日露戦役の戦害

[illegible]

[illegible]

実期には日照時数長く、全く気象状況が作物の成育に適順したるため一天地當り次表の如き收獲があつた。

高粱	五石	（現在三石）
黄豆	三石	（〃二石）
黒豆	三石	（〃二石）
稗子	六石	（〃四石）
穀子	四石	（〃二、五石）

次いで民国三年にも豊作年が出で、農家の豊作景気が久しぶりに再現されたが、然しながら本年は自然的災害に至っては、年々かなりの災害を被り、農家経済に及ぼす影響は甚大なりと云はれてゐる。災害として先づ挙げらるゝものには、水害あり次いで其後に於ける病虫害の発生である。

水害として最も甚大なる被害は光緒八年の柳河の氾濫である、次いで民国十九年の養息牧河の氾濫である、柳河の流域は勿論、下流地帯も殆んど浸水し特に本屯の如きは一ヶ月間程耕地家屋は水浸しとなり、農民の大半は高台子屯の後方にある高台子山に避難した。

被害の主なるものとしては老幼の婦女子二十人が死亡し役畜の馬騾が三十頭位流亡し、豚、鶏等の小家畜は殆んど全滅流失したとのことである、家屋も破壊され、従って家具等も流失し、穀物は全くなくなり、作物も全滅と云ふ。

蓋し其の被害は言語に絶するものがあつた。

氾濫後は本屯は砂礫地となり、[illegible]耕地に加へ得ず、[illegible]

の数に上った。これらの移住農戸の大半は自作農で砂礫地化した土地を[illegible]て[illegible]し、[illegible]、

三岔等へ移住して行った。

本屯に於ける廃耕地は五〇天地以外生じたと言はれてゐる、続いて現在迄には二十回以外柳河は氾濫し其の度毎に多大の被害を本屯に与へたと二、三の屯民は語ってゐた。

柳河の氾濫に次いで本屯に甚大なる水害を与へたのは民国十九年の養息牧河の氾濫で六月十一日よりて翌十一日迄耕地は浸水され、[illegible]

[illegible]全滅[illegible]

[illegible]

[illegible]

購入し、或は借入して農業を営まうとして入屯するものは全く無く、本屯は現在も昔と同様、[illegible]

[illegible]

水害に次いで農家に甚大なる被害を与へてゐるものに病虫害がある。これ等の病虫害は年々り

[illegible]

へなる。

[illegible]

緒三十一年には小麦五割、穀子、高粱四割位減收を虫害のためなされ、更に最近康德二年には、大豆が又四割位の虫害を被り、多大の減收を來したと言はれてゐる。

本屯は斯くの如く水害、虫害等の續出により農家はかなり逼迫の状況に置かれてゐる。

二、鉄道の開設に伴ふ影響

奉天新民間の鉄道開設は光緒二十六年、奉山鉄道の開設は光緒三十年でこれ等の鉄道開設が直接本屯へ反影したるものは本屯戸口の増加である。即ち開通後新民縣城の商工業は異常なる發達をなした、殊に焼鍋、粉房、油房の發達は著しく、これに加へて粮棧、雑貨舗も又急激なる發展をなした、従って斯くの如き縣城の發展、戸口の膨脹は縣より、近距離にある本屯に反影せざるを得ない。殊に縣城に比し生活低廉なることは縣城の焼鍋、油房、粉房等の上乘労工、或は縣外出稼人、行商人等を本屯に必然的に来住せしめ従って本屯は鉄道の開通を樞として年々戸口は増加するに至った。

更に戸口の増加と共に開通が及ぼしたるものは、縣城粮棧、油房業の發達と共に作物、作付割合が一変し、商品化作物の作付が急増したことである。続いて農家の子弟の出稼労働が多くなったことである、労賃が現金制となりたるため、縣城、屯外への出稼が極めて多くなり、年々本屯の親の許へ送金して来る額も大なるものである。（　頁参照）

即ち鉄道の開通は端的に云へば、本屯の封建的色彩を流通経済　金銖経済なる色彩で塗り替へたと言ふ事が出来る。

三、民国十四年の動乱

民国十四年に於ける郭松令の反乱は直接本屯に大きな影響を与へた。即ち民国十四年十一月二十八日より十二月二十三日迄張軍は本屯に郭軍は腰高台子屯に陣地を構築して相互に対戦をなしたるため全く本屯は戦乱の渦中に入り耕地と戦場と化したのである。

日夜を問はず両軍の流弾は本屯に落下し従って屯民の全戸は戦端開始と共に戦争恐怖の為め、親戚、知人を訪ねて遠くは本屯より三十五支里離る。現在の長嶺子、呉家屯、下窪子屯にまで避難し、僅かに老人連が二、三名本屯に踏み止まりたるのみである。

戦争の結果は勿論張軍の大勝に帰し、郭軍は遠く現在の老邊房子屯に敗退したが、敗走の際本屯は全く惨状を示し、家畜（役畜、用畜）をはじめ穀物、金財、家具、衣服等は殆んど全て剥奪没収された。

当時のことについて一住民の談話を聴取して見れば大家畜の馬騾の二十頭、牛、驢各三十頭、豚の二〇〇匹等全て剥奪され、更に穀物としては高粱の六〇石をはじめ、穀子の一〇石、大豆、黒豆の二〇石、瓜子二〇石、稲草、穀草六〇、〇〇〇斤を剥奪没収されたと云ふ。

然しながら郭軍が早々にして何らか敗退したるため、翌十五年にはどうやら耕作も開始したが、農家の当年の農耕作業に大なる支障を与へたことは勿論で、張将軍も農民の困窮を察し、耕地毎一天地につき、官大洋小洋票八元宛各農戸に与へたとのことである。

斯くてこの戦乱が短期間とは言へ、本屯に及ぼした経済的影響は頗る甚大で前述の自然作[illegible]

と相俟って益々農家の経済を貧窮せしめ、本屯の下層農民をして飢餓線に彷徨せしめ、中層、上層の農戸をして多大の負債を生ぜしめるに至った。

四、治安関係

満洲事変の勃発により、本縣の治安は極度に乱れ、殊に隣縣黒山出身の匪首老梯子を中心とせる匪賊三〇〇騎の来襲は、事変後益々其の回数を増し剽奪行為はげしく農民を恐怖の渦中に陥しいれた。

本屯に於ける匪襲中最も剽奪のはげしく農家経済に甚大なる影響を及ぼしたものは民国二十年十一月老梯子の来襲で本屯に四〇日間滞在し、屯内農戸の所有せる凡ての役畜、用畜、衣服、財産等を剽奪し、殊に穀物は高粱一五〇石、谷子五〇石、稗子七〇石、大豆三〇石、黒豆一〇石、谷草稗草四〇、〇〇〇斤を剽奪したとのことである。

事変を契機としての治安の極度の悪化は前述の災害、動乱と相俟って益々農家をして苦境の一途を辿らしめ、土地も分散より一部の階層へ集中されつゝある。

高家の直系高某もこの匪襲の剽奪により現在の如き苦境に陥ちたと語ってゐる如く一時は高家の總本家として、又荘頭として豪荘なる建物を有し、屯内大半の土地を所有してゐたが現在では大半は人手に渡り、建物の如きも破損し、見る影もなき状態となった。従って災害、動乱、匪賊の剽奪等は當時の地主、富農を一路没落に陥しいれ、今やこれと全く変りたる高家の一族高香九が本屯の地主として一大勢力を持つやうになり、新な勢力者を再登場せしめた。

五、張軍閥政権との関係

軍官、官僚らは軍閥を背景とする商人等の本宅土地への投資に[illegible]すと熱心[illegible]の住民は語っている。直接および方面の軍閥官僚との関係は本宅には[illegible]、[illegible]その出身に奉天省官銀號本宅総経理劉尚亭がいる。この劉尚亭は重役と[illegible]郷土のために、かなりの金額を惜し気となく公益事業に、[illegible]たるため、本宅は勿論、曖家台子屯を中心とする附近一帯は、土建景気にあふれ、一時賑かな活気ある発展を見せた。

これは丁度事変直前の年である。即ち、民国十六年より十七年にかけて資金十萬円を以って、相当学校を建設したるをはじめとし、会生には更に高生両級を建設した。

[illegible]の状況について[illegible]履氏の語るところを総合して見れば本宅[illegible]に日本としての前に[illegible]一日[illegible]かな給与された、[illegible]以て[illegible]、[illegible]多数の[illegible]ことである。[illegible]近[illegible]一の[illegible]、[illegible]論ないということが[illegible]能力と一[illegible]ることであった。従って民国十七、十八年を経過されるや、本宅民[illegible]濃厚なる日本としては[illegible]の日給を支給された。

これがため一般経済[illegible]なり萬[illegible]し、農村は一ヶ年を通じて、全体的に恵まれなくなり、[illegible]喜色が漂ったとのことである。

然るに民国十九年より二十年にかけて満洲事変、続いてこれを契機として匪賊の来襲等治安は極度に悪化し、これがため自生源焼鍋も匪賊のために襲撃され、剥奪、工場、家屋の破壊等々をなされたるため、遂に生産不能に陥り、経営も全く困難となり、工場閉止となってしまった。

之等の事業のみならず、更に農工資金として金融の貸出しにも郷土の農民に相当融通し、農村伸展に努力した。

尚軍閥の農民よりの収奪は張将軍が本県出身なるため、全く無く寧ろ種々なる恩恵に浴した位だと農民は語っているが、県城駐在の張軍旅団よりは馬草として、穀子、稗子稈等を没収されたことがある。

これらの点につきては、後節にて詳述する。

第三節　商品経済の浸透と農民経済

本屯と直接至大の関係をもつ都市は県城のみである。

農産物の販売も食料衣服等の生活必需品の購入も凡て県城に於てなされるのである。従って県城に於ける商工業の盛衰が本屯に如何に反影しているか、これより一瞥してみよう。

鉄道の開通を契機として県城に於ける商工業が異常なる発展をなしたことは、前述の如くなるも

この急激なる景気が農村に[illegible]に及ぼした。直接、間接の影響は甚大なるものがある。

農村に於ける家内手工業が自然に没落して是迄、織物等の如きも既製を以て消費し、雑貨商より購入するやうになり、又生活消費に入るに従って購買力も一般に増加し[illegible]、殊に[illegible]に依存する[illegible]農家の経済関係は著しく[illegible]って来るの経営[illegible]増加して来た。

これを要するに[illegible]は[illegible]雑貨商[illegible]するやうになり[illegible]雑貨商[illegible]がある。

農家と[illegible]源に於ては穀類代金を以て雑貨を購入しているる、これ等の購入については別段農法に進[illegible]

[illegible]

[illegible]加、依然作付割合が変化（但し本毛に於ては商品作物の栽培は土質悪しきため栽培出来ず）商品化[illegible]分化された小さな土地を、農家経済の破綻から逆に手放す状況で今や上層の一部に土地は集中され[illegible]

[illegible]

労働的給付関係の如きも大分、或は県外へ出稼労働する者とあり、県外よりも又雇傭する等、その労

給関係と複雑になつて来た、最近本屯に於ける勢力の消長は目下の状況では無く、屯内の勢力は[illegible]く過不足なき状況である。

政治的支配權力の推移 —— 軍閥張政權の統一と共に本屯通頭の土豪の地主化或は在住地主の不在地主化の事例は全くない、又軍職への貢納等の發生も本屯に未だ無いとのことである。土地所有関係の変遷に於ても本屯は開拓農戸荘頭高を中心として分家に伴ひ、所有土地の分散が行はれると張政權の確立と共に、本屯には土地所有関係の上には変化は無い、又小作関係に於ても身分従隷属関係に於ても、現在と少しも変化なく雇傭人より小作人への飛躍も本屯に於ては全く見られない現象である。

労賃の現銀制も民国元年より行はれたもので專業日工の発生も鉄道開通後の光緒末年より民国初年にかけて行はれたものである。

更に軍閥、官僚の土地への投資は本屯には其事例全くない。

第四節　土地の分散集中

前記の官吏資本、都市商工資本が本屯の土地所有関係の上に影響を與へてゐない事は叙上の如くであるが、本屯に於ける土地分散状況は著しく高家十代を迎へる現在に於て、尚ほ同族の本屯の過半

数を占めるまでになった。

本宅の分割相続は均等分配を例へば両家の直系九代の子共四人の分割状況を見ると[illegible]地を一人当二四、一五天地に房子は長男一三五間、二男一〇間、三男一六、五間、[illegible]り、二男、四男は房子間数少いその宅地を〇、二天地、四男は宅地[illegible]家畜は四人夫馬驢各一頭づつ、農具は犂各一個づつの外に大車は長男、三男各一台、二男、四男[illegible]小農具等を分与され、碾子、磨等は四家共用となってゐる。

負債の重圧による土地の手放しは本宅に於ては見られないが、典、押関係事例は[illegible]国十九年、大同二年、本年に三二、三件あった。本屯の農民の土地の手放は[illegible]どうしても売れては都合の悪い時に土地を売却してゐるやうである。土地一[illegible]れで分家後一三天地以上を購入してゐるが、土地の相対的過剰による分散等の事例は本屯に於ては[illegible]ない。

第四章 自然的條件

第一節 氣象概況

初霜 ＝ 平年陰暦九月下旬乃至十月上旬、康徳二年度十月四日
九月中旬に降霜あれば農作物に害を及ぼす

終霜 ＝ 四月上旬乃至四月中旬

無霜期間 ＝ 五ヶ月半

雪の深度 ＝ 五寸位

結氷期 ＝ 十月中旬

解氷期 ＝ 三月中旬

地下凍結初 ＝ 十月下旬

地下凍結終 ＝ 三月中旬

地下凍結深度 ＝ 三尺乃至四尺

雨期 ＝ 六月より七月

播種期の降雨多少 ＝ 少し

卓越風 ＝ 春期三月より五月南風

九月以降　北風

北風強き為に無帽にて外出すれば顔に裂傷を蒙る事あり。

一、春夏秋冬ノ時期、期間及酷暑、厳寒ノ時期

春	║	一月	──	三月
夏	║	四月	──	六月
秋	║	七月	──	九月
冬	║	十月	──	十二月

酷暑時期　六月中旬

厳寒時期 ║ 十一月中旬

二、季節別による晴曇の多少

春期、秋期及冬期には晴天多く、夏季には曇天多し

第二節　地質、土性、水

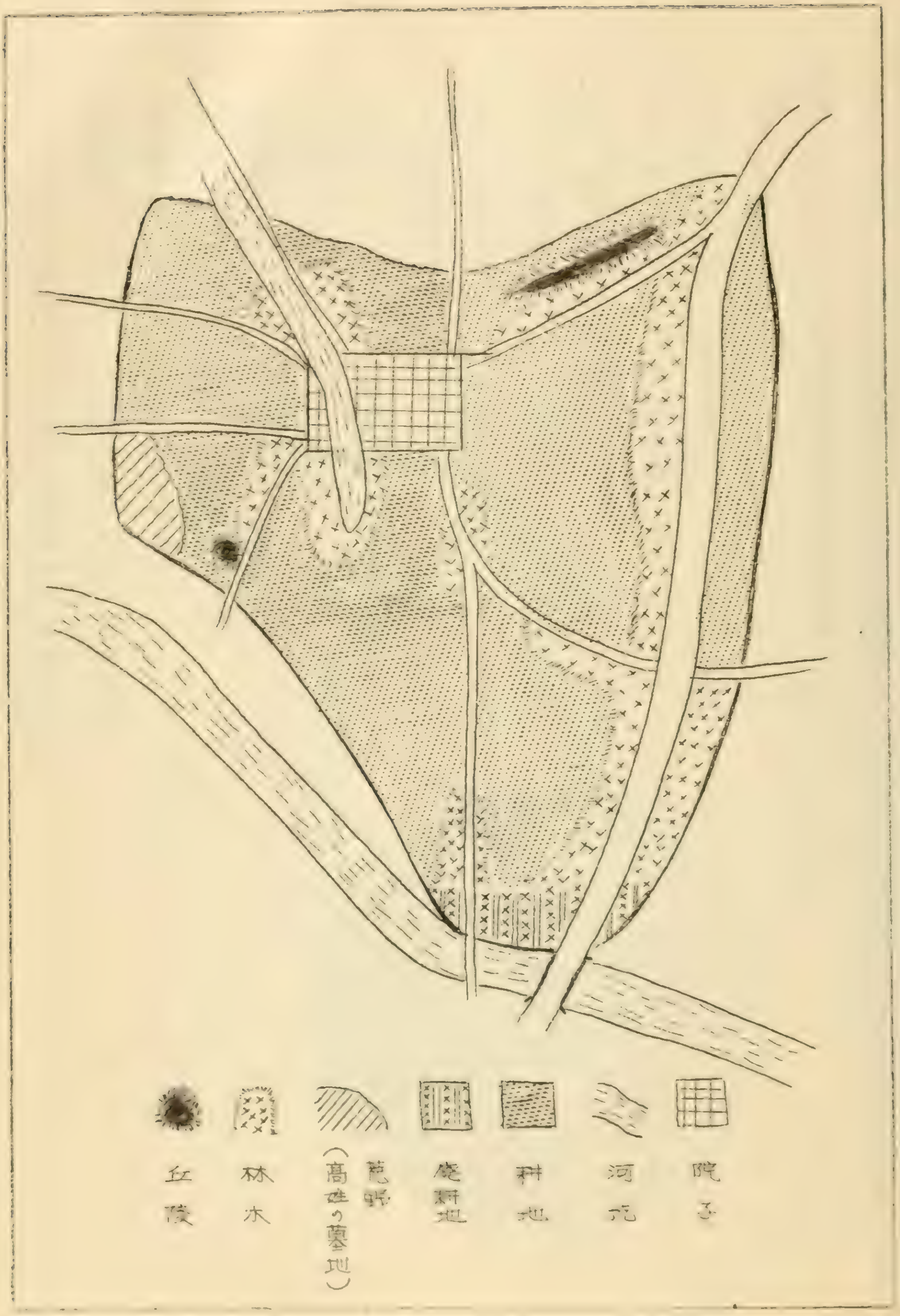
一、耕地、未耕地、荒野、湿地、林地の分布状態

本屯は院子、道路、耕地の境界、墓地等を除く外は全部耕作されて居り、而して其道の間には

點々多数の柳株が野生、或は植生されて居り、廣大無然たる荒野は全然い、唯屯の西辺に約七天地の高姓の共同墓地あり　之は全くの荒野である。

其の他にも點々墓地があるが、耕地の端苛にて極小地のものである、屯の南方地区に多少廢耕地が残存してゐるが、漸次復旧され来り、現在では殆んど無いと言って良い状態である。

曾っては五十天地もの廢耕地があった、凡て柳河氾濫のためである。

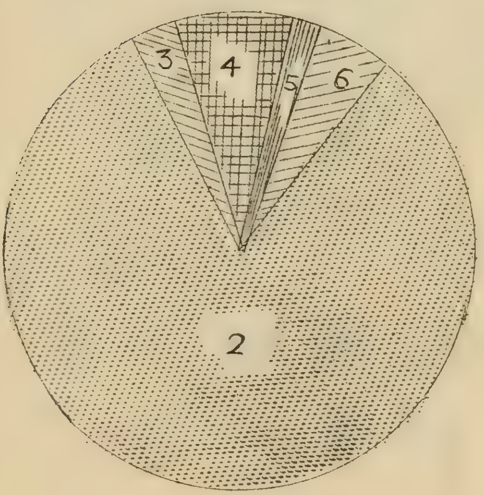

院子
河流
耕地
廃耕地
荒野（高姓の墓地）
林木
丘陵

1、（戸別調査表集計より）

屯内所有地總計	二百五拾八天地六畝二弓三
普通畑	二百二拾一天地一畝四弓五
菜園	二天地四畝九弓
宅地	拾一天地三畝八弓三
廢耕地	拾三天地六畝六弓
荒地	四天地
其他	五天地九畝四弓五

2、農民呼稱聽取、大約

1、屯全面積	三百七拾天地
2、可耕地	三百天地
3、廢耕地	拾三天地
4、林地	三拾天地
5、荒地	七天地
6、其他	



二、耕地の上、中、下、アルカリ地等の分布狀況

本屯の耕地は、其の大部が黄砂土を以てなり、上地は無く、一般に余り良質土と稱するを得な

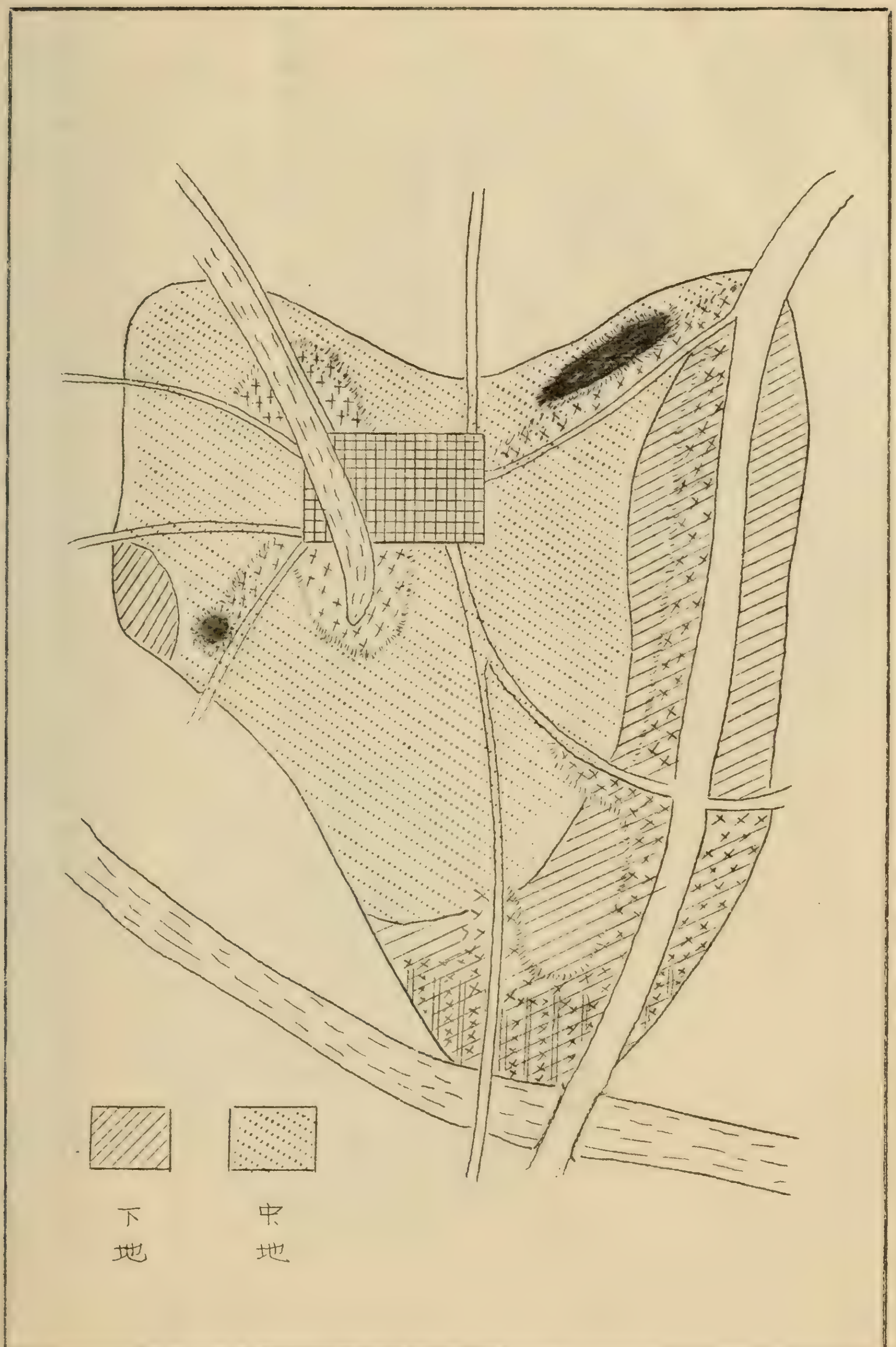
の状態であり、アルカリ土については毛内西部に、二十天地前後ありたるも、戸数十四戸民家十六戸の移民定住後はアルカリ土消失し現在に於ては其の程度甚しからず、更に試験を行ふると云ふ位のものである。

然る亦毛内耕地は中地及下地の二より成ると称するを得るが、中地は毛内を南北に縦断する路線の西方に限りて東方、国道を中心として一帯が下地であると云ふ。即ち毛の東方部、国道（帯広芽室線）の両側一帯は泥炭多くして地味悪く、風害を被ること多くして劣等な土地である。又その西方の中、他の部分よりも稍々優る中地である。而して其の割合は農民より聴取せし所によれば大凡左の如くである

中等地　　壱百四拾天地

下等地　　壱百三拾天地

即ち中地東大窪より西南南部にかけたる一線を以て劃分される。中地と下地とは半々よりは寧ろものである（地図参照）



下地
中地

三、耕地の性質

	上地	中地	下地	鹹地
耕土ノ深サ	ナシ	九寸	九寸	九寸
色	ナシ	帯黒、黄色	帯白、黄色	白色
種類	ナシ	両合土	砂土	沙鹹地

備考、上土は本屯には無し、

耕土の深さは何れも略ゞ同一なり、中地を両合土と称するは砂土、壌土等半々に含まれてゐる。

四、地下水位及水質

現在地区は甚だ良好なる箇所なり、北の中部方の一段低地の一部分は不整備にして二十尺掘ると水質不良なり、他は淡質、清冽無臭、透明、多少の鉄分ありて、は水質、良好なり、健康上よし。地下水位は夏期水の豊富な頃は六尺、普通には十尺位なり。

春 ――― 十尺

夏 ――― 六尺乃至八尺

秋 ――― 十尺

冬 ――― 十三尺

第五章 土地並に慣行

第一節 地積

本縣は民国六年、奉天官地清丈局新民収価所設置に先だち、奉天官地清丈局より清丈員拾数名来たり一般土地の清丈をなし、土地台帳を作製し、課税面積の酌定をなし、以て均衡を計れり。尚これが作製に當りては測量せざりし土地は昔時、本縣轄下當時製作せられし紅冊簿其の他の土地関係書類を參考として製作せられたり。

（當時の測量法は現在行はれてゐる測量法と全一なるを以つて、總括して後述することゝす）

然るに滿洲事変に當たり、本縣公署火災に遇ひ例の土地台帳を燒却される處となり、現在縣長名義にて各村長に訓令しこれが作製を急ぎつゝあり。

而ふして一般土地の地券名義人は勿論調査屯に於ける地券名義人と縣公署に於てはこれが究明は不可能なり、尚は調査屯に於いては屯民治安の不安を考慮し、地券の保存に當りては、縣城其の他の確立せる土地に居住せる親戚の家に委託保管をなすとか、又分家に至りては登記せざる者多く、結局地券は一枚なるを以て、直系に當る者、これが保存をなし、これ等の者が不在地主たる場合等の理由により、地券名義人及地券面積の究明は困難なり。

然かれども大体屯民の呼稱する面積と地券面積とは同一面積なる事を知得し得たり。

[illegible]
一土地人土地を実測する結果、[illegible]
目的あるものと思考する。
地積測量は土地台帳の課税面積と大体合一面積[illegible]
要地、地積等法人と書類の比較[illegible]
思ふ。
以下、大体要領目次の順に説明することとす。

一、地積

一反歩 ……… 一〇畝 ……… 三〇〇坪

一畝 ……… 一〇歩 ……… 三〇坪 （米法）九九・一七[illegible]平方米（日本）大体一〇〇[illegible]

一歩 ……… 一〇合 ……… 三坪

一 歩 ……… 六尺平方 ……… 三六平方尺 （長さの場合は木尺六尺）

木尺六尺 （米法）一五九.〇五種 ……… （日本尺）五尺二寸四分九厘

[illegible]

天地は一筆毎の地積単位として存在してゐる。

[illegible]

二、[illegible]

本縣一帯が第二期の清丈をなせし以後即ち民国初年以後の地積の単位は前述の通りなれど、其の測量法も又當時と全一なり。

其の測量法は後述の通りなるも、斯くも原始的な測量法に依り、斯くも其の正確な測量が出来たものと不思議である

人、縦横縄尺を以つて測量する場合、縦長十六尺、横長十五尺を以つて一弓とす、一般土地の拂下買賣に當りては、専ら該法に依るものとす。

乙、壟長を縄子又は歩測をなし（歩測の場合は八股一歩を以て一弓とする）壟数、五壟を以つて二弓とし該面積を測定する法、此の場合は壟長一[illegible]を以て一畝とする。

後者は小作地等の耕作地を参考迄に測量する場合に於いてのみ行はれ、一般には前者を使用す、農民自身一般に目測をなし、又小作地等は一坐落は殆んど必ず一塊として貸付られるを以て一般の呼称面積をその儘小作面積となし、貸付られるものである、而して後者の測量は殆んど行はれざるものと見て可なり。

該法による場合は壟　大体一尺七寸の時に於いて、的確なる面積となるを以て実際面積とは相当喰違ひを生ずるものなり。

即ち大体調査屯に於ける壟寛を測定し見るに大壟、中壟、小壟の別なく一坐落の土地に於ても其の長さを種々に異にし、平均一尺八寸位となる、而して実積は約八四%に當る。

参考迄に十壟の壟寛を示せば左記の如し。

1、五、四九米　　4、五、七五米

2、五、二五米　　5、五、二五米

3、五、三五米　　平均五、三五米（日本尺換算一、八三尺）

本表は二道河子屯に於ける一集落の地に於ける実測畦長にして、之れより、[illegible]

其の差異を異にすれば臆測難からざる處なり。

第二節　土地所有面積並耕作面積配分利用関係

一、[illegible]地目別土地面積

[illegible]

	総面積	耕作地	菜園	荒地	宅地	採草地	其他
全屯總計	天地 三五八、六二三	天地 三三一、一四五	天地 三、四九〇	天地 四、〇〇〇	天地 一一、三八三	天地 一六、[illegible]	天地 [illegible]
一戸當平均	三六九〇	三三〇〇	〇、〇二六	〇、〇四一	〇、一二五	〇、一二六	〇、〇六三
農家一戸當平均	三、二三三	三、七六四	〇、〇三一	〇、〇五〇	〇、一四二	〇、一七〇	〇、七四三
面積百分率	一〇〇%	八五、七%	一、〇%	一、六%	四、四%	五、〇%	[illegible]

註、農家一戸當平均とあるのは其の表の農業を除きしものとす。以下之に準ず。

　即ち本屯を地目別に分けると前表の通りで、最も多きは普通畑で、全面積の八五、七％、次いで廃耕地の五、〇％、宅地の四、四％となってゐる
菜園は僅かに各農家と農家との地続になり、一、〇％に過ぎず、然れ共蔬菜栽培は普通畑に本作物として栽培される場合もあり、尚普通作物の間作、或いは混作として栽培され自給自足の域を脱し縣城等に販売されるものさへある、而して実質的菜園はこれより大なる訳となる。

　本屯に於ける廃耕地、荒地を合すれば全面積の六、六％となり、決して多いものではないが、又決して少いものでもない、然れ共本屯に於ける該項に相当する土地は純然たる不可耕地にして、人為的にはこれが開墾耕作は不可能なるものなり。
可耕地と云ふ可耕地は其の如何なる不良條件たるを問はず、開墾耕作せられてゐるものなり、一面如何に本屯農民が耕地蒐集に懸命なるかが伺へるものと思考す、其の他は墓地、山林、道路、等であるが、最も多きは墓地で、墓地は其の殆んどは共用地を應用され、個人所有のものは各耕地と耕地間との不可耕地を応用し居れり。
綜合するに本屯農業生産に直接関係有る地目は普通畑と菜園で全面積の八六、七％に當り、即ち、二二三、六三五天地で有る。

二、所有面積配分の概念

1 第一表、所有面積配分関係表

階級別 / 項目別	農家戸数	所有面積	所有戸数百分率	全戸数百分率	面積百分率	一戸當平均所有
五天地未満	四四戸	八一、三一五天地	七二、二%	四八、〇%	三二、〇%	一八、八四五天地
十天地未満	一一	七〇、七八八	一八、〇	一二、一	二七、〇	二、七六三
二十天地未満	四	四三、八九五	六、六	四、四	一七、〇	六、四三五
三十天地未満	一	二一、六〇〇	一、六	一、一	八、〇	一〇、九二四
三十天地以上	一	四一、一二五	一、六	一、一	一六、〇	二一、六〇〇
無所有者	三〇	—	—	三三、〇	—	三一、三六二
合計	九一	二五八、六二三	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇	四一、一二五

一戸當り平均所有面積　二、八四天地

農家一戸當り平均所有面積　三、二三天地

先ず該配分関係を戸別的に見るに、所有者六一戸を示し、全戸数の六七%に當り　無所有者は三〇戸を示し　全戸数の三三%に當つてゐる。

全般的に見る場合は五天地未満所有者四四戸の全戸数百分率四八、〇%を筆頭に、無所有者三〇戸の三三%、十天地未満の一一戸の一二、一%、二十天地未満の四戸の四、四%、三十天地未満及三十天地以上の各一戸の一、一%の順序になつてゐる。

尚該関係を所有者のみについて観察するに五天地未満所有者七二、二%を示し、十天地未満

一八、〇%、二十天地未満六、六%、三十天地未満三十天地以上は各一、六%を示してゐる。
即ち本屯には満洲で謂ふ所謂大土地所有者としては見られず、強いて云へば二十天地以上の所有者二戸（三、二%）が該者に相當する者と云へる、而して本屯は其の殆んど無所有者、若くは小土地所有者に依り構成されてゐるものと見做す事を得、次いで所有面積の割合を主体として考察するに全戸数の四八%占める五天地未満の所有者は全面積の三二%八、二一五畝を所有し、大土地所有者と認定せる二十天地以上所有者は僅かに全戸数の三、二%にして全面積の二四%八、七…五天地を所有し前者に重ムとして居れり。
本屯全戸数の一戸當平均所有面積は僅かに二、八四天地にして本屯土地所有の主要構成を存せる五天地未満の所有者は一戸當平均所有面積一、八五四天地にして大土地所有者の一戸當平均所有面積は三一、三六二天地なり。
　此れに鑑み本屯の構成を考察する場合は其の所有者が遍在せる様思考せられるが、これは極めて一部分の小範位に止まり、満洲全体の農村と対照する場合は、寧ろ割合其の部分は正均（？）居るものは有らざるかと思考さる。
　斯くの如く本屯に於いては極一部の大土地所有者を有するのみにして一般に小土地所有者多く此等の土地所有者は本屯開拓者なる葛家或は、民国七年本屯に居住せし葛家の小作人なりし者（李家、崔家、岳家等）に限定し居れり。
　此等の原因に関しては土地所有の集中分散構に於て記述することとせり。

所有耕地面積別分関係表（入質地を含み、出質地を除く）

種級別＼項目	農家戸数	所有面積	所有戸数百分率	全戸数百分率	面積百分率	備考
五天地未満	四二戸	七九、二四七天地	七六、四%	四六、二%	三八、二%	
十天地未満	一一	七五、九二一	二〇、〇	一二、一	三六、八	
二十天地未満	一	一六、〇〇〇	一、八	一、一	七、七	
三十天地未満	—	—	—	—	—	
五十天地以上	一	三六、〇〇〇	一、八	一、一	一七、四	
無所有者	三六	—	—	三九、五	—	
合計	九一	二〇七、〇一八	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇	

一戸当り、平均所有耕地面積　三、二八天地

農家一戸当り平均所有耕地面積　二、五八天地

2．実質的耕地所有部分関係

次いで本屯民の実質的耕地、即ち農業生産に直接関係有る典出と典入の実質的所有関係を見れば次の如し。

本屯民の所有せる実質的耕地面積は全面積二〇七、〇一八天地にして、全所有戸数は五五戸なり

即ちこれを戸別的に考察する場合は前項所有者六一戸（全戸数百分率七七%）に本項に相当する所有は五五戸（全戸数百分率六〇.五%）なるを以て六戸（全戸数百分率六.五%）の所有者の減少をなし居れり。

然うして全土地所有者六一戸中六戸は僅々に宅地及墓地等の不可耕地のみを有する階級にして直接農業生産に関係ある耕地を有せざる小土地所有者なり、尚十天地以上の所有者は前項に於いては六戸（全戸数の六、六%）なりしに対して本項に属する所有者は僅かに二戸（全戸数の二、二%）なるを以て四戸（全戸数の四、四%）の減少をなし居ることゝなる、然して五天地未満十天地未満の両者の階級に属する者は僅かに二戸減少し居ることゝなる。

翻って此れを面積を主体として考察する場合に全土地所有面積二五八、六二三天地に対して、実質的耕地面積は前項より五一、六〇五天地差少なる事となる、此の五一、六〇五天地の差は宅地廃耕地等の不可耕地三四、九八八天地と出典過剰との和に依り生じたるものである。

本屯に於ける入出典地を考慮せざる純然たる耕地は二二三、六三五天地なるを以つて、入出典地をも考慮せる実質的耕地面積二〇七、〇一八天地に比すれば一六、六一七天地多し、即ち一六、六一七天地だけの耕地が入典に対し過剰出典となる訳である、而も内居住者（集計表に現れたる九一戸の者と見做す）以外の者に出典せられし事となる訳である、一面如何に本屯民が耕地蒐集に懸命なる反面困窮せるかが窺へる。

以上は前半は入出典地を考慮に入れず、所謂平面的に観察したるに対し後半は入出典地を考

處に入れ数分立体的に観察したるを以て、矛盾せる様思考せらるゝ点も多々有るやも知れぬが、これは文書の儘として置く。

三、耕作面積就分利用の概観

1、耕作面積別分類表

面積別　項目	農家戸数	耕作面積	耕作戸数百分率	全戸数百分率	面積百分率	一戸当平均面積
五反地未満	三六 (二八)	五八、三五三 (五六、八八三)	五九、〇% (五三、〇)	三九、五% (三〇、七)	一七、〇% (一六、五)	一、六二八 一、六八七
十反地未満	一一	一五〇、六六六	三四、五 (三七、六)	二三、一	四四、〇 (四四、一)	[illegible]
二十反地未満	一	一三、五〇〇	一、六 (一、九)	一、一	四、〇 (四、〇)	一三、五〇〇
三十反地未満	一	二〇、一四〇	一、六 (一、七)	一、一	五、八 (五、九)	二〇、一四〇
三十反地以上	三	一〇〇、〇〇〇	三、三 (三、六)	三、三	[illegible]	[illegible]
非耕作者	[illegible]			三四、〇 (四一、八)		
計	九一	三四三、五五八 (三四一、八八八)	一〇〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇	

註、(1)、五天地未満は自給自足、蔬菜栽培をなす地主級、雇農のものを含む。

(2) 一戸當平均耕作面積　三、七六天地

(3) 農業一戸當り平均耕作面積四、二六天地（自給自足、蔬菜栽培等をなす地主、雇農の者を含む）、（　）内は純耕作者

耕作面積配分利用関係を観察する場合、純然たる耕作者のみについて見るべきか、亦蔬菜の自給自足を成せる地主との他、雇農級等についても観察すべきか、確然と判明せざるを以て、参考迄両者の関係を記述せり。

這項に於ては後者の単なる蔬菜の自給自足栽培をなせる地主、雇農級等をも包含したる配分関係につき研究するものとす。該関係を見るに無所有者三十戸（全戸数の三三%）にして実質的所有土地面積所有者三六戸（全戸数の三九、五%）なるに比すれば六戸（全戸数百分率六、六%）少なく、全所有面積階級別欄所有の三十戸と同一数字を示し居るは面白い現象なり。

次いで本屯の最大耕作のグループを形成するは、五天地未満耕作者として、三六戸（全戸数の三九、五%）を示し其の耕作面積は五八、二五二天地（全耕作面積の一七%）を示してゐる。

これに次いで第二のグループを形成するは十天地未満耕作者の二戸（全戸数二三、一%）を示し、其の耕作面積は一五〇、六六大天地（全耕作面積の四四%）を示してゐる。戸別的に五天地未満を最大グループとなすも反面これを、面積を主体として観察する場合は十天地未満を最大グループとなす。

然れども両者の割合を合すれば戸別的には、其合計六三・五%となり、其の面積の合計は六一%となり、大体両者の割合は均衡状態となるもので有る。

然して後の十天地以上耕作者たる四戸(全戸数の四・四%)の農家が一三三・六四〇天地(耕作面積の二九%)の耕作をなせる事となり、以下五十天地未満耕作者を埒として該両者の戸別割合と面積割合の関係は斯くの如く相反してくるものなり。

各階級別に一戸当平均耕作面積を見るに、五天地未満耕作者は一・六一八天地、十天地未満耕作者は七・一六四天地、三十天地以上耕作者は五〇・〇〇〇天地となって居り、全戸数一戸当平均耕作面積は三・七六天地、農家一戸当耕作面積は四・二六天地となってゐる。

前者を綜合するに大体、本地農耕規模の規準をなせる者は五天地――十天地未満の耕作者の非らざるかと思考す、即ち一戸当平均耕作面積三・六七天地と該両者の一戸当平均面積一・六六七天地は大体均衡の状態なるは思慮せず蓋し当然の観察と首肯し得られるであらう。

2、搾取関係より見たる耕地配分の一考察

二道河子屯土地態様表

耕地屯民所有面積	二〇四・四九八晌
屯民全耕作面積	三四二・五五八
自作地面積	一四二・七七〇
小作地面積	一九九・七八八

屯外地主の貸付面積（屯内人借入面積）	一三八、〇六〇
屯外地主の屯内所有面積	八七、二一〇
貸付面積（全部屯内者へ貸付、屯内地主より借受地）	六一、七二八

前表の通り本屯民の全耕作面積は三四、五五八晌にして、其の中自作地は一四一、七七〇晌、全耕作面積の四二%に當たり、残りの五八%、即ち一九九、七八八晌が搾取の重荷を負擔せる所謂小作地として存在してゐる。

翻って本屯民の貸付面積を見るに六一、七二八を示して居り、尚該貸付面積は全部屯内者への貸付なるを以て一面本屯民小作地ともなる訳である、而して全小作面積一九九、七八八晌中其の三一%たる八一、七二八晌は屯内地主より借受けしものにして残りの六九%たる一三八、〇六〇晌は屯外地主より借受しこととなる。

本屯地主の總貸付面積六一、七二八晌（全小作面積の三一%）は全耕作面積の一八%に當り、十二名の地主に依り搾取せられゐるものにして、其の貸付は大体実質的所有熟地面積と順応して行はれる〇、五〇〇天地を最小貸付となし、普通二―三天地貸付最も多く十六天地の貸付を最大貸付とす。

尚一件當り平均貸付面積は五、一四四天地なり、次いで屯外地主の貸付状況を見るに、全貸付面積は前述の通り一三八、〇六〇天地（全小作面積の六九%）にして、全耕作面積の四〇%に當たり、二十三名の地主に依り貸付られてゐる、最小貸付面積は一天地にして、五天地以下の貸

付最も多く、最大貸付面積は四五、四〇〇天地に及んでおり、平均一戸当貸付面積は八、八[illegible]なり。

翻って該関係を小作を主体として考察し見るに、前述の如く全小作面積[illegible]耕作面積五八%に当り、三八名により耕作され、其の最小借入は〇、二八〇天地にして、最大借入は四〇、三〇〇天地なり、五天地以下の借入農も多く一戸当借入平均は三、三七七天地[illegible]。尚小作人としては三天地より五天地に至る零細的農地所有者も多くを示して[illegible]、総合するに本屯は、被搾取階級者多く搾取階級者との不均衡を醸し、尚該面積も不足し、[illegible]地主により、生活の支配を受け居れり。特に[illegible]の地主は藤城其の他より入部[illegible]は注意すべき点なり。

結言するに本屯の農民は部落上層の支配下に置かれ、其の経営[illegible]には非らざるものと思考す。

参考までに都市在住地主名及び其の貸付面積を示せば左の如し。

氏名	住所	職業	貸付面積	小作者所在地
高鄙氏	藤城	地主	一〇、〇〇〇 二、五〇〇	屯内 屯外
高広迷	〃	〃	四三、六〇〇 一、八〇〇	屯内 屯外
高広礼	〃	県公署官吏	一五、〇〇〇	屯外
高谷九	〃	地主	一八、二五〇 九、一〇〇	屯内 屯外

氏名	住所	職業	貸付面積	小作地所在地
高萬齡	縣城	地主	八、〇〇〇	屯内
高榮貴	撫順	会社員	一、一四〇	屯外
毛春林	縣城	料理店	一、〇〇〇	屯内
丁兆林	〃	當舗	一、〇〇〇	屯内
楊老奎	〃	地主	二、〇〇〇	屯内
姫喜文	〃	〃	三、〇〇〇	屯内
彭祥九	奉天	〃	一、〇〇〇	屯内
合計	縣城九 其他二		一一五、七九〇	四七、二五〇屯外 六八五四〇屯内

全小作地に対する百分率五八% 屯外地主より借入全地に対する百分率八四%

全耕作地に対する百分率三四%

註、本屯一帯の土地所有権が夜尚都会人の手に集中せし過程要因に就いては第三の土地所有権の集中分散欄に於て詳述せる事とせり。

3、家畜数（役畜）及大農具と経営面積との関係

農家態様	農家戸数	所有面積	経営面積	役畜				大農具		
				牛	馬	騾	驢	大車	犂丈	犢把

地域名										
地兼自	一	八、八六一	五、五七一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇
地兼自兼小	一	四一、一二五	五五、〇〇〇	〇	二	二	一	一	二	一
自作	四	二七、九三五	二六、六九五	一	二	一	四	三	二	三
自兼小	一八	六六、六三三	一一八、八五〇	二	一〇	一	一六	一六	一六	九
小作	六	五、四〇〇	四九、九六〇	〇	二	〇	七	三	三	一
合計	三〇	一四九、九四三	二八六、〇七六	三	一六	四	二九	二三	二四	一三
全戸総計	九一（八〇）	二五八、六二三	三四二、五五八	三	一六	四	二九	二四	二七	一四
総計に対する百分率	三三%（三七%）	五八%	八四%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	九九%	八九%	[illegible]

本部落に於ける役畜頭数は牛一三匹、馬十六匹、豚四〇匹、鶏二九匹、合計[illegible]となり、[illegible]

戸当りにすると[illegible]、豚は〇、二[illegible]、鶏は〇、〇五四 [illegible]は〇、三六一匹、合計〇、八[illegible]となり、[illegible]

村の総計一一〇八〇匹に比すれば甚だ僅少となる。

此の役畜は全農家戸数八〇戸中三〇戸の全農家戸数の三七%に依り所有され、大体五反地以

上の経営者[illegible]所有せられてゐる。

次に各役畜所有数と経営面積との関係を詳細に研究し、見るに次の如くし一役畜能力評価[illegible]

一、〇とし、牛鶏は〇、五とす）

農家態様	経営面積	役畜同等価	同等価當耕作面積
地兼自	五、五七一天地	〇、五	一一、一四四天地
地兼自兼小	五五、〇〇〇	四、五	一二、二二二
自作	二六、六九五	五、五	四、八五三
自兼小	一四八、八五〇	二〇、〇	七、四四三
小作	四九、九六〇	五、五	九、〇八三
合計	二八六、〇七六	三六、〇	七、九四六

即ち、役畜同等価一當全平均七、九四六天地耕作となり、最低耕作は自作農の四、八五三天地耕作となり、最大耕作は地主兼自作兼小作の一二、二二二天地となつてゐる。
而ふして全耕作面積中二八六、〇七六天地は斯く如き所有役畜に依り、耕作され残りの六六、四八二天地は雇牛與役畜借受等に依り耕作されてゐるものなり。
綜合するに本屯は自作階級者最も多く其の役畜所有豊富なること、となる。

4、経営

イ、農家一戸當普通経営面積

該関係に就きては前項耕作面積の配分利用関係欄に於いて詳述せる者を以て這欄に於ては除去するものとす。

ロ、家族員数と経営面積の関係

面積に於いては特に家族員数と其の経営面積との相関を係に[illegible]
て、又実際消費員数との関係は簡略する事とせり。

家族員数と耕地面積表

家族員数	戸数	人口	耕作面積	一戸当耕作面積	一人当耕作面積	最大耕作面積	最小耕作面積
五人以下	三八戸	一四九人	八五、三〇一天地	二、二四〇天地	〇、五七二天地	一三、五〇〇天地	〇、〇二〇天地
五人以上	三九〃	一八五〃	一八四、四九七	二、七四二	〇、六五七	五五、〇〇〇	〇、[illegible]
十人以上	三〃	三八〃	七二、五一〇	二四、一七〇	一、九〇九	四九、〇〇〇	七、三七〇
合計	八〇〃	三七二〃	三四二、三〇八	四、二七八	〇、九二〇		

前表の通り本表の構成を家族員数と経営規模との相関を係に依り分[illegible]多き部類をなせるは、五人以上、十人未満の家族員数に属する階級[illegible]名を示し其の耕作面積八四、四九七天地一人当耕作面積〇、六五七天地を示し十人以上家族員数と経営面積とは、イ、の相々関係を示し居れり。

次に農家態様と経営別面積家族員数との関係を示せば左記の如し。

農家態様	農家戸数	家族員数	耕作面積	一戸当耕作面積数	一戸当耕作面積数
	戸	人	畝	畝	
地主	二				
地[illegible]	二		六、六七一	三、三三五	
地[illegible]	二		六三、七〇〇	三一、八五〇	

自作	一四戸	四〇、六一三	三、九〇〇
自兼小	二一〃	一五七、九〇〇	七、五二〇
小作	一四〃	七二、三七五	五、一六二

註、地主中には地主兼雑を含む、自作農中には自作兼雇農兼雑等を含む、自作兼小作農中には自作小作兼雇農雑等を含む、小作中には小作兼雇農雑等を含む、耕作面積中地主欄は貸付面積を意味するものとする表の関係上簡略せり、尚一戸當、一人當、耕作面積は之に順應す。

第三節　土地所有の集中分散

本屯土地開放を第一期開放、第二期開放の二期に分ち、該土地所有の集中分散の過程を史的に考察するに依り、現時に於ける該屯土地関係の特殊事情を究明するを得るものと思考す、以下之に順應し項を追て説明す。

一、第一期開放

此處でいふ第一期開放とは、今より三百有数年前、順治八年所謂順治帝の強制移民の然らしむる處に依り、當時山東省、登州府在住の高世能が本屯一帯内務官莊地の莊頭を命ぜられ別記の如

き條件に依り、該荘地ハ當地民人ニ一三〇〇畝ノ開墾耕作ヲ差許セラレ[illegible]

即ち純然たる本色の民地に編入し錢糧を[illegible]現今の如き形式をなしたるも[illegible]

のなり。

爾下條件、

1、内務府旗籍に編入し以後帰化旗人として待遇をなす。

2、荘頭に於いては特別の[illegible]ある限り以て該荘頭の[illegible]を[illegible]

3、該荘地は[illegible]各種の業を営み定額とす。

4、該荘地の開墾は[illegible]

5、[illegible]して該荘地の開墾をなしたる場合、[illegible]該地の耕作を[illegible]

該地の耕作を許与し、尚永耕作権（白契か）をも許与せしむる事、

（但し此の場合に於ては荘頭は該地の小作料を徴收する事を得）

6、開墾完了の土地に對しては三年後一天地當錢差として一吊豆差（黒豆）として差少（[illegible]

[illegible]）を小作料として[illegible]より徴收す。

註、1、[illegible]

[illegible]

六〇〇吊、草銀一、四〇〇吊なりしと。（其の内容が如何なるものなるか、一々究明出來得ざりしは残念なり。）

註、2、前記拂下げの状況は當時莊頭たりし、高家の言を綜合其係記述せるものなるも一面、

1、官莊、旗丁は皆定鼎後清朝に歸服したる者

2、尚一端招聘せる者を強制的に旗籍に編入すると云ふが如きは、考へられざる事の、二点より考究する時は事實は旗地攷究には非らざるかと思考さる。

（滿鉄編、昭和十年度版、滿洲旧慣調査報告内務府官莊の部一九頁二〇頁附屬欄參照）

高世能に遡り、現在本屯居住の李家、岳家、崔家等の高祖も本屯、始め高家の勞働者として該莊地の開墾をなし、前記第五の條件に依り、該地の永耕作權を獲得し、高家の小作人となれり、斯の如く本屯一帯の荒地は高家、李家、崔家、岳家等に依り、民国七年の第二期開放迄約其の間三百年の間に開墾の完了を見るに至れり。

而して始め一塊（五〇〇天地の土地は之等の各家に依り分割集中され、尚又各家は幾つかに分頭、分家を成し、民国七年の拂下げ當時は零細に分割所有され居り。

現在戸別的には其の所有配分割合平均し宗族的には高家、李家の二家に殆んど集中し居れり、之れ本屯土地関係の特殊事情なり。

（岳家、崔家の二家は第二期開放前に其の殆んど離屯せり）

二、第二期開放

民国政府は建国過度期に當り、国家財源捻出の為に種々困難を感じ、前清明朝時代設置せる内務府官莊地を始め其の他の官有地を拂下げ、之が安全を期せり。

本屯の務府官荘地も亦其の一事例に過ぎず。

即ち今迄荘頭（呂家）の独占できた同地益権並に各小作人（李家、崔家、呂家）達の永小作権を没収し、同地を別記の如き條件に依り拂下げ、耕作させる所有権を賦与せしめるのであり、之を一所有權の確認）第二期開放とす。

拂下條件

（民国四年五月十六日発布、奉天省大政改革辞令荘地章程参照）

1、總綱

本省各荘……………首先に次の荘地は正額（原額地）浮多共に詳細に調査丈放し、正額の丈同は其の一部を皇室に上納し、浮多の地価は国有とす、即ち適当なる價格を定め限価的に発行し、つて三項を合はすこと。

2、丈放

国有各務府官荘地は……今各荘別に台帳を調べ各部分測量をなし、[illegible]

者ノに従って三等に分ち一律に丈放す。

3、今次の荘地丈放は

1、荘地に先づ地価を納めしむ

2、故なくして佃を解除するを得ず（佃户の生業を失はしめざる事）

3、荘頭が佃の資本なき場合、該地荘頭に退地回執（丈放領地証書）を出さしめ原佃户に承領さ

許す。

4、各荘頭が佃戸に典押したる時は佃戸に承領せしめ文單を支給す。

5、期日に地価を納むべく、期限後未納のものは土地を回収し別に丈放す。

4、地価

本項の荘地は均しく軽く酌定し三則に分って地価を徴収すべし。
上則毎畝地価大銀元七元、中則毎畝地価大銀元五元、下則地価大銀元三元、地価納付の際執照費毎畝大銀元一角、登記費大銀元二角を徴収す。

5、清丈

今回荘地を丈量するには……………を行ふべし、原発租照は一律に取消し、丈放の土地は均しく二四〇弓を以て一畝となし、地形に依り各別図面を作製し、東西南北長闊段落弓数四至を明記し、若し其の土地に沙礦水塘墳墓あり農耕に堪へざる地あらば測量し扣除する各推蒜薄には全弓数を記入し以て、検査に備へ弊害を除く。

6、指段

a、承權（前内務府官規定の税金の催促者）及荘頭は丈放員を案内する。徴価には干渉するを得ず。

b、丈放員は正確なる数を測量して文單に記入する。

c、荘頭佃戸地鄰人等は換段隠匿なき保証書を作成する。

7. 発票

今回の大票は所有者に依り財政部並に各県の文票を用ふべし、測量終了後完了の日時竣事を徴集し、文票を記入発給す、各戸地価を一律に完納したる後、大票を発給し以て其の権を確認す。

8. 什科

完全放出せる王荘地は一律に民地と同視す。該管縣に於て毎年徴収し、以て課賦を宣告す。其の各荘頭の従来納めたる種差各全額は大放六個年納付後は其の三年より免除す、唯未納のものは、郡府より追徴す。

本土地の皇荘は歴史上の列挙の如く前述八項の条件に順応し、漸次消滅し行けり。然して王荘なりし土地は其の完全権を寄与せられ、而て荘頭其他の小作人も三、の2、の特権を寄与せられたるを以て其の旗人とは皇荘の場合同様荘頭等寄与せられたる占有収益権は其の小作権を併せて二重（一田両主）の権を獲得するを得たり。

唯一時はせ完買権を有したり、土地貴族に於ける董の有りしも、本土地の所有権は集中分散し一地主貴、と見做すに至りて漸く進歩発達に略現せるに至れり。

綜合するに本土地所有者の集中分散は一に掲下條件の如何に依り左右されしものにて、今日分散に入りたる土地分散の直接其の過程としての一要素をなしあるもの之を部する事実なる事実なり。然し一般以下の何れも其分散過程に実際あらずとしても之と見做す事を得、其小作以前に荘頭の形に依り分散と見做すを最も妥当とす。（民国七年以後其の分散殆んどなし）

尚ほ本屯に於ける不在地主は當時本屯に在住し、農業を營み居りしが、満洲事変の際身辺の恐威を感じ移轉し、其の後歸屯せざるもの殆んどなり。而して本屯に於ける不在地主は高家に屬す者か或は昔時の高家の小作人なりし者にして（第二期拂下以前土地の占用収益権或は、永小作権を有せる者）第二期拂下の時に前記八項の條件の適要を受け土地を獲得せしものなり。

第四節　土地所有權確認方法

一、土地所有權獲得の過程

一般人の土地所有权獲得の過程は地方的に旗地、民地、官莊地、皇産等の土地種別に依り尚又其の拂下時期、拂下方法の如何に依り相異るものなり。

而ふして該所有權の獲得過程を究明せんとする場合は先づ其の地方の開拓史を研究し、前記四項目の條件を詳細に參照することに依り、明確なる解答を求め得るのなり。

次に二道河子屯に於ける該関係を詳述せんとす、即ち本屯は（第三節土地所有の集中分散）の如く順治八年盛京將軍に依り設定せられし内務府官莊地にして、内務府は當莊地の拂下に於ても、内務府官莊地の拂下規定に順応し拂下げたり。

即ち莊頭なる者には、高家該地の使用收益权所謂業主权を寄与し次いで莊頭の勞働者として該荒地

の開墾をなし該地の耕作を希望せし所謂始めの荘頭が労働者として来住し今日小作人となりし者（李家、岳家、崔家等）には該地の永耕作権を寄与せり。

其の当時に於て之を解釈する場合は純然たる所有権には有らざれども斯くの如く一面に於ても事実は分割所有せられ其の収益権をも有せるより鑑み民国七年第二期拂下の結果と対照する場合は現在永佃権の所有権獲得の一過程と見做すを得、寧ろ現在の所有権と同一視するを至当とするものと思考す。

斯くの如き見解をなす場合、唯當時荘頭の内務府に納入せる糧差並に小作人の荘頭に納入せる小租（小作料）を如何に見做すかが問題で有るが之等は現在の国税と同一視し、荘頭は一般民よりの募集徴収上一機関と見做し其の報酬として両者の差（糧差、銀差と小租）を収得せしめたりと解釈すれば可なるものには非らざるかと思考す（荘頭より内務府へ納入せる糧差は一晌に付銀差一元地に二角、小租は一晌大七四斗位なるを以て其の報酬余りに多きを不審とせらるるもまだ封建的な時勢に於いては当然の事と思考せらるるべし。）

前状況の如く此の場合に於ては其の権利関係を分明ならしむべき諸般書類、所謂現在の地券の如きものは各個人別に保存しあらず、唯荘頭は内務府に於ける檔冊（名簿）上に其の名前を記入してあるのみ、且又一般人の権利関係は荘頭所持の帳簿一冊に記載し、或は口頭を以て之を承認せらるるに止まり居れり。

次いで民国七年に於ける第二期拂下、所謂地価納入に依る実質的拂下に依り、其の旗地の官荘を買

け、各所人別に純然たる真の土地所有権は確認せられざるに到れり。

註、第二期拂下の條件其の他に関しては、第三節土地所有の集中分散様に於て前述せる如く甚頭、其の小作人共に一定の好條件を支給せられて拂下げられ、結果大体昔時所有せるものは其の係當人へ帰属せられ其の権利を確認せられたり。

二、現時に於ける土地所有権確認法

前述の如く土地所有権確認法としては一、法律上より解釋する場合は地券を必要とす、地券の中には戸管文照（一執照、試照、草照等其の外調の装帳に依り各々其の名稱を異にす）等有り、之等は民国七年拂下當時支給せられし地券にして、大照は土地賣買或ひは分家等に依り新たに地券の必要を認めたる場合支給せらしものなり。

註、土地賣買せられし場合、賣方の地券には賣契を添付し――買方の地券には買契を添付す然れ共一般農民は分家に當たりては其の土地所有名義人は舊與の儘となし、唯其の使用収益権のみ相續するを以て分家に依る大照の支給は割方少く實際に於ては大照の支給殆し、而かして実質的には地券の所は勿論なれ共、所有の場合に於ても其の使用収益権の如何、他隣人の證明等に依りて確認せられるものなり。

土地紛争に當たりては司法分署は法的立場に依る解決のみに止まらず、斯かる一般的な慣習をも参慮し解決するを以て割方公平なる解決を得るものなりと。

第五節　土地並房子賣買の慣行

一、土地並房子の賣買

房子は賣買の時期に就てでなく土地は大体秋冬の農閑期に於て行はれるを普通とする。即ち土地に於ては、お互に農耕に支障を来たさざる様、此の期間を選び、大体期は正月前で一年の總決算時期なるを以て、其の過不足に依り土地売買が行はれるのである。

二、賣買の手續方法

中介人　之を一般には介証人と呼び都会地方にては中介を専業となす者あり、特に経紀の名を附す。一般農民間に於ては、特別に之を専業となす者とてはなく、売買の希望者をお互に連絡せしめたる者を介証人と呼んでゐる。経紀介証人は売買の行はれるまで賣買の中間に立ち、価格其の他に付き両者の間に立ちて価格を計るに当り、愈々大体の意向が成立した場合証書の作成を云ふ事になる。大体其の順序を説せば次の通りである。

1、売買意向の表明

2、実地検分

3、価格の決定

4、証書の作製

5、饗應

6、税契

7、登記

愈々証書の作製と云ふ事になれば、介証人の外に、代字人、擔頁人、中人が立会ふ、代字人には親戚亦は友人がなるを常とし、代字人は売契上の記入をなす。擔頁人へ中介人、中見人とも呼ぶには大体毛長がなり、一番主体となるべき保証人である。而して毛外人との売買に當りては、擔頁人二人以上になる訳である、此の外土地の境界、面積等の証人として地隣人を招来す、之れを中人亦は中保人と呼ぶ、此等の人達は總て後日紛争等の際証人として対照人となるのである、

a、実地検分

毛外人との売買に當たりては面積の実測をなし、地勢地質等に就いても詳細に検分し、然る後価格の決定をなすものである（此が測定に就いては、第一地積の処で述べた事を以て簡略す）然れ共毛内人の間に於いては後者は行ふ事なく、唯前者に就て地券上の面積を分賣する時に限り、測定するものである。

即ち毛内人間売買に當たりては一つに地隣人の証明と信用に待ち併せて平常の見聞も加味し得るに依り面子を重んじ測定せざるものである。

尤も、測定の結果其の実積と地券面積とを異にせる場合は地隣人の土地をも測定し、其の結果多くの餘地を生ぜる場合は価格を餘剰分のみ増加するも売契製作に當りては、地券面積と同一に書き認める事多く、浮多地も包含記入する事は少し、此は納税面積を隠匿するに依るものなり。

尚此の場合実積少く地備人の土地を測定するも、やはりその結果不足を生ぜし場合は村公署を通じこれが測定を要求するものなり。

地備人より優耕を受けてゐる場合は一應お互に相談し之が正確を期するものなり、若し互に疑義出来得ざる場合は最後の方法として、司法權の発動を要求し、司法公署より清丈員来り実定し之が判決をなすものなり、賣契製作に當たりては、當時は私契紙を用い一般に之を白契、或は官契とも呼ぶ)なれども現在は總べて、官契紙を使用す、村公署より契紙を買求め一張紙代一圓)中人擔員人、介紹人等の立会りのもとに代字人は賣契を作製す 前記人は總べて捺印す、之が終れば、賣契は後日村公署に送附し、村公署並に村長の印鑑を捺し縣公署に差出でる、縣公署は之を税捐監督署に送り税契の孔格に記入終れば之れと共に地券大照を発給す、此の地券には地券面の余白に賣買に有らざる場合は買契を添付し、賣方の地券には賣契を添付す。

之れが終れば一ヶ月以内に登記をなす、然れ共農民の中には登記料(一千円に対し一〇円、買人支出)を支持ふを嫌忌し、登記を總せざるものも多くあり、之は現在の登記制度の欠陥に基くものにはあらざるか、斯くして賣契を作製し得れば其の日より完全に所有權は移轉するものである。

賣買約作成後中人、介紹人、代字人、擔員人等は響應をなすも之は第三者への公示の意味を有し紛争等の際保証人として立會ふ様に案に買収するものである、勿論これが経費は買人負担す。農村に於ては介紹人等に特別お礼金を支給することなく唯響應のみとす。

然れ共経記(事業)を経て之が賣買をなす場合は「成三袍二」と呼び買人千円に対し参拾円 賣人貳拾円の割で支給するものとす。

税契の方法は前述の通りであるが経費として、百円に付き國税六円、縣税二円 此の外に總一律、

代貳円、手数料一回合計拾壱円の徴収を受く。

三、先買權、

土地賣買に當たりては必ず地隣人の承諾を要するも、同族其他モ次人等の承諾を得る必要はない、唯順序として地隣人同族親戚、典權者、モ次人若外人と云ふ順序に有れども、之れは地隣人以外は情に於いて決定するものに過ぎず、即ち地隣人の承諾を得たならば、適當に賣買して差支なるものである、然れ共、先買权は賣買価格の高底に依り、支配されるもので、必然的なものにはあらず（勿論地隣人の先買权も此の範位に止まるものである。

四、典、

本屯の沿革古き関係上、老典（長典）等多く中には二百年前より入典せしものなりと云ふものもあり、且つ出典者も最早意念しおらざるものもあり、之等は果して何れに所有權あるや離然と知る事を得ざるものあり、即ち知らず／＼の中に其の実質上所有權は移轉しつゝあるものなり（典の備参考）

五、土地賣買と小作人

賣買に當りては前述の通り地隣人の承諾を得る以外小作人の承諾を得る必要はない、又小作契約は大体期限一年にして賣買の時期も農閑期に於て行はれるを以つて、敢へて小作人の承諾を求める必要もなければ、又小作人も随意他人と小作契約を作成し得るものなり。
若し新買人と新契約をなす場合も大体地方に於いては一契約の定型あるを以て、大体同一契約を

結び得るものである。

六、借地不祈雇の慣習

土地を借りて、家を借る場合借主は必ず貸主の承諾を要し建築前返却の條件等に就いて予め具体的に決定し置くものである。大体返却に當りては房子は土地と附随して返却されるを常とするも貸主の方の都合に依りて或いは取壊して返却する場合もある。此の場合は勿論土地は其の儘返却すれば良いのである。

若し房子に附随して返却する場合に於ては其の房子の建築費用は貸主支拂す。勿論此の時の條件は建築前大体決定し置くも絶対的のものではなく後日地主の都合に依りて幾分の変更はなし得るものである。

七、房子の売買と附加菜園との関係

房子の売買に當りては菜園を附加物として、包含され売買の対象となすを普通とす。然れ共これは勿論売買人の都合に依り変更される事多く例へば、家屋は余剰しあれども菜園は不足し居る場合とか、家屋だけ売却したりとて要求金額に満たざる場合とか、又は家屋のみ売却して充分要求額に到達し得るとかいふ様な都合に依り一概に連帯売却されるものとは非ず。

第六節　典押其他の慣習

一、名稱

典又は典當とは他人より一定せる金銭の融通を受けしに対して自己の不動産を使用收益せしむる行為にして、他日之と同額なる金銭を給付し其の使用收益を終了せしめ得べきを云ふ、本縣に於ては一般に當と呼稱せられ、典なる言葉は僅かに有識者間に知らるゝに止る、不動産の占有用益权を与へる事を出當と呼び、之が占有权を獲得する事を接當と呼ぶ、出當者を原業主と呼び、接當者を當者と呼ぶ。

二、出典の手續方法

1、出典順序

特別出典順序とてはなけれども一應地隣人の承諾をなすを常とす。

2、土地の測量、

大体出典する場合は耕地のみに止るを以つて、其の測量法は大体地積欄にて詳述せる如く繩を以つて壟寛壟長を測り該面積を算出す、然れ共之れは一部の出典をなす場合に於いて摘要するもので、地券面全体の出典をなす場合は其の侭地券面上の面積を記入する事多き様である勿

此の際は地券面積と耕地面積との割合の多少に依り、典価の高低にも影響するものである。

一部の出典に當りては、其の境界は大体壟数を以て或植木亦は埋石して之が境界を分明ならしめ

明白で証拠であります。

3、契約方法

従つて右売買は云ふまでも無く口約束に依るものとす、大体契約として売買証書を使用するものはあるが、田舎に於ける売買は国家機構の不完備に基き、又は売買当事者の無智なる徴税を避け、且つ多くは私契紙を使用し税契登記を受けることを忌避し、調停者には於ける仲裁者にて之れを単に売買者の契約数は税契登記をなし居らざるものなり。

双方は代書人作成等に頼り私契紙に記入完了せば村公所に持参し公所に於て官契紙に書替へ村公署を経て財政局に送附し税契の完了を見ることである。

官契に登記を経ず、之の契約は単に私契の手に留置されることもある。

4 証書書類の保存並に税契登記

税契登記をなすものは稀なり。普通一般証拠書類として保存すべき売契紙税契証書は出典者之れを保存するものにして、然れ共税契登記なきものに付きては納税証書は出典者之れを保存するものとす。即ち是の課税の過程方法を異にする結果斯くの如き両者の関方法が採られて居ます。

税契登記をなしたるものは村公署より直接買主に課税するも税契登記のなきものに在りては、出典者は課税し、出典者は税金額を入典者より徴収して代納するに原因するもので有り、此の場合は入典者は税金を出典者に払ひ込む事もあるも、斯に出典者は入典者の費用を以て代納するものなるを以て一概に前者の摘要を許さざるものなり。

税契登記は前述の如く現在に於ては法律の定める処に依りて総べて税契登記をなすを原則とするも一般農民間には之が認識未だ充分ならず、調査屯に於ける入典件数十九件中九件の税契登記なる見れば、大体の傾向に付いては観察する事が出来るであろう。

斯くの如く税契登記に無関心なる前述の外満洲人の習慣として法律の公然性並に重大性を認めざる事と入典期間が三ヶ年の短期年月に限定されてゐる関係と国民性としての拝金主義並に消極的、所謂暢気に起因するものにはあらざるかと思考さる。

尚亦一部知識階級の出典者に依り、之れが税金の再徴収を受けたる入典者もあり、今尚斯くの如く嫌忌せるものにはあらざるかと思考される、一部特殊な事例も見出ざされぬのでもない。兎角国家財源捻出上より大に考究すべき点にはあらざるなきと思考す。

三、土地の出典

土地の出典の場合、宅地に於いては家屋の附随出典を必要とし、家屋出典の場合亦宅地の出典を必要とす、斯くの如く家屋と宅地は両者常に相離れざる不可分関係に立脚してゐる、園林碾子磨の附随出典は一般に認められず、之が附随をなす場合は特別の時とす。

具体的な事例としては調査屯には見い出し得ざるも碾子磨の設置家屋を出典する場合は斯くる現象を見い出し得る場合があると、之れは当然の事である。

四、期限

本縣に於いては大体土地は三年を普通期限とし、房子は大体五年より十年とし、長期の場合に

於いて應用されてゐる様である。
然かれ共之等の期限は該期間内には回贖找価を嚴禁する意味の期間なるを以つて、より以上の期間に於いて回贖されるものである、土地に於て三年間は回贖出来得ざる様決定し居るは施肥法の関係に依るとの事である、卽ち一般作物栽培は三、年輪作なるを以て施肥も之れに準ずるに依るものなりと、家屋の場合其の期間を五年等と制限せるは一定の居住の安定を得ん為なりと。
然れ共、之れ又前説の如く該期間内に於いては回贖出来得さる意味の期限なるを以つて、期限の最限に付いては断言するを得ない、卽ち典価の返還に依りて該典関係の完了をなすとなるも以つて、或ひは五年の期間もあれば十年の期間もあり、中には二百年に達するものもある。
本年調査に於てさへ五十年以上に及ぶもの数件に達す、何れにしても典契上に記入せる期間に之れが回贖は見ざるものなり、新民司法公署の説に依れば該典関係の紛争に就いては、之れが解決は民国四年公布の不動産、典當辯法卽ち「其の期間等に達すれば之れが絶買をなす」と謂関するとの事である、然れども農民は期間に対する法の制裁を認めざるを以つて、之れが解決は甚だ困難であらう。

五、典価

典価は常に地価の五割乃至七割とし、土地の上下に(十)の相関々係を有するものである、卽ち下則地を五割とせば、上則地は七割と云ふ具合の相関々係である、尚典価の高低を支配する要素として次の條件がある。

出典者の信用程度、財産の程度、地位の如何、所有金額の如何、出入典者の血族関係、其の他も内外人等に依り、微妙な動きをなしおれり、此の外抜価と呼び典価の象徴をなす事あれども一般には行はれる事少なく、抜価は地価の騰落に依る事なく出典者の金銭の必要に依り行はれるものである。

抜価も又常に前契約による典価と合して、地価の五割乃至七割迄に制限されるものなるを以って初契約当時の典価か、地価の七割に達せざりし場合並に、地価の騰貴せし場合に於ける出典者の金銭必要時に於てのみ摘要されるものである、然して実質的に於っては、出典者の金銭必要と地価の騰貴とが抜価の可否を支配するものである。

六、使用収益

県内の一部には出典者が、出典地の耕作を依然継続して之が収益を入典者に支給してゐる事例もある、収益の支給に当たりては総べて穀物を支給し契約当時支給するを現租と呼び、収穫後支給するを秋租と呼んでゐる、所謂我等が呼称する出典小作の謂である、之が内容は総て一般の小作様式に準ずるものである。

耕地入典に当たりて、之が廃耕地と化せし場合の責任は入典者として負ふ必要を認めず、尚家屋の場合も之に準ずるものである、然れ共家屋は典の期間は長期に渉るものなるを以って、住者に困難なる位の小破損の責は之を入典者、負擔し全壊せし場合は房倒攤価と呼び出典者之れを負担す、大体価格四―五十円を超過する場合とす。

尚場合に依りては、売主三分、五分負担する事もある、之は売買に当りては適宜入出荷者間協議の上可決することである。

家屋の国税営業倒壊せるものゝ負担は入荷者負ふ必要なし、之等の実情は既に契約時に於て一軒毎可決せるを承諾するを以つて、一概に断定は出来難きも前者に限り一致なるものとなすを[illegible]可ならん。

七、買地の租税公課、

買地の租税は総て入荷者負担なるを原則とするも、之には例外[illegible]買荷者負担、但し売主も負担とし、或いは村税のみを入荷者とする[illegible]ず、従来の慣行なる型態は種々あるを以て[illegible]を主として観察する場合は売買契約で入荷者は負担するものと見做して可なり。所謂一般に此に準ずるものと見做せて可なるもの[illegible]二[illegible]り、[illegible]直接入出荷者は[illegible]のは一応出荷者に賦課され出荷者は該価格に相当する。

税金を入荷者に賦課され出荷者は該価格に相当する税金を入荷者より[illegible]の[illegible]るものなり、本調査地に於いて租税滞納の多きは一斯かる[illegible]と認定するものなり。

八、輸　出

轉典は典期の義務年限（三年）を完了後入典者特別に金銭の必要を認めし場合、或ひは出典者金銭の必要を認め該典地の救価をもとめたるか、合議不可決にて他に出典者の要求金額に相當する金額にて入典せんと希望するもののある場合の兩者に支配される、但し後者は極く稀に見られる現象で其の殆んどは前者の理に依ることと考し、本調査屯に於いても轉典の例は僅かに一件にすぎず前者の理由に依る轉典なり、入典者轉典をなさんとする場合、先ず出典者に其の回贖の可否を質し不可能なる場合始めて轉典の現象が見受けられるのである。此処に於て前典契は新典契作成人立会の基に旧典契紙上に「作廃」なる字句を認め廃契となし今後入典者との関係は皆無となり一切の权利義務は放棄さるるのである。

九、典權者の先買權　土地賣買欄参照

一〇、回贖

出典の時期が大体春秋の農閑期の二回に行はれる様に回贖の時期も亦之に準ずるものである。然れ共出典の時期は出典者の都合に依り、是非金銭の必要の場合に於いては、春秋の二期に限定する事なく、農耕期間中に於ても出典する事を得るものである、即ち農耕期に於ける出典の場合は、実質的典期三年（即ち、農耕回数三年）を経たる後に於て、回贖し得る様合議しあるものなり、然して実際の典期は斯かる場合満三年以上となるものである、典の回贖に當たりては總べて一部の回贖等は不可能にして一括之れが回贖をなす様決定し居れり。

一一、典の事例

調査屯に於ける出入典の主因を考究して見るに次の如き数種の理由がある。

1. 出典の場合

(1) 民国初年前所謂本屯第二期丈放前に於ける出入典は、実質的には悪信なるも、旗民[illegible]例の為めに典を仮装せるもの其の殆んどなり、該地の農耕作下方法は専ら土地節約の一[illegible]・分散摘に於りて前述せる如し。

(2) 経済困難或いは其の他の理由に依る負債の返償不可能なるに起因し出典せしもの、本屯に於ける出典主因中最も多きを占めてゐるは該項にして、小作人の賃銀支払不可能に基き其の代償として、或いは該借債返償金融通の出典せしものの多きは一特殊現象なり。
宮本屯に於ては指定借銭なる一金融便法（後述）有るに係はらず、之が利用極めて少きは一面如何に本屯民が経済的に必迫せるかを物語るものにして、反面又如何に入典者の暴利が大なるかを物語ると同時に、本屯に於いては、金利生産が土地生産に比し劣等に[illegible]事を如実に物語るものと思考す。

2. 入典の場合

(1) 出典者との因果関係に依るため入典せしもの最も多く
(2) 次いで前述の如く労賃の代償として入典せしもの
(3) 小作人、或いは雇農の土地獲得の一段階として、或いは土地不足の為め入典せしもの[illegible]
（負債関係欄参照）

三、典と小作人

（出典者と小作人との間には何等関係をも見受けられず）

押其の他の慣習

本縣に於ては押と呼称せられる事柄にして、指産借銀なる名称が用いられてゐる、指産借銀は土地を押品（抵当品）とせる場合は指地借銀と呼称し、房子を押品とせる場合は指房借銀と呼称す、然れ共前述、何の場合を問はず、金銀の借入に際して借主が一定の不動産を指定し、他日其の金銀を返還すべく、本此れに代って該不動産の占有用益権を貸主に与ふる事を約し、且つ借主にして之等の辨済をなさざる場合には貸主が自ら該不動産の占有用益权者たるを得せしむる契約をいふ。

然れ共本縣に於ける指産借銀は押期の完了と共に該債務の元利合計の返済不可能たる場合は直ちに之が使用收益权は債務者に移譲され、即ち典となるを常とす、但し利子の滞納なき場合は前契約時の條件を其の侭継続する事もあり。

尚又該押価の返還見込なき時は押期の完了と同時に該押品の売却をなす事もあり、之等両者は都会地に於て見られる一部特殊例に過ぎず、農村に於いては殆んど見受けられざる現象なり。抑々も押は突然金融の必要に迫まり、尚該期を過ぎれば其の返還可能見込ある場合應用する一金融便法なるを以って、其の期間を短期に限定され、普通十ヶ月乃至一ヶ年とするも、利子支拂の都合上前者（十ヶ月）を應用する事多し。

而して、其の結果押契作成に當たりても簡略を極め私契紙上の契約程度に止め税契登記は之を省

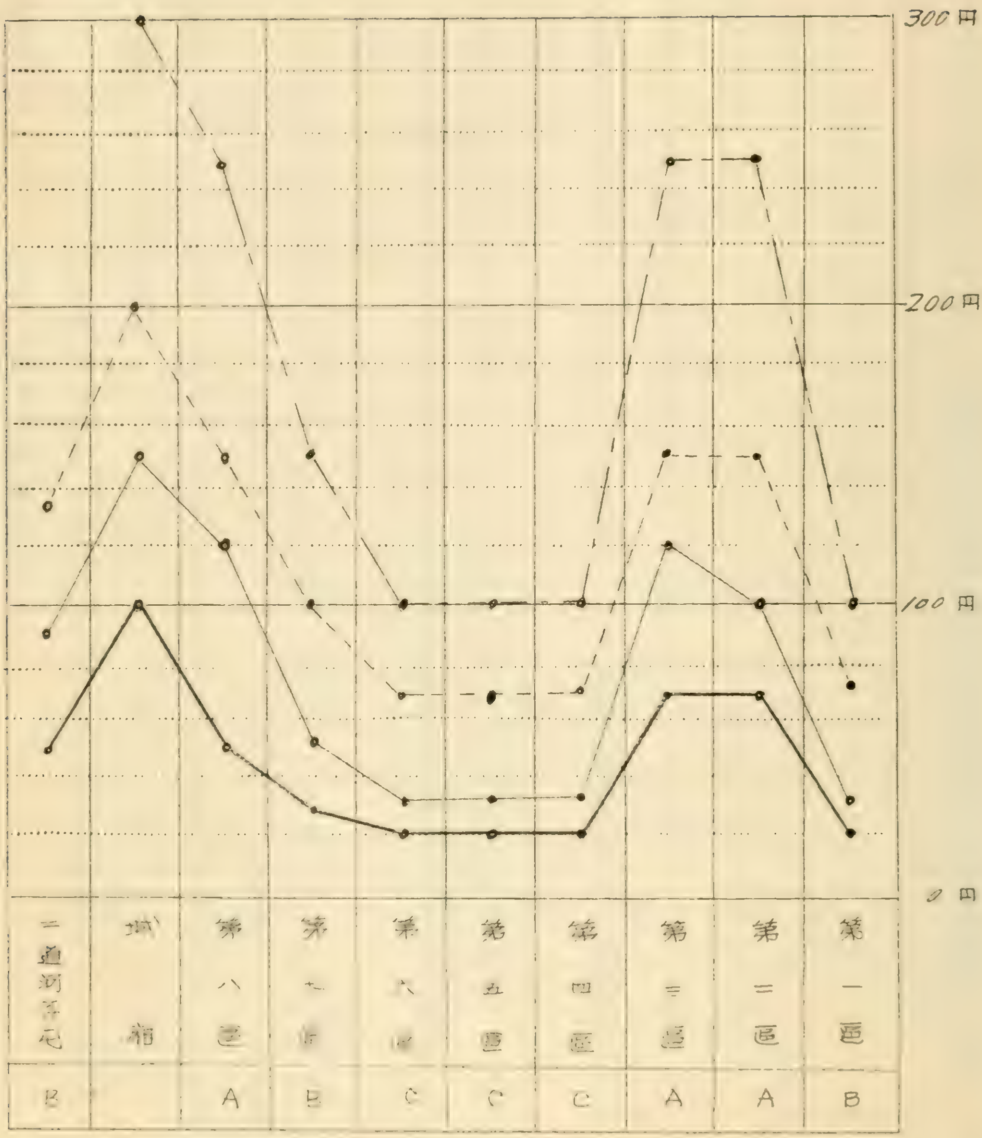
略す。尚ほ本法では賃貸料は運用するものとす。
押価は大体売価に準拠するも幾分低位にして、地価の四割乃至六割なり、押価決定は當事者
両者間の関係が一要素を占めて居る。
押の利子は月五分乃至一銭五厘位（一円に付き）を常とするも中には無利子を以って貸付ふ場合も
ある。尚此の場合の利子を收穫物に換算し一天地當り、高粱一、五石位である。
該條件の押は四界小作と同様なりしが、即ち前述の如く貸借金額の多寡なき場合に於ても一二
事情といふ作用するものである。農村に於ける具体的な事例を挙ぐれば「田地を質とし借入れ」
様な之は一種の場合であり、農村に於ける慣習は貸借関係であるが、當時の當事者の信用に
態悪化し、今日の如き押となれるに到れるものゝ様である。
調査屯に於ける押の沿革に接し特に此の感を深くす、即ち農民の語に依れば該屯は民国十一年
前後迄の農村経済は豊富にして、農民は相当な生活を営みたり、然るに
至りては、然るに其の後各種の災害が起り漸次農民の疲弊が深刻になり、又土地の収益で貸与も農民に
り、農村経済漸次悪化しつつありし時に当り、
れり、然るに巧利主義の農民は該資金の返却は元より之れを拒絶し貸与の責を回避するに至れり。
當時該屯は土匪頻発の為、資本主は本屯一帯を不穏の地と称し、
さる状態なり、此の点に於いて農民側は両者の對立資金を貸与するを
政府は該件に対しては、前述貸与資金の返還要求に鑑み、之れが適當なる方法を講ぜり。

此れ本志押の始めなりと。然うして該押は一般農民間の一金融法として行はれる事は稀にして、政府或いは団体等より貸与する場合に於て行はれる範囲に止る、先拔設置されし金融合作社は一部階級者（地主等有産階級）に應用される範囲に止る状態なれば、相當考慮すべき点にはあらざるか、即ち其の目標を地主階級に置く場合に於いては、地券を擔保（押照は殆んど地券）となす事を得、其の貸与額も農耕資金等、其他突然金融に迫まられし場合等の小範囲に止るを以て現在の如き條件にても、良好なる様思考せらるるも、反面之れを農民全体の金融機関たらしめんとする場合は最も困窮せるは下層級の雇農階級なるを以て該者に貸与するを必要とするものなり。

然して現在の如き、條件、即ち擔保金融法は不可能なるものなり、尚又農民は該擔保の法律的意義を知らざるを以て此の点を考慮せねばならぬと思考す。

第七節　地価

一、縣内地域別地価一覧表


300円
200円
100円
0円
第八區
第五區
第四區
第三區
第二區
第一區
B
A
B
C
C
C
A
A
B

註、本表は康徳二年新民縣公署財務局調査に依る。
表中、A、B、C、は縣内をA型、B型、C型に分けたる各型体内なるを意味す。
二道河子屯は上地欄は除く。

地域別に本縣内地価を見るに上表の示す如くA地方（遼河、息太河を境界としての東部地方、所謂八区、二区、三区地方）最も高価にして、B地方（息牧河、柳河を境としての北部地方、所謂一区、七区地方）之に次ぎC地方（柳河、遼河を境としての西部地方、所謂四区、五区、六区地方最も低価なり。

斯くの如く本縣は東部より漸次西部に向ふに従つて地価も不安価となり居れり。

本縣の地価を決定せる大きな要素は

(1) 土地の生産能力

(2) 市場との交通関係

(3) 農業人口の過不足

の三條件に依れり。

即ち生産関係よりすれば、A地方、B地方、C地方の順序となり(2)の市場との交通関係よりすれば又、之と同様なる順序となる。

生産関係の事例は除き市場関係に就いて少しく述べてみるに、A地方は穀物売却、搬出に当りては新民縣城に搬出する事なく、新民駅と奉天駅との中間駅（巨流河駅隆車旬駅）に搬出する

か、若しくは奉天に国道其の他の道路を利用し直接搬出売却するかによるなり。

尚次の如くの如、同地方に於いて同一條件を具備しつゝある地価に於いても差異を生じ居るは同の條件農耕地と農業人口の配分の如何が前述の二條件との微妙なる配分に依りて生じ居るものなり。

例、A地方に於ける八区、二区と三区との地価の相異はこれ等の微妙なる関係を物語るものなり。即ち、生産力より見る場合は八區最高にして、三區、二區これに續き、次いで農業人口より見る場合は二區最多にして三區、八區之に續いてゐる、これ等の微妙なる配分が結局地価となつて現れて來てゐる訳である。

最近地価は此の數年來大した変化はなけれども満洲事変の際、幾分全般的に低下せるも、殊に新民等の平野を含む遼河の大洪水地方は民国十九年の大洪水と事変との同時災害に遭遇し、著しき地価の降下をなせり。(土地に於て二、三十円降下せりと)

二、調査地に於ける地価

地価と土地生産量との一覧表、

	地価 中地	地価 下地	地価 砂崗地	生産量 中地	生産量 下地	生産量 砂崗地
民国十九年大洪水前	一五〇円	一二〇円	八〇円	三、五石	三、二石	二、五石
現在	一二〇円	九〇円	五〇円	三、五	三、[illegible]	二、五

註、單価は一天地當とす。

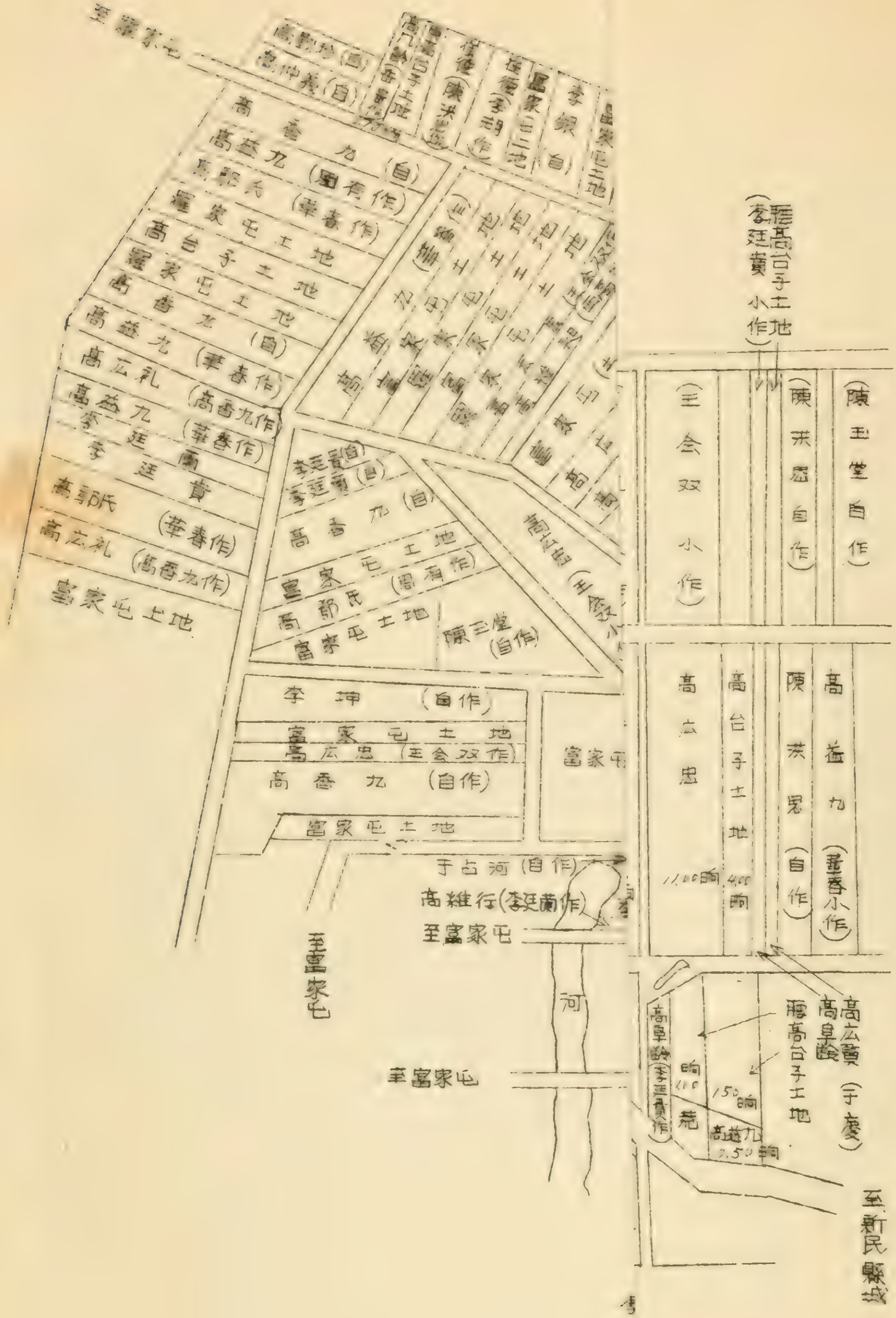
　生産量は特に高粱に就いて述べる。

前表に依り本屯の地価は首肯し得られる如く、第一區の平均地価より幾分高価なり。

斯くの如く本屯地価を支配し居る要素は縣城との交通便利なる事と、尚又生産力の大なる土地なきため、單位當の生産量と農業人口との関係が他村に比し緊密化し居る為の二両なり。

本屯も亦民国十九年の大洪水と満洲事変に遭遇し農民は極度の疲弊に陥り、且つ又治安亂脈は農民をして極度の恐怖に陥入らしめ、或る者は難を都会に求め、自から土地売却希望続出したり。其の結果、需給の関係は全く不均衡となり、ひいては地価も暴落することゝなれりと……………

本屯民の経済状態は其の後四年の年月を経れ共、依然として復活するに至らず、地価も又其の低の状態を継続し居れり。



至羅家屯
高台子土地
李廷貴小作
陳玉堂自作
王会双小作
陳洪恩自作
高広忠
高台子土地
陳洪恩（自作）
高益九（華春小作）
富家屯土地
李坤（自作）
富家屯土地
高広忠（王会双作）
高香九（自作）
富家屯土地
于占河（自作）
高維行（李廷蘭作）
至富家屯
至富家屯
河
至富家屯
高広貴（于慶）
高皐齡
高台子土地
荒
至新民縣城
高香九（自）
高香九（国有作）
高郭氏（華春作）
高台子土地
高益九（華春作）
高広礼（高香九作）
高益九（華春作）
李廷蘭
李廷貴
高郭氏（華春作）
高広礼（高香九作）
富家屯土地
高香九（自）
富家屯土地
高郭氏
富家屯土地
陳玉堂（自作）



至七家子
至西高台子
至硬高台子
至新民縣城
至富家屯
富家屯土地
侯家屯土地
西高台子村土地
墓地
河

第六章　役畜

第一節　頭数増減の傾向及其の理由

家畜飼養頭数の消減の概況は事変当時匪害に依り大減少を来し　近年漸次回復の曙光を認め得るも、事変前の飼養頭数に至り回復するは農民の経済力並疾病等の発生に依り容易の事に非ざるものと認めらる。

今農民の喜ぶる處を家畜別に記載すれば次の如し、

馬・騾、

本部落に於て最も多き畜にて　約三十頭居たりしも、民国二十年の匪害により全部掠奪されたり而して現在十五頭となれり、然しその匪害、水害により生活困難のため購入することも、意に任せず、一方購入せるものも食料の資に充當する為め、賣却する者もあり、増殖は一進、一退の状態にあり。

驢、

本畜は漸次増加の傾向にあり、其の理由としては

1. 購入価格の廉なる事、

2. 飼料費少くて済むこと。

3、匪害を被ること少きこと。
等に依るものゝ如し、現在頭数約三十頭なり。

牛、
事変前には約三十頭居たるも、匪害により全数略奪されたり、現在僅かに六頭飼養せらる。
斯く増加の遅々たるは直接役畜としては、馬、騾、驢よりも価値低き為めと適當な蕃殖牡牛のなき為等に依るとのことなり。

豚、
之も匪害を被りたると、昨年、一昨年と年々疫病の為め二—三十頭内外宛斃死を見、従来の頭数に達するには、相當の年数を要するものゝ如し

緬羊、
現在飼養者一戸六頭飼養せるのみ、之も将来、大して発展を見るものとも思はれず、之利益の少きと、適當な放牧地なき為なり。

鶏、
之も匪害を被むり、其の後漸次増加の傾向にあるも従前の羽数迄には未だ到達せず、年々疾病の為、四—五十羽の斃死を見つゝあり。

第二節　能力、利用価値

一、役畜

1、能力

駄量　一頭積載量　一日行程は役畜の組合せ、頭数並に道路の状況[illegible]

たに一、二の例を示せば次の如し。

[illegible]

馬—驢、牛—驢、馬—騾、[illegible]

	馬—驢、	牛—驢、	馬—騾
積載量　冬	五〇〇斤（二石五斗）	三〇〇斤（八斗）	七〇〇斤（三石）
夏	冬ノ五〇%	三〇%	五〇%
[illegible]	一、三[illegible]	一、〇	一、五
壌地	〇、八	〇、六	一、〇
[illegible]穀　高粱	一、〇		二、〇
大豆	一、〇		一、五
粟	〇、五		〇、八
稗	〇、八		一、〇
小麦	一、〇		一、五

役畜使役状況、

脱穀には馬、騾、驢

磨 驢 } を主として馬騾を使用する。
碾子 驢 }

能力、

	馬	騾	驢	牛
輓	0、八	一、0	0、二	0、六
速	一、0	一、0	0、五	0、四

例、(1)

◎、馬、驢、各一頭宛の場合

	穀物	土糞	行程(一日)
冬	二石五斗	八〇〇—一、〇〇〇斤	五—六〇支里内外
夏	一石五斗		四〇支里〃

"備考" 輓曳力、馬を一〇とすれば驢は五とす。

即ち馬一頭、一石にて、五—六〇支里

驢一頭、五斗にて 四〇支里

◎ 馬一、騾二頭の場合

穀物	土糞	行程（縣城迄十三支里）
冬　四石	一〇〇〇―一、二〇〇斤	一、三〇時間
夏　三石		二時間

〇、耕、（播種）

馬、驢各一頭にて三人にては平均して〇、八―一畝

中耕の場合は馬、驢各一頭、一人にて平均して一、八―二畝なり。

騾、馬各一頭と四人の場合は播種二畝、中耕二畝（但し一人）と云ふものあり。

〇 一ヶ年の耕作面積、馬、驢各一頭の役畜とすれば八―一〇畝ならん。

〇 脱穀調製

[illegible]

收穫、騾各一頭、[illegible]として

	刈取人数
高粱	四人
粟	四人
大豆	二人
稗	三人
小麦	五人

何れも一日一畝なり。

脱穀調製

	馬一、驢一の場合		馬一、驢一、騾一の場合		
高粱	四人	二、〇晌	三人	二晌	十石
粟		〇、五—一晌		一、五晌	三石
大豆		一晌		一、五晌	一石五斗
稗		〇、八—一晌		二晌	八石
小麦		〇、五晌		一晌	一石

磨（製粉）日出より日没迄一日とす、但し交替の上使役するものとす。

	馬一頭	驢一頭
小麦	三斗	二斗
蕎麦	六斗	四斗
包米	四斗	三斗
粟	二斗	一斗五斤

製粉歩合

原穀	粉量	糠
一斗（三十五斤）	二八—三〇斤	三—四斤（馬の飼料）
〃（二十五斤）	二二斤	一斗（枕の心）

一斗（三十六斤）　二七斤　五升ノ馬の飼料。

一斗（三十六斤）　二九斤　一

○、碾子（精白）＝一　三頭にて交替作業をなすものとす。

	馬一頭戴	驢一頭戴
高粱	一石内外	八斗
包米	一石内外	八斗
粟	八斗	六斗
稗	三斗	二斗

精白歩合

原穀	米	糠			
一斗	八升	三―四升	一升	二斤	豚
〃	八五升	二升	〃	一、五斤	馬
〃	六升	五升	〃	一、五斤	豚
〃	二升	五―六升	〃	一斤	馬

2、使用家畜年令、年使用日数、使役年限

本表に於ける役畜は馬、騾、驢、牛なり

使用家畜年令及日数、年限次の如し。

	使役開始	年使用日数	使役年限
馬	満二才－三才	二五〇－三〇〇日	二十才－二十二才迄
騾	二才半		二十五才－二十六才迄
驢	三才		十四才－十五才迄
牛	二才－三才		十五才迄

3、廃棄の場合に於ける處分法

之等役畜の老衰となり、又は使役不能となりたる場合の處分法として、新民縣城にて賣却をなすを普通とす。

又馬、騾、驢は時に自然に死する迄飼養する場合もあり。

廃畜の売却価格は

馬　二〇円内外

騾　一五円内外

驢　六円内外

牛　五－六〇円内外

二、各役畜の得失

労役利用上よりは、馬、騾が第一位　驢第二位、次に牛と云ふ状況なり。然し家畜－役畜、にはそれぞれ一得一失ありて、順位を断定するは無理と思はれるも一般的に農民の称ふるところ

は前記の如し。

飼養管理上より見れば粗飼料、粗管理に堪ゆるものを順次に記すれば牛、驢、馬騾の順位なり。

体質上より見れば罹病し易き順位は馬、驢、牛、騾の順なり。

力量よりは牛、馬騾、驢

速さよりは馬騾、驢、牛の順位なり。

飼料殊に蛋白質飼料を要するは馬第一位にして騾、驢の順にして牛は最も粗飼料に堪へ得るなり。

次に本表に於ける経営規模と役畜の所要頭数を示せば概して、耕作面積十陌以上より漸次耕地の増大するに従ひ馬騾を多く飼養し、五陌以外の場合は牛を飼養するを経済的なりと。

必要頭數は例示すれば

経営規模	役畜頭数		
五陌以下	牛一		
五——一〇陌	牛一	驢二	
一〇——一五陌	馬一	騾一	
一五——二〇陌	馬二	騾一	驢一
二〇——三〇陌	馬二	騾三	驢一
四〇——五〇陌	馬三	騾三	驢一

備考、二尺の場合には牛一、驢一の割合なれば耕作具を引合ふ。

役畜を飼養するを利益とするは耕作地四―五町以上とす。

若し仮に耕作地五町内外にして新規に役畜（牛）を購入するは不利にして雇牛具の方を有効とすとの事なり。

二、用畜

ここで用畜と称するのは豚、緬羊、雞の三種とす。

1、飼養目的

次に之等家畜の飼養目的を記すれば次の如し

豚、1、貧農の場合は糠及厨房の残滓を利用し肥大せしめ、現金収入を得るため。
（富農は専ら採肉のため）
2、仔豚販売のため
3、採糞のため

緬羊、1、土糞製造のため
2、仔羊を得るため
3、採毛のため

鶏、1、採卵の目的（食用、販売）
2、脱穀場の落ち穀種を拾はせるため

農家が之等用畜の飼養を希望する順位及其理由は次の如し。

鶏、飼料不要、安価に雛を購入し得る、年々採卵し得るため

豚、飼料費が僅少にて済み、相当纏った現金収入が得られる、即ち一種の貯金と見做し得る。

欠点、目下の所、飼養者が僅少なる、又は一つは放牧地なき為なり。

2. 生産能力

豚、生体重百斤より屠殺により、骨付、屠肉七〇—七五斤、骨を除けば六十五斤内外なり。

鶏、一ヶ年平均百—五〇箇の産卵なり、産卵期間は三—八月まで、一ヶ年一羽より、一〇〇円位。

3. 飼育の要領

豚、豚は普通生体重百斤内外、生後八—十ヶ月にて屠殺にして販売、又は自家用とす。販売に有利な時期は一般五月、八—九月の頃なり。

種豚は繁殖用には、牡牝共満一才以上、更に体格も牡牝共六—一〇ヶ月より分娩時期は六—七月が良好なり、一腹の分娩数十頭内外にして、順調に行けば三年に五回分娩せしめ得ると、

家畜自体は自家生産より購入により充当すること多し。

種牡豚は外ば一ヶ月に去勢をなす。

鶏、鶏は自家孵化を以て更新するを一般とす。
孵化は五―六月が多く且つ成績も良好なり。
産卵の多い年令は二―四才の頃なり。
老鶏となれば漸次淘汰をなすものゝ如し。

第三節 飼養管理

一、畜舎の状態

馬、騾、驢、牛、等の大家畜は概ね日本で称する納屋に相当する平房の一部を之等の厩舎に充當するを普通とす。此の厩舎は一方のみ壁なく開け、他の三方は土壁を以て囲ふ、開けたる一方は家畜の出入口であり、厩舎の掃糞を取出す口とす、之には丸太二―三本を以って家畜の出るを防ぐ、厩舎の設備としては、木製、又は石製の長さ六―九尺位の深一尺、巾一尺五寸内外ノ飼槽を適宜の台を（高さ二尺位）附し設置するのみなり。

豚は各農家の納屋の一側又は屋敷内の適宜の場所、又は土塀に沿ふて、土壁にて高さ四五尺に囲ひ、何れか一ケ所に三尺の出入口を設く、然して広さは頭数に依り、一様ならざるも二坪内外にて四―五頭を収容す。

然ニ屋根ヲ[illegible]一面ニ高床[illegible]

芝居としては唯大豆、又ハ石造の飼槽あるのみなり、図内は土間にて[illegible]

豚舎の場合は狭く、泥沼の状を呈し、非衛生的なり。

[illegible]鶏舎ノ場合は稲枝などにて囲ひたる四尺平方の處に飼養す、[illegible]

に供するのみ。



鶏は多少とも住宅又は[illegible]の壁に沿ひ、[illegible]場所に土にて図の如きものを作り自由に出入出来るのであるが、殆んど放飼なり。

[illegible]一戸にして、[illegible]

[illegible]

[illegible]割合

牛　一、〇〇

豚　〇、九〇

鶏　〇、六〇

[illegible]

中耕　馬三頭にて　一日、一晌

播種　〃　〃　一、五晌

施肥、一晌当　六〇堆　一堆一五〇斤（大堆）

一二〇堆　一堆二〇〇斤　一台一、二〇〇斤　一晌二〇車

豚の鬃毛（一一〇斤）二両 ＼ 四枚の皿と交換 —— 一〇〇斤の公の四両、一両五分

体毛　一斤半 ／ 二斤　一斤八分

食塩

役馬のみに五頭、十日に一回、一回半斤給与

二、飼育法

役畜は一般に所要最低頭数を飼養し居る状況にあり、故に殆んど無為に徒食せしめることは稀なり、故に飼料は放牧期を除けば、年中大体同一飼料を給与せり。然し其の給与飼料の種類及給与量は各農家の経済力（経営規模の大小）により相異するは勿論なり。

飼料として給与せらるゝものは

黒豆、稗子、高粱等が一般に与へらる、其他豆粕、包米、高粱、糠等も与へられることあり。

粗飼料としては、各草、稗稈、野生草を給与す。

放牧は平均して六月と七月の二ヶ月とす、即ち播種、中耕を終り収穫迄の不使役期間とす。

放牧時の飼料給与量は、大体放牧地の生草を自由採用せしめ、夕方野青草を二―三〇斤補給する

のみなり

二更、即ち使役時の飼料給与量を例示すれば次の如し

例、1

騾、驢各一頭計二頭に対する一日の給与量

黒豆七合、稗子三合　谷草、稗子草二〇斤

馬、騾各二頭、驢一頭に対する一日給与量

稗子五升、包米二升五合、粟稈、稗稈五〇斤

馬、驢各一頭一日の給与量（　）は使役しない時、

黒豆一升（〇、五升）　稗子一升（〇、五升）　高粱一升、粟稈、稗稈一八斤（一五斤）

仔付の場合には[illegible]を給与する農家もあり

例、

黒豆[illegible]　[illegible]、粟稈一五斤

豚　豚の飼料として[illegible]高粱、[illegible]

水[illegible]

右の糠を一日一頭に一―二升〃流し水〃と一緒に給与するを普通とす

豚を仔付の場合は粟の粥を（一日二合）産後五日間内外母豚に給与す。

四―八[illegible]放牧するか、又青草を一日一頭に五―十斤[illegible]

放牧期間中は高粱糠を少量（一三合以外）又は泥水のみを給与するものあり。

鶏、鶏は年中放飼とす、飼料を給与することなし、稀に給与することあり、五羽に対し一日高粱二合内外給与す。

牛、牛の飼料としては一例を左に示す。

平時、黒豆五合、粟稈、稗稈、一五斤

放牧時、六月―八月上旬迄、殆んど生草を自由採食せしめ不足と思はれる場合は野生草を少量給与するのみなり。

三、蕃殖

交配年令	交配方法	次回交配	牡畜の選定法	牝牡の割合	産仔数	種付量
馬　牡 三才　牝 三才	放牧時は自由、四、五月の頃、又は牡馬の居る処へ連れて行く	三年に二回の割合	丈高、脚良好のもの	判明せず	一頭	別に一定料金を支払ふことなし、時に一駒が生産されると一円内外の品物を贈ることあり。
驢　牡 二才半　牝 二才	放牧中自由交配 二―三月の候	毎年又は三年に二回	別に選定せず	〃	一頭	
牛　牡 一才半　牝 一才半	自由交配、別に時期なし三四月の候が割に多し	毎年又は三年に二回	仝前	〃	一頭	
豚　牡 一才　牝 半才	自由交配、別に時期なし、然し二月六月頃が多い。	二―三年に五回位	仝前	〃	一〇頭内外	種牡豚は屯内の富農にて飼育す 但し無償

四、育成

哺乳の時期		育成歩合	幼畜に対する手当	飼料	雌と雄を分つ時期
馬、満一年―一年半迄	飼料を摂取するのは生後半年	生産仔に対する哺乳期に至る迄の生育数割合 八〇%	なし	成畜と同様	四―五月
驢 一年半	仝前		〃	〃	仝前
騾、仝前		八〇%―九〇%	〃	〃	三―四月
牛、満一年	生後半年より採食	一〇〇%	〃	〃	二月―三月
羊 生後三、四月	採食は生後二月	七〇%	〃	〃	三月―四月

五、去勢

時期	年令	方法	費用	去勢の効果	備考
馬 陰四月	満三才	獣医に依る	一頭二円	一、性温順となる 二、良く採食す 三、良く働く	
驢 仝前	仝前	〃	二円		
騾 行はず		―	―		
豚、四月	生後一―二月	獣医に依る	〇.〇五円―〇.一〇円	蕃殖を防ぐことを得肉質良くなる。	牝牡共行ふ
羊 仝前	生後一ヶ年	〃	一.〇〇		

六、家畜の飼育の設備

牧畜は馬類のみに、冬期間に放すを一般とし、夏季は放牧を為さずと云ふことなり。豚及羊は畜舎の設備なきを一般とし、夏季に於ては放牧にて行ふこととなり。

装蹄年一－二回要す、一回の装蹄（四蹄にて）馬、騾にて三十弐、驢十五－二十弐なり。
蹄鉄屋を蹄掌と称す。

七、其他

1、緬羊の剪毛

春及秋の二回剪毛を行ふ、即ち三月と八月の二回

2、肥育

本地に於て肥育に供する家畜は豚のみとなり、肥育を行ふ時期は概ね屠殺せんとする、又は販売せんとする時季の二－三ヶ月前即ち、二－三ヶ月間肥育をなすものとす。
肥育の効果として農民は、肥大し、肉質良くなり、販売有利となると称して居れり。
若し肥育を行はず瘠せたるまゝの豚は販売困難なり。
給与飼料及量を例示すれば次の如し。

（例一）

大豆・髙粱 の挽割を一回五合内外一日三回

高粱糠・粟糠 一回一升五合、一日三回

一ヶ月間に肉付増量二十斤内外とのことなり。

（例二）

大豆）何れか一種を挽割って大豆は湯によく浸漬し、包米は煮て給与す、一日一羽当り五分乃至一
包米）
す。

高梁類　二升

石を冬期は一日に二回、其他の時季は一日三回に分与す。

3、孵化、育雛

鶏は之れを自由に飼養する故、[illegible]
孵化期間は[illegible]を普通とす、鉢に小麦稈を入れ、[illegible]
二拾個内外入れ、坑上の隅に置き、抱卵せしむ、孵化数は十二羽以外なり、多くて十五～六羽
なり、育雛歩合は八割内外なり、
産卵期間は孵化後満一ヶ年[illegible]、産卵数五十個内外なり、[illegible]
り。
育雛法は孵化後五日間位は[illegible]以後は母鶏と一緒に屋外に出す、孵化後一[illegible]
[illegible]

第四節　飼料

飼料として本邑に於て最も普通に多く使用せられてゐるものを、家畜別に其の概要を述ぶれば、次の如し。

一、各家畜別飼料の種類及年所要量

1. 馬、騾

之等家畜に給与せらるゝものは

高粱、稗、黒豆、高粱糠、豆粕、粟稈、稗稈、野草等にして、之等を給与する量、期間及配合割合は使役状況、農家経営状況に依り一様ならざるものなり。

（実例）馬騾

	一ヶ年、消費量	一ヶ年消費量	一ヶ年　消費量
黒豆	石四斗	—	—
稗	三石八斗三升	—	五石三斗二升五合
高粱	六斗一升	二石	九斗三升
豆粕	—	二五〇斤	—
高粱糠	—	—	一五五斤

	例一	例二	例三
粟稈	一、七三六斤	三、〇四〇斤	一、二九五斤
稗稈	一、七三六斤	—	三、五八三斤
野草	—	一、二二〇斤	四五〇斤
計	七五円七六	七七円四六	七〇円四一

2、穂、

黒豆、胡麻類、稗、粟稈、稗稈、野草、豆文子等なり

	例一	例二	例三
黒豆	一二〇斤（三斗）	六斗六升六合	五斗七升
稗	—	—	六石六斗三升
粟稈	二、一二五斤	一、二〇九斤	六〇〇斤
稗稈	二、一二五斤	—	六〇〇斤
胡麻類	三六〇斤	一石二斗二升	—
豆文子	九二〇斤	一五三斤	—
野草	二、四〇〇斤	一、八三〇斤	一、八三五斤
計	四四円六八	二八円一一	[illegible]

3、牛

黒豆、稗、粟稈、稗稈、豆文子、野草等なり。

	例一	例二	例三
黒豆	九斗〇五合	一石五斗	六斗五合
稗		二石	八斗三升
粟稈	九〇八斤		一、一〇一斤
稗稈	一、三五八斤	四、五五〇斤	一、一三九斤
豆文子	四六.五斤		四五〇斤
野草		一、二二〇斤	二、六一〇斤
計	二九四四五	八二四〇〇	三一四二八

4、豚

豚の飼料は高粱糠を給与するを普通とす、然して四―十一月の間は放牧をなす、此の期間は野生草を自由採食せしめ、夜刈取りたる野生草(曲母菜)を補給することあり。

、	例一	例二	例三
高粱糠	一石八斗二升	七石五斗八升	七石三斗
曲母菜	一、三八〇斤(八―十月) 本例八十一―十二月ハ泥水のみ	九一五斤	

計	九円二八	三〇円三二	二九円二〇

以上に依り、明かなる如く家畜飼養農家は各家畜に対し、永い経験より各畜に適せる農作物ヶ藁稈類ヶ独自に依り生ずる糠類を有利、有効に使用しつゝあるものと思料せらる。

自給飼料としては黒豆（之を販売せらるゝものより、品質低下す）稗、高粱の三種にして、

藁稈類としては粟、稗 、豆文子

農副産物としては高粱糠、等有り。

二、主要購入飼料の種類及価格

品名	価格 単位	価格 単価
高粱糠	一斗	三、五―五銭
粟糠	一斗	八銭
豆粕	一枚（三五斤）	三、〇〇円
酒粕	一斤	一銭五
黒豆	一斗	一四〇円
高粱	一斗	一、二〇円
稗[illegible]	一斗	〇、五〇―〇、六〇
稗稈	百斤	〇、五〇
粟稈	百斤	一、〇〇―一、二〇円
参考		
小麦麩	一斗	一、〇〇円
包米	一斗	一、〇〇円
大豆	一斗	一、二〇円

三、一頭當り、年飼料費

	例1	例2	例3	平均	割合
馬、騾	七五、七六円	七七、四六円	七〇、四一円	七四、五一円	一〇〇、〇〇円
驢	四四、六八	二八、一一	五三、九九	四二、二六	五六、七一
牛	二九、四五	八二、〇〇	三一、二八	四七、五八	六三、八六
豚	九、二八	三〇、三二	二九、二〇	二二、九三	三〇、七七

第五節 牧野

一、牧野の位置、地勢、面積

本屯は開拓年代古く人口も多く、従って良く開墾せられ、牧野と称し得べきもの少し、只家畜を放牧するは、水害に依る荒廃地、又は路傍の草生地に放牧するを普通とす、従って纏ったる面積の牧野はなし、精々三—四晌程度の地積のもの一ヶ所あるのみなり

二、土質

前述の如き牧野なるため、土質は砂地にて瘠薄なるものなり

三、野草の種類、草生状況

種類	草丈	多い順序	家畜の好む順序
白矢草	二尺内外	1	1
毛子草	二尺内外	2	3
蘆草	二尺五寸内外	3	4
節節草	一尺内外	4	2

四、牧野の所有権と使用収益関係

該牧野は、[illegible]地は所有者不詳にて、誰が放牧をなすも自由となって居るなり。

五、牧野の利用過不足の状態

最も多く放牧して、馬、騾、驢、牛、等合して百二十頭内外なり、現状より見れば牧野は不足の状況にあり。

放牧は[illegible]、一月間にして、各畜主が看視するのである。家畜は足を縛して[illegible]程度）自由採食せしむるのである。

第六節　畜産物の利用

畜産物としては、肉豚、食鶏、鶏卵なり、其他見るべきものなり。
之等畜産物の處理加工は農家に於ては何等見るべきものなし。
豚は生豚を係新民營豚へ搬出し売却をなす、生体量普通八〇——一〇〇斤内外なり、自家消費は割合少し。
鶏卵、棒手振（日用雑貨品を持ち来る小商人）に売却し、又は縣城にて売却するを普通とす。自家消費は生産額の約二割内外なりと。

第七節　家畜の疾病、斃死

一、疾病の種類
農民の云ふ處にては、獸疫と一般疾病と区別するのは困難なる故疾病として一括列記することとせり。
○、馬
姑眼、眼球に白膜が出来、視力減退す、春秋に多く発生す。

小刀にて白膜を切り取る、自分にて行ふ。

馬腹子瘡、春秋に発生多し、獣医に依り治療をなす。

鼻式、鼻から黄汁が出る、一ヶ月内死にて斃死す。

傳染病にて羅病せるものは殆んど死亡する。

鼠形症、体に二銭銅貨大の腫物が出来腐り、黄汁出る、傳染病にて羅病すれば殆んど死亡す。

肥黄、体に大きな瘤が出来て腐る。獣医ならば治る。

前結
中結 ｝草などが不消化となり腹痛を起し、起きたり伏したりして苦悶す、十中八九死亡す。

便秘、便秘する―肛門にて[illegible]糞をよく治る。

結尿、尿が出なくなる、唐椒子を牝には飲ませ、牡には尿道に入れて治す。

穿水、水の過飲にて鼻孔から水が出る。

喉嘆、天然痘

肚腹、腹痛 二人にて棒を以て腹部を摩擦す。

〇、牛

鳥疫、傳染病二―三日にて死す、便秘し、頭が腫れる。

〇、豚

豚疫、傳染病、体に赤斑が出来、罹病後四―五日にして斃死す。

痘疹、羅病畜は大抵斃死す
姑眼、眼球に白膜が出来る、馬と同様なり。

○、鶏

瘟病、傳染病、体が黒色となり斃死す
鶏痘、赤班が出来る。

二、予防又は治療の方法

予防の方法として、農民は何等講ぜず。
治療は役畜などの場合は腰高台子の獣医と称する者に診察してもらふ、二―三名あり一回の往診一円五十銭内外なりと。

三、斃死

斃死の主因は疾病が多くして、自然死と認めらるゝものは少きが如し
斃死畜は豚及鶏にありては、地中に埋没し食用とせず、馬、騾、驢、牛は傳染病による斃死畜は埋没し食用とせず、其他の疾病による斃畜は、売却し又は食用とす。

第八節 畜産経済

一、家畜、畜産物の価格

	上	中	下
馬	八〇円（五―六才）	五―六〇円（七―八才）	二―三〇円
騾	一〇〇―一二〇円（〃）	七〇―八〇円（七―八才）	三―四〇円
驢	三〇円（〃）	二〇円（一〇才）	一〇円
牛	肥大 八〇円	中 五〇円	下 三〇円
豚	大一斤 〇円一七―一八	中一斤 〇、〇八―〇、一〇円	仔豚一、五〇円（十五斤内外ノモノ）
緬羊	六円	四円	二円
鶏	一羽 一、六〇、五〇 二、〇〇、四〇		雛一羽 〇、四〇五

鴨、一羽 〇円四〇

鶏卵、夏 一〇〇個 一円五〇 （五―六月）
　　　冬 〃 二円五〇―三円〇〇（一―二月）

近年漸次家畜の価格上昇の傾向にあり、亦家畜の価格は穀価と並行し騰貴するものゝ如し。豚及鶏は求め得る程の価格騰貴の傾向なし。

二、家畜及畜産物売却購入方法

役畜の購入、販売共に新民縣城の家畜市場にて取引せらるゝなり。

豚は各個人にて購入、概ね屯内にて購入す一〇—一五斤内外の仔豚は一円—一円五十銭なり、之を春購入し、百斤内外迄飼養し、縣城の肉商に売却するを一般とす。

三、畜力、借入費

雇牛具、は馬と驢が多く、次に馬と騾、驢二頭と云ふ順なり。

播種、一日馬と驢及一人にて一円五十銭位

中耕、一日（約二畝）家畜と一人二円

収穫、一日（約一天地）大車、家畜、一人にて二円

脱穀、一日家畜と一人にて一円

此の場合食事は雇主、家畜の飼料は畜主持ち、

一天地一ヶ年右の作業を契約する場合は六—七円なり。

挿牛具も多少行はれる。

四、役畜労力の過不足の状態及餘剰労力、利用状況

役畜は概ね、各農家共必要の範囲内の頭数を飼養し居る状態にて過不足なし。

第九節　畜産諸施設

本屯には曽て畜産に関する改良奨励施設行はれたることなし。

但し、村公署所在屯なる腰高台子屯へ、昨年種バークシャーが来たるも、成績未だ見るべきものなし。

衛生、防疫に対する施設もなし。

第七章　林業

第一節　造林

造林としては取立てゝ述べる事項なし、
唯耕地及屋敷の周囲に植樹をなすのみなり、其の目的は

1、飛砂防止
2、肥料の他人の圃場への散逸防止
3、年々伐採し薪として、販賣し収入を計る
4、籠製作の原料を得る
5、自家用の燃料採取の目的

本屯に於ける風向は夏は南、九月より冬季は北風多し。

一、樹種

柳樹五〇%　楊樹三〇%　楡樹二〇%

右の三種なり、其の割合前記の如し。

二、繁殖方法

直径一寸内外の枝條を、長さ一尺七－八寸に切り、地上一寸位出して地中に挿す、時期は陰厂

九月頃挿す。

翌春芽が三～四本出る、之は其の儘放置し自然の生育に任せ、翌々年は耕地又は宅地の周囲に挿木するものとす。

三、利用状況

挿木後、三ヶ年間は其儘にして置き三年後の秋、初めて根本から之を刈るなす、其の後三年目、三年目に刈り取るものとす。之等は割り燃料用とし、又籠の原料とす。

建築用材としては柳樹、楊樹を用ふる、楊樹にて直径一尺二寸位生長するには六十年内外を要すと、直径五寸内外位に生長するには十五年内外を要すと、

薪は新民県城に搬出販売す、本地にて大車にて百台内外、一台二百五十斤、約価三円、価格三百円内外なり

四、薪（燃料）

薪は各自、自家所有のものを刈り取る、

下草は林木宅地の土地の所有者以外の人にても之を採取出来得るのである。

之等下草は燃料とし自家用とし、時に県城に搬出販売することもある。

第八章　副業

第一節　縣の副業

本縣に於ける農家副業として現下農民に営まれるものには、凡そ次の如き條諸のものがあるけれども、之等は総ての農民層に行き渉って居るものではなく、勿論副業の性質として、然るべきものであらうが、ものに依ては全く地域的に局限されるものがある。全般的には本縣内は耕條に恵まれて居り、農民用具として、日常の使用品を自家生産する以外に籠等を製作し縣外へ移出する向ありて、之は本縣に於ける副業の最も普遍的なるもので、高粱稈を材料とするものと並び、記さるべきものであらう。

夫々につき概略を記せば、

1. 高粱稈で味噌壷覆を造る、之は大部分自家用であるが少々は製造して販売するものもある。
高粱稈で、夏の農民帽を製造する、又穴子を造る、第四区に於ては小児も之に従事し頗る盛である。

2. 農閑期に高粱蓆を製造する、之は縣下全般的に行はれるが、特に老人が之に従事することが多い。

3、稲條子細工、
稲條をもって筵、糞筐、飼料容器、鶏養舎等を造るものである。

4、蒲細工
之は第四区、第五区に多く湿地産の蒲を採取し来りて籠又は筵等を造るものである。

5 [illegible]
副業として之をなすものは数いがあるにはある。

6、漁撈
第一区[illegible]漁業[illegible]
[illegible]
[illegible]
全[illegible]高粱稈[illegible]
[illegible]

7、高粱稈を材料とするものは専業者に於ては其の資を買入れるものであるが、農家副業としては買入れるものは少ない。

8、蒲は湿地に自生して居るものを、仲秋の候に採取し来りて供するものである。之の細工には籠、[illegible]、製品価格は莚筵は相当にて一箇四分、上[illegible]十文位のがある。

9. 又蒲の穗を採取し枕の心として売るのもある。之には褐色のもの、黄色のものとある。

10. 蒲の細工は毛で纏わて販出するのが普通で、販賣先は高粱稈と共に奉天へ出すものが多い。

11. 柳條子細工に於ては八月頃枝刈をなし、直ちに之を剝皮し浸水後、製作に供す、普通、全く成熟せる枝は剝皮が容易でないので、八分位生育のものが良い。

12. 帽子、蓆、籠の小型のもの等は夏期雨天に際し、閑暇の折に製造するものが多い。

第二節 屯の副業

本屯には特記すべき副業は存在して居ない、自給の目的を以てなすものは次記の如く多少程度存在するが副業を以て常時の現銀収入の道を講じて居るといふやうな大きな副業は古来全然発達しなかつた、往々の臨時収入として、個別的には農家経済に幾分の潤いを有する程度にて、副業と認められるのは唯薪草木の採集販売位のものであらう、之は雇農階級に多きもので、全般的な副業としては、其の意を得ざる点がなきにしも非ずであるが、本屯農戸の各状態に徴し広義に解して差支へなからう。

斯くの如く漠然たる意味に於て、本屯副業の様相を挙ぐれば次記の如し。

イ、林野産物採集販売

又は本島開発以後、[illegible]各戸に行き[illegible]になるので、本島は林野に富み、其の他の[illegible]
伐木販売と共に薪材として、縣城街にて売却し収入を得るものである。
現在に於ては之を行ふは雇農階級に多い。時期は一月乃至三月の頃、又は八月乃至十一月の間であると云ふ。

2. 拾糞

之は道に於て家畜糞の拾取をなすもので、耕地を有する各農戸で一般に行はれて居る。道路に於ける糞を拾ひ集めて[illegible]を伴ひ[illegible]して遊び歩く姿なるが、冬期十一月以降、三月の頃迄が最も盛んである。

3. 以上以外の特殊的[illegible]を行ひて居る農戸があるが、何れも少くて[illegible]する。又[illegible]戸もある。

4. 竹細工

倉子、筐、花籠、農筐、等を作る。

以上は本島に於ける副業の姿と云ふ程であるが顕著の如く本島には、特にこれと云って認むべき副業なく、又将来発達すべき好条件下にあるものも、何等無い状態である。

5. 拾糞販売

拾ひ集めた糞は其の量により売手と買手とで価格を決定す。一籠が十銭位が普通である。

6、伐木販売

本屯に於ては冬季より、春季にかけて農閑期に於て屯民が、楊樹を伐採し縣城へ運搬して販売するものである。

本屯には特別な林地はないけれども屯内各所に點々として楊樹が自生してゐるが、従来伐木した後に挿木として置くと云ふ。

本屯に於ては以前は現在より耕地多く樹木は比較的少かつたのであるが、度々楊河氾濫に依つて耕地が荒され、斯る處に於ては特別の造林はしないけれども耕作を止めて植樹をし漸次木が殖へて来たと云ふ、此處三十年間に於て著しく楊樹と楊條が増した。

○農業經營との関係

伐木販売は農閑期に於て、農家が隨時行うものなる故に其の現金収入は簡單に得られる、又前記の如く氾濫に依る耕地に植樹するものなる故比較的耕地少なき農家に於ては此れの農家經濟に於て占むる割合は大分重大性を帯びて居ると認められる。

○原料獲得関係

自家所有地内に樹木を有するものが閑暇を見て伐採し、縣城燃料市場にて隨意売却するものなり、受負的に大量を販売するものなし、又伐採するものも少なし。

農家が自己所有範囲内に於て、直接隨時販売現金を得るものなり、總て燃料として売買さる。

斧を有するのみ、大車を有する農家は之を使用するも、大車なき農家は排筐を使用し、自力運搬

す。

販売に供する為の菌木を生産する目的にて、特に土地を売ることもあると云ふ如きことは全然ない、唯を耕地の端に風害豫防の為植へた木を折りを見て伐木売却するのみなり。

7. 緬羊.

種畜所有十二頭、親戚より無償委託八頭、計二十頭、昨年より飼育を始めた八頭[illegible]年二月、六頭仔生産した今三月頃親戚より受託した。

初めの自家所有の六頭は新渡戸畜市場で購入せり（昨年四月六月頃）。種羊は[illegible]

本村には各所に道路端耕地近傍等に良き草地があるので飼養管理には便利だと思ふが、[illegible]大量的に発達する余地はないと思はれる。

緬羊の飼育を以て飼養して居るものなる故に特別にせず、緬羊に力を入れて居ても、[illegible]

売に依って農業経営を左右すると云ふ様なことは全然ない、唯緬羊飼育に依って[illegible]が得られるので多少とも肥料関係に於て助かると云ふ。

[illegible]一頭より[illegible]一ヶ年、重量にて[illegible]

緬羊飼育は[illegible]、次年度に於ては頭数を[illegible]

なし、初年妊娠してゐるのを購入した、生れた内に牡が四頭居た。

緬羊の[illegible]此れに依る現金収入が本農家経済に於[illegible]

と見るべきでない、但し、将来自家にて頭数を増殖せる場合は牡のみは売却[illegible]

云ふ。

其の時は多少は現金の収入が絶対数量に於て増へるであらうと思ふ。

製品處理関係

糞及毛

糞は肥料として他の家畜糞と混合土糞を製して施す。

毛は縣城にて販売す。

用具としては鋏み（剃毛用大鋏み）一個宛へ付け、飼育に要する為め生草土地としては道路側とな林地の端とな、耕地近縁のものを利用特別なる放牧地はなし。

購入に際して一頭に付き三円を要した。　畜圏構築特別入費なし。

第九章 耕種概要

第一節 農具……屯に於ける調査参照

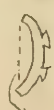
一、蒙の農具

蒙地農具商にて販売して居るものは下記の如く、小農具、或ひは大農具の部分品が主なるものである。

大農具に就いて、其の全体の価格は農具商よりは、農民は直接安くなる分明することは出来ぬ。

農具は農民自身作つて居る。

品名	価格	備考
三込入子	四〇	壁をつくる時使ふ
大鏟	六〇	毎斤につき〇、一一
小鍋	二〇	毎個につき
車鍵	大 〇四	車軸の両側にとめる鉄製の栓
〃	中 〇三	〃

車鍵	小	〇、〇二五	車軸の両側にとめる鉄製の棒
車穴皿		六〇	車軸の上に置く鉄製物  五寸五分
面瓦	毎斤	〇九 〇八	毎組八枚約四十斤、乃至百斤
鉾子		一二	
兜嘴	鉄製	〇五	
〃	柄條製	〇四	
磨刀石	大塊	五〇	鎌、鍘刀等を研ぐ
〃	小塊	三〇	〃
車鞍子		三五	
油吋子	セトモノ	一三	大車に使ふ油入
摺子		二五	高粱稈製
二凼子		二五	
糞叉子		二〇	馬糞等を拾ふ用具
木鍁	上	三五	用途は揚場及除雪等
〃	中	三〇	〃
〃	下	二五	〃

木叉		四〇	脱穀の際使用
笊籬子		一〇	飼料等を洗ふ用、新民県出産の柳條でこしらへる
竹篦子		二五	洗穀用
鉄楸		四五	肥料等を運搬の際使ふ。
竹箒		二〇	
篩子		一一	草播用
簍、笸心子		一二	
麻包子	大 小	九〇 七〇	
大簸子		四〇	
小簸子		二五	
剋刀子		〇五	
鎌刀	大	一〇	先に竹で、下に木棒一桿子(五尺)三五
	小	一〇	〃 小、〃 三
柄子鍋斗		二〇	
荷子鍋鏟		一五	
泥マシ		〃	壁ヌル用

康徳三年十月十五日調査

品目	価格	使用年数	摘要
鏵子	大一、七 中一、五 小一、三 銭	二年間	使用中破損したるものは此の限に非ず
鍋頭	一、五	二年間	
犂究子	一、五	三年間	
鎬頭	二、五	四年間	
鉄鍬	四、五	三年間	
筒鍬	四、五	三年間	
大鎬頭	七、〇	二年間	販売する時の鉄の重量に依て価格を定む
三歯鈎	三、〇	二年間	
鉄叉子	四、〇	三年間	
糞叉子	一、〇	二年間	
鎌刀	一、五	一年間	

以上

販売者　新民縣新市街一九三號
福義永　主人　常連福

販売店　新民縣　縣大街二七
營業員、三八　劉　漢　甫

二、屯の農具

二道河子屯は今より約二百五十年前より開墾せられたり、其の當時に於ける使用農具は如何なるものなりしやに就きては詳細を知るに由無きも、本屯民の說に依れば、開墾當時は鎬頭一丁と稱するものありたり、此の鎬頭と稱するは、土地を鎬頭にて開墾したるに始まると云ふ、故に、既に此時代に於て鎬頭の使用されて居たることは明なり。推するに、同治帝ノ當時[illegible]によりて本屯へ來住し、當時に實りたる某時、山東に於ける耕作面積より遙かに大なる土地面積多く、之に比し從事力、勞働力は比較的僅少にして、荒地の開墾は一部は唯、人力のみにて鎬頭を以て開地されたる箇所もありしものなら人と思惟せらる。

又農具使用される農具の種類は當時に於ても、既に存在し、其の本屯移住と共に、山東より持來りせるものならんも、其の後、幾何の改良進歩の意志も無く、黙々旧慣を墨守して年々一日の如くに耕作は何等改良せず農具に於ても、大變革の存せる一としく無きもの、如し。

現在に於ける使用農具の種類を大略一半、耕種概要に従ひ記述すれば左の如し、

一、（農業の耕種に依る）

先づ犁丈を以て前年の畦を立直し、壊耙にて畦割をなし播種を行ふ、播種直後、壊耙に附したる土拉子にて覆土す、覆土直後人足を以て踏圧す、壊耙を使用せざる時は木頭、轆子を以て鎮圧す発芽後鋤頭、を以て、除草を兼ね、中耕を行ふ、培土には犁丈に鏵子、を附して行ふ、又培土を充分ならしむる場合は犁丈に鏵子を附し、更に鋤頭、を附加して使用す。

生育順調に進み、收穫期に至れば鎌、刃にて刈取る、鎌刀の刃鈍る時は、磨刀石、を以て之を研ぐ、運搬には大車、を用ひ、穂切に際しては稲、刀、を使用す、脱穀に當つては石、磙、碾子、木、叉子、掃、箒、等を使用し、脱穀せざるものは場、扠を用ひて風選す、而して大農家にありては扇、車、による。風選に先だち簸、扠、を以て脱穀實を寄せ集む。

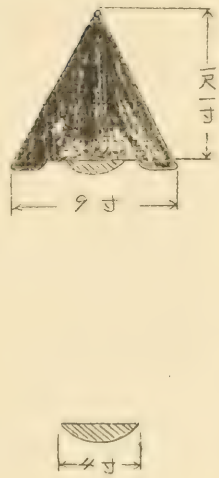
又穂を搬集するには竹、耙、子、を使用す、風選後篩、子、或ひは簸、箕、にて更に精選を行ひ、斯くして脱穀調整を終へたる穀實は袋、子、麻、袋等に納め貯蔵さる、高粱の精白には碾子を用ひ、包米、小麦等の製粉に際しては磨、羅、子、使用さる、尚、粉末の容器として篩、子、笸籮、を用ひらる。

牛馬糞の拾糞は糞、叉子、及糞筐、を以てし、糞を土と混ずる場合、二、齒、鈎、を使用す、土糞の切替には鉄、鍁、（糞鍁、）及び鍋、頭、を用ひ、畜舎或ひは畜圏よりの糞の搬出には抬筐を用ふ、又土糞の運搬に際しては糞簾子を引回したる大車にて運搬す、大車の索引には馬、騾を以てす、馬具及び其の附屬品として小、鞍、子、鞍褥、轅、腰、抓、子、大、肚、帯、夾、板、子、套、包、子、挾、板、皮、鞦、上蓋、鞦、搭、腰、韁、子、等あり、又役畜には作業中作物を喰ましめざるやう其の口先に兜嘴を附す。

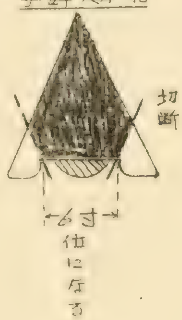
家畜の粗飼料は鍘、刀、を以て細かく切り刻み、給飼するに馬、槽、子を用ふ、濃厚飼料の容器として、

料、手子あり、修理用具として鋸、鉋子あり。
其の他、農具の部分的修理に関して斧子、鋸子、鉋子、尺、等を用い、又脱穀調製作、精の設式
に築杖、把、鋤を使用す。
播種中耕共同じ犂丈を使用すると、犂鑱を異にす、即ち播種に際しては種鉾子を用い、中耕時
には打翅鉾子を使用す。種鉾子と云ふは三角型の普通販売せる其の侭の鉾子のことであるが打翅
鉾子とは其の両角を落して五角型にせばめたものである。
農民が自分で其を落すのであるが一般に中耕者土には、此の打翅鉾子と称するを使用すること
多い。

種鉾子



打翅鉾子



名称	価格	使用年限	用途
種犂	六、〇〇		播種
[illegible]犂	三、〇〇		中耕

石頭轆子		半永久	脱穀用
揉叉子	〇、一五	二—三年	穀物堆積用
泥叉子	〇、三〇	二—三年	建築、泥コネ用
駱(洛)斗子	〇、三〇	五—六年	播種時、種入用具
木杴	〇、五〇	二年	施肥用
糞筐	〇、一〇	一年	
剷苗刀	〇、二五	二年	手を以て除草する時に使用す
韮菜刀	〇、一五	二年	
打揚扒子	一、五〇	五年	脱穀調製用
木杴	〇、六〇	三年	脱穀
麵蘿	一、二〇	五年	メリケン粉精選フルヒ
笊笠	〇、一二	一年	飯揚用
紡車	一、〇〇	五年	紡糸用、現在殆んど使用無し。

1、農具備考（農具番號につきては新民縣二道河子屯農具表参照）

（二）犂丈

ハ、材料購入状況

農民又は大工は楡樹の未だ幼少なる時、石を吊して、腰を曲げて生長せしめ、以て犂轅を作る。農民は大工に[illegible]工賃三金を支払ふ。

二、修繕状況

年一回[illegible]を取り替へる。これは、[illegible]

時に[illegible]。

大工に依頼する場合にも材料は農民の負担である。

3、[illegible]

[illegible]

（三）鏵子

イ、修理状況

一年[illegible]二回[illegible]修理をなす、[illegible]

にて修理す、これに要する一回の修理費は八錢乃至十錢位である。



磨滅を示す

（五）鏵類

先端[illegible]鋼鉄製なるに依り[illegible]使用する[illegible]、先端[illegible]、之を修理する[illegible]

要する、故に修理することなく、一年一回新調するが普通である。

(九) 耙子

修繕、主として歯を取り替へる。

歯数、八本、三年以後二本 —— 四本位を取り替へる。

一本につき十銭位を要する。歯は木製のものである。

(十)、木頭輥子

本村に於ける木頭輥子は中位に属するものである。

維持年限約二〇年であるが、三年に壹回位の修理を要する、修理は主として周囲の框を取り替へるもので、費用は普通一円程度。

(十一) 鎬頭

(五)の鎬頭より大型にして一年一回の修理を要す、先端を付るのであって一回の費用二十銭。

(十二) 二歯鈎

修理費高価なる故、殆んど修理することなく、五ケ年を通じて使用す、修理ケ所は、先端部の鋼鉄の付け替へで修理費は普通三〇 —— 四〇銭

(十三) 鉄叉子

本村に於けるものは中位に属するものであると云ふ。

二叉の方は修理を要せざるも、三叉のものは修理す。





（十五）壇飾

[illegible]年一回改替[illegible]

[illegible]

せられたるものを用ふ。

（十六）壊[illegible]心子

年一回新調して使用す。

（十九）[illegible]

[illegible]

（二十二）[illegible]

[illegible]

（三十五）礎子

[illegible]

（三十七）大車

[illegible]

（三十九）[illegible]

[illegible]、[illegible]、小[illegible]、[illegible]

[illegible]

（四十三） 韃腰抓子

革製の帯に鉄輪を附けてものо

革帯は一ヶ年使用、鉄輪は十年位の使用に耐へる。

（五十二） 鞭子

大小の二種あり、大なるものは柄の長さ二間位にして、竹を三本位組合せ、綱は革製にして主として大車使用に際して用ふる。

小なるものは柄の長さ一間位である、竹三本組合せ、革製の綱を附ける、主として普通農村の場合使用さる。

（六十七） 水缸

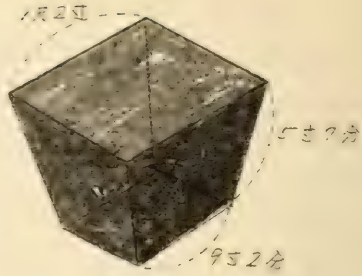
大中小の三種あり。

大なるもの	＝穀物八斗入＝	価格五、三〇
中		二、四〇
小		一、三〇

（六十九） 斗（桝）

容積は大工が作り、周囲にある鉄輪は鍛冶屋が製作する

一斗桝
五斤桝



五斤桝



水缸

種類	購入価格	購入状況				使用年限	備考
猪槽子	二、〇〇	新調	―	―	―	永久	花崗岩にて製作
醤子蓋蓋	一、一〇	〃	―	―	―	二〇年	
料斗子	〇、三〇	〃	―	―	―	一年	ハンケを使用す
馬飼子	〇、一〇	〃	―	―	―	一年	
杵子	〇、三〇	〃	―	―	―	一〇年	碓の代用に用いる
臼子	〇二五	〃	―	―	―	三年	時々目立をなす

尺	〇、一五	新民	—	—	—	半永久	一尺のもの
磨刀石	荒石〇、八〇 緻細〇、四〇	〃	—			一〇年	
簾子	—	—	半斤〇、〇八	高粱桿及綱にて製造		一年	
水缸		新民				半永久	
鍬上蓋	〇、五〇	〃	—	—	—	四-五年	
塔腰	三、〇〇	〃	—	—	—	四-五年	
鞭子	小〇、一五 大〇、三〇	〃	—	—	—	一年	
口袋	二、〇〇	〃	—	—	—	一〇年	
兜嘴	〇、一〇	〃	柄の幼樹にて製作		—	三年	
牛梯子	〇、三〇	〃	柳の幼樹を利用		—	三年	
腰桿子	〇、八〇	〃	〇、七〇	〇、一〇	大豆負植	一〇年	蓋杆子横杆子あり附屬品
鍘刀	四、〇〇	〃	—	—	—	一〇年	歯あり年一回砥ぐ
馬槽子	四、〇〇	〃	—	—	—	半永久	石材を使用 石材は花崗岩なり。
鍬板	二、五〇	新民	—	—	—	四-五年	
笸		自家製作		—		一年	
扁擔	〇、八〇	新民	—	—	—	一〇年	木製のもの。

拉耙家	〇、五〇	新民	—	—	—	一年	
小鞍子	〇、五〇	〃	—	—	—	五、六年	馬具
鞍替子	〇、四〇	〃	〇、三二	〇、〇八	—	一年	馬具
鞬腰捬子	一、〇〇	〃	—	—	—	一年	馬具垂紐
大肚帶	一、〇〇	〃	—	—	—	二年	
挾皮子	〇、二〇	〃	柳樹ヲ用ふる	—	—	一〇年	
套包子	一、〇〇	〃	—	—	—	四年	
拶核子	銅 〇、三〇 葦 一、〇〇	〃	—	—	—	一年 四年	
耙子	〇、八〇	〃	—	—	—	三年	一日 脱穀用
木頭碾子	一、〇〇	〃	—	—	—	二〇年	鎮圧用
鋤頭	一、五〇	〃	—	—	—	一〇年	肥料切返し用
二齒鈎子	〇、四〇	〃	—	—	—	五年	〃
鉄叉子	三叉 〇、七〇	〃	—	—	—	三年	建築用
鉄叉子	三叉 〇、三〇	〃	—	—	—	一〇年	野積用
黄叉子	〇、二〇	〃	—	—	—	八年	
擡耙	二、〇〇	大工製作ニヨルモノ	—	—	—	一〇年	一日、二天地作條用

壊耙公子	〇、三〇	新民	—	—	—	一年	壊耙附属品
土拉子		—	—	—	—	一年	覆土用
抱斗子	〇、三〇	新民	—	—	—	五年	播種用
槁子	一対一、四〇	〃	—	—	—	五年	
斗	五、〇〇	〃	—	—	—	半永久	
秤[illegible]	二〇斤 五秤 〇、〇	〃	—	—	—	半永久	
箕筐	一、〇〇	〃	—	—	—	半永久	
耬子	一、〇〇	屯内大工	〇、六〇	〇、四〇	大工	五年	
剪子	〇、二〇	新民	—	—	—	一〇年	八年前購入
點葫蘆	—	—	—	—	—	五—六年	播種用
鋤頭	〇、七〇	新民	—	—	—	一年	管理用
錫犁	三、〇〇	大工	—	—	—	一五年	中耕培土用
鐮刀	〇、二〇	新民	—	—	—	一年	
掐刀	〇、二〇	〃	—	—	—	四年	
木杈子	〇、五〇	〃	—	—	枷のY型のものを利用して製作せるもの	四年	修理に関する時は使用に耐えず 脱穀用
掃箒	〇、四〇	〃	—	—	自家生産	一年	

[illegible]子	〇、三〇	〃	―	―	民国二十年	五年	
[illegible]	〇、四〇	大工	―	〇、一〇	自家持	一〇年	人力用〇、三〇
[illegible]	〇、六〇	新手	―	―	―	一年	電運用
[illegible]車子	一五、〇〇	〃	―	―	―	三〇年	
[illegible]子	〇、五〇	〃	―	―	大同二年	二年	
[illegible]	[illegible]	〃	―	―	大同元年	四年	
[illegible]子	〇、八〇	〃	―	―	―	二年	
[illegible]	[illegible]	〃	―	―	―	一年	
[illegible]	三、〇〇	〃	―	―	―	半永久	
[illegible]子	[illegible]	〃	―	―	―	一年	
[illegible]子	二〇、〇〇	[illegible]	―	―	―	半永久	
[illegible]蘿	一〇〇	[illegible]	―	―	民国十八年	元	
大車	大概 五〇、〇〇	〃	―	―	―	一二年	

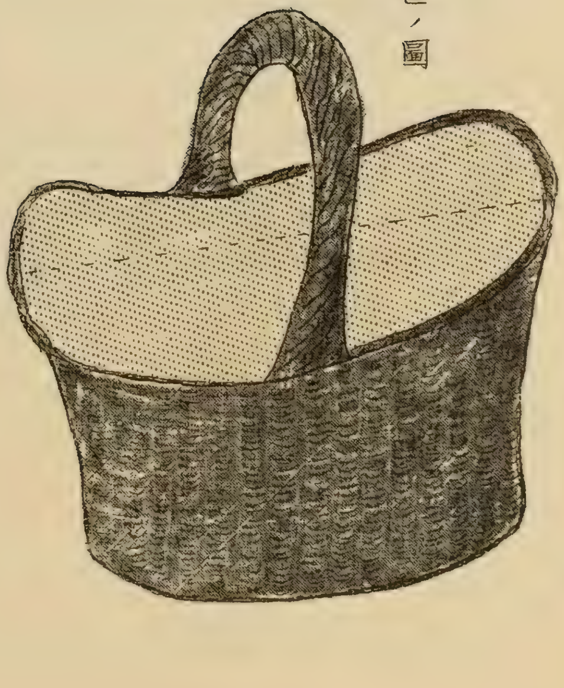
新民縣二道河子屯農民用具図

1. 小筐
2. 端筐
3. 抬筐
4. 挑筐
5. 斗
6. 五升斗
7. 升

筐類 — 端筐、抬筐、小筐、挑筐の図描

斗 — 一斗桝、五升桝、

小筐ノ圖

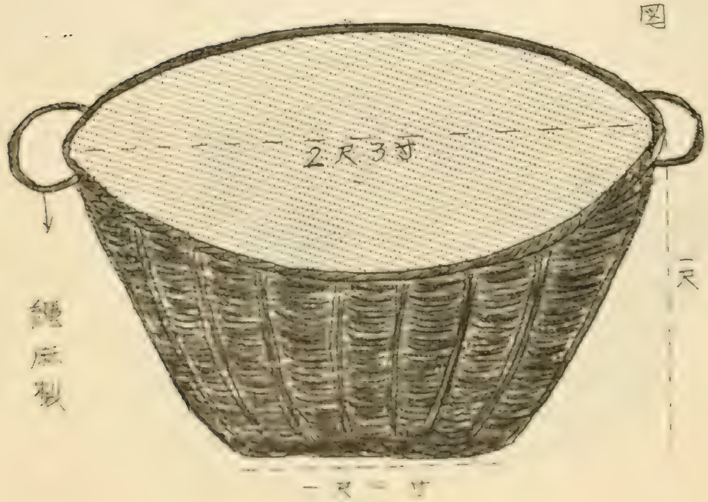


把手高 九寸
幅 一尺二寸
長サ 一尺八寸
深サ 八寸

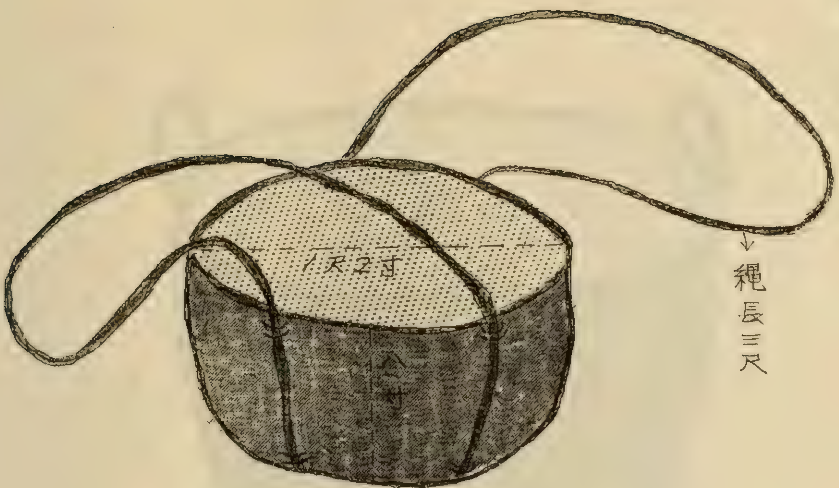
揣筐ノ図



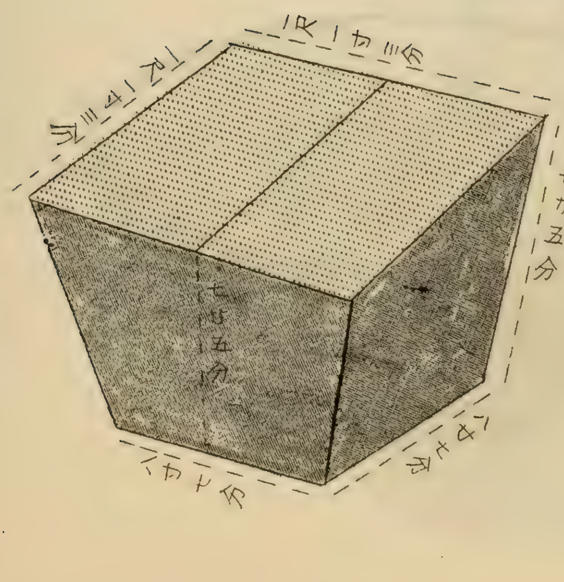
抬筐ノ図



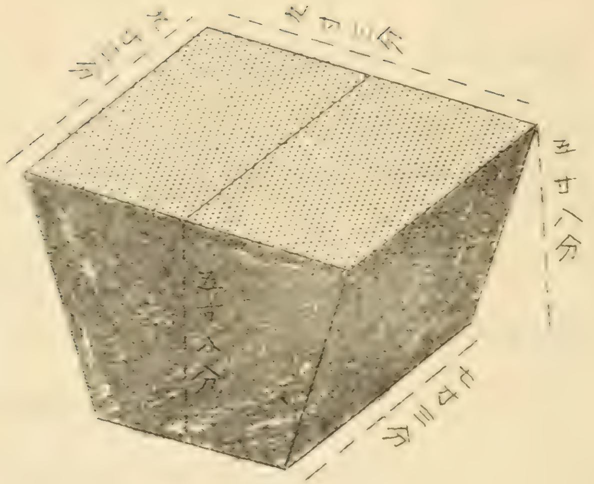
桃筐ノ図



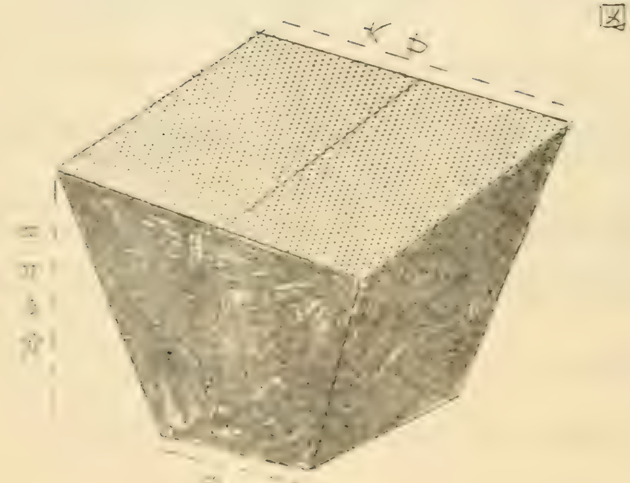
斗ノ圖



五升斗ノ図



升ノ図



河子屯農具表

維持年限	修理状況	作業能率	備考
15年	年一回地頭及鏵子ヲ取リ替エル	一日一天地	修理ハ農民自身ニ於テ為シ得ルが大工ニ依頼スル時ハ材料農民持ニテ国幣五分ヲ要ス
1年	年二回ノ修理ヲ要ス	〃	犁丈ノ附属品ニシテ半ヶ年使用ニヨリ先端減スル故年二回位修理ヲナス修理費五乃至八分大犁ナキ故小型ノモノヲ使用
10年	修理ヲ要セズ	〃	修理ヲ要ス様ニナリタル時ハ使用ニ耐エズ
10年	仝上	〃	仝上（整地及播種用）麦地ニ際シテ使用ス
1年	仝上	一日五畝	仝上（高粱ノ根株掘採）
1年	仝上	20分間土糞一車積	仝上（耕墾用）耕地ノ掘起シニ使用シ鉄鍬トモ云フ、本屯ニテハ簿ロ此名称が一般デアル、
1年	仝上	一日五畝	仝上（耙砕用）
3年	三年経過以後ハ歯ヲ取替エル	脱穀ノ時30分間ニ一天地分	歯数八枚アリ修理ハ、歯一本ニツキ国幣十分ヲ要ス（脱穀用）
10年	三年ニ一回位周囲ノ框ヲ取替エル	一日四天地	修理ニ要スル費用ハ一円（鎮圧用）
10年	⑤ノ鍋頭ヨリ大型ニシテ年一回修理ヲ要ス	—	一回ニ要スル修理費ハ20分位（肥料切返シ用）70銭位ノモアル
5年	五年ヲ過ジ使用以後修理ヲ要ス	—	五年以後ノ修理ハ一回30－40分ヲ要ス先端ノ鋼鉄ヲ取替ヘル（肥料切返シ用）
10年 3年	二叉修理ナシ 三叉修理ヲ要ス	—	二叉ハ（野積用）三叉ハ（建築用）架叉トモ云フ
8年	修理ヲ要セズ	—	（糞掻キ）（拾糞）
10年	年一回修理ヲナス	一日二天地	年一回脚ノ取替ヲナス材ハ主トシテ柞樹ヲ用フ（播種作條用）
1年	修理ヲ要セズ	〃	壌耙ノ附属品

新民縣二道

	農具名称	購入		自家生産		
		價格	購入状況	材料費	工夫賃	材料購入状況
1	犂丈	3.00	屯内ノ大工ヨリ製作セラル	1.80	1.20	大工ハ楡樹ノ幼少ノ石ヲ吊シテ彎曲サシ以テ犂轅ヲ作ル
2	鏵子	小 0.18	既製品ヲ新民縣街デ購入	—	—	—
3	[illegible]頭	0.25	〃	—	—	—
4	犁[illegible]子	0.25	〃	—	—	—
5	鎬頭	0.30	〃	—	—	—
6	鉄銑	1.00	〃	—	—	—
7	小耙鎬	0.20	〃	—	—	—
8	耙子	0.80	〃	—	—	—
9	[illegible]頭耙子	1.60	〃	—	—	—
10	[illegible]頭	1.50	〃	—	—	—
11	二歯鉤	0.40	〃	—	—	—
12	[illegible]叉子	[illegible]	〃	—	—	—
13	糞叉子	0.20	〃	—	—	[illegible]
14	[illegible]耙	2.00	大工ニヨリ製作セラル	1.20	0.80	—
15	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—

維持年限	修理状況	作業能率	備考
1年		一日ニ天地	(覆土用)
5年	修理ヲ要セズ	—	(播種用)
5年	—	—	(播種用) 谷子、糜子ノ播種ニ使用ス
2年	—	一日ニ畝	(除草、中耕、培土用)
15年	—	一日ニ天地	犁丈ニ準ズ
3年	—	一日ニ畝	(刈入用)
4年	—	—	(脱穀用)
1年	—	—	(脱穀調製ニ際シテ用フ)
2年	—	—	薪、下草採集
8年	—	—	脱穀時、穀類ノ寄セ集メニ用フ
1年	—	—	穀物調整風選用
50年	部分的修理、扇板ノ取替等ヲ行フ	一日十石	風選調整用
1年	修理スルコトナシ	一日五畝	
3年	—	—	篩子ニハ柳製ノモノト竹製ノモノトアリ、柳製ノモノハ中型、小型何レモ価格十五分 竹製ノモノハ五十分、維持年限柳製ノモノハ一年[illegible]
4年	—	—	
2年	—	—	
2年	—	—	(穀物ノ貯蔵用)

	農具名称	購入		自家生産		
		価格	購入状況	材料費	工手賃	材料購入状況
16	土拉子	0.10	既製品ヲ県城ニテ購入ス	—	—	—
17	把斗子	0.30	〃	—	—	—
18	點葫蘆	0.50	〃	—	—	—
19	鋤頭	[illegible]	〃	—	—	—
20	錫[illegible]	3.[illegible]		—	—	—
21	鐮刀	0.20	県城ニテ購入	—	—	—
22	木杈子	0.50	〃	—	—	—
23	掃箒	0.40	〃	—	—	自家ニテモ製作使用ス
24	竹趴子	0.30	〃	—	—	—
25	[illegible]	[illegible] 6.40	〃	—	0.10	自家生産ヲモ使用ス
26	[illegible]	0.60	〃	—	—	—
27	[illegible]車子	15.00		—	—	—
28	[illegible]刀	0.20	県城ニテ購入	—	—	—
29	[illegible]子	0.50	〃	—	—	—
30	[illegible]	[illegible]	〃	—	—	—
31	[illegible]	[illegible]	〃	—	—	—
32	[illegible]	[illegible]	〃	—	—	—

維持年限	修理状況	作業能率	備考
半永久	年二回位石目ノ刻ミ直シヲナス	一日包米麺2斗	(製粉用)一回ノ石目刻ミハ六十銭位ヲ要ス畜力用ノミアリ
1年	—	—	
半永久	年一回、目ノ刻ミ直シヲナス	一日高粱一石	一回刻ミ直シ要費ハ80銭位 価格35円位カラ色々アリ
6年	—	—	
10年	修理ハ屯内ノ大工ガ行フ	—	三千斤積ミ
1年	修理ヲ要セズ	—	端筐、格筐、小筐、桃筐等アリ
5−10年	—	—	木製擔荷用
1年	—	—	青根柳製、堅丈運搬、価格50銭乃至1円
5−6年	修理スルコトナシ	—	馬具
1年	—	—	〃
1年	修理ヲ要セズ		馬具革製
2年	〃		馬具
10年	〃		〃
4年	〃		〃
1年 4年	〃		〃
4−5年	〃		
4−5年	〃		

	農具名称	購入		自家生産		
		価格	購入状況	材料費	工夫費	材料購入状況
33	磨	15.00	—	—	—	—
34	羅子	0.40	縣城デ購入	—	—	—
35	碾子	60.00	法庫縣産石材ニテ製作ノモノヲ購入	—	—	—
36	笸籮	1.00		—	—	—
37	大車	50.00	屯内大工ニヨリ製作セラル	—	—	—
38	筐			—	—	自家生産 —
39	扁擔	0.80	縣城街ニテ購入ス	—	—	—
40	拉耙架	0.50		—	—	—
41	小撥子	0.50		—	—	—
42	撥楷子	0.40		0.32	0.08	大工ニテ材料モ依頼ス
43	鞭梢子	1.00	縣城デ既製品ヲ購入			
44	大肚帯	1.00	〃			
45	[illegible]	0.20	〃			柳樹ヲ用ヒテ自家製作
46	[illegible]	1.00	〃			
47	[illegible]	鋼製 0.36 皮製 1.00	〃			
48	[illegible]	0.50	〃			
49	[illegible]	[illegible]	[illegible]			

維持年限	修理状況	作業能率	備考
4－5年	修理ヲ要セズ		
1年	〃		
10年	〃		
3年	〃		
2年	〃		
10年	〃		套杆子横杆子等ノ附属アリ
10年	歯刀ハ年一回砥ギヲカケル	1日400斤	
半永久	修理ヲ要セズ		石材（花崗岩）ヲ利用シタルモノ（長サ2.5尺幅1尺深5寸厚サ2寸位）
半永久	〃		
2－3年	〃		
1年	〃		現在「バケツ」等ヲ代用シテ居ルモノモアル
1年	〃		
10年	年二、三回砥グ		
3年	使用ニ際シ目立ヲナス		
半永久	修理ヲ要セズ		
10年	〃		
1年	〃		高粱桿ヲ利用シ自家ニテ製作スルモノデアル

	農具名稱	購入		自家生産		
		價格	購入場所	材料費	工賃	材料入手状況
50	搭腰	3.00	縣城ノ既製品購入			
51	鞭子	大 0.30 小 0.15	〃			
52	口袋	[illegible]	〃			
53	兜嘴	0.20				柳ノ枝條ヲ以テ自家製作
54	牛梯子	0.30				〃
55	腰杆子	0.80		0.70	0.10	材料ハ大工負擔ス
56	鍘刀	4.00	既製品ヲ購入			
57	馬槽子	4.00	〃			
58	猪槽子	2.00	〃			
59	腰子笸籮	1.00	〃			
60	料斗子	0.30	〃			
61	馬鉋子	0.10	〃			
62	斧子	0.30	〃			
63	鋸子	0.20	〃			
64	尺	0.15	〃			
65	磨刀石	粗目 0.80 細目 0.70				
66	[illegible]			[illegible]		[illegible]

維持年限	修理状況	作業能率	備考
半永久	修理ヲ要セズ		大（8斗入）中（5斗入）小（3斗入）アリ高粱其他穀物ヲ入レル
5年			
半永久			5斗桝ニシテ周囲ニ鉄輪ヲ附シタルモノ
〃			20斤計量ノモノ
〃			
5年			
10年	年一回位砥立ヲナス		

	[illegible]	購入		自家生産		
		価格	購入状況	材料費	工夫賃	材料購入状況
67	木 椀	大 1.30 中 2.40 小 1.30	朝市で購入			
68	箱 子	一対 1.40	〃			
69	斗 [illegible]	5.00	〃			
70	石 臼	0.50	〃 〃			
71	[illegible]	1.00	〃			
72	梯 子	1.00	石灰・大工ニヨリ製作サル	0.60	0.40	大工が購入
73	剪 子	0.20	雑貨店購入			

第二節　肥料

本屯に於ける肥料の状態に就いて聴くに、本屯施用は大部分が自給肥料にして唯包米或いは貝の他に施肥するに際し、縣城街に於て人糞を購入し来り施用してゐる農戸がある。

本屯下に於ては現在肥料に関しては何れの農戸も不足を感じ居る次第でそれは勿論家畜数の僅少に基くものであるが、農戸の殆んど總べてが古来肥料と言へば家畜糞を基にした自給肥料を指し、勿論現下の状態に於てもそれを以て唯一のものとし金肥等ありやうなく将来に於ても種々の状況より、考察するに満足なる施肥に達するには、まだまだ遼遠の時節であらうと思はれる次第である。

現下の施肥慣行に関し大略を記せば

一、種類及肥料

種類としては土糞及家畜糞の二種である、更に人糞施用もあるが例外的特殊事態に属す。

勿論肥効に於ては土を混合せざる家畜糞のみ施用の場合に於て良結果を得るものであらうが、それは殆んど稀にして一般に土糞を製造して量を高めて成る可く平均的に施肥するのが本屯農戸の慣習である。

作物に対しては小麦及大豆に於て最も肥効ありと云ふ、施肥慣行は輪作関係と連繋ありて、三年輪作式に於て大豆或いは小麦作に際し施肥するを通例とし、もとより肥料甚少なる関係上からも三年に一回施糞するのみである。

二、自給肥料製造法

土糞製造

之は家畜糞と土とを混和し製したるもので天々品質に於て差あるは免かれない、普通[illegible]畜糞との混和割合は前者八に対し、後者二のものであるが良肥は普通五対五のもので[illegible]れる。

之は先づ有害なる物質を含まざる事を旨として[illegible]である、良肥は[illegible]、之に反して[illegible]土糞は[illegible]肥の一倍半の目方があるのが普通である。

土糞製造の原料土としては別に一定の場所はあることがなく、各農家の[illegible]家の[illegible]方、道路沿等の土を採集する。而して土糞製造の為に[illegible]た[illegible]土が[illegible]である。

土糞製造には通常家畜の厩肥を利用することと、別途に之を設けて製するものと、大体二つの方法がある。

(イ) 普通の土を敷へして置き、[illegible]が其の糞尿を[illegible]外へ出して適当な時期に[illegible]時期に[illegible]より[illegible]して、此の間に於て大体八回位畜舎より[illegible]し、其の[illegible]土を畜舎に搬入し置くものである。

(ロ) 今一法は土糞製造場所に深さ二尺位、約一丈方形の穴を掘り、之に土、草、落葉類を入れ[illegible]雨水の浸入を防いで製造するものである。之は[illegible]と称す。

肥料としては(ロ)の製品が優るのは無論である。本県に於ては(イ)の製法に於て[illegible]

なく、唯播出したものを堆積して置くだけであると云ふ。

普通に、同じく肥効を望むならば(b)の製品は(a)のものゝ約二倍量を施すを要す。

三、栽培作物に依る肥料の種類、施肥法、施肥量の差異

本屯肥料が殆んど土糞一色なる関係上、もとより作物に依り之を異にすることはなく、只輪作関係に於て小麦、大豆作の年に於て之を施すが一般なる故施肥量も略々一定して居る。施肥法も庫糞が普通で作物によりて差異あることはないのであるが只施肥に関し、富果、高粱に人糞を追肥的に要糞して施す農戸があるのを特殊的なものとするのみである。

施肥量、一天地當土糞二〇車（一車一、三〇〇斤）

第三節　耕種法

一、縣の調査

1. 主要輪作様式と其の作物組合せ及肥料との関係

本縣は全般を通じ、大豆、高粱、谷子の三年輪作様式が其の主なるものである、肥料は土糞が其の主なるものであるが、之の施用は大豆作に際して行はれる、即ち四年目毎に積肥を行つて、施肥し大豆を栽培する、縣内第二区及、第三区の或る一部に於ては高粱作に際して五月頃

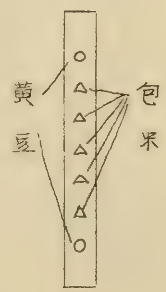
追肥を施す所もあるが、一般には大豆作に対しては施肥し、基肥、分与は無肥料とするもの
もってある。前茎肥料として用いられるものは、人糞尿、過燐酸又は大豆粕の堆肥等でこの他か
もの等である。
尚第一区にも多少追肥を行ふ箇所ありと云ふ。

2、間作

総合を通じ黒豆の栽培が多いが、之は大、小麦の間に播種するのである。
間作として、之は最も普通的なものである、其他苞米と大豆との間作、或いは高粱と緑豆と
の間作も稀にあるが之は頗る尠い。
小豆と黒豆との間作に就き、詳しくは志に於ける調査を参照
混作はない、偶々各々補植の際に自身の都合に依り混作することは無いではないが、一般には全
般の状態に定まったものではなく、混作は全く無いと言って可、
麦類と黒豆との間作は此の二種類の栽植法を異にし、麦類と黒豆とが既に…
あるが包米と黄豆との間作は一畦内に於て株を異にするものである即ち包米ノ株間に黄豆を播
種するもので此の場合包米と包米の株間は五尺にして此の間に数株の黄豆を播種する

大小麦と黒豆との間作





3. 天災害、病虫害及其の他の災害と其の対策

イ、風害

風害として、特に甚大なる被害はなきも、毎年播種期に多少の被害はある、即ち播種に際し、風の為、被土が吹き除けられ種が暴露され、発芽せず或ひは生育不良に陥るものである縣内には箇々區々の樹木又は柳條の叢生はあるけれども、他に纏つた林木なきため、播種期乃至幼苗時にかけて多少害を被るものである、従来それ以上大程度の被害はなかつた。

ロ、水害

水害本縣内の遼河が通過し其の支流として饒陽河、柳河、五道河等あり、水害の多い縣にして毎年〳〵多少程度の水害無き年はないと云ふ、特に柳河の氾濫は上流より土砂を流下し来り、大被害を蒙ると、

康徳元年に大水害あり、殆んど収穫皆無、

民国四年並に十八年の水害以上のものであつた。

民国四年の大水害は縣城迄浸水し縣公署も其の難を蒙つた。

縣公署浸水の始末

一、浸水年月　中華民国四年六月初旬　市街水深四、五尺

一、退水年月　今年九月初旬　洪水減退市街通行可能

一、水災起因　柳河の流域より

一、損　　害　食糧は殆んど水に流れてしまつて後ち汚土濁流の中に少数を取り出したけれども皆な芽を生へて喰ひ不能になつた、此の原因に從つて縣民は常の喰ひさへ困つた。
幸い外部の救災賑糧に依つて生活したと云ふ。

一、人畜死傷　なし

一、損害價格　未記載の爲不明

一、當時避難方法　縣長の家族當地駐屯軍の皮革製の軍用船を救ひ出されたが一般民へは危険を犯して水の中に逃出して高地に登り難を免したと云ふ。

新民縣　自民国五年、至康德二年歷年被災地畝人口数目表　康德二年十二月末日

年度別	被災地畝	被災人口	救済方法	用款来源
民国 5年	257,400	38,500	民国五年災重者臨時発給急賑災輕者稍緩尺係災民的能発給糧款本縣辦理賑済歷年如是	賑款由縣勸募或由省発出賑糧亦由積谷動用亦有由省援助、
〃 6年	213,700	29,700		
〃 7年	954,800	75,400		
〃 8年	191,400	23,100		
〃 9年	216,600	24,300		
〃 10年	134,700	19,900		
〃 11年	182,300	22,200		
〃 12年	325,500	39,300		
〃 13年	256,600	32,100		
〃 14年	76,700	16,600		
〃 15年	487,600	41,200		
〃 16年	148,808	27,300		
〃 17年	448,300	39,100		
〃 18年	532,400	66,700	民国十八年共出賑款大洋四万五千餘円賑款十一万六千円賑煤八十噸	積谷款三万五千円省出五千円原存五千円省出六万円賑煤八十噸勸募者五万六千円
〃 19年	917,700	84,300		
〃 20年	972,500	86,800		
大同 元年	400,100	36,500		
〃 2年	287,900			
康德 元年	550,400	92,700		
〃 2年	196,700			
合　計				

奉天省新民縣水災害狀況調査表

康徳三年十二月一日現在

一、原因

[illegible]ニ依ル[illegible]河、[illegible]、[illegible]善河

降雨狀況				
月別	降雨量	月別	降雨量	
一月	三七公厘	八月	八六、一	
三月	四、五	九月	一六、〇	
五月	三三、五	十月	五七、五	
六月	一五二、〇	十一月	六、五	
七月	九二、五			

地勢及其他ノ影響	[illegible]河ニ[illegible] 耕種[illegible] [illegible]萬[illegible]

二、被害

出水期日	康徳三年八月二十八日	[illegible]	康徳三年八月[illegible]日
[illegible]	無	[illegible]	無

三、被害状況

区別	家屋数 全區家屋	家屋数 浸水家屋	家屋数 倒壊家屋	耕地面積 全區耕地(畝)	耕地面積 被災耕地	農産物之被害 大豆	農産物之被害 高粱	農産物之被害 粟	農産物之被害 其他	家畜之被害 牛	家畜之被害 馬騾	家畜之被害 其他	其他 道路	其他 橋梁
1	一三八一〇	一五五	八一	二〇五四〇三	三三七九五	一六五二四	二四〇五五	八九二二	二一八八四	三	四	四七	一	無
2	二五九三〇	三〇	五	四六〇四八	三三八三一	一二三三三	二〇七八五	一〇一二二	二五三五三	無	無	一〇	無	無
3	三九七九八	一八四	三三	四四〇六五一	二三四八五	一三一七〇	一九九六八	九七八九	三五五三八	無	無	三二	一	二
4	一二七四一	三七九	七二	一六三八四六	三四五五三	三六五三一	一九九三七	一五四三二	一二七六九	二	七	一五一	無	無
5	一六四五七	一〇九	五八	一七四〇三四	七〇三三二	四七七四六	六六四八五	三一一七四	六五三九一	四〇	二八	三二五	一	無
6	三六九四一	七三三	二〇〇	二四六五八九	六八一二	七四六七	一〇〇五二	一九二〇	九九七	五	一二	七一	無	無
7	二二三九	九三	無	二五二二三八	一〇六〇二	一〇八五一	二二四三	三六八六	七三六	無	無	無	無	無
8	三四一六七	七八	五一	二三五九七〇	一五四〇一	一三五五六	一七〇三三	七二二一	九四九三	一	四	六八	一	一
計	一七〇〇六三	一七六〇	五〇〇	二七八四八九	一九六七二	一四六一七八	一八九四八	八七二六六	一六七四四一	五一	五五	六〇四	四	四
見積價格	一七〇〇六三〇〇	一七六〇〇〇	五〇〇〇〇〇	四三五六九七八〇	三九三四三三〇	二四八五〇二	二〇八三九二	一〇四五九八	一六七四四一	二〇四〇	三三〇〇	三〇二	八二〇〇	一五六〇〇

四、難民狀況

區別	全區人口數			被災民數目			災民死亡者數			避難狀況	
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	本縣難民	均往縣城
1	一五九六三	一五三六〇	三一三二三	三三一八	三〇七五	六三九三					
2	三九四六三	三一一四二	七〇六〇六	一七〇四	一六八五	三三八九					
3	四四三〇七	四二三八五	八六六九二	一九七四	一九七二	三九四六					
4	一六二一二	一四八五六	三一〇六八	五六五	五七八	一一四三					
5	二三一九〇	二一六五二	四四八四二	四九二〇	四九七二	九八九二					
6	二五九一三	二四五二〇	五〇四三三	三〇八七	三〇九七	六一八四					
7	二二八四八	二一六六〇	四四五〇八	無	無	無					
8	三一〇八八	二七八〇六	五八八九四	二四一一	二一〇〇	四五一一					
合計	二一八九八五	一九九三八〇	四一八三六五	一七八七九	一七四七九	三五三五八					

避難其中難者往外縣投親者亦屬無多合併声明

五、救済状況

要救済極貧者数	三二、一一六
要救済最短期間	約二日間
救済方法	在一區設立粥鍋三處、三區二處、四區二處、五區四處、六區一處、七區二處
需要経費及其内容	賑款一八、六九四円、賑糧一七、九八一斗、以上糧欵有由署発予者又有由各村及各村勧募者合併籌附
已往水災之有無及其程度	査本縣之水災於前清光緒之初年迄至今日歴年皆有水患発生近年以来遼河歴年氾濫惟在毎年夏季漲発尤甚柳河漲発不拘時序往々冬季亦能発水其在夏季更不待言惟水性誠急流湧沙行不循正軌以此水為害最烈繞陽河水性与柳河同性屬在縣境西部歴年患比柳河稍軽五道河近年水勢発展過雨水過多之出亦常氾濫但不似繞河柳河災害面積之廣蒲河水量甚淺近年退有稲田両岸均有堤防即、或漲発但範囲較狭雖有損害尚不至過烈 向房二〇〇円、畝地二〇円、斗豆一七円、紅糧一一円、粟一二円、其他一円 牛類四〇円、匹馬六〇円、其他一個五〇銭農産物損失毎畝三斗

大同元年度災地調査表　　大同元年十月一日調査

災地別	上則地	中則地	下則地	沙 減 地	合　計
5分	4730	2098350	255636	1418800	3777516
6分	12810	1069115	615185	1129400	2826510
7分	8650	2431810	837586	1657460	4935506
8分	5310	5886768	1139	4477606	11508940
10分	55050	4564827	1709234	10632655	16961766
計	86550	16050870	4556897	19315921	40010238

大同二年度災地調査表　　大同二年十月一日調査

災地別	上則地	中則地	下則地	墄則地	合計
5分		852862	198466	1247009	2298337
6分		594458	124836	2993333	3712627
7分		514439	172587	752479	1439505
8分	56682	1472780	556110	2359570	4445142
9分		952251	184179	545210	1681640
10分	4950	4680940	1248490	9279250	14213630
計	61632	9067730	2484668	17176851	28790881

康德元年度災地調査表

十月一日調査

災地別	上則地	中則地	下則地	[illegible]則地	合計
5分	2150	3541781	1034845	6384811	10963587
7分	32968	5277092	1743125	9730989	16784174
10分	235580	7916450	3649049	15497367	27298446
計	270698	16735323	6427019	31613167	55046207

康德二年度災地調査表

十月一日調査

災地別	上則地	中則地	下則地	[illegible]則地	合計
5分		1200573	139285	914210	2254068
7分	2990	2835438	950686	4716228	8505342
10分	13290	2509950	859683	5530004	8912027
計	15380	6545961	1949654	11160442	19671437

新民縣水災摘要調查表

康德元年九月一日現在

區別	災民 極貧數 大口	災民 極貧數 小口	災民 極貧數 計	災民 次貧數 大口	災民 次貧數 小口	災民 次貧數 計	災民 合計	災民 死亡	房屋倒壞間數	附記
1	五五一二	四一〇六	九六一八	三三〇五	三一〇七	六四一二	一六〇三〇	無	三六六	大口、四七九八四
2	三九一四	三五一一	七四二五	二六三二	二三一八	四九五〇	一二三七五	一	三〇	小口、四四七五〇
3	一五八四	一三一八	二九〇二	九四二	九九五	一九三七	四八三九	無	一六	
4	六一四二	五七〇九	一一八五一	四〇〇八	三八九二	七九〇〇	一九七五一	無	一八	
5	六九九七	六六八二	一三六七九	四五一三	四六〇六	九一一九	二二七九八	無	三五	
6	八〇三	七五九	一五六二	五八六	四五五	一〇四一	二六〇三	無	無	
7	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
8	四四一四	四一八九	八六〇三	二六三二	三一〇三	五七三五	一四三三八	無	無	
總計	二九三六六	二六二七四	五五六四〇	一八六一八	一八四七六	三七〇九四	九二七三四	一	九三五	

康德二年分三月十三日

[illegible]

村別	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]0500畝	4[illegible]42	262元26
茶棚菴	31000	5345	160.35
六家子	9000	1558	46.74
金五台子	32800	5668	170.04
[illegible]	72500	125[illegible]	377.40
大马窩堡	25700	4449	133.47
後三台子	28500	4933	147.99
北張屯	14800	2562	76.86
康家屯	27300	4726	141.78
莊家屯	16000	2770	83.11
合計	308100	53333	1600.00

[illegible]

每1,000畝得1731 0畝

[illegible]

ハ、旱害

康徳元年春期小旱害ありたるも平年に於ては大害なし、

ニ、霜害、なし

ホ、雪害、なし

ヘ、雹害、なし

4、精穀及製粉歩合……旧度量衡に依る

(イ) 縣城街専業製粉業者及

(ロ) 縣城街種植兼業製粉業者の一户より聴取

1、精穀

精穀穀物種類……高粱、谷子、黍、稲

精穀歩合

高粱一斗より……八升五合の高粱米と糠三升

谷子一斗より……六升の小米子と糠五升

精穀時間

高粱精白一斗、驢二頭使用　二四――三〇分

〃　一石　〃　四時間

谷子精白一斗　〃　二四――三〇分

精穀種類は總て碾子に依るものである

碾子種類

2、製粉……在来式の磨を用ふ

容量＝各一斗の重さ斤数を示す。

種類＼品質別	上	中	下
小麦	三七斤	三四斤	三二斤
包米	三六	三四	二九
蕎麦	三二	二八	二三

時間＝一斗製粉に要する時間

小麦　一斗製粉　驢馬二頭を使用し一時間半

包米　〃　〃　二頭　〃　一時間

蕎麦　〃　〃　二頭　〃　一時間十五分位

製粉穀物の種類と使用磨の種類

(1) 小麦……白麺磨

(2) 包米、蕎麦……包米磨又は蕎麦麺磨

磨の種類

製粉歩合

種類	容量	重量	生産粉重量	麸重量
小麦	一斗	三六斤	二八斤	七斤
包米	一斗	三五斤	三三斤	二斤
蕎麦	一斗	三一斤	二一斤	四斤

備考、冬期は騾を親戚より借用して使用す

夏期は驢を買ひ使用す、冬期なると売る

穀類は糧桟より買出し、高粱一石十一円五〇銭、谷子一石十二円五十銭位

機械的精穀製粉（磨）（碾子）

a. 動力、電気……一七、五馬力

小麦製粉、八時間に一石二斗を製粉し得

一斗（三五斤）より廿八斤の麺と七斤の麸を得

b、碾子……動力七、五馬力モーター

谷子一石精白に、二時間

高粱一石精白に、一晝間を要す

谷子一斗（三一斤）より小米子二三斤殼六斤

高粱一斗（三六斤）より高粱米三六斤

備考、

小米子一斗の目方は三八―三九斤

二三斤の小米子は五升五合位ある。

一、高粱米一斗の目方は普通三六斤[illegible]

二三斤の高粱米は[illegible]八升五合程ある。

一、統計によると高粱米一斗は目方が三二斤になる

高粱精白に際し、水を注加す、高粱一石につき水五〇斤[illegible]

電力[illegible]一ヶ月三〇円位掛ってゐる

賣価、高粱米一斗＝一円三五銭、小米一斗＝二円二〇銭、小麦粉一斤＝七銭五厘

買[illegible]、[illegible]

高粱一石　[illegible]

谷子一石　十二円五〇銭

小麦一石　十七円〇〇銭

包米一石　十二円五〇銭

二、屯の耕種法

1、主要作物栽培消長の概要及消長に影響を及ぼす諸関係

本屯に於ける現在の作付状態を見るに作付面積を比較すれば、高粱を第一位とし、之に亜ぐは穀子である。然して高粱の作付面積は、康徳二年度（調査年度）に於ては穀子作面積の二倍以上にあり、実に本屯に於ける圧倒的作物である。穀子の次に来るは稗子、黄豆にして、略々前者の半数は此二者が栽培される。

稗子が比較的多きは本屯に対する柳河の影響が、度々水害を受けたる結果、屯民に依て先づは安全作物として認識され、更に其の収量多き為であらう。依然、食料として使用されることは尠く、殆んど大部分飼料に供さる。もので価値の点に於ては低度の作物である。

調査年度に於ける本屯の各作物作付面積及此等の各割を示せば次の如くである。

本屯に於ける一般農業が如何に高粱を最大基調とした主穀式（？）農業であるか、その一半を窺ひ得るであらう、而して本屯に於ける作物を見て異色をなすものは包米の作付の缺き事及びその作付割合は比較的僅少であるけれども、小麦と黒豆の間作が行はれてゐることではないかと思はれる。

作付面積に依て見たる本屯の現下の作付状態は如上であるが各作物の栽培消長の辿りを尋ねて本屯民より聴取せる所を述ぶれば大略次の如し。

旧米を作り始めたのは十五六年前のことである、以前は全然作った経験もなく、現在に於ても大面積に栽培しているのは唯二農戸のみである。之は旧米を主食とすることは勿論無く其の栽培の経験を全く有せず、加之智識に対し消極的、副作物的（六ハツ）観念を農民一般が抱いているからである。一農戸は聞く迄、旧米を二戸の農めた頃、其の熟度が甚く盗難にかかったと云ふ、試験的に栽培の利益より旧米をして其の要く作ったのが最初であるが比較的に作付して之が成績が良好であるから今後は更に増加の傾向を見るのではないかと思ふ由である

大豆作は本屯に於ては三―四十年の歴史がある。[illegible]、[illegible]於て康子の作付の非常の僅少なのは地方減耗による。[illegible]

高粱、谷子で栽培[illegible]は[illegible]なりものの様であると。

粟は[illegible]、[illegible]、[illegible]三十年前頃から今日[illegible]。

大豆作は其の当初以来殆んど多少共増加の趨勢を取って来た。

光緒廿五年、新民屯と奉天間の鉄道開通、又光緒三十年、奉山線開通以前の時期に於ては高粱、谷子、大豆、稗子の順に作付されて居たがそれ以後、鉄路敷設の為、土堤が構築されてより本屯は排水不良となり、濕地を生じ一時稗子の作付が増大して高粱に次ぐに至つたことがあると云ふ、其の後民国年間に入りては、排水不良は緩和され商品作物の作付が増大し漸次鉄路開通の反影を現はして来た由である。

本屯には棉花はない。古来より棉花栽培はなかつたと。

2、耕種法の変遷状況及之が変遷に影響を及ぼす諸関係

イ、農具

本屯の草分たる高姓の初代、高世能が山東より移住し来りて、独力開墾に当りたる当初の農具は唯、鍋頭を使用せるのみであつたと云ふ、当時既に犁丈の存在したけれども、本屯開墾に際しては初代高世能は金が要るので之を使用せず、犁丈を使用し始めたるは其の末年頃である。

而して高世能は順治八年三十六にして本屯に移住し単身開墾に従事したるが本屯の開拓の始めであるが、彼は七十六才位迄生きてゐたと云ふ。

最初の頃使用された鍋頭は其の型様が現在のものより細長くして先端が細尖にして、重量も大であつた、言はば、鶴嘴に似た形のものであつたらう、而して鍋頭の形が現在のものゝ様になつたのは、百二三十年前からである。

田犂に換しては現在の如き型のものは不明である。然し田犂進歩して[illegible]
ひ、昔時の如き、大きく重いものでは使用に當りて非常なる力を要し、不便なるため漸次、土地の開発と共に小型に変化したものである。

田犂普及せる鋤類を以て[illegible]整地を行って[illegible]
た。[illegible]
全て手で行ない、畦土も鋤類を用ひて畦土溝の土を寄せたものであると云ふ、
[illegible]

ロ、家畜（役畜）

[illegible]

其の後牛は久しい間、飼養役使されて居たが、民国年間に入ってから尠くなった、牛は馬より[illegible]
[illegible]飼養が増加した[illegible]

本屯に於ける牛の飼育数の減少した直接の原因は左の如き理由に基くものである。

即ち光緒十年に柳河氾濫し水災ありて、良草がなくなり、此の年牛の羅病して死亡したものが多く、これより漸次尠くなつたのである。其の後能力の点に於て馬の使用を便とし牛に代りたるものである、即ち開墾後三一四〇年経過し家畜の飼養し始めた頃は牛が最も多く、此の牛の多いのが百年位續いたのであるが、光緒十年を期とし漸次減少し、代りに馬が殖えた、牛は其の初期に於ては屯内に、二十頭ばかり居た、而して光緒十年迄、凡そ百年の此の間は荒地が多くて牛の放牧に便であつた為、牛の飼育が多かつた由である、其の後馬の増加を見たのであるが、事変迄は馬及騾が多かつたといふ、事変の際多数を匪賊に掠奪されて、減少を見た、事変以来本屯内全部で二十幾頭が失はれた。

次に驢に就いては、現在は以前より増加した傾向である、農家では其の値がより低廉である為に、馬騾の代りに驢を購入する者が多く、事変後増加したと云ふ。

八、肥料

本屯に於ける肥料の施用は屯の歴史の二百年間に歩るのに比し比較的新らしく、近来数十年に始まる。

前記の如く屯の開発後三一四〇年間は家畜なく、又未墾地も多くて、元より施肥すること等はなかつた。

其の後も施肥法を知らずして過ぎたものゝ様である、即ち田圃に対して施肥することはなく

二－三年間耕種して後、其の圃場の地力減耗すれば休閑して他の未墾地を開墾し、或は二
以前の休閑地に作付して居たと云ふ。
而して其開発後約百年を経過して漸く現在程に開墾され尽したのであるが[illegible]施肥は行はれず、施肥が始まる迄には実に数十年を要した。即ち本村の施肥は今より約三十一年
前から漸次始まったと云ふ。
施肥の開始以来徴細な点に於て種々の変遷があったことは当然であったが、詳細は[illegible]
が現在に於ては如何に農民として要求し得べくもなく、当初より続いて同種の肥料を使用し来たのであって、之は大なる変化を齎した事はないと云ふ。現在に施用される肥料も殆んど全
然が、厩肥等を主体とした自給肥料であるが、性質上の農家に於ては[illegible]人糞一俵を
購入して居る。施肥することもあるが特殊なる例に属する。
人糞尿関係農戸より聴取
購入は先で購入、人糞百斤の価格は十五銭
二年前迄は百斤十五銭で、且つ現在のよりもっと良質であった。
四年目から人糞を使用してみた、人糞のみを単用し他の肥料と混用することはない。
副作物は栽培せず。
が堆肥に使用するのは[illegible]を要する。

二、気候の変化に依る耕種法の変化の有無、

ホ、病虫害及害鳥獣等の傳播による耕種法変化の有無

本屯ノ史始まつて以来二百年間の永年に亘る気候の変化は勿論、観測成績ある訳ではなく其他、参考すべき直接の資料もなく、之を知るによしもない。

が、本屯に於て気象中最も関係あり影響の深いのは低温の冷害であるが、之が為収穫皆無、或ひは二―三割作と云ふ如き悲惨な状態に陥ることも屢々であるが斯かるの為に技術的に耕種法に変化を齎らしたことは先ず無かつた。

但し経験に基き、作物種目に対する耕地の位置を変ずること、例へば水害を予防する目的で低地には稗子を作ると云ふ如き事はあつた、又風害、或ひは其の他の原因で発芽せざりし時、又春寒の年、播種期に適應の環境を失ひたる時等、余儀なき事情によりては春麦を代理し播種適期の損失遅参による損失を幾分回復すると云ふ如き事はあつた斯かる方法は現在も行はれることであるが、局部的或ひは限界的の事象で気候の変化に依て大局的な耕種法に変化を受けた事は認められない。

而して又鳥獣害、病虫害の対策として耕種法を変化することもなく、前聖農より出身地の農法に従つて来たものであると云ふ。

大体に於て農民の傾向は本年度に於て収穫の多かつた作物は翌年度には更に多く作付し、本年度に於て収穫の悪かつた作物は翌年に於て作付を減少する如き歴史を辿つて来た、現在に於ても未だ其の傾向あると云ふ、それ故に気候の変化に依り或ひは又病虫害、鳥獣害等に

依って収量減をきたした處も、其の他に於ても作柄の減少であ〔…〕て〔…〕害等に於て〔…〕付されるといふ様な痕が認められる、けれども個々の耕種法そのものに就いては変化は認められない。

3. 主要作物分布状況

作物分布状況に就いて、注意すべきものは本屯には無い。

一体に平坦にして特に複雑な地形なく、殊に耕地は地味土壌の良否を除いては気象と共に一帯一〔…〕る状態にあるので見て差支ないと思はれる。

土地関係上より畑は年々の輪作関係上より作物を異にするよりして特別な意味を〔…〕域の特異〔…〕して居ると言ふ様なことは全然無い。

強いて言へば全く一部的に一部農民が多少の意識を以て斯の如きを心掛けて居るかの観もあるが〔…〕い、それも多くは、限られた少数の者にのみ当って居ると言へやう。

沙地には　穀子を作る

窪地——高粱　糜子

鹼地——蕎子小豆子

平地——大豆、〔…〕、麦、黒豆

4、主要作物名及品種名

一、高粱

(一) 高粱

品種名	作付面積割合	段當収量
a. 紅粱蛇眼	二割	四石
b. 黒粱蛇眼	二割	三石
c. 紅粱棒子	四割	四石
d. 黒粱棒子	一割	五石
e. 黄粱棒子	一割	五石

cが最モ早生、収穫期陰八月上旬
a及bは中生 〃 八月中旬
d及eは晩生 〃 八月下旬
d及eは早霜の害を被る虞れあり。

(二) 谷子

品種名	作付割合	収穫期
a. 老来変	二割	陰八月下旬
b. 白沙谷	六割	八月下旬
c. 快谷子	二割	八月中旬

(三) 大豆

a. 金黄	三割	八月下旬
b. 小白臍	五割	八月中旬

- c、大白眉　二割　九月上旬

(四) 黒豆
- a、大粒黒　六割位　九月上旬
- b、表子豉　四割位　九月上旬

(五) 小麦
- a、伏麦子　六割　六月上旬
- b、眠麦子　四割　六月中旬

(六) 蘇子
- a、黒蘇子　四割
- b、白蘇子　六割

(七) 包米
- a、臙脂紅
- b、大金黄

(八) 蕎麦
- a、小芽蕎麦
- b、大芽蕎麦

(九) 糜子
- a、大白糜
- b、黒糜子
- c、紅糜子

5、農戸の作付割合決定の理由

本邑農民の大半が現在では全く僅少の土地を有し、之に依つて辛うじて農業の営みを続けて居るに過ぎない状態であるから、真に年々作付割合を考へて栽培作物の調合をして居る者は少ない。唯茲に於て比較的大農家では耕作面積の大なるに従つて多少程度の考慮を拂つてゐるが大部は輪作関係及び自家食料の点から作付を行つてゐるだけで、特に意を用ひてゐない。

聴取した所を綜合すれば凡そ次の如き農戸作付割合決定の理由とも云ふべきであらう。

a、輪作関係

b、土質関係

c、労力関係

d、肥料の多少

上記の中でも先づ輪作関係が最も大なるもので農戸作付の大概が殆んど之に依つて決まると云つて過言ではない、土質関係とは畑の位置に依る土壌性質の差異に基くものであるが、之は理由としては重要なる條件ではない。

糧穀何れの騰落に影響されて、作付割合を決定することは全然ないと云ふが、勞力の過不足及肥料の多少は作付割合に幾分影響を齎す、殊に包米及大豆に於ては此の關係が深いと云ふ、又之を階級別に見る時は、中間層殊に自小作農層の間に於ては肥料關係は非常に重要なる條件である。

6、主要輪作様式と其の作物組合せ及び肥料との關係

一年目	二年目	三年目
小麦 / 大豆	高粱	谷子（高地） / 稗子（窪地）

施肥は一年目の小麦或ひは大豆の場合に行ひ、二年目、三年目は施肥しないで作るのが普通である　此の輪作様式は主に肥料との關係から生じたと云ふ、一年目施肥すれば小麦、大豆は肥料を要する作物であるからである、而して小麦大豆は殊には他の作物に比して、より肥効が大なる故である。二年目、三年目も同じく肥料を施し度いけれど一般農家ではその購肥料が無いので施肥しないのであると云ふ。

二年目には肥料分が地中に殘つて居り、小麦、大豆の後作としての高粱作には未だ先づ地力が足りる、一作目の谷子は窪地では鹹分の土地にもよく出來る作物で、それ程作物の地力剝奪は甚しいものであるけれども三年輪作の最後の作物としては、丈夫な一番適當してゐる由である。谷子作後は地力減少せる故施肥せねばならぬのである。

以上が本屯に於ける輪作様式の概略であるが全体的に見て、大豆、高粱、谷子の三年輪作様式が最も多く典型的なものである。

本屯には上地はないけれども、如上の輪作様式は其のまゝも本屯中の良い土地の畑に採用せらるゝもので、大体に非常に土質の悪い所では他に適当の方法を以て随時作付し決まった輪作を行って居ない箇所もあると云ふ。

7、作物の転換と輪作との関係

上記の三年輪作様式は永年の経験に依り生じたもので現在迄に輪作関係上作物ノ転換が行はれたことはなかった、若しかゝる必要が生じたる場合は先づ試験的にやって見るだろうと云ふ、例へば数年前より入って来た包米が、それで初めの中は全く栽培経験を有せず、試験的に行ったものである、包米作の成績は不良ではなかったが、現在の所は未だ輪作様式中に之と云ふ決定的順序は本屯包米に於ては認められて居ない様である。

如上三年輪作様式が崩れることは目下の処あるまいと見られる。

8、間作及び混作の主なる様式

本屯に於て混作の行はれる事は先づ無いが極く稀な例として、たまに、左記の如き事がある。

夾谷稗

谷子三、稗子七の割合に種子を混合して、之を同壟内に播種混作する、之を夾谷稗と称し、耕地を所有することの尠い農戸が、稗子作に際して共に穀子の収穫も欲する時に行ふ、普通には

之は低い土地に作られる、若し水害に遭いたる場合穀子は収得ないとも稗子は収穫し得るによる。

ふ、収穫法は穀子は抜穂を行ひ、其の後に稗子を鎌にて刈り取るものである。

穀子のみを播種すれば「けら」に依て根部を喰害されることが多いと云ふ、然るに稗子と共に混種すれば、稗子は根の多きものなる故、穀子の根も其の中に隠れて喰害されることが少く、又稗子の根は美味でない故「けら」が喰害することも無い。

本屯に於ては混作は極く稀に上述の粟稗が行はれるのみで、先づ無いと言って良い状態であるが、之に反して間作は重要であると認められる。

間作様式としては

(1) 小麦と黒豆との間作

(2) 包米と豆類との間作

とがある、

小麦と黒豆の間作は畦を異にして、交互に小麦、黒豆を作付する、條間々作であるが包米と豆類の間作様式は一畦内に於て、其の株を異にする所の株間間作とも言ふべきものである。

(2)の包米と豆類との間作は菜園、或いは房子の近辺に於て作られ、餘り重要なものではないけれども、小麦と黒豆との間作は相当重要視すべきものである、此の間作法は大体に於て先づ清明節頃は小麦を播種し、其の後四月中旬に至り小麦が数寸大に成ると黒豆を小麦の畦の間に播種するものである。

小麦作の條間は一般の條間と同じく、特に之を広くすることはないのである、故に土地利用は倍として見るべきものである、若し氣候に恵まるれば、或いは二毛作とも発達すべきものではないかと思はれる。

詳細は主要作物耕種法の項参照

9. 耕土法、整地法

本邦に於ける耕種作業中、整地播種に関し播種を了する迄の所謂犁丈使用の耕土作業を聴取せる所に依れば、

耕土法として整地及翻地の二法があり。

播種整地には積地、反地、壌地、剗地の四方法がある。

之等の方法に関して述ぶれば夫々重要点と思はるゝは次の如し、

反地法と云ふは犁丈に犁碗子を附して片方のみに歴土を反転して行くものである肥料を前年の壟溝に施し、其の上に被土す、壊地は、壊耙を使用する、播種法にして、犁丈を使用するものではない。

前年壟台上に作條し、之に播種、而して拉子にて覆土を行ふ、普通施肥することなし。

剗地は前年の壟台を犁き割り土塊を両側へ転落せしめ、前年の壟溝へ壟台を作る、肥料を施さず。

小麦或いは大豆の播種は反地法により、壊地法は高粱、谷子、稗子作等に用いられ、包米、

黒豆の耕作は劃地法によるのが一般である。

又耕土法、整地法に関連あることになるが、聴取せるを列記すれば次の如し。

大豆作豫定の耕地は秋期收穫を終了せる後、必ず鋤地して置く、九月中旬に行ふのが普通で、畦溝を鋤き、畦台に土を上げ、高くならして置いて、翌春反地法で播種す。

反収が最も旺高になる。

劃地が最も簡単で余り労力を要しない、旱魃の年には劃地法を以てす。

10、天災害、病虫害及其他の災害と其の對策

本省に於ける凡ての災害の中で最も甚大なるは、度々ある降雨の過湿による水害によって、従前より大影響を蒙りたるものゝ如くである。次は気候不順、其の影響は災害となって大きい模様である、本省に於ては水害對策は見逃すことの出来ない大災害で、適當の對策中最も研究すべきものであらう。

其の他は虫害、霜害又は冷害を受けることもあるが、此等は屡次にして水害程頻繁でなく、気づかぬ害が最も軽微であるべき災害と思ふ。而して水害は主に松花江沿岸に於て甚だしく、其の被害は際々甚大なるものがある。

水害

本省は松花江の一支流を其の南方に控へ、松花江沿岸は森林より水源は遠隔湖沼で、時に甚大なる影響を及ぼして居る。特に昭和八年の松花江大洪水は…

と言ふ、元来が本屯は開拓当時は砂質壌土であつたが、該年次の氾濫に依て現代の如き砂土と化した由である、氾濫後本屯は砂質土となつた為、他県へ移住せる農家が多く十五戸にも上つたと言ふ。

其の以後も柳河の氾濫は二十回の多きに上り、多少の水害ならば殆んど年々際々あると云ふ状態で全く柳河の本屯に対する影響は深甚なるものがある。

　十二年前にも柳河の大氾濫あり、高粱を除いて他作物は全て収穫半減せりと、此の年屯内全部浸水し、約三尺深の浸水あり、屯民は屋上へ避難せりと云ふ、六月二十日前後に三日間大降雨あり、其の後に於て洪水を見、約二十日間は屯内に浸水ありたり、が此の年の水流に依て屯内のアルカリ土流失し、其のアルカリ度が大いに減少したと云ふ。

頻繁なる水害は大部が柳河に原因するものであるが民国十九年の養息牧河の氾濫は本屯にも大影響を及ぼし、光緒八年の柳河氾濫に次ぐ大水害を蒙りたり。

此の年は六月十一日より七月一日迄屯内全耕地浸水し、作物に対する被害は高粱、稗子を二割収穫せるのみにして、他の作物は全滅の惨に遭いたると云ふ、其の他家畜の被害も甚大にして馬騾、駒、猪等多数死亡したる由、県当局より食糧を持参し、救済に来たりしと云ふ。

　光緒二十七年にも大水害あり此の年七月、数日間に渉り大雨、小雨連日降雨あり、果は柳河の増水氾濫を来し、道路は数尺浸水し、之に面せる土壁は倒潰、被害全屯に及べり、草丈低き作物は全部水中に埋没し、高粱のみ弐割作を得たる状態なりき。

蟲害

蟲害は本屯に於ては夏期往々発生する模様であるが、特記すべき大被害を蒙りたることはさ程繁くもないやうである。

光緒三十一年高梁、穀子、小麦の約四割が虫害を受けた、民国十五年六月、高梁に虫害（一種虫）があつた、全屯で五割減収の結果を見た。

康徳二年大豆に虫害あり、全屯四割は被害を蒙りたり、虫害では、稈條子も害を蒙ることもある、六月頃黒虫子と称するが発生し、稈條の葉を全部喰害すると云ふ。

康徳二年五月末より六月上旬にかけ害虫発生した、之は綿虫（メンツン）と俗称するもので、青虫、黒虫及びネヅミ色の虫を含み、高梁、穀子、包米、黒豆等全作物の幼茎葉を食害する。

虫害の発生は水災と関係あり、大水害の翌年には必ず虫害発生すると云ふ、[illegible]年の翌年には虫害がないと云ふ。

旱害

民国四年に旱害あつて、各作物の収穫は平年の二割に減少した。

匪害

民国二十年十二月匪賊千名本屯へ来襲し、前後四十日間に渉つて本屯へ滞在し、屯内の民の家畜、財産は掠奪されたが、此の損害は近年に於て最も甚大なる匪害であつたと云ふ。

11、主要作物の収獲脱穀調製への順序

一、小麦
二、大豆、黒豆
三、高粱
四、緑豆
五、蕎麦
六、糜子、稗子、谷子
七、包米

大体の順序は右の如し。
穀価の変動等に依て順序を変ずることなし。
一般に繁閑に従いて収獲調製を行ふものなれば、其に應じ度くとも不能なり。

12、精穀及製粉歩合

イ、精穀－－－碾子

	原料		生産物			
	種類	数量	主	数量	副	数量
(一)	高粱	一石	高粱米	八斗	穀　四斗	
(二)	谷子	一石	小米	四斗五升	〃　四斗	

(三)	粟子	一石	黄米	四斗		四斗
(四)	稗子	一石	稗子米	三斗		五斗

能力

(1)
馬一頭で、一日八斗の、高粱を精穀し得
騾 〃 〃 〃 〃
驢 〃 〃 六斗 〃

(2)
馬一頭で、一日一石の谷子を精穀し得
騾 〃 〃 〃 〃
驢 〃 〃 七斗 〃

(3)
馬一頭で一日七斗の、粟子を精穀し得
騾 〃 〃 〃 〃
驢 〃 〃 五斗 〃

(4)
馬一頭で、一日五斗の、稗子を精穀し得

(4)
騾一頭で、一日五斗の、稗子を精穀し得
驢 〃 〃 三斗 〃

ロ、製粉――磨

	原料		生産物			
	種類	数量	種類	数量	副産物	数量
(一)	包米	一石	包米麺	二五〇斤	包米皮子	三五斤
(二)	小麦	一石	白麺	二六〇斤	麩子	四〇斤
(三)	黒豆	一石		一石（一粒を三、四個に挽割）		
(四)	稗子	一石		一石（此れを挽割作業である）		

能力

(1)
馬或いは、騾一頭で、一日、六斗の包米を製粉し得
驢 〃 〃 四斗 〃

(2)
馬或いは騾一頭で一日五斗の小麦を製粉し得
驢 〃 〃 三斗 〃

(3) 馬或いは 騾一頭で 一日 六斗の 黒豆を製粉し得
驢 〃 〃 四斗の 〃

(4) 馬或いは 騾一頭で 一日 六斗 稗子を製粉し得
驢 〃 〃 四斗 〃

備考、黒豆及稗子は磨を以て挽割るのであつて、粉にするのではない。

13、貯蔵法、貯蔵設備、貯蔵期間

貯蔵設備としては左の如きものがある。

一、倉子
二、窖米倉子
三、（穴子）囤子
四、倉窖子（檔子）

倉子は院子の一隅適当の箇所を選んで普通径一丈位に石或いは煉瓦等を敷詰め、之を高さ一丈位の、柳條を編んで造つた円形の大形の籠で囲ひ、之の内面全部を土を以て塗り潰したものである、萬石の穀類が貯へられるが、屋根は同じく柳條製の深い円錐頂を以て覆はれるが之は丸太を以て補強と取付けられる、側面上部には三尺大の口が開けられて居て此處から穀物の出入をなす。

設備費は大約三元〇〇を要する、倉子は上記の如く柄條を骨子として、之に土を加塗したものであるが、倉子でも高さ二尺、径三尺位の小型のものもある。

特別出入口はなく覆は稗子稈等を以て束にしたものを用い、房子の屋根上等に簡単に設備したものである、何處にでも運搬し、場所を変へる事が出来る、軽易な柄條製簍である。

白米倉子と称するは、高粱稈二本宛を上下二箇所にて縄を以て編み、丸い簍にしたものであるが、普通に高さは略々屋根位の高さがあり、径八尺―五尺ある。

之は包米の収穫後穂をもぎ取つて一時的に包米蔵置として用いらるゝものである、本屯に於ける包米作は特別なる例外的なものであるから、之が重要なる貯蔵用具ではない。

囤子は穴子を巻き上げ之に貯蔵するものである。

穴子は高粱稈を以て製せられるもので、其の幅一尺五寸、長さ一丈位のものが普通で価格三、銭位のものである。

高粱稈を割つて心を抜き圧拡げて、水に浸して置いて軟かにして編んだものである。屯内にもを製造し販売する者がある、穴子を以つての貯蔵法は普通には屋内の邪魔にならぬ所を選び、柳製の簍（高さ一尺位）を置き之に席子を敷き、又は席子の無い者は土を塗つて、之に穀類を積み入れて行き、高まるに従い穴子を以て側面を囲い、巻き上げて行くのである。

屋内では普通には覆をしない、倉格子は板製の箱で長さ五尺、幅二尺、高さ三尺位で精製した穀類を入れて置く、之から取出し、直ぐ食用に供する場合の小容器である、価格は五元〇〇位

する、倉子の出入口には板製の倉門子を蓋ふ。

本区に於ては一般農民は収穫調整後、県市街に於て売却するのが普通で、唯自家必要量のみを貯蔵するものであって、長期に亘り貯蔵することはなく、一期の貯蔵期間も最大六ヶ月にして之れ以上貯蔵する為には折を見て穀類を外へ出し、日乾せしめることを要す、大抵は四個月に一回位日乾すると云ふ、又貯蔵するには包米のみは、穂の儘貯蔵することがあるけれども、他の穀類は皆、脱粒調整後、貯蔵するものである。

概して貯蔵中に於ける虫害は大して無い、それ程長く貯蔵することは殆んど無い為であると云ふ。

14、採種及種苗購入

本区に於て各作物の種子は約七割は全部自家採種である、必要に迫られて種子用穀類を欠くに至りたる者、或ひは特別な事情存する限りに於ては種子購入することも往々ある。

而して採種に就きては畑の一本に注意を向けて採種することは全然なく、収穫せるもののうちより必要量を採種するのみである。

即ち高粱、穀子、黍子、包米は穂の際に於て良形質と認めらるるものを選び、それより選抜貯蔵する。

他作物に於ては全てを脱穀しをりて後に於て必要量採取するものである、大豆のみは畑に選種を行ふ。

種子の購入に於ては、購入種子は小麦と黒豆に於けるものが最も多い状態であるが、其の購入に際しては普通、年平価の約一－二分高価であると云ふ。

又種子の交換に関しては、翌年の作付を豫定して居ない時、準備より後に到りて種子を交換するの必要生ずることあるも一般に斯く稀な例であると云ふ。則ち本屯は縣城附近である故、種子の交換が行はれることは全く尠く、必要生じたる場合は之を縣城にて購入し来るものである。

上記の如く種子を購入することは屢々起ると云ふ、總て縣城糧棧に於て春期播種前に購入するものである、種子購入に関して食糧に於ては、まゝ、少量を購入し、それを播種し、更に好都合の折を求めて更に少量を購入播種するが如く、少量宛を幾回にも渉りて購入し、辛うじて、播種を了する事もありと云ふ。

現今に於ては多少棉花種子の配付を希望する向きありと聞く。

15、廃耕地の發生原因及之が復舊の諸状況

現在本屯南部に約　　天地の廃耕地が横はって居るが、之は全く水害を受けて、生じたるものである、光緒初年以来、柳河の氾濫の為、一面の砂地と化したものである。

而して播種するも風の為被土もろとも種子も吹き散らされ、發芽不能に陥るのである。

依然近年になって漸次復旧の緒が見えて来たと云ふ、此處二、三年經過すれば漸て耕作可能に至るであろう。

廃耕地の復旧に際しては、最初には黒豆を作る習慣であるが、土質に対する抵抗大で強き上管理し易く荒せずして二石位の収量があると云ふ、経験に依れば黒豆が最も良く、其の他の作物は不可なりと云ふ。

現在廃耕地は漸次減少し来て居るが之は長年月間には既に相当整備し、耕作可能となって居るからである。

一旦生じたる廃耕地は長年月間を待って漸く表土の堆積するに依る外ないので、廃耕地の復旧開墾は先ず草木を焼いて後鍬類にて根株を掘起し除去せる後、大体三回位してから犂又にて全体を犂耕するのである。

16、主要作物耕種法

（其の一）黒豆耕種法

イ、品種

（イ）在来種子

（ロ）紅黒大粒

此の二種を以て三島に於ける栽培の主要品種となす。

何れも以前より栽培されたり。

来歴不詳

特性――全体的に（ロ）の方が性強し。

(a) 子実の充実良く、粒形適にして販売便利、乾燥も良く収量多し。
草丈、六尺
稈太し（径六―七分）
稈全体が平均の太さを有す。
穂の長さ七―八寸。
穂の形、狹、緊縮。
粒形、丸形。
葉の長さ、一尺一寸。
葉の幅、一寸五分。
稈の色、何れも黄褐色にして紫黒斑を有す。
発芽日数、何れも二〇日位。
一斗の重量、何れも三八斤位。
根太長（一尺見当の長）
節間の長さ七―八寸上部程長し。

(b) 此の高粱米は美味なり。
草丈、七尺
稈が先端に至る程細くなる。
穂の長さ九寸位。
穂の形、広開垂下。
粒形、楕円の気味あり。
葉長し、一尺二―三寸。
葉の幅、一寸五分。
根細長、約一尺長
節間の長さ七―八寸

ロ、採種及種子の貯蔵

a、採種時期及方法

採種時期　陰十月上旬

採種法　全体刈採ったるものゝ中より脱穀時に際して良質と認むるものを選ぶ。

〔品種固有の性質を具へたるもの、粒形中間大にして良く充実し病虫害のなきもの。〕

b、種子の貯蔵方法

大農家では布袋に入れよく調整乾燥させ、叺に入れ、通風良き室に貯へ、少農家では物置(家舎)の天井に一括して吊下げて置く。

c、採種量

一天地当り一斗位採取

一斗＝一〇〇穂位

ハ、播種することをなし、採種の貯蔵して置いたるものをそのまゝ播種す。

ニ、[illegible]行ふことなし。

ホ、整地

普通の場合、輪作の一として栽培する時は畝地法にて播種する故、整地することは無いが、特に高粱作に力を入れると云ふ如き場合に於て整地を行ふ、即ち前作物[illegible]

は大豆）収穫後、秋期、鏟地して置く、普通の全形の鏵子を附したる犁丈を以てす、打融鏵子に非ず、又犁冤子ヱ附けなり。

功程、

人　＝　一人

家畜　＝　馬或いは騾二頭、又は駄或いは驢馬三頭

農具　＝　犁丈　一（普通の全形鏵子）

功程　＝　一天地を半日、一日に二天地

へ、肥料

a、普通小麦の後作の場合、即ち輪作様式中に取入れられた高粱作の場合ならば施肥せず。

b、但し特に肥料を施すことなりではない、此の場合、施肥量は土糞を一天地当一〇〇挂である。

c、施肥時期及方法

施肥時期は四月上旬、播種と同時に行ふ。

犁及糞樓子を使用して律糞す。

人　＝　一人

家畜　＝　馬或いは騾二頭、驢或いは駄ならば三頭を以て一日に一天地

農具ニ犂、一

d、追肥、なし

ト、播種及植付

a、播種

播種は苗床と同様に行ふ、苗床播種同方行ふときは人、三人を要す、四月上旬。

畝当播種量——三升

三　條……一尺七寸、株の方向は一定せず

[illegible]。

一 [illegible]

[illegible]

ロ、植付

[illegible]

[illegible]

馬又は驢又は騾一頭にて[illegible]子一を以て一日二反程の[illegible]である。

チ、管理

除草、中耕、を三回行ふ、之は苗人が鋤頭を以てす、大体に於て

第一回は五月上旬、[illegible]

第二回は五月中下旬　七寸大の頃
第三回は六月上旬　二尺位
間引は除草中耕と同時に行ふが前二回のみ
イ、五月上旬、三乃至五寸間に一、二本を残して間引
ロ、五月中下旬、一尺間隔に一本を残して間引す。
第三回目の除草中耕に当りては、ムシロ除草に力を注ぐものである
培土、
各回の除草中耕後直ぐ行ふ、三回
第一回は打畑鋤子を附したる犂丈を以て
第二回は普通の鋤子を附して
第三回は更に鍚頭を附して行ひ、畦が高くなり、根がよく固着する様に、而して草を埋没せしむ。

人　一人、
役畜　二頭
犂　一
を以て一日二天地。

リ、除害

病害には黒穂病多少ある外大したるものはなし。

虫害

(1)、五月乃至六月の候、黒虫発生することあり。

(2)、実育風多き年遅れて蒔いて収穫期近くなりて（八月以降）あぶらむし発生、稈葉を喰害のことあり。

黒虫の発生する年毎、或いは五年目に一回位発生す、全葉を喰害せしむることあるも被害甚なり。

あぶらむしの発生する時は穀実或いは稈葉の充実が、不良となるため、全然収穫なくなることは稀なり。

防除法を施すことなし。

ヌ、反収量 約二俵

内訳量一九三二〇

ル、収穫及調製

鎌刀にて刈取終れば、之を稲にして二十稲を以て圓陣を組み、穂を上方にして立て、畑にて乾燥す。期間は約十日間、其の後大車にて運搬し自家へ搬入す。其の後脱穀は

穂をそれぞれ稲刀をもってするものである、穂は東にして乾燥場の一隅に保管す。

脱穀は脱穀機にて千刃にて籾を扱ぎ落し、石製轆子を以て行うのである。

脱穀行程は三人、馬一―二頭、石頭轆子は馬一頭ニ対一個を牽引せし也。

脱穀に於て要する農具は左の如し

掃子、木叉子、竹耙子、木杴、鐵耙、揚杴、撮子、簸箕、篩子、斗子、麻袋

脱穀揚選後は倉子或は穴子に收納す。

ヲ、包装及調製

麻袋には四斗入（一五〇斤）と五斗入（一八〇―一九〇斤）とあり。

ワ、販売

麻袋或ひは口袋に入れ、大車を以て縣城柵外迄運搬し、此處へ出張して来り居る、縣城の糧棧員と取決を行ひ、売渡すのが普通で大抵は十月頃である。

（其の二）

小麦、大豆、耕種法

(1) 作物名、

小麦、大豆

(2) 品種

小麦 ｛ 快麦子、ミン麦子

大豆 ｛ 大白梅（ターパイメイ）、小白臍（ショウパイチー）、金黄（チンホワン）

小麦品種の特性

○伏麦子	○ミン麦子
一、早生	[illegible]
一、草丈、二尺六－七寸	三尺位
一、葉長、六寸	六寸
葉幅、二－三分	二－三分
一、節間の長さ、二－三寸	三－四寸

一、[illegible]穂の長さ一寸五分位

一、穀粒、長楕円形	同[illegible]
	[illegible]

一、粒色は[illegible]

一、伏麦子の子実の方が乾燥し易し

一、製粉歩合[illegible]

（良質のものでは[illegible]を生産す。
（悪質のものでは二斗八升位から三十五斤の粉を生産す。

一、収量一[illegible]

一、[illegible]　　[illegible]入

一、穂の長さ、二寸　　　二寸三分

一、穂に於ける粒條列は大條　　　一梗に三粒宛を附す

大豆品種の各特性

○大白梅　　　○小白臍　　　○金黄

一、良質の土地に作る、さめなければ、反て悪結果を齎す。　　　中地作　　　中地作

一、粒の大さ、大粒　　　小粒　　　中粒

粒の形　卵円　　　卵円　　　卵円

一、大白梅は実の充実良く、豆腐となすに適す、小白臍、金黄を以て造るよりも、更に多くの豆腐が出来る。

一、草丈、二尺五寸　　　二尺　　　二尺五寸

一、茎、葉の形は三種とも略同じであるが、小白臍は他の二種に比し、全てが細小にして萎形なり、枝葉の繁茂も、大白梅、金黄の二種の方が旺盛である。

一、味、小白臍は美味ならず、他二種に劣る

一、葉の形、三種共微三角圓形

一、葉の長、一寸五分　　　一寸二分　　　一寸五分

一、葉の幅、	一寸二分	一寸	一寸二分
一、花色、	黄色	白色	紫白色
一、粒色、	白色	白色	淡黄色
一、熟期の早晩、	中生	早生	晩生
一、開花期、	七月上～中旬	七月上旬	七月下旬
一、収穫期、	九月下旬	九月上旬	十月上旬
一、莢の長	一寸三分	一寸	一寸三分

一、一莢の含粒数　大体[illegible]は二粒のもの多く、一粒に[illegible]、[illegible]一粒[illegible]のあり、二粒のものあり、三粒のものもある、最も普通なのは二粒のものである。

一、小白眉は粒形小さく成熟は早である。

(ロ)採種及貯蔵の要領（八八号）

イ、採種時期及方法

[illegible]月中旬、成熟に際して種子として必要だけを、黒[illegible]莢[illegible]して置く、其の後炕上にて適当に乾燥せしめて貯蔵するものである。

ロ、種子の貯蔵法

秋後、[illegible]、換気良き場所を選びて丸太を敷き直接地面に触れぬ[illegible]置く。

八、採種量

普通、一畝當三斗を採取す。

(4) 特に選種を行ふことなし

(5) 種子の予措、時期及方法

播種前日熱湯消毒を行ふ、其の方法は径一尺位の笊に、小麦種を約五分厚さ位迄入れ之を釜に沸滾してある熱湯に瞬間浸漬して、直ぐ引き上げる、而して後よく水分を切つてから木炭中に放り出し、種子表面に木炭を塗附せしめる、其の後之を乾燥せしめ、筵にかけてから、麻袋其の他適宜容器に納めて翌日の播種迄貯へて置くのである。之を行ふ目的は黒穂病予防の為である

(6) 採種及種子の貯蔵（大豆）

脱穀せるものを麻袋に詰め貯蔵す

採種量は一畝當一斗二升なり

(7) 選種の時期及方法

播種期が近附いて来ると、其の二、三日前から選種を行ひ準備を整へる、選種の方法は先づ簸箕を以て悪種子を掃き出し、それから更に板或いは飯台等を適當に傾斜せしめ此の滑面上を大豆種子を轉落せしめて選種するものである、途中滑面上に止留せる歪形種子を排除する。

(8) 種子に対しては消毒も又他に何等手当も行ふことなし

(9) 肥料

イ、施肥、大豆、小麦は輪作式中最初年に作られるもので之の作付に際し、施肥せられるものである。

ロ、肥料の種類及使用量

畝当百五十乃至二嚢を施用す。

ハ 施肥時期及方法

施肥は播種前日に行はる、即ち小麦にありては清明節の候に、大豆にありては四月上旬に当る、其の法は前年（穀子或ひは稗子作）の壟溝に、麦種子を以て、律貢するものである、律貢の功程は一日一人にて一天地を了し得

ニ 追肥なし

(10) 播種及播法

イ 播種期 小麦は清明節 大豆は四月上旬

施肥の翌日播するを普通とす。

ロ 畝当播種量、 小麦三斗、大豆一斗一升 — 一斗二升

ハ [illegible] 小麦、[illegible]

ニ 畦の方向、 一定せず、夫々畑により何れの方向にもあり。

播種法、　夾地法にて播種、

播幅ハ小麦四寸、大豆三寸なり。

ロ、鎮圧、

播種せる翌日、木製鎮圧器を以て鎮圧す。

人、一人、家畜　馬或ひは騾一、木製輾子一を以て一日に一、五反歩の功程あり。

(ハ)管理

除草中耕、小麦には行はず、大豆に於ては三回行ふ。

第一回、五月上旬（草丈三寸の頃）方法は鋤頭を使用し。

第二回、五月中旬（草丈五寸の頃）人力にて行ふ、四人にて

第三回、六月上旬（草丈八寸の頃）一日一天地をなす。

間引、

小麦及大豆に於ては殆ど間引を行ふことなし。

但し大豆は余りに叢生したる箇所は適當に間引く。

培土

小麦には行はず、大豆に於て三回

各三回の除草直後、犁丈を以て培土す、第一回及第二回の培土に於ては打翅鏵子を附す

が三回目は普通全形の鏵子を附す。

人、一人　馬、二、犁一、を以て一日に二天地

(12) 主なる病虫害、

小麦	黒疸	瘁葉に発生し粃実を生じ、直ぐ枯死す。
	黄疸	
	黒虫	

大豆　小紅虫の害あり。

(13) 刈取期（収穫期）小麦＝五月中旬、大豆＝七月上旬

開花期（結実期）小麦＝六月上旬、大豆＝九月上旬

(14) 収穫後の調製

刈取りと同時に自家に搬入し、小麦は穂切を行ひ除穀調製、大豆は[illegible]

後脱穀調製を行ふ。

脱穀調製は石磙子を用ひ、又は脱穀機を以て行ふ。

(15) 収量（晌当）

	中地	下地	
小麦	二石	一石	（一斗＝三八斤）
大豆	二、三石	一、二石	（一斗＝三六斤）

[illegible]　大豆に於ては一石に付き二斗位出る。

茎稈収量（胸當）

小麦＝四〇〇京（一束＝三、五斤）

大豆＝二車　（二頭索 一車三〇〇斤）

（其の三）

穀子耕種法

(1)、品種

イ、白沙穀（ペイサークー）

ロ、老来麦（ラオライビエン）

ハ、快穀子（クワイクーズ）

ニ、紅粘穀（ホンネンクー）

備考、紅粘穀は其の味、糜子に近きものにして粘気あり。

各品種の特性

	白沙穀	老来麦	快穀子	紅粘穀
一、収量	最多、三、五石	二、五石	三、〇石	二、〇石
一、草丈	三尺五寸位	三尺	三尺	三尺
一、熟期	八月下旬	八月中旬	早生八月中旬	八月中旬
一、茎葉色	黄緑色	熟期に近く紫赤	黄緑色	紅色

		[illegible]、		
一、葉面	軟滑	[illegible]、	軟滑	[illegible]
一、稈太	太い	細小	太い	細
一、稈強に	最も強靭なり			
一、穂の長さ	長くして、太い	四寸	四寸	[illegible]
	[illegible]			
穂の径	約一寸	五分五厘	六分	[illegible]
一、粒の着き方	[illegible]なり	密	密	[illegible]
一、[illegible]	[illegible]（[illegible]度）	疎	疎	[illegible]
一、穂梗	長し、一尺二寸	一尺	一尺	一尺
一、味	味、最良飯とし		味、白沙穀に亜	[illegible]
	[illegible]		[illegible]	可
一、[illegible]	[illegible]	他三種に比較的[illegible]可		
	不可			
一、[illegible]	他種に比し大[illegible]			
一、[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]

小米となる場合は全部黄色なり。

小米子の重量、普通四一―四二斤（一斗重量）

(2)、採種及種子の貯藏

イ、採種時期及方法

脱穀調製したるものより必要量を採取す、九月下旬

ロ、種子の貯藏方法

種子用のものは共に倉子、穴子に収納貯藏す。

ハ、採取量、畝當四升

(3) 選種は行はず。

(4) 種子の予措なし。

(5) 整地なし。

(6) 肥料

一般に施肥することなし、其の代りに、鍋にて炒り上げたる、芝麻子を穀子種子に混合して共に播種す、之は芝麻子の腐敗溶解するを俟ち、それが肥料分として、穀子に吸収されるのであるが全般に行はるゝものではない。

(7) 播種及鎮圧

條播播種、播幅四寸

鎌三日木鍬鑓子を以て行ふ。

(8) 管理

除草中耕三回行ふ、方法は鋤簾を以て人力でなすものである、時期は第一回が五月中旬、第二回五月下旬、第三回は六月下旬である。

但し本屯に於ては、第一回と第二回との間の時期に於て特に子供に命じて抜草せしめる習慣がある、之は栽培上へ雑草、叢子等を摘まる程良くないでれた」を除去すべき事である。

培土を三回行ふ、之は馬犬を使用し各回の除草直後に行ふものであるが第一回目は打頭鏵を除き鏵子を附した犁丈を以てす第二回目の培土に際しては鏵頭を付けに谷草製の草把子を附して行ふ。

培土は第一回の除草中耕と併に、中耕は高畦に行ふ、余りに割ってとなる畦間を見ないな、除、適宜、間引しつつ除草を進めて行くものである。

(9) 病虫害としては、さして大なる害あるものは無い。

病害—なし

虫害—よとうむし、黒虫

(10) 出穂期　七月上旬

開花期　八月下旬

(11) 乾燥及調整

畑に適當に拡げて三—四日間日乾す、穂切りは行はず、其の儘脱穀す、然し穀子は其の儘貯藏に耐へる故、自宅へ運搬せる後も、場陰の一隅に堆積し置き、他作物の脱穀が終りて後、最後に脱穀するが一般である、脱穀は同じく石頭碾子を以て行ふのである。

(12) 包装調整

麻袋或ひは口袋に入れ包装す、之には三斗入、又は四斗入がある

(13) 販賣慣行

大車に積載し、縣城の柵外迄運搬し來り、此處に出張してゐる糧棧との間に価格取決を行ひたる後、糧棧へ搬入し現銀を収受するが普通となつてゐる。

（其の四）

小麦と黒豆間作

(1) 作物名

小麦と黒豆

(2) 主要品種

小麦 ＝ 伏麦子と民麦子

黒豆 ＝ 猪子眼、鉄角黒豆、平頂香

来歴

イ、特性

○伏麦子——何れも有芒種なり——	○民麦子
早生、収穫早し、初伏の候	晩生、
収穫し得	中伏収穫
民麦子より少し	収量多し
熟してからの芒の色が黄色	白色
穗は民麦子より短し	穗長し
草丈短　二尺余	伏麦子に比し高し四尺余
二條稜形	四條
稈太さ　細	伏麦子に比し太し
節間短	伏麦子に比し割合が長い、民麦子の方が性質弱き傾向あり。

○猪子眼	○鉄角黒豆	○平原香
草丈最高で二尺位	二尺	最低、一尺位で高い
草丈高けれど枝は少し	繁茂次位	枝の繁茂最も茂し
[illegible]	同様三小葉一葉 	
莢長、短し一寸位	中位	最長、一寸五分

○獐子眼	○鉄角黒豆	○平頂香
莢幅、細し	中位	最も太し
粒数（一莢）三個	三個	四個が普通
粒太さ、小	大	大（鉄角より稍々大）
粒色、黒色なれ淡し、黄色味あり。	真黒	真黒
粒に多少澁の気味あり、	平滑、光沢あり	滑、光

播種早晩に余り影響されず
土地の良否にも影響されず、此の二者は良質土に作る可
早熟　　後二者は獐子眼に比し、半ケ月位熟期に相違あり遅し。

ロ、本屯にては一般に鉄角黒豆の栽培が最も多し、以前は獐子眼を多く栽培し殆ど、之のみであつたけれども民国四―五年頃より鉄角黒豆の作付が多くなつた。平頂香に就きては以前より多少の栽培あると云ふ程度にして殆んど変遷がない、と云ふのは、之は良質の土地でなければ結果悪しき為なり。小麦では伏麦子の作付が多いが古往では民麦子のみの栽培であつた民国十四、五年頃より伏麦子の作付方が之に代つた。

(3) 採取及種子の貯蔵

イ、採種時期及方法

小麦、採種時期　陰曆七月三伏の候

方法、収穫、脱穀調製後、其の中より必要量を採種

黒豆　採種時期　陰曆九月中旬

方法、脱穀調製後、必要量採種、なるべく粒の表面に傷のなかったもの、

打場に際し、最も風上側に落ちたるものを採って置く。

ロ、種子の貯蔵法

小麦、

麻袋或いは櫃子に入れ成るべく乾燥する所に置く、脱穀調製後、採種した必要量を小笸に入れ、清水にて浸洗し、炕の上に於て乾燥せしむ、すっかり乾燥し切ったら、更に麻袋、又は櫃子に納めて貯蔵するなり。

黒豆

採種量を日乾し、十分乾燥するため、穴子室に入れ貯蔵す、貯蔵中非常に[illegible]使用しても如何なる物に入れて如何なる場所に置いても可、貯蔵中、虫害に罹ることが殆んどなし

ハ、採種量

小麦——一天地當　二斗五升

黒豆——一天地當　一斗五升

(4) 選種、

小麦は簸箕にて、悪き種子を除去す。

黒豆は全株簸箕にて吹除す。

(5) 種子の予措、消毒及方法

小麦は播種の前夜熱湯消毒を行ふ、小籠に入れ、熱湯に瞬間浸し、直ぐ引上げ木灰にまぶし、簸箕にて撹拌す 翌日播種す。

右の如きは農民が一般に行ふ方法であるが、約廿年前頃より行つてゐると云ふ、黒豆に於ては種子の予措なし。

(6) 整地は行はず

(7) 肥料

イ、小麦には施肥す、黒豆には施肥なし

ロ、馬糞或ひは土糞を施肥

施肥量、一反歩当、馬糞五―六車（一車＝一五〇〇斤）土糞十車（一車＝一五〇〇斤）

ハ、播種と同日に施す。

ニ、追肥なし

(8) 播種

イ、播種期

清明節、畝當播種量　二斗五升、
畦幅一尺六寸、壟の方向一定せず。
播種法、反地法なり。
人＝四人
　一人は使犂、一人は施肥、一人は踏圧、一人は播種。
　反地法なる帰路に覆土す、前年の壟溝に播種。
家畜＝馬及騾二頭、（驢と牛とを一頭宛二頭使ふ家もある。）
農具＝反犂　一丈　犂兜子を附す
　黄鶏子（黄笸）　一ヶ
　鉄銑　一ヶ
　點胡芦　一ケ
功程＝一日に一天地

ロ、鎮圧
　木頭砘子にて行ふ（播種の翌日に行ふ）
　一人、馬一頭、木製砘子一、一日に二十天地を行ひ得
清明節に播種した小麦が数寸に延びた小満の頃に黒豆を点種す。
黒豆の播種は、犂丈にて馬或は騾二頭を使用し壟溝を鏟地し、一人がまいて行く、

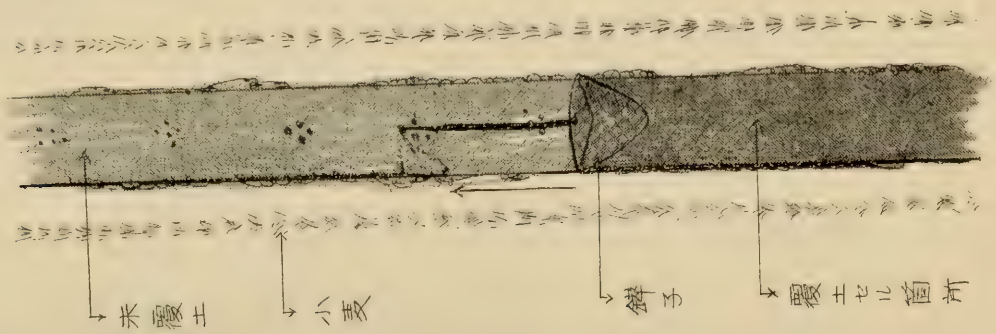
るものである、其の後に、一人が覆土して行くものである。

人＝三人、犁夫一、鉾子一、覆土用種子入用種斗一、家畜二頭馬或は騾、

功程、一日二天地

馬或いは騾は犁夫の通る播溝の條は通らず、其の壟溝を中にして両側の二壟を行く、故に小麦を踏みつぶす恐れはない。

犁夫の後方について一人が手で播種して行く、更にその後方に一人がついて鉾子に縄を附し、之を引きつつ覆土するのである、之は鉾子の石物を利用し其の穴に縄を附して逆に引いて行くものである。



(9) 管理

小麦に就いては、黒豆が間作しある故、中耕培土一回も行ふことなし、黒豆発芽前る

行ふことなし。

黒豆と小麦と共に未だ生育中は畑に手を入れることは全然ないが小麦収穫後、黒豆の除草培土を二回行ふ（小麦の収穫は夜取るし）第一回目は小麦収穫後直ちに鍬頭を以て小麦の在った壟をけづり平にし、黒豆に培土す、此の頃黒豆は数寸大に生長している。第二回目は夏後立秋節後行ふ、鍬頭を以て除草す、黒豆の根元に特に培土することはない。

第一回目

一人で鍬頭一、一日に一天地の四分一、四人にて一日一天地を終了し得、

第二回目

三人にて一日一天地を終る

(ロ) 小麦の病害

一 黒穂病

（病　名）— 黒穂、黄色（黄穴[illegible]）[illegible]

黒豆は非常に元気で病気に罹ることは無い。

(ハ) 出穂期 — 小麦[illegible]節中旬　黒豆は付初旬

開花期 — 黒豆七夕節前後　陰七月上旬

成熟期 — 小麦は初伏の候、大概熟する故刈入る。

萬一成熟せざる場合にても刈入れねばならぬ、時期を過ぎると雨の降つた際穂が落ちる、又過熟のものは刈入に際しても脱粒の憂あり。

黒豆の成熟期 ―、秋分の頃、陰八月中旬

(12) 小麦は抜収すると鍘刀にて穂切りし殆んど日乾することなく脱粒を行ひ（石頭轆子）にて打場、風選を行ひ、麻袋等に入れ直ぐ売却するのが普通である、種子用の外、自宅に貯蔵することは稀なり、多少は自家消費す。

黒豆は鎌刀にて収穫、直ぐ自宅場院に運搬し堆積して置く暇を見て脱穀す、石頭轆子にて脱穀す。

脱穀、馬、騾、驢、使用一頭につき石頭轆子一索引

脱穀後特に乾燥を行ふてとはない。

(13) 値段が良ければ、或いは買手があつたら、直ぐ売却する、自家に貯蔵する者もある、家畜の飼料として或ひは大醤製造の原料となる、折を見て売却したりする。

麻袋、口袋に入れるのが普通である。

麻袋一袋 ― 五斗 （小麦五斗 ＝ 約百八十斤

口袋 ― 四斗 黒豆五斗 ＝ 百九十斤位）

(14) 新民縣城に運搬して売る

(15) 収量

	上地	中地	下地	上地	中地	下地
小麦	二石	一、五石	作らず	二車	一車半	不し
黒豆	三〃	二石	一石	二車	一車余	一車足らず

（一車斤数不詳）

第四節　生産力

一、作物別生産力

		康徳二年			翌年			凶年			平年		
		中地	下地	鹼地	中地	下地	鹼地	中地	下地	鹼地	中地	下地	鹼地
高粱	主	四石	三	二	五	四	三	三	一	一	四	[illegible]	二
	副	八〇〇斤	六〇〇	四〇〇	九〇〇	七〇〇	五〇〇	六〇〇	四〇〇	二〇〇	八〇〇	六〇〇	四〇〇
谷子	主	二石	一	〇、八	三	二	一	落莢	落無	落無	二	一	[illegible]
	副	八〇〇斤	六〇〇	四〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	六〇〇	〃	〃	〃	八〇〇	六〇〇	四〇〇

（旧斗に依る）

		大豆 主	大豆 副	黒豆 主	黒豆 副	小麦 主	小麦 副	稗子 主	稗子 副
康徳二年	中地	二石	一〇〇〇斤	二石	七〇〇斤	一、八	―	四	一、〇〇〇
	下地	一、五	八〇〇	一、五	五〇〇	一、二	―	三	八〇〇
	鹹地	一	六〇〇	〇、八	三〇〇	―	―	二	六〇〇
豊年	中地	三	一、三〇〇	三	九〇〇	二	―	五	一、三〇〇
	下地	二	一〇〇〇	二	七〇〇	一、五	―	四	九〇〇
	鹹地	一	八〇〇	一	五〇〇	―	―	三	八〇〇
凶年	中地	皆無	〃	〃	〃	一、五	―	四	一、〇〇〇
	下地	皆無	〃	〃	〃	一、二	―	三	八〇〇
	鹹地	皆無	〃	〃	〃	―	―	二	六〇〇
平年	中地	二	一、〇〇〇	二	七〇〇	一、八	―	四	一〇〇〇
	下地	一、五	八〇〇	一、五	五〇〇	一、二	―	三	八〇〇
	鹹地	一	六〇〇	〇、八	三〇〇	―	―	二	六〇〇

備考、高粱は土質を選ぶことなく、多少悪い土地にでも出来る。

大豆の鹹土産のものは粒が小さい。

小麦には凶年なしと称する収穫期早き故、水害に遭ふこと少きためである、葉を虫の為め喰害されても収穫はある。

小麦の稈は燃料とする又は糞廠子に投入して肥料とするため収量不詳

小麦の試験法は二毛作裏作の地、手を加へ肥こそざ放任して穂を出すを刈り取り、莖葉部は圃に還ふ者なりして良熟成しきものは飼料とすると、浸ったものは土壌改良の為に（莫蓙子）に投入して共に肥料となす。
高粱一畝の重さは表干冬。四斤なり。
稗子は高所には作らぬ、豆類の生どころ割に湿気ある如き所に麦のみを選んで作る故、余り収量とこっても収量変らぬ、水がある程良し。

二、耕種法の如何に依る生産力の差異
一般に播種が早きに失すれば、収量減少す、又遅きに失すれば、霜害の虞ありて天気は[illegible]。
豆類は連作すると、発芽後、本葉三、四枚の頃枯死す

三、位置、土壌の種類による生産力の差異
各種の豆類により一般要因の確定してゐる経験の結果を綜合判断すれば、以て作物と土壌及ひは地位との関係は次の如し。
蕎麦は低位の浅節二には作らず、重粘土には適す
黍子は高地に作る、壌質砂土が適す
蜀黍は高分位との選択なし、土地、砂質壌土が可
燕麦は高燥地、壌土が適す
小豆は重粘と湿地を避け低湿の処、砂質が可

而し黒豆、黄豆、小麦の三者は有機質に富む土が可
稗子は低湿壌土、
但し湿気さえあれば大して土質を選ばず
包米は壌土、多少乾燥地が可
アルカリ土に強き作物は高粱及稗子である。
上記の如くで平年作を例とし、生産力を示せば大約次の如し。

	壌土、壌質砂土	砂土	アルカリ土
高粱	三、〇石	一、五石	/
穀子	二、五	二、〇	/
大豆	三、〇	二、〇	/
小麦	一、五	春期乾燥の為発芽せず	/
稗子	四、〇	湿気なきため不可	/
包米	三、五	/	/

四、撂荒農法
本屯施肥の歴史は近来数十年のことである、開発以後、それまでは施肥することなく、地力疲憊すれば休閑法を以て地力の恢復を待ったものであると云ふ。
屯の開拓以来約百年にして現状程に耕地が開墾されたものであるが、其の後更に数十年を経過し

て、始めて施肥が開始されたな現在に於ても施肥せざれば収量を半減すると云ふ、故に無施肥開墾の最終頃に比較すれば、幾分地力の向上を来して居るのであらうが、現状に於ては三年に一回施肥するのが慣行であり、殊に家畜は歉く肥料の不足は何れの農戸も感じて居ることで、年々に地力の衰退は招来はしやうとも、之以上の地力向上は到底望まれない有様である、集約農法に依て地力消耗は農民各々が大なり小なり認識してゐることではあるが一は惰性により、一つは如何様にもならない事情の遇合に依て、施肥に対し特別の考慮を払つてゐることはないのが一般の状態である。

現在に於ては焼畑式の耕種法は全然見られないが由古老に聞けば、之を見たことであつた、開墾後に際しては三年間は無施肥にて作り、四年目から施肥するのが普通であり、而しては、初年に於て黒豆を作ると。

五、収穫と地力との相関々係

春季暖く、発芽期は適当多雨にして夏季に於ては雨水調和し曇天少き年が豊年である。春季候寒冷、乾燥し、収穫に近づき雨天多き年が凶作。

第十章　雇傭労働関係

縣の雇傭関係

第一節　雇傭関係の地域別特長

新民縣の農業生産に於ける農業労働関係は其の特殊性ともいふべき自家労力の依存性が支配的でそれに雇傭労力としての月雇の色彩が全面的に分益小作の形態と共に普遍的である、更に雇傭関係を概略的な地域別特長の之前から見ると大体自然的條件等猶之地的諸條件に依つて、類別される。即ち、遼河にて分類された、換言すれば大等の諸條件に依つて体型つけられる三つの型（A、B、C）に、取り上げられるのである。

A型、

二―三區……………遼河の東部地帯

定雇としての年雇の色彩が本邑の雇傭型態の特殊性とみられる月雇に比較しく多彩的で除草、収穫期等の農繁期には専業的流入苦力の雇傭労働力が見られる、又奉天に近接せるため、農業外被傭労働者及雑業的出稼ぎが敷増せる傾向を持たされてゐる。

B型

一－七－八区……登戸と稲田の中間地帯

之の型では自作層が若干存在であり、之は三工を取り入れた自家農的経営型態であるが、日三工の業、坊の二天市より近隣村落の在農層との需給なるなさることと、更に素材の自営労働者の農村への浸透を見られ、七、八区では之の二天市との屋敷関係より甚だ流入者の依田工の主体的条件を帯びてあるA型に於ける各大漁業への進出と比較して新兵器への農業外的性格を見られる。

C型

四－五－六区――稲田の純農地帯

農業生産条件に於ては比較して最も恵まれ、然も全農業地帯である爲ためか故に性は生産における農業生産を支配的として居るが、其の農業構造の農業的性格が見られるが他の区の如き都市への浸潤は見られない。

本調査に於ては以上の通り見られるのであるが、此の総合に依つて農業生産に於ける労働力は甚だ少なく其の他に入れるもの農家経営を行ふものは少ない。此の分析的に見られるが、之は全然小作的自営生産であり生産を行ふもので、之の高度経営の様な栽培園にて農工、漁民の交換されてある小農的小作であり農業面に於ける外的な事情が加はり各種の生産を行ひ、即ち農業労働者として再び農家主に供給する賃金労働の生産性は多く存在する。労働収入以外に農業生産の企業的な農業面を耕作経営

理权を持たされてゐるところの小作関係である。

第二節 労働市場

縣内に於ける労働市場の所在地は本縣城老爺廟前と各區にありては、興隆店、白旗堡、大民屯、開設せられる。

之の各市場の大さを労働者の集合状況に依つて見るならば、新民工夫市は、開市老市日は五一六〇人日工の最要期の除草収穫の各農繁期には一五〇人位の集合人数であるが、他の各地の開市は除草期の最需要期にして五一六〇人四隣部落よりの集合を見る。

之の各市場の特長は大要次の如くであるが統制のない雇傭勢力圏の広い又雇傭間の聯繋性のみられない共通点を持つ。

新民工夫市

新民縣城内老爺廟前に自然的に開設されし之の工夫市の特殊性としては作物年度以外の常時に之、開市されて居り、縣城内商工業者の雑下働な工夫市として、又農繁期には縣城の四隣村落に於ける雇農層の労力供給と、更に縣城内自由労働者の 老店を仲介としての雇被傭等が行はれる。

其の開設時期及需要時期別集合人員並に其の被傭率は次の如し。

	初期	最需要期	末期	集合人員	就業率%
種地	三月一〇日	三月一〇日—三月二五日	四月一〇日	八〇人	三八%
鋤地	四月一八日	五月五日—六月一日	六月二〇日	一五〇人	四七
割地	七月二〇日	八月一五日—九月一日	九月二〇日	一五〇人	五三
打場	九月二〇日	一〇月——一〇月二〇日	一〇月二〇日	一〇〇人	三〇

而して之の工夫市場の労働者の性質は農業外副業労働者的な兼業日工と縣城近隣に於ける過剰労力の取引き手段としての工夫市の特殊性を持ってゐる。其の利用地域は次の如し。

東方　茶棚菴（四満里）　郭家屯（四満里）　那家窩（六満里）

南方　長嶺溝（一〇満里）　望家燒鍋（八満里）　富家窩棚（八満里）

北方　後営子（八満里）　高台子一帯（一二満里）

他の各鎮の工夫市は農繁期に於ける日工労力の需給関係から開市される性質を帯びてゐるから純然たる農業的な工夫市であって新民工夫市の雑業的な色彩を持った工夫市とその性質を異にし、[illegible]し、開市の時期は作物年度内の農繁期であって各鎮近隣の雇農者及び流入せる者が集合してゐて其の利用者は多い。

又之等小工夫市には花店の中介的な雇傭関係はない。

新民工夫市では工夫市場に於て花店の中介による雇被傭が契約され花店の保證を以て傭ひ、日

工等に上向することがある。

本縣に於いては縣外の工夫市との雇傭の関係は見られない、之の工夫市の組織及び統制のなり自然的な発生であることなどによりて工夫市の勢力圏として雇傭側の商工業者の協定並に把頭等の緊縮性はなり、把頭の下に労働せるものは、一定の契約を持ち工夫市に集合しないと共に、農業労働者の雇被傭には把頭を中介することはなく新民工夫市では花店の役割として、之の中間的な位置に於て農村への商業的接解が極めて大である

新民工夫市の沿革は乾隆一〇年、新民广の設置後、道光年代末農産物市場としての発生と前後して、新民工夫市が設立せられた、当時に於ける工夫市の開設理由として思惟されるのは関外殖民地への関内入満雇農層の専業的な日工群の流入であってその生産手段としての唯一の労力を工夫市、即ち労力の需給雇被傭関係から発生した自然的な趨勢下に置かれた　農業労働力の取引市を構成したものであるが、爾後開墾熟地の増加と共に、更に関内零細層の入満雇農層としての、更に移民的な移入に依って必然的な農業労働力の需給市場として過程を持つが、之の工夫市の発生的沿革は道光年代に遡る為、縣城内の古老の記憶の根拠は極めて薄弱であるが、其の消長の概略は光緒二十―三十年間（一八八七―一八九七年間）は新民工夫市に於ける需給関係の最も活況を呈せる年代であって、即ち鉄道の運輸関係に依って新民市場背後地の農業生産物の商品化率の高調と糧棧、焼鍋、油房、當、舗等商業資本の農村浸潤と行政機関の増設並に土地所有权の確認と売買の自由性等の諸條件に依る都市＝農村の範疇に於て、金銭経済の激烈なる過程を以て労働

社会を多角的となし、その下層は農業的な工夫市となしてゐる。今は都市に置かれて的下部的な、又工建労働的な色彩を持つてゐる。光緒三十年（一九〇四年）の日露戦争の影響と光緒三十三年（一九〇七年）の京奉鉄道開通を契機として、市場関係の変遷と宣統三年（一九一一年）の民国革命並に民国初年に於ける歴次の水害に加へて奉直戦争の自然的、経済的、更に社会的な諸事象は新民県、新民市場の形成及盛衰過程に至大なる影響を齎らし、換言すれば市場の交通運輸関係を中心として、奉天へと新民市場に於ける背後地との出入り系統の変遷に係る商工業者の没落と然内の兵営化に依る農業生産に於ける労力の過剰性と土地生産力の低下並に旧軍閥政权の収奪と虐政等重苦要素、政局上に更に農家経済に恐慌的な打撃を齎らしたこと、土地の細分化に依つて労力の過剰なる現象と共に労力の需給雇傭の中介としての工夫市を重要的な通産に移行せしめたとするその現段階にある。

斯る過程を持つ工夫市の自治統制については建国後県公署保安課並に警務局警察署にて目下の機会に対する取締をなしてゐるが、具体的な統制を為して居らない。

又雇傭と労働者との関係及び組織と花戸の関係並に其の他各種の工夫市との連絡、又は総合的統合、組織と其運営に就いては工夫市場と全く関与して居ない。

然して工夫市に於ける雇傭は雇主・被傭者にて直接なされるものでなく、中間に介在役割りを果す被雇者の中介的な位置に立つて花戸又は包工の把頭及他の者に依つて居る。又常に件に属するのは之を周旋し大等の日工量を以て花戸に上納する者であり、斯く中介人的として居る

の吸収策を講じて居る。

之の組織及統制のない工夫市に於ける労價の決定は雇主側の雇傭の際の需給と集合日工数に依つて決定され、花店主の口入れ等も見られるが被傭者が絶ず之の労力の生産性の範囲にあつて、評価されてゐるが、農繁期等には食事の良否につゞく雇主を選択することもある。

調査年度内に於ける一日の日工價は除草期〇、四五円、収穫〇、四〇円、其の他閑期の雑下働〇、三〇円で事変當時の除草期〇、三〇—〇、四〇円に比較して高騰せる傾向なきも、又之の工夫市では一市三天と称するが如き労價の高低は見られず、各期を区分して大体同一労價であるが除草期には日工の能力が労價決定の第一條件とされてゐる。

集合労働者の住址は民国初年前にありては関内の零細農層の入満であつて、営口港より専業的日工として浮動し、又土建的な被傭群は新民工夫市より更に北進の経路を持つてゐたが、民国初年を契機として県内の労働力の過剰は零細農層の工夫市に於ける取引で行はれ調査年内にては集合労働者の大半は県内四、五、六区の専業的日工と県城近隣村落の雇農層と興城以外の労働者群である中国苦力は民国二十年前に入満せるものであるが、本県にては労力の過剰から康徳元年より中国入満苦力の制限をなしてゐるから、大東公司の入満許可証を有してゐない又四隣よりの雇農層は農繁期のみに集合し、県城を中心として一五支里以内に住跡を有し、花店に止宿せるものは四、五、六区に住跡を持ち農繁期に於ける一ケ月の帰家に際しては一〇、〇〇円—八、〇〇円の労價収入を持参せるとのことである。

新民エ天市の時期別就業状況に於ける農業労働に就いてみれば次の如し。

作業別	期間	集合人数	就業率
種地	三月一〇日—四月一〇日	八〇人	三八
鋤地	四月一八日—六月二〇日	一五〇人	四七
割地	七月二〇日—九月二〇日	一五〇人	五三
打場	九月二〇日—一〇月二〇日	一〇〇人	二〇

農場外の土建、鐵路への雇傭には直接エ天市を介することは少いが八月——一〇月までは農村の三——五月には家屋修繕等を含み、土建労働の殆ど全部は就業させるのである。[illegible]農村に於ける労力の需給と都市に於ける、それとの相互的関係は新民縣城と[illegible]近接農村への影響は極めて微弱である。即ち農村に於ける労力の需要供給は[illegible]大陸労働力の吸収力を持たないことよりも、寧ろ縣城内の自由労働者層が過剰労力を農村に流出せんとする情勢下に置かれてゐる。

第三節　縣外よりの流入狀況

本縣の農業生産手段に於ける労力の按配としての雇傭労力の供給、即ち縣外よりの流入労働者の流入期節は年雇にありては一月二十日前後、日雇では種地、鋤地と割地、打場の二期であつて以上の定雇は縣外知人、親戚又は同族等の関係を持つ雇農層である、之は繁忙期に於ける游動苦力と異なり農閑期、即ち一定の契約期間の解除後は住所へ帰家するものであつて、中国苦力の定雇的農業労働者としての雇傭数は年雇では縣外被傭雇農層の四三％を月工では三七％を示し可成な数に達してゐるが、之は民国二〇年前に入満せる専業的な日工より、更に月雇、年雇として上向し、農閑期には知人、同族関係及び縣城の花店に止宿せるものであつて未だに住所へ帰家し得ない一群と半定着的な雇農とであり、耕地の廃耕化等農業労力の過剰により、入満苦力の定雇的な雇傭機会の減大、即ち之のことは入満苦力の日工よりの上向と更に花店主等の保証を得、工直ちに年雇、月雇と雇傭されない故に游動的な色彩を帯び労力の不足せる、且つ労價の高騰せる北満穀倉地帯へと移入の経路を観取される、即ち斯る現況にあつて中国入満苦力の北上が、見られるが帰家は全然見られない流入労働表より観取されるが、他縣労工は解氷期後の種地より流入し除草期には、最高に達して居る。

		計	中国労工	合計ニ対スル%	他県労工	合計ニ対スル%
長工	年雇	四四一八人	一八八八人	四三	二五三三人	五七
	月雇	二八六	一〇五	三七	一八一	六三
	計	七二七	二九三	四〇	四三四	六〇
短工	種地時	三六一八人	二三三一人	六四	一三〇人	三六
	鋤地時	一、〇五四	三四〇	三二	七一四	六八
	割地時	三九八	一七三	四三	二二五	五七
	計	一、八一三	七四四	三一	一、〇六九	五九

第四節　出稼ぎ労働の概況

勝か村出労働者を調査例に見た場合の農家的な他出労働については四、五、六区の富農層の二〇といふ数を示す割をなす、その主要出稼地は、法庫、県城、台安、鉄嶺、瀋中の臨時雇傭者にして、前節に於ける、大農的雇傭層と同じく同族、親戚、知人関係の雇傭が主で継続年数を持つ

其の他業被傭労働者は奉天、撫順吉林等であり、之が地區は奉天に近接せる二一三區である。

本縣に於ける雇農層―小耕作者等の零細農層には農業的又は他業的な労働の經常的、臨時的収入の生計に及ぼす影響は至大なるものである。

他出労働表

農業	三、二二四人
林業	二一
工業	二〇三
鑛業	一三
土建労働	一二五
其他	一二一
計	三、七〇七

第五節 大都市の関係

新民縣城と農村の労働的相互関係を新民工大市の項に於て沿革的な事象について、端的な大導諾

関係を見るに、現在に於ける市場制限の無い村落以外は農村過剰労力の吸収は満足に行はれずして寧ろ農運動期間と反感等に於て頭脳選擇を志ざされる市場新民の現職場にあっては寧ろ疎減され、而して都市労働群の農村への氾濫が行はれ、漸くにして之の工夫市の就業率を低下させてゐる。

斯る現況下にあって労働力の生産性の高められた、より以上の労力的な集約化に依る生産力の増殖をなし得ない能力を持たされた農村に於ては過農層の零細土地所有と全部的関係に於ける低価格の累積に依り更に農業経営を困しくなる諸原因に依って其の移動性を停止せしめて居り、又は部分的に自由な移動性を帯びてゐる層を、定着性を持たせる関係に住居を有する入満する開拓方面への農業移民より定着に二分せる一群には半定着的色彩を持って居る、之の自然的労力の過剰の補充によって、更に其以外の残存労働と他業的雑業等の融合が農業を根幹として、奉天及撫順市場に於ける吸収の傾向が多数である、他出労働表より見ると

農業労働	三、二二四人	八七%
其他出稼労働	四八三人	一三%
計	三、七〇七人	

以上の如く農業労働者の近代的方面、工、鉱業の勃興に依りて農村労力の吸収は顕著なる傾向を持ってゐる。

之の意味に於て農村より商工業への移行として更に雑業的な出稼ぎを見るに大部分は之の型に付きが普通となってゐる。

第六節　労賃の変遷

農業的傭労働者の発生は道光年代末新民の農産物市場として商業資本の浸潤を契機とせる現展流通過程を取り入れた生産様式以前、已に耕地の飽和化と極度に自然的な自給経済から雇農層の萌芽的な発生機会を孕ませ代地年工の如き現物労償より、更に市場の生成発展段階は農村への現銀経済の熾烈性から斯る労償を貨幣化へと転換せしめた。（沿革の項参照）

屯の雇傭関係

第一節　労力の需給状況

本屯の農業労力の需給状況を農耕生産に投下せる自家労力と雇傭労力に就いて見ると、農業生産に於ける土地利用の実質的耕地は

屯内　三二三、八五八畝

屯外　一八、七〇〇晌

計　三四三、五五八晌

にして、自家労力の屯外総計は

成工　四九八

大半拉子　九八

半拉子　一六八

小半拉子　一四八

計　八八八

この農耕に雇を投じせる自家労力数は、男子数の總計二五一人に対して三、五割に相當しているが、

次に女子農業労働者数は三八人にして、屯内女子總数二六一人に対し一、五割となる。

又農業界側自家労力に分類せるところの雇傭労力数は

年工、成工　一九人

大半拉子　一人

半拉子　一人

小半拉子　四人

計　二五人

月工、成工　一二八

大半拉子　一八

自家労力及雇傭労力總計は

	自家労働	雇傭労力 年工	雇傭労力 月工	計
成工	四九人	一九人	一二人	八〇人
大半拉子	九人	一人	一人	一一人
半拉子	一六人	一人	|	一七人
小半拉子	一四人	四人	|	一八人
計	八八人	二五人	一三人	一二六人

屯内に於ける雇傭女子労力及日工労力を除いた労力投下数に於ける労働力の生産性は一人當り、二、七一八晌である之の労力投下数を労力同等価数に換算すれば換算標準は次の如く年令並に同等価は農家番號（一〇）に聽取せるものである。

成工	八〇人	年令二〇才—五五才	一、〇
大半拉子	一一人	一八—一九、五五—	〇、七
半拉子	一七人	一五—一七	〇、五
小半拉子	一八人	一四—	〇、三
計	一二六人		

同等価計は次表の如く一〇一、六に相当し、其の一〇當りの生産性は三、三七二圓である。

	自家労力		雇傭労力（年、日工）		計	
	員数	同等価格	員数	同等価格	員数	同等価格
成工	四九人	四九、〇	三一人	三一、〇	八〇人	八〇、〇
大半挽子	九	六、三	二	一、四	一一	七、七
半挽子	一六	八、〇	一	〇、五	一七	八、五
小半挽子	一四	四、二	四	一、二	一八	五、四
計	八八	六七、五	三八	三四、一	一二六	一〇一、六

自家労力と雇傭労力（年、日工）の比率は次の如し

	計	自家労力	%	雇傭労力	%
成工	八〇人	四九人	六一	三一人	三九
大半挽子	一一人	九	八九	二	一一
半挽子	一七	一六	九四	一	六
小半挽子	一八	一四	七八	四	二二
計	一二六	八八	七〇	三八	三〇

次に耕地と畜力の配合関係は農業生産に於ける使役畜巻を満三年以上としての役畜数は屯内總計は四十四頭にして一頭當耕作地は七、七八五晌である。

牛	三頭
馬	一五頭
騾	四頭
驢	二二頭
計	四四頭

第二節　過不足の内容

本屯に於ける労力需給状況は以上の如く数学的分析より推算セル労働力の生産性は投下労力数、一、〇人に対し二、七一八晌、又同等価数一、〇二対しては三、三七二晌であるが、略南満一様の一人当り耕作面は類似してゐるが、之れを入屯、出屯労働数から見た場合に於ける過不足の内容は農業労働者に就いて

A）屯内より屯外へ。

(B) 屯外より屯内へ

年工	月工（延月数）	日工（延）
六人	五人　二二日	男　五四一人 女　一〇人

年工	月工（延月数）	日工（延）
一三人	二人　五ヶ月	ナシ

(C) 差引過不足は

年工	月工（延月数）	日工（延）
(一)　七八	三人　一七ヶ月	男　五四一人 女　一〇人

(C)表の如き数字の過剰内容を示しつゝ猶、農業外労働関係にては、一九人（男女一八人）の出稼乃至被傭があるから一見労力の過剰なることを観取される。

以上の過不足原因は沿革的には民国二年の満人民国初年の水害等を契機として佃作関係、所有出典、入典等土地所有権ノ移転と人口繁殖の重圧に依る土地の細分化は略々分化を必然的ならしめ、自家労力の依存性への単化から零細耕地を持つ、即ち小同農商業等の如き経営型態に移行されるとこその小的、小作経営の傍ら大半労力の過不足は日工労力の生産性を極余的に拡大し働く

して純農的な農村燃備から他業及農業外被傭更に雑収入（売薪）等に依る経済的な改革は定雇としての年工より、月工に更に日工群に追ひ込んでゐる。

第三節　労働市場との関係

本屯に於て日工は屯内で需給され、更に過剰なる雇農層、日工群（上場過不足内容Ｃ表の如き）は農繁期即ち除草期—収穫期に於ては四隣に氾濫してゐる。

又小麦の収穫期（六月二〇—三〇日）には腰高台子（村公所所在地）の廟前には工夫市なる等日工群の集合に依る自然発生的な市が見られる。小麦は降雨に依る脱粒等又品質不良となるので、短期間の収穫を要し、小麦の売却に依って労賃の支払ひをなすこと及び質的に黄豆より商品価値が高いことに起因してゐる。本屯と新民県城との日工の需給関係は見られない。

第四節　屯の特殊性

雇傭関係の特殊性として、本屯は県城より十二満里の距離にありて工夫市との需給的圏内にある

な取引はされてゐない、前項の如き過剰的な内容を持つ専業的経営[illegible]は更に斯る農曾の農閑期に豪族より行商物資を購入し七―八区等への出稼ぎ等と[illegible]の縣城市場への輸出等雑収入による一群とがあり、又農村と[illegible]く交通の[illegible]て奉天等の出稼ぎは漸次傾向が深くなつてゐる。

第五節　雇農の種類

一、年工、月工、日工の別

年工は大体一月二〇日より十一月末の九ケ月以上十一ケ月間の雇傭期間を有つ[illegible]ケ月作とされ、[illegible]の雇傭條件は依つて實行の際に決定される。

月工の雇傭期間は二月一日―七月一日の五ケ月間と八月一日―一〇月末の三ケ月間との二期に分かれて居るが普通二ケ月を以て日工の雇傭期間として居る。

雇傭年工、月工及日工別の雇傭は夫々雇主の自家の経営規模に應じて自家労力と雇傭労力[illegible]工を充分考慮し農業経営であるが[illegible]を減少し[illegible]雇入れ[illegible]

日工の年工、月工と区別されるのは専業の専門的作業能力の幼稚と謂ふよりも寧ろ業務に対する熱心さと信用の点でよるが労力の過剰なる現況では幾分作業能率を重んずる傾向が観取される。

民国二〇年（一九三一年）前に於ける現在の如き経営規模の零細化せざる時代にあっては、年工、月工等の決定と日工の隠居工との分野が見られたが事変を契機として、自小作階級の没落による自、小作農層の零細化は之等雇農層の小農化を招致し各農層に於ける自家生産外の過剰労力の生産性をして、あらゆる労働機会に日工の型を以て被傭労働生産手段に浸潤せしむるを致し斯る小農化せる準雇農層と一方に専業化せる雇農層との二つの流れが看取される。

二、労務種類別雇傭条件

1、打頭的

打頭的は成工であることを絶対条件とし、農業生産に於ける作業管理能率に関しては雇主より重要役割を持たされて居り、被傭人側にて打頭的の決定権はないが雇被傭人側の信用のあるもので、雇主側に対しては他の年工の保証をなすこともある打頭的は作業の経験のある、猶且つ技術の堪能なる者にして作業を共になし之の指揮監督の位置にあって、他の労働者の統制的能力を有し得るものである、又下地的等の年工と比較して幾分農業生産に対する企業的な意味を持たされてゐる。

2、老板子

趕車又は扶犁丈として、馬具の修理駕制御等特殊的技術を有するもので雇主側の信用のある

若にして保証人を必し相互の親兄弟を要求し厚き条件を具備せることを必要とされ、

打頭的及売役子は他の生産より労賃は高率で雇主に依つては労賃以外の給与をせる場合もある、又特殊的な技術及信用等に依り雇傭手段としては雇主の依頼が普通である。

3、下地的

熟工であることを条件としてゐるが絶対的のものではなく特殊的な技能を有せざる農業労働で自己々の農耕技術及び能力に差異はない。

4、大師夫

能力は熟工を以て条件とせず、農繁期に於ける食料の圃場へ運搬出来得る者及び種子等に依る調製の出来得るものにして食糧、燃料を浪費せざることを条件としてゐる。

本屯には大師夫の雇傭は見られない。

大耕作の少いのと女子労働の大なることに起因してゐる。

5、打更的

職責としては打更的は屯内の情報のあるもので成可算数の計算出来得る者人なくして個外人なること、能力は大なる技子以上技子で年齢及体力では離下働きもなし、従つて労賃は一定してゐる。

6、猪倌児、馬倌児

大なる陸及び放牧の管理をなす。少年労働者として満四五歳より十才以下の労働者で成大なる程

子に相當する能力を持つものである。

て、菜園

園頭と称し、園藝技術を要し打頭的者と同様な信用のあるもので、労働る老板子と同類で比較的老人の労働を属してゐる

能力による成工、半拉子の別は成工では除草一日 1/3 晌 収穫一日 1/2 晌の作業能力を有するもので他の能力を成工に比較すると

	除草（成工一日 1/3 晌）	収穫（成工一日 1/2 晌）
成工	畦数　六壠	畦数　三壠
大半拉子	〃　四―四五〃	二〃
半拉子	〃　三〃	二〃

上揭の如くで其の年季及同等価の別は左の如し

	年季	同等価
成工	二〇才—五五才	一、〇
大半拉子	一八才—一九才 五五才—	〇、七
半拉子	一五才—一七才	〇、五
小半拉子	一四才—	〇、三

能力の決定は上掲の項目に該当し雇主が雇傭契約の際に決定し、打頭的にも該分能力に就いては充分な待遇されてゐる。

其の他雇傭の種類として特殊的なもので日エ労債にて、長期間引続いて雇傭せず農繁期のみ、態はないが、零細農層間にて雇傭される半年エは農家番号(27)と(41)(36)と(40)に於いて雇傭されてゐる其の内容を見ると、

	経営様式	耕作地	自家労力	雇傭労賃租額
27	自、小	五、七三五坪	二人	二四、〇〇円
41	自、小、雑	一二三〇坪	二人	二四、〇〇円
36	自、小、専	五、四九〇坪	一人	二五〇〇円
40	自、小、雑	八、〇〇〇坪	二人	二五、〇〇円

以上の各農家は何れも雇傭者を有せる比較的小耕作者にして半年エは一〜三日あり交互に戸主の作業をも手伝つて通いなるために元来の零細層の多く半年エの労債は(40)(41)の如く同情な為く労債も比較的低額となるが雇傭期間は短い。

第六節　雇傭方法

本屯に於ける雇傭年工は

屯内相互間　一二人
屯外他出　六人
他屯より屯内へ　一三人

屯外他出年工は新民縣城二人第一區二人、第七區一人　法庫縣一人にして他屯より屯内への年工数は第一區五人、第五区一人、第六區一人　第七區五人不明（本屯李家に寄寓）一人、計一三人であるが屯内の知人関係に依る雇傭が主で、次いで親戚、同族関係に依るものが多い。

其の雇傭手續きの形式は被傭年工側の直接依頼と雇主側の直接依頼と友人への紹介に依る場合がある、知人関係による直接依頼の雇傭手續きなるため中介的な手續きの行はれることは少いが、被傭年工の屯外なる場合には保証人を要し、友人の紹介には中介人が保証人となる、保証の義務は雇被傭間の契約履行に対して、保証的な位地にあるもので被傭人の雇傭期間内に於ける労動の不可能なる場合には改めて被傭者を紹介する、此の為め被傭人を見當てる迄の期間は日工を保証人側が雇傭する場合もある、又雇主側の労債不拂に対しては保証人が一時労債を立替へ、その金額は雇主り保証人の貸借関係となる。

次に保証人と契約當事者との身分的関係は雇主とは友人又は信用のある、比較的富農層である、

又被傭人との関係は知人及同族関係が多い。

年工の雇傭期には一日に一〇人もの雇農層の直接依頼があるので、雇主側では夏期の上雇傭せねばならぬことで、従って雇傭の継続年限が殆んど一年として決定的である傾向が強い、其の直接依頼による手続きを持つ年工であること、町外の場合には保証人を自ら雇主に紹介し雇傭條件の決定をされる。雇傭契約並に保証は證書に依るものでなく口頭で行はれる。

被傭日工の雇傭先は

町内相互間　　一二人

町外他出　　五人

隣接町村へ　　一人

町外他出の中には第一区二八、野島郷三人、郡古族一八などより町内へ往復する者夫々にあり各一人宛である。

月工の雇傭條件は大體年工に準ずるが月工は特に農繁期に雇傭されるため、其の賃銀は年工より高く求められる月工は雇主直接依頼の雇傭形式であるから保証人を介する場合は少い。

尚月工は労働の場合に於ける年工、日工に労賃は幾分高額であることと本町の場合には雇用関係は被傭者雇用條件の雇傭人側の直接依頼等に比較して有利である。

日工に就いては本町では

町内相互間　　男　八五〇人　　女　一三三人

屯外出生　男　五二一八　女　一〇八

屯内の雇農層及小耕作者の餘剰労力の雇農化が屯外に流出してゐる。

之の日工の過剰にあって労働市場及流入労工等又は屯外回族部落に於ける定着性を帯びた季節的雇農層の雇傭は見られない、屯内の日工群は小麦の収穫期に撥苗台子の臨時的工夫市へ出稼させる場合もあるが、通常は工夫市にて雇傭されるものでなく流動日工群と屯内相互的な一群と屯外の層に直接依頼等がある、その何れの場合に於ける日工群の雇被関係ではその条件に差別はないが、屯内の場合には一作業の終了後に支拂はれるべき日工債の一部に対しては前拂いを受けることが出来、他の場合には一市三天と称せる工夫市の習慣により三日毎に契約されて日工債を計算し定期的に支拂はれる、又農繁期に於ける日工は口頭的に依る雇被傭関係が見られる。

年工契約期間は一定の期間後延期されることはないが、月工、日工の契約の延長又は変更に付いては雇主より言い渡しがあるのみで手続はない。

第七節　雇傭契約

年工、日工は住み込みが一般的であるが屯内の場合には成工には通いが許されることがある。

日工は屯内の場合でも通いは雇傭契約の原則的であるが、屯外日工の雇被傭に対しては宿泊させて

ある、住み込み、通いの決定は妻子の有無及雇主の家族数と所有房子間数に依って決定される。

伙食地としての菜園及房子を年工に無料貸与することはない。

年工の雇傭期間は雇傭條件に依って差異があるが大体二月一日――十月末九個月以上十一個月以の期間で雇傭契約の時期は舊正月十五日前後より行はれる。

以上の雇傭期間は業務種類に依って長短はなく實際労務時間である、農業労働に従事するのは八ヶ月間である。

肥料運搬	一ヶ月
整地、播種	二ヶ月
除草、中耕	二ヶ月
収穫	一ヶ月
調製	一ヶ月
其の他	一ヶ月

月工は大体春、秋二期の繁忙期に三ヶ月間を雇傭されるが春期雇傭月工である。[illegible]の場合をみると、月工の實際労働としての農業労働期間は

整地、播種	二月一五日――四月一五日	二ヶ月間
除草中耕	五月一日――七月一日	二ヶ月間
収穫	七月一五日――九月一五日	二ヶ月間

其ノ他ノ雇傭期間内に於ける作業は農業外作業及肥料調製等である。

日工の雇傭時期は次の如くである。

整地、播種　三月一五日――四月一五日
除草、中耕　五月一五日――六月一五日
収獲、　七月一五日――九月一五日

休日及帰家は(10)の農家に於ける休日の時期及日数は

四月一八日　娘々祭
四月一九日
五月五日　端陽節
五月六日
八月一五日　仲秋節
八月一六日

合計六日間であるが通常四月一九日と八月一六日を除いた四日間を休日としてゐる外、放馬的、放豚的等は半日間の休みである、大師夫打更的は休日はない、帰家と休日に限られ帰家の場合には豚肉、粉條子、白麵を雇主より家族に土産として支給される。

休日以外の休日は年二〇日未満の休業に対しては契約と変更はないが日工の休日には労償を扣除するやうなことはないが、休業日数だけ契約期間を延長する場合がある。

第八節　作業労務種類

農業生産に於ける労働力投下の労働季節を作業別労務種類別に見れば（略）大体次の如し

整地播種	二月一五日	――	四月一五日
除草中耕	五月一日	――	七月一日
収穫運搬	七月一五日	――	九月一五日
脱穀調製	九月二〇日	――	一二月二〇日
穀物販売	一〇月	――	一一月
肥料製造	二月上	――	三月中
予備期	一月下	――	二月中

大体以上の如くであるが農家に依りては多少の時期的前後はある。又各々の時節を通じて[illegible]就ても場合には同一作業に労力を投下せざるものではない。即ち各季節に於て之を見るに[illegible]入れるは多く、其の他として技術的、部分的又は人作夫、打更的は之が作業の一部を成してゐる。[illegible]三、四二の労働季節は整地、播種、除草、中耕及収穫運搬脱穀調製等の一期であり、[illegible]に対し、その労働力を投下して居り、作付時期と一致してゐる。

次に生産関係についての労働力の投下量及労力の生産性は農家経済調査表の集計により得られるところ

のであるが一般的な聴取としての畝当り労力投下数は次表の如し。

	黄豆	高粱	穀子	包米
肥料運搬	四、〇人	人	人	人
整地播種	四、〇	三、〇	三、〇	五、〇
除草中耕	一一、〇	一二、〇	一三、〇	八、〇
収穫運搬	四、〇	六、〇	四、〇	五、〇
脱穀調整	四、〇	四、〇	五、〇	一〇、〇
計	二七、〇	二五、〇	二五、〇	二八、〇

農業外労働の種類は(10)の聴取によると

打炕　八日間
壁塗　一〇日間
打洋草　二ヶ月間
賦役　延一〇〇日間
籠作り　一ヶ月間
脱坯　一ヶ月間

以上は年、月工の雇傭契約期間に於ける農閑期になされる農業外労務であつて、小作関係に於け

は官工事務所節と区別され、之に対する報酬はなく、工事の作業には有要時、大学、試験場等

事的な参加はしない。

農業労働時間は左の如し

整地・播種	午前六時半	午後六時	休憩回数	三回
除草・中耕	午前五時	午後七時	〃	四回
収穫運搬	午前六時	午後六時	〃	三回
脱穀調製	午前七時	午後五時	〃	二回

休憩時間は中食三十分、他は一回一五分――三〇分間である。

三期の労働時間は八時間――一二時間とする。

第九節　労賃

一　作工、雇工別労賃一覧表

	年工							月工		
	打頭的	二打頭的	走夜子	下地的	打更的	放猪的	放羊的	打頭的	走夜子	下地的
現銀	七〇、〇〇円 五〇、〇〇	六〇、〇〇円	七〇、〇〇円 五〇、〇〇	七〇、〇〇円 三〇、〇〇	三〇、〇〇円	二〇、〇〇円 八、〇〇	六、〇〇円	月 六、〇〇円	月 六、〇〇円 五、〇〇	月 一〇、〇〇円 五、〇〇
現物				六九三				ナシ	ナシ	ナシ
給食	一日三回	一日三回	一日三回	一日三回	一日三回	一日三回	一日三回	一日三回	一日三回	一日三回
労賃以外ノ給与	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
備考	労賃は最高と最低とを記入してある、労務別により労賃の一定しないのは契約内容を異にしてゐることに原因せり。									

二、日工労賃（男子）

	現銀			現物			給食	労賃以外ノ給与	備考
	普通	最高	最低	普通	最高	最低			
整地	〇、三〇円	—	—	ナシ	ナシ	ナシ	日三回	ナシ	
播種	〇、二五	—	—	〃	〃	〃	〃	〃	
除草一回	〇、二五	〇、三〇	〇、二〇	〃	〃	〃	〃	〃	
〃二回	〇、二五	〇、三〇	〇、二〇	〃	〃	〃	〃	〃	
〃三回	〇、二五	〇、三〇	〇、二〇	〃	〃	〃	〃	〃	

収穫	〇、二五	〇、三〇	〇、二〇	〃	〃	〃	〃	〃	
脱穀	〇、三〇	―	―	〃	〃	〃	〃	〃	
調製	〇、三〇	―	―	〃	〃	〃	〃	〃	

（女子）

	除草 一回	除草 二回	除草 三回	剝包米
現銀	〇、一〇円	〇、一〇円	〇、一〇円	〇、一〇円
現物	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
給食	日三回	〃	〃	〃
労賃以外ノ給与	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
備考	最高ト最低労賃ナシ			

其ノ他労賃

木挽	〇、三〇	給食三回
泥工	〇、二〇	〃
土工	〇、三〇	〃

（労賃は労働関係表参照）

労賃の決定は年工の場合には大体前年度の収穫高を標準し、高粱一三七〇を以て一ヶ年の労賃としてゐる。調査年度には高粱二、七八石の糧価は契約当時[illegible]円の市価であつたから、之を評価すると五五、〇〇円となる。之れに基準を置いて労務別能力に依つて高低を決定する

月工労賃は日工労賃を標準として日工の過不足に依り日工労賃の高低が直接影響する契約当時の日工賃は〇、二五円であつたから、月に換算すれば七、五円となり、一般に月工は日工より長雇としての意味から一割安が通常である。

現物労賃は本屯には少く農家番号(49)が雇傭年工に六、九六石支払つてゐる例が一件のみである

大体右の諸条件を標準として労賃の相場は定まつてゐるが、其の雇傭契約の内容に依つては労価が差別があるので、斯る場合の労賃の決定は雇主に絶大なる権力があり、被傭側には両者相対しての協定の立場も支へられない。

労賃の支払方法、時期は、前払と分払並に後払の三つの型態があるが、一般には数回分払の方法が行はれ、其の時期は大体年工では二月一日、六月一五日、一〇月中旬である。前払のは契約直後に、後払は解約と支払はれる。

月工労賃は前払が普通の労賃支払型態で、之れに次いで後払ひがある。分払いは本屯に一件あるのみである。

雇主側は後払いを欲するが、雇農層では一時払の場合には労賃は幾分低額となるにも関せず、前

掃し又は分掃いを意味する傾向にあり、追迫された雇用経営自己を否定しさせて、[illegible]
ウシこのは農村社会に於ける現銀経済への熾烈性を一層誘致されるが、例へば小作料一千分ノ一を
支持へば負擔にも不足せる現況であつて之の労賃の支持に対しては[illegible]
履行し、其の返済額は農業外収入に依つてなされてゐることも注目される。故に雇主側[illegible]
支持の型態に就いては土地生産力の低下せる現下にあつて、今尚小作の[illegible]型態に関心を示
てゐる。かゝる事実を実様とした特産物、即ち国外市場に決定づけられた商品作物[illegible]
[illegible]と本邑消費の負擔に依る現銀型態より現物労償型態ノ依存は一面に於て[illegible]
惟なる危険はないか。

10	[illegible]	五五、〇	畝
24	〃	四五、〇	〃
43	〃	二〇、一四	〃

を除いた労力関係に雇傭労力を取り入れた生産手段を持つ、自、小作農層は一〇、〇〇〇畝以下の農
[illegible]
不能の状態であり、[illegible]農業外の収入を持たなく[illegible]
[illegible]現銀労償型態に於ける農業経営[illegible]
れてゐる。

稼働日数は、性の如何の別なく年工、月工、日工は雇主側より支給される。

労償外の給与は慣習としては見られるが調査年度には見られなかった、之の場合は豊作年度に於いて行はれるとのことである、但し年工の帰家の際には豚肉、粉條子、白麺を支給することはあるが、之れは祝祭日の雇被間の交際と見られてゐる、又(10)では毎月一日、一五日には酒を馳走せるとのことである。

第十節　特殊なる雇傭関係

本屯に於ける少年労働の農業的定雇としての雇傭年工数は右の如くである。

農家番号	労務種類	年令	能力	労償
(65)	放猪的	一五才	小半拉子	二〇、〇〇円
(67)	放羊的	一二〃	小半拉子	六、〇〇
(64)	放猪的	一七〃	半拉子	一〆、〇〇
(64)	放猪的	一二〃	小半拉子	八、〇〇

農業外其の他雇傭は屯内には見られないが新民

農家番号	労務種類	年令	雇傭者
2	木匠見習	一六才	新民県城高金和
2	印刷工見習	一五〃	〃 北大興堂
5	書店員	一九〃	新民県城文書局
83		一六〃	〃 理髪見習
18		一九〃	奉天製紙工
32	、	一九〃	〃 靴工

県城に四人、奉天へ二人の少年出稼ぎがあるが、之れは徒弟として、労賃収入は得てない、自家労力としての少年労働は主として放縦的及職業的雑下働として[illegible]を持っている。

大半拉子　二人
〃拉子　八人
小半拉子　一〇人
計　二〇人

[illegible]の人とする。

[illegible]の労働能力は、

農業雇傭労働	四人
農業外雇傭労働	六人
自家労働	二〇人
計	三〇人

十一才——十九才迄の全村の人口数中以下の能力を有するものである。之れを村内の少年計に対する就働率は（一一才——一九才の少年数に対する）

本村計	四一人	
就働者	三〇人	七三%
従属者	一一人	二七%

即ち少年労働の占める地位は村内計に対する七三%であり、其後を試みにして、農業外少年労働の縣城、奉天への出稼ぎは数量的な趨勢下にある実質的な少年労働の現金経済に及ぼす影響は労働収入を得てゐる農業的被傭者である。

女子労働の農業労働に占める地位は自家労力としての、農業雑下働及高粱の間引、穀子の除草、剥包等の就働である。

農業的自家労働	三八人
〃　被傭労働	六人

女子の農業的被傭労働は主として雇傭されたものである。其の内容は

農業外的家労働	三人
〃 被傭労働	一人
計	四八人
家事就働数	一三八人

屯内	延日数	一三三人	一三、三〇〇円
屯外		一〇人	一、〇〇〇円
計		一四三人、	一四、三〇〇円

右之外に女子其の他被傭として縣城へ乳母として一ヶ月二、〇〇〇円、六ヶ月の被傭がある。

女子労働の屯内に占める割合は次の如し

女子屯内計	二六一人	
女子家事就働数	一三八人	五三%
女子家事外就働数	四八人	一八%
從属者数	一一九人	五五%

農業外の他出労働の内容は（少年及女子労働を除く）

農家番号	出稼先	労務種類	送金額	年令	家業	継続年数
39	新民	綿花指導員	二〇〇、〇〇円	二二才	地、雑	二年
61	〃	縫工	—	二〇〃	小、雑	三年
62	〃	県吏員	六〇、〇〇	二六〃	小、雑	二年
83	〃	車夫	五五、〇〇	三四〃	雑業	一年
13	新民第一区	自衛団長	六〇、〇〇	二九〃	地、雑	一年
10	桓仁県	銀行員	二〇〇、〇〇	三二〃	地、自、小	三年
20	撫順	坑夫	—	二二〃	自作	三年
35	奉天	薬局店員	—	二一〃	自、小	二年
46	奉天	不詳	四五、〇〇	二五〃	自、雑	一年
61	吉林	坑夫	一〇、〇〇	三〇〃	小雑	五年
84	彰武県	染工	八〇、〇〇	四〇〃	雑業	八年
90	奉天	靴工	二八、五〇	二五〃	雑業	一年

右の如く一二人の他出者が見られ、其の他被傭と雑業者を含む。之の送金の農家の現銀経済に於て占める地位は大である、継続年数は三年以内が過半以上を占めてゐるから、満州国設立後の出稼

ぎ的傾向が漸進的であると見做される。

雇牛具、挿具、換工

本屯に於ける農業生産手段としての畜力及労力の役下に就いては更に農具によりての耕作の零細化と夫等経営規模の過少は自己所有の農業生産要素の単独性より融通化に依る農業経営の最軽[illegible]への転化は雇牛具、挿具或いは換工等の型態を取り入れた有機的な生産機構に入ってゐる。

雇牛具は一種の農耕請負契約と見らるべきもので一作業又は数作業の耕作を貸牛具側が一定の対価収得を以て請負ふものである、雇牛具農家は一三戸、貸牛具農家は八戸である。

雇牛具及貸牛具農家の概況は次表の如し。

雇牛具

農家番号	経営様式	農業的自家労働員数 男	耕作地	件数	延日数	牛具価
16	自作	一	二、〇五〇晌	年一回	九、五日	労力一ヵ月
19	〃		二、〇〇〇〃	日一〃	七、五日	三、〇〇〇
35	自、小、雑	一	一、四〇〇〃	日一〃	四、〇日	八、〇〇〇
42	自、畜	二	四、二三〇〃	日一〃	四〇〃	六、〇〇〇
43	〃	二	一、二三〇〃	日一〃	三、五〃	四、〇〇〇
44	[illegible]、雑	一	一、二二〇〃	日一〃	三、〇〃	労力一日

46	自、雑	一	一、五八〇畝	年一回	八、五日	一二、〇〇〇
47	〃	一	〇、六三七〃	日一〃	一、〇〃	労力 〇、五日
48	〃	一	〇、五〇〇〃	日二〃	一、〇〃	二、〇〇〇
57	小、雇	一	二、〇〇〇〃	日一〃	八、〇〃	労力 八、〇日
58	〃	一	二、〇〇〇〃	日一〃	三、〇〃	四、〇〇〇
62	小、雑	一	二、二〇〇〃	日二〃	七、五〃	九、〇〇〇
78	雇、雑	一	〇、二五〇〃	日一〃	一、〇〃	一、〇〇〇
合計	十三戸	一三	二四、二九七〃	年二〃 日一三〃	五九、五	四七、〇〇〇円 三六、五日
一牛當平均			一、八六九〃		四、五八	三、六九〇円 二、八日

賃牛具

農家番号	経営様式	農業的自家労働員数男	耕作地	件数	延日数	牛具價
15	自作	一人	九、六九五畝	日一回	〇、五日	一、〇〇〇円
17	〃	二	四、〇〇〇〃	日一〃	四、〇〃	六、〇〇〇円
25	自、小	二	五、〇五〇〃	日一〃	一、〇〃	一、〇〇〇円

28	〃	一	五、五〇〇〃	年一回 日一〃	三、〇[illegible] 八、五〃	四、[illegible] 一三、〇〇〇円
50	小作	二	一〇、〇〇〇〃	日四〃	一九、〇〃	一八、〇〇〇円
51	〃	一	九、五〇〇〃	年一〃	九、五〃	[illegible] 二五、〇〇〇
52	〃	一	九、一〇〇〃	日一〃	一〇〃	
56	小、雇	四	五、五〇〇〃	日二〃	一〇、〇〃	[illegible] 一〇、〇〇〇
61	小、雑	一	四、〇六五〃	日一〃	〇、五〃	一、〇〇〇円
合計 九戸		一五	六二、四一〇〃	年二 日一二〃	五七、〇[illegible] 六、三三〃	四[illegible] 一八、〇〇〇
一牛當平均		一、七〇	六、九三四〃			六、[illegible]八[illegible]

[illegible]

へる二群の経営形式を持ち、其の耕作面積は平均一、八六九畝である。本宅に於ては自、小作農家の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

通例であつて五反以上の耕作農家では牛貝償で役畜を購入し稗貝の交換の方が利益であること、又賃

牛具は六畝位の経営農家の剰餘力の補備であるとのことであるから、以上の数字と平均数では一致してゐるが個々の農家について見ると生産諸力の諸條件に依つて一致しない。

雇牛具の組合せは馬驢の各一頭、犁丈、扶犁丈であつて其の能力は年契とせる場合に一晌り四、五晌乃至五晌である、其の労務種類別組合せ並能力の内容を見ると

整地播種		中耕、培土		収穫物運搬		脱穀	
單位	日数	單位	日数	單位	日数	單位	日数
馬一頭 驢一頭 扶犁丈一人 犁丈一	一日	馬一頭 驢一頭 扶犁丈一人 犁丈一	一、五日— 二、日	馬一頭 驢一頭 大車一台 農夫一人	一日	驢又は馬一頭 農夫一人	一日

大体の標準は上表の如くであるが之の役畜の組合せ及農地の距離等に依つて作業能率も差別がある。

雇牛具の契約方法は其の時期としては舊正十五日すぎから二月初旬に於て、小作契約、労働契約後になされる、之の場合には、雇牛具面積及び労務種類に就いて契約され、播種より脱穀を請負ふ年契を常雇牛具と称し一作業を請負ふ日契を短雇牛具と称す。

雇牛具の労賃は短雇牛具一日當り一、五〇円であるが屯内の平均単価は之より高低はある、牛具賃の決定標準は日工労賃を以てする、即ち本屯に於ける播種時期の日工賃は〇、二五円であつたから、

算の決定方法は求益丈を単位一とし、役畜には益丈が一であるならば〇、二五円を六倍した一、五〇円で
ある故に日工賃が〇、二〇円の場合には一、二〇円、〇、三〇円の場合には一、八〇円となる

扶犁丈 1
犁 丈
役 畜 2

$$0.25円 \times (1+1+2\times 2) = 1.50円$$

ク馬と騾の組合せの場合には一対〇、五となるから雇傭賃価は日工賃と馬騾の[illegible]合せて一概に[illegible]いが、又現銀労賃が少く労働を以て支払はれてゐる、実態からいへば一応二と看做し得るが、これは雇傭賃と役畜とを別々に調査表並に既に述べて取扱つた。労働支払の関係は親族関係等の間柄で支払に顕著な差を示す場合は甚しく低額となつてゐる。

牛の日当の支払は[illegible]であり、給食は牛賃[illegible]

側の立場である。

農作業の利害関係を考へると――役畜側より見るとき[illegible]の場合は零細化された農業の[illegible]に見れば分析の顕著的に[illegible]に於ける[illegible]労働力の[illegible]に立脚してゐるものと観取される。

役畜[illegible]牛賃価の支払であつて営農の[illegible]関係を[illegible]べきことであるが被傭側では之と正反対の地位にあつて馬糧の購入、日工賃の支払に充当してゐる。

作業[illegible]の[illegible]八人家庭[illegible]であるかの如く見られる。

雇車は調査年度内には見られなかったが、其の時期は播種前及秋収穫後に於ける薪木の市場運搬であって、大車、役畜を有せざる農家に利用され價額は日工價を單位として雇牛具の場合と同様に決定する。

挿具は比較的零細農層間になされ小規模經營に於ける役畜の交互使役であって、即ち具の一勝ふ組合せに依って、農業生産過程にある畜力の投下をなすものである、挿具の組合せの例は馬と騾、騾と騾馬と馬の組合せ單位があるが騾と騾の交換が一般的である、之の一頭宛の組合外に馬一頭と騾二頭の組合せも見られる、挿具は又村内間に於ける友人、親戚、同族関係にてなされるから交換日数の長短に対しては差引計算の方法は確立してゐないが耕馬の所有者の場合は牛、騾に比較して挿具面積が広い傾向がある。

挿具の労務種類は整地、播種、中耕培土、収穫運搬肥料運搬等である、挿具は自作、自作兼小作層に多く大体大晌内外の耕作農で雇牛具面積より一般に広いものとされてゐる。

挿具の利害、得失は雇牛具に準じてゐるが相手方の役畜の酷使に依る争議の惹起を恐れてゐる。

換工は労力と役畜と労力と雇牛具又は労力と雇車工等の場合があるが本来の換工は労力と労力が主である、雇牛具價の支拂ひに対して労力を以て支拂ふてゐる型態は労力と雇牛具との交換と看做されるが屯民は雇牛具と呼称せるもので之所では換工として取扱はない、雇牛具契約の際に現銀労價を決定したが前拂なるにも関らず之れを履行せざるため知人及親戚関係の結びつけに対して、之

の證言によれば、日工の必要時には六〇〇円労賃は穀物として支給されることである。故に雇主
五町以下の経営規模を持つ農家に於ける日工の労働種類は整地、播種、収穫等耕作に限られ、
帯式年工の例はないが二年間には二ー三件あったと謂はれる。其の一例を見ると四町歩の耕
作された。其の内容は耕地一、〇町歩は雇主と共に農耕し、雇牛具賃として三、〇〇〇円を受け、一町歩
三、六〇〇、計六、六〇〇円を労賃五〇、〇〇〇円より差引き支給されたとのことである。此の場合は雇主
側に直接依頼するものであって労賃は幾分低額である。

第十一節　雇農の身分的及位置

雇農と雇主との関係に於ける身分的隷属性の殘に緊縛されることは其の農村の現実的であるが、
前よりは最も一般に観念的にあるが、其の事実を契機として農業経営の改善、特に自作農の小
作農への小農化は其の生産手段に於ける労力の投下に対しては雇牛具、操具、換工等を取り入れて
来た。雇用農村では前年度を求めた現実である。又前年の様に
限定しては当然のことと、更に作業能率勤務については知人、友人関係などは身分関係を立場とし
同様、親戚との関係以外に年雇は他人の着帽を強いられるから、其の時期の階級的地位を
的な類属性については旧態より脱却せる傾向ながら不可であるから取り上げられる。

又雇農の負債労債の前借り等のために受ける緊縛は本屯の雇被傭契約の際労債は前払、分払ひが支払ひの主態であるから、このことに関しては少いが、而して雇農層の一群よりも直接雇被傭の関係の範疇にあつては経済的、社会的な身分的隷属性は依存して居る屯に於ける地位は肩書も貨の負担がなされないから、屯長、牌長等の公職には就けない、又屯内会合の場合には発言権に対しては極めて無力である、地主等との婚姻は経済的になされないが、小作人とは婚姻が可能である。

又雇農層の自衛団員の資格はある、又雇農層の雇傭契約外の労工等は見られない、其の他冠婚葬祭等の手傳ひは雇農層であることの故に受ける強制よりも寧ろ屯内の社会的な交際と見られる。

第十二節　雇農の移動定着状況

本屯に於ける雇農層は半定着性を帯びた一群であつて、本屯への移住時期は民国前になされてゐる、沿革的には光緒末年には鉄道の開通に伴ふ新民市場と奉天市場との総合的関係に於いて雇農層の移動定着の最も活況を呈した時代である、民国初年の屢次の水害と事変を契期として雇農層の移入は逓減し、其の殆んどが定着してゐる、本屯の農業経営規模の小農化は足雇を極度に節減し、自家労力の依存性を強調してゐる労働力の生産性に於いて其の農業労力の投下に対する重要な役割を持つ日工群は専業的な一群と、小作地を持つ一群とに大別なされ前者は絶へず浮動性に於て労力様

公を揃へてゐる。

第十三節　史的変遷

沿革的な労力需給状況の変遷に就いて見ると労働力の過剰ありし時代は民国初年の歴次の水害と大同元年の水害及翌大同二年にして、光緒末年には労働力の需給円滑な生産性的均衡にあり、大三労働は当時商品化作の高潮に依って農耕の集約化（除草として抜草、剝包米）に依る需要が多かつたもの如くである。

雇傭労力＝労賃型態の発生は乾隆年間已に山東より移入の年雇に依って雇傭労力は生じ[illegible]織り込まれ、現銀型態として大吊を支払はれたとの事である、嘉慶年間に月[illegible]、[illegible]労賃は嘉慶二五年頃の水害の際に支払はれた、道光三〇年（一八五〇年）頃には年雇労賃は二〇吊せりとの事である、光緒末年、山海関より新民府への鉄道の開通に依り本県の雇傭層は奉天、錦州法庫、彰武等各地市場への馬車輸送に就働し又此の時代には耕地の拡大が行はれ当時の田、小作農は二〇晌―一〇〇晌の大農経営であったなら定雇として他県よりの流入と県城及勝高台子の労働市場との需給がなされた、当時の年雇労賃は九〇、〇〇〇―一一〇、〇〇〇円月額一〇、〇〇〇―一五、〇〇〇円、日工賃八〇、五〇〇円せりと、其の後奉天への鉄道の開通は新民市場の背後地を奉天へと転化させた

ことにより、屯内馬車輸送業者の雇農化に依って屯外よりの雇農層の移入が漸減され年雇労賃を益減し七〇ー八〇円に低下した、民国初年の水害と五ー七年の清丈は本屯の耕地を減少し、典関係による所有権等の確立に依る土地の細分化が国家労力の依存を強調せる一方に民国十九年の水害を契機として、雇農具、挿具、傭工の型態の発生が見られ、事変後更に生産労力の喪失と凉會とに依って斯る傾向が労力の過剰と共に必然的な趨勢下にあって現段階に及んでゐる。

第十一章　小作関係

第一節　縣の小作関係概観

一、縣の一般的小作型態

1、本縣に於ては一般的小作型態としては純粋定額、物納小作[illegible]
小作は縣の一部に存するのみである。

2、大規模小作又小作、園藝を目的とする企業的小作は本縣には見受けられない。
次に大地主の分布状態を見ると大地主は二區、三區方面に多く五區方面に少し。
五區方面[illegible]
る、[illegible]
い、[illegible]

二、縣の一般的小作料

1、縣内の地域別小作料

区別	耕地面積	自作農		自作兼小作		小作農	
		戸数	耕地面積	戸数	耕地面積	戸数	耕地面積
第一区	一五三、九六〇	一、九六四	六五、〇六四	一、〇四四	一六、二六六	一、〇〇六	七二、六三〇
第二区	四四四、〇〇〇	四、〇二六	一八八、〇一六	三、三三一	四七、〇〇四	三、〇五六	二〇八、九八〇
第三区	四三九、〇四六	三、五三一	一八〇、一八一	三、八四一	四五、〇四五	三、八七九	二一三、八二〇
第四区	一二二、三四〇	一、八八一	六七、八八八	一、〇七八	一六、九七二	一、一〇六	三七、四八〇
第五区	一四五、二七〇	三、二九一	六九、二〇八	一、八一四	一七、三〇二	一、二九一	五八、七六〇
第六区	一七六、五七〇	三、五一六	一〇〇、三〇四	一、四八六	二五、〇七六	一、九五六	五一、一九〇
第七区	三三六、三四〇	二、八五八	一三五、六九六	一、四七〇	三三、九二四	一、四九四	六六、七二〇
第八区	二六五、〇八〇	四、五四八	一二一、三六〇	一、六一九	二七、八四〇	一、六七四	一二五、八八〇
計	一、九八二、六〇六	二五、六〇五	九一七、七一七	一四、六八三	二二九、四二九	一四、四六二	八三五、四六〇

小作料騰落の趨勢

		民国十一年	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	大同元年	二年	康徳元年	二年

物納定額			銀納定額		
上	中	下	上	中	下
三石	二	一	三〇元	二〇	一〇
三石	二	一	三〇	二〇	一〇
三石	二	一	三〇	二〇	一〇
三石	二	一	三〇	二〇	一〇
二石	一、五	一	二〇	一五	一〇
二石	一、五	〇、八	二〇	一五	八
二石	一、五	〇、八	二〇	一五	八
二石	一、五	〇、八	二〇	一五	八
二石	一、五	〇、八	二〇	一五	八
二石	一	〇、七	二〇	一〇	七
一、五石	一	〇、五	一五	一〇	五
一、五石	一	〇、五	一五	一〇	五
二石	一	〇、八	二〇	一〇	八
二、五石	一、五	〇、八	二五	一五	八

小作料附加物事務管理種類

小作料附加物としては菜種類の納入が主なるものにして、其の他特殊なるもの何れども具体的なる例なし、義務労働は勝工として、壁の塗り換、庭の修理、屋根の修理、又は馬糧刈等である。

小作料納入時期及方法

小作料納入時期は物納定額及分益小作に於ては殆んど、秋収穫後納入せしめる、或る一部分の地方に存する銀納に於ては契約と同時に小作料、銀の幾分かを納入、秋収穫後残額を納入することとなつて居る。

納入方法としては物納定額に於ては、小作人は穀物を地主宅へ運びて以て納入するを要す、物納部分

合に於ては地主若くば、地主代理人が之を會ひ、計量分配し、地主が持帰る場合と小作人が地主宅へ送り届ける場合とある。

三、租税公課の分擔

1、第一區方面は國税の金額と地方税の半分を地主負擔、地方税の半分を小作人負擔と云ふ割合のものが多い、又二區、三區方面は殆んど租税公業の全額を小作人が負擔するのだと云ふ。

2、租税分擔に対する根本觀念

此の問題に対して確実なる回答を得ざりしも小作人が、租税の全額或いは其の一部を負擔する様になつたのは民國年間からだと言つてゐる。當然土地所有者たる地主が負ふべき租税を何故に負擔せねばならなかつたかと云ふ根本的觀念に就きこれを知つてゐる農民は見當らない。

四、縣に於ける小作人の過不足及其の原因

縣公署に於て調査中なるも未だ判然たる資料なく、どの地区に不足してゐて、どの地区に余つてゐるか不詳なり。

又具の過不足の対策も今の處何等なし。

五、特殊なる小作契約

特殊なる小作契約としては、本縣には出典小作の契約有れども茲に特に述べる様なものがない。

六、小作人の移動状況

確実なる資料を得ざるも[illegible]、五、六區方面は[illegible]為に小作人の移動激しく、二區或ひは三區方面へ移動するものが多い、而して又隣縣の彰武、法庫、[illegible]、[illegible]等の[illegible]

之に反して二區三區方面は土地肥沃水[illegible]、匪害割合に少く[illegible]比較的[illegible]く[illegible]小作人が多い。

[illegible]縣に移入して来る小作人は主として、彰武、台安縣黒山方面より移入し来り、一、二、三、八區方面に[illegible]

七、[illegible]小作料の[illegible]

縣内主要小作料[illegible]一覧表

種類	十二年	十三四年	十五六年	十七八年	十九年	二十年	同	三[illegible]	同	二年
[illegible]	一五%	一五%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	五%	五%	一五%	一五%
三色均分交穀物納	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
[illegible]	五〇	五〇	五五	五五	五五	五五	五〇	五〇	五五	五五
其他	三五	三五	三五	三五	三五	三五	四五	四五	三〇	三〇

1、小作証書、

立合同文約人高孟九情因移居縣街總自己土地與華春周采二家份種本年地
内所出柴草根石均按對半均分高孟九應分五成周華二家應分五成本年
地中所有一切化費均照分根辦理地東所買糞銭青戸地東兩造出款青戸
應攤三分之一地東應攤三分之二地東借與青戸現大銀元華春名下壱佰
貳拾元整按月三分生息地東借與青戸華春名下馬一頭價五拾元借與周
采名下黑色課騾一頭價洋肆拾柒元當即言明夜間丢失青戸照原價包賠
路中丢失各由天命借與周采名下現大銀元壱百貳拾元整按月三分生息
同衆言明各無返悔倘有返悔者有中保人為証來年兩造從新再議兩造各
不找還此係兩造甘願眼同中人共立合同各持一紙為証

中保人　高恒久
　　　　高維德

貼印
花處

中見人　李文普
　　　　李廷秀

代字人　高化九
　　　　李□永

地頭　高益九

立合同人　李春
　　　　　周榮

康德元年舊歷十二月十六日

立合同人李某今因地方(?)天與本屯高維春議言當春天下種時(?)家全靠好對
於錦(?)鋪(?)與不違不誤不錯如果有以上責務不盡有中人一面承管恐口無憑
立合同為證

中人　某
代字人　某
立合同人　李[illegible]　鄭[illegible]

康德元年二月　日

2、小作紛議判決例

（新民縣司法公署監督審判官、徐　瑛談）

小作爭議の一番多いのは小作料の滯納及租税の未納に依る地主側からの訴訟で小作人から訴へ出る様な事は極く稀である。

小作から訴訟を起す様な場合は地主が契約期間満了前に小作地を取りあげる等に依つて小作人から訴へ出る事が稀に見られる。

一番多いのは小作料未納に依る訴訟が多いのであつて、此の未納及滯納の原因は匪害及水災の爲に依る不可抗力的なものが多く、そんな場合は地主は納期を翌年に延期してやるがそれでも尚二、三年未納の場合に訴訟を起すのであつて、こんな場合小作人側が來年何とか都合して納入することに約束し、保証人を立てゝ訴訟を拂ひ下げしてもらふ、而して萬一翌年支拂ひ出來ざる場合は保証人が之に代り支拂ふのである。

又小作人が相當裕福な場合には小作人を司法署に拘束し置く、然る時は親類或は同族が来て小作料を支拂ひ本人を引き取つて行く、又小作人が裕福も不拘小作料を未納、或ひは滯納せし場合は司法署は小作人の不動産及動産を差押へ地主に小作料を支拂ふ。

大低の訴訟は契約書の有るものにして口頭契約者には割合に訴訟は少い。

第二節　小作契約の手続方法

一、押租銀

本屯の百元、[illegible]より聴取せるも本屯及其の近傍の村に於ても押租銀[illegible]有ったと云ふ事も聞いてゐない。

此の押租銀に類したものも無いと云ふ。

二、租契

本屯は[illegible]現在[illegible]

[illegible]小作証書と言ふものは無く、[illegible]

[illegible]

[illegible]

屬、知人等の場合は總て口頭契約で有って小作証書を取り交してゐると云ふ様な事は稀である。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

証書の効力

小作証書の有る場合と、口頭契約の場合とに於て並に何等効力に差異がない。

紛議の起った場合は証書の有る時は証書を用ひるが口頭の場合には必ず中介人と云ふものが有るから、此の仲介人が証人になるのである。

三、保証人

小作證書の作成には保証人及保証人を必要とする保証人は其の時の事情等に依り一人或は数人の場合もある保証人は相当財産を有してゐる人、或は志の確かと言った様な人が良い。零細小作農は産業は保証人になる資格は無いと云ふ事はないが、主として実際的になってゐる人は前記の様な人達である。

保証人は同屯の人でも、又隣屯でも縣城の人でも差し支へはない。

〇、保証人の義務

保証人は只單に第三者として契約の公正なる事を立證するのみにして、當事者が義務を果さない場合、當事者に代って責任を果すと云ふ様な事は極く稀であるが、又紛議が起った場合保証人は其の仲裁役になるのであるが保証人で仲裁しても和解出来得ざる場合には小作爭議として法院へ持ち出される。

〇、保証人の立て方、保證人は小作人から頼む場合が普通であるが又友人親類等の場合は保證人から率先して世話して呉れる場合もある、保證人及小作契約書代字人等への物質的報償は何等之ヲ必要としない。

四、小作契約の時期

契約時期は秋収小作料納入后の十二月頃から二月頃迄が一番多い、此の時期は農民の一番暇

な時であるし又其の年の作付計画を樹てる時であるから此の時期が一番多いのである。

五、期限

1、期限の標準

小作契約に於ける一ヶ年と云ふのは一月から十二月迄の間で作物年度の一年ではない。

2、期限の効力

契約期間中は小作地を取り上げたり又耕作を中止してはならないと云ふ規定はないが、契約中は、小作地を取り上げたり又耕作を中止する様な事はない。

3、期限の長短の理由

小作契約期間は大体一ヶ年であるが之は旱害及水害の関係地主は危険なる時は安全なる土地に登録し、其の間小作人に土地を貸与すると云ふ様な事が有るので、必要な [illegible] 地主が戻って来て自作すると云ふ様なものが多く、契約は一年乃至は二、三年位である。

又小作人側から云ふと短期契約の方が水災の場合など一ヶ年にして契約の解除出来ると云ふ、自由さがあつて、本村に於ては契約は毎年、毎年行はれるが継続年数は相当長きに亘って居るものがある。

4、期限の延長

小作契約期限の延長に際しては小作人から地主に頼みに行くのであって、延長は [illegible] ヶ小作法作で以て延長されるが、契約は大体一ヶ年の契約であるが毎年延長をなし [illegible]

の相當長きものも有り、契約の成立又は期限の延長に際し小作人は地主及保証人に饗應すると云ふ様な事はない。

六、小作契約の終了

契約期間が満了すれば契約も自然に解除されるのであるが、継続するにしても又解除するにしても、一應小作人から地主に申出るのである。

契約解除に際しては、証書の有るものは地主小作人立會のもとに其の契約証書を破ってしまゐ、口頭の場合に於ては小作人より地主に契約解除の旨申し出でる。

第三節　小作條件

一、小作地

1　面積

小作地は普通農民が呼称してゐる面積で有って小作契約に當ってもこの農民が呼称してゐる面積にして、土地不良なるが為めに契約面積が実際面積より多いとか、又其の反対に土地良好なる故に契約面積より実際面積が少いと云ふ事はない。

2、小作地の状況

整の仕方は小作人に於て自由に変更しても差支ないが実際に於ては労力其他の関係で斯様に変更する様な小作人は居ない。

二、附加地

本村に於ては分益小作に限らず、物納定額に於ても菜園の附加する事は極く少いが、分益小作でも菜園が附加する場合も有るし、又物納定額でも、分益でも附加しない所もある。只地主によ

これは手頃な菜園が有れば附加しない場合は附加しないらしい。

而して附加しないところで小作條件に変りは無い。附加しないのが普通であって、附加してゐるのは地主の恩恵的なものである。

○ 菜園の面積の割合

前述の様な訳で必ず附加すると云ふ菜園でないのだからその面積の割合も區々である、勿論小作人の家族の員数に依って左右されてゐる。

○ 菜園の利用

菜園が附加されてゐる場合は其の土地の管理施肥作付等すべて小作人の自由である。

三、[illegible]

あるも菜園同様分益小作物納定額に限らず附加されてゐる場合と附加されない場合とあるが、[illegible]

れた場合と、附加されない場合に於て小作條件に何等変る事がない。

附加されてゐる場合でも[illegible]

関係には少しも左右されてゐない、要するに本屯に於ては菜園、房子、井戸等、小作の如何に不拘附下されてゐないのが普通である。

○房子の管理、増築

附加房子の管理については、大きな修理は地主に於て之をなすも大部分の修理、屋根の塗換、壁、炕の修理等全部小作人に於て之をなす。

○井戸

本屯に於ては戸数九拾余戸の戸数に対し、全屯六個の井戸を共同にて使用してゐる。井戸の修理、掃除等は其の都度実費を使用戸数の家族数等に依つて割当て徴収する。

四、畜力

銀納及物納定額の場合は畜力小作人持ち、物納分益小作に於ても小作人が役畜を所持して居る場合は小作人持ち、小作人が所持して居ない場合には五、五或いは四、六の比にて役畜を負担する。

本屯にては分益に限らず銀納、物定共に大体小作人に於て役畜を所有して居る、従つて役畜を持たざる時、友人、知人間に於て、挿具或は換工をなして融通し合つて居る。

五、農具

農具は小作人が所有して居ない場合、地主は之を無償にて貸与する、物納定租、分益小作、銀納と区別されずに貸与されるが但し物納定租銀納は通常附加されないのが普通である。

貸与される場合は主として屯内に於て地主、小作人が居住する場合にて、屯外にして遠隔の場合は地主より貸与を受けず、小作人は屯内の知人又は友人等と換工其の他の方法にて貸与を受ける、

農具を借用しても借用料として別に之を支払ふ事なし、地主対小作人の場合も之が為め小作料を、より多く納入するとか、又は使用料を出すと云ふ様な事はない、農具の破損修理等は使用した人に於て之をなす。

六、種子

本屯に於て地主が種子の半分を負担するのは分益小作に於ける細粮の場合のみであつて、其の場合は春播種に当つて地主が全部之を立替へて出し播種するが秋收后小作料分配の時始めて春使用した、細粮の種子量だけを除去して地主が之を取り、残りを地主と小作人とが契約の四、六或いは五、五に分配するのである。

細粮以外の種子は總て小作人の負担である、又物定、錢納に於ては地主が種子を負担する様なことなし。

七、肥料

本屯に於ては物納分益、定額、錢納共に肥料は小作人の負担である、小作人に於て小作地所用の肥料を農閑期に製造し使用してゐる。

八、精製場、放牧場の利用

精製場が附いてゐない時、又小作人に所持せざる場合、小作人は屯内の友人、知人より借りて

使用する、但し無償なり。

九、燃料及採取地の開放

林地の小枝伐採及地主所有荒地の伐草等は屯民の自由にして、之が為め小作料及附加物等に何等変る事なし。

第四節 小作料

一、小作料率

1、銀納定租

地目	小作料	地価	地価トノ割合	畝当収量	仝上評価格	仝上評価格トノ割合
上	一、二〇	一五〇、〇〇 二〇〇、〇〇	%	四、〇〇石	四〇、〇〇	
中	一、〇〇	八〇、〇〇		三、〇〇	三〇、〇〇	
下	〇、三〇	二〇、〇〇 三〇、〇〇		一、〇〇	一〇、〇〇	

年別	區別	上則	中則	下則	沙鹹
大同二年	1	100円	70	40	20
	2	120	140	80	50
	3	230	180	130	60
	4	140	90	40	30
	5	150	100	80	40
	6	150	100	90	40
	7	150	100	80	40
	8	180	150	100	50
	平均	160	116	80	40
康德元年	1	120	80	50	30
	2	200	150	100	60
	3	250	200	120	70
	4	150	100	50	30
	5	180	120	100	50
	6	180	120	100	50
	7	180	120	80	50
	8	200	180	120	60
	平均	182	133	90	50
康德二年	1	120	80	50	30
	2	200	150	100	60
	3	250	200	120	70
	4	150	100	50	30
	5	180	120	100	50
	6	180	120	100	50
	7	180	120	80	50
	8	200	180	120	60
	平均	182	133	90	50

物納分租

區別	租率	內容	租率	內容	租率	內容
一	四六	國稅地主負擔地方村費地主四成小作人六成	三七	同上	五五	同上
二	四六		三七		五五	
三	五五		三七		五五	
四	三七	國稅村稅均歸地主負擔	二八		—	
五	四六		三七		五五	
六	四六	國稅地主負擔村稅地主四成小作人六成	—		五五	
七	四六		三七		五五	
八	五五	國稅地主負擔村租對半負擔				

物納定租「賭當」一色粮及三色粮別

區別	上地	中地	下地	備考
一	紅粮 一、五	紅粮 一、二	紅粮 八	本縣各區物納定租均以紅粮一色交租並無
二	一、六	一、三	七	

三	二、〇	一、五	一、〇	三巳稜栖之事
四	八	五	二	
五	八	六	三	
六	一、〇	七	五	
七	一、五	一、〇	七	
八	一、三	一、〇	五	

銀納定租「一晌當」

區別	上地	中地	下地	備考
一	二〇元	一五	一〇	
二	二〇	一五	一〇	
三	二五	一五	一〇	
四	一二	七	三	
五	一〇	七	四	
六	｜	｜	｜	
七	｜	｜	｜	
八	二〇	一五	一〇	

畝當收量価格算出の基礎

作物名	主産物	副産物	主産物単価	副産物単価	主産物評価格	副産物評価格	評価格計
大豆	四〇〇石	六〇〇斤（三荷）			一五、〇〇	一荷ニツキ一円	
高粱	四、〇〇〇〃	三、一〇〇斤 七〇〇梱			一二、〇〇	七十銭	
包米	三、〇〇〇〃	一、六〇〇斤 二〇〇梱			一一、〇〇	一荷（四十梱）一円	
谷子	三、五〇〇〃	三、〇〇〇斤			一一、〇〇	一円	
小麦	一、〇〇〇〃	九〇〇斤（三荷）			一六、〇〇	上段一〇〇斤三十銭 下段〃十銭	
糜子	二、〇〇〇〃	四〇〇斤			一一、〇〇	一荷ニツキ一円	
稗子	四、〇〇〇〃	八〇〇斤			五、〇〇	一〇〇斤ニツキ〇、五〇	

二、小作料の決定

1. 決定の諸條件

物定に於ける畝當何を何石とか、銀納に於て畝當り何円と云ふのは地味の上、中、下に依つて区分され、又治安関係圃場の位置等に幾分左右されるが主なるものは、地味の上、中、下に依つて決定せしめられてゐる。

2、小作料の決定方法

本地に於ける小作料決定の方法は地主と小作人が合議決定するものであつて、地主又は小作人が協議して、今年の小作料はこれだけだとか又小作人相合議して今年はこれだけ作ろう・などと云ふ様なことはしない。

又本地の小作は一地主の土地を毎年続けて小作するものが多く、為に毎年、毎年契約を変更すると言ふ事なく例年の小作料を墨守してゐる様である。

小作料の決定には保証人（仲介人）が大抵加はるのが普通である。

三、小作料の納入

1 小作料の納入時期

納入時期は地主又は一定時期の場合と定まらないが、時々事情によりて自分にて決める場合もある。

納入時期を異にするが、地主が同一部落の場合は各作物の収穫調製を待たずして納入する。

遠隔の場合は大抵全作物の収穫調製の終つた後の十月頃である。

小作料の場合は地主或は地主の代理人が立合ひ計量して分配する。又地主...

収穫調製完了後小作人が地主宅へ納入持参するのが普通である。

又計量の際は一番標準に近い桝を使用する、計量には地主と小作人と立会ふのみにして保証人又は仲介人の立合ふ事なし。

計量は検数合格の場合は大体小作人自ら地主の規定に従ふ。

物納定額の場合などで穀物の品質が悪いなら、量を殖すとか、又地主が満足する様に質及量共に小作契約よりも余計に納入すると云ふ様なことはない。

2、運搬

同一村内に地主が居る場合には地主が自分で持ち帰る事もあるが、大体小作人が地主宅迄無償にて運搬するのが普通である。

又地主が村外即ち縣城などに居住する場合は小作人が無償で縣城の地主宅迄運搬納入する。

或ひは又地主の指定する粮桟に小作料を納入する場合もある。

3、受領

小作料を納入しても受領証と云ふものを受け取らない、又地主も小作人に領収書なるものを交附しない。

但し、小作料を地主の指定した粮桟等へ納附する場合粮桟より受領書を受け取る事がある。

四、小作料の滞納及不納

1、小作の滞納状況及原因

本村に於ては凶作及天災等以外には殆んど滞納と云ふものは見受けられない。

凶作の場合は、大、中、小の小作人の区別なく滞納するが普通作の場合は滞納と云ふ様なことはない。又本村は分益小作が多い関係から殆んど滞納及不納と云ふものを見受けられない。

零細小作人にして若し小作料の全部を納入出来ない場合には地主に相談して来年廻し或ひは、

貸借関係に変へてゐる。

物納定額及物納分益は上述の様であるが一番滞納の多いのは零細小作人の錢納小作である。

○滞納の原因

滞納の原因とするところは小作條件の劣悪に起因するものは殆ど無く一番主たる原因は災害に依る収穫減に起因するものが多く、次に零細小作人の銀納小作にして、穀価の下落に依る現銀の欠乏に起因する滞納及不納等である。

2、不足滞納及不納に対する處置

不納及滞納は前述の様な不可抗力的な事情のものが多き故地主側としては大[illegible]に関する扱いは貸借に轉ずる場合が多い。

而して裁判所及警察の法院に訴訟を起す様な事は甚だ稀である、小作人の方としては地主に請願して猶予を願してゐるが、尚幾分なりとも都合出来得る小作人は小作料の半額或は其の一部を納入し、残額を来年度に若くは負債に転じてもらふ。

本地の保證的習慣として、本地は大部分高家の同族関係に依って構成されてゐる[illegible]地主と小作人は相互に扶け合ふ様にしてゐる。

五、小作料附加物並に小作人の義務

1、小作料附加物

○ 差押収量の[illegible]

地主が役畜、肥料、種子、農具等全部出した場合は藁稈類は、全部地主に帰属するが、本本の分益小作の対半分根の場合には地主五、小作人五、の割に分配する。

又物納定額、銀納の場合藁稈類の帰属は小作人である、蔬菜果物、其の他鶏、豚等を納入或は進物として納入する様な事は殆どない。

只本屯は同族関係に依って構成されてゐるものであるが故に、地主対小作人と云ふ意味あいで無く同族関係と云ふ訳で蔬菜等を贈る場合がある。

○附加物の納入方法

本屯に於ける物納分益の五、五分根の藁稈類の納入方法は主小作物納入后藁稈類を小作人より地主宅へ送り届ける。

2、小作人の義務

○、官工の労務種類

官工の労務種類は抗の修理、壁塗、屋根の修理、馬糧刻み等である。

賦役等に代って出る様な事はない。

○官工を必要とする場合

本屯に於て物納分益小作の場合に上述の様な官工を必要とするが、物納定額及銀納には、官工を必要としない。

○官工の数量

[illegible]

○ 官工の労務ノ法

[illegible]

六、其ノ他ノ義務

○ 農民諸相ノ間の義務

[illegible]

に相扶け合ひ手傳ふ。

○ 其の他一般的義務

[illegible]

第五節　租税公課の分擔

一、[illegible]

[illegible]

[illegible]

二、分擔する土地

分房するのは小作地又である。

三、分房の方法

一應地主のところへ納入する、自衛団費、村費は小作人直接納入

四、分房の根本観念

分房の根本観念に薄く其の眞相を掴む事は困難である。

第六節　小作權

一、小作权

1、小作地を典又は小作地の賣買に當っては一應小作人に相談する。

2、典权者に対し、又新しい所有主に対して小作人は従前通りの小作條件の延長を主張することは出来ない。

3、例へ所有者が變っても従前通りの小作契約の延長が出来ると云ふ取極めはない。

二、小作权の売買

小作权の売買と云ふ様な事はない。

三、短期契約の本質

本屯の小作契約は口頭を以て為され、契約期間も大体一ヶ年であるが、実際は継続年数五年、乃至八年となつてゐる。之は地主及小作人共に契約解除の自由を拘束するものにして、又一面から考へると契約期間などには束縛されず、地主の都合或いは小作人の都合で悪くなる迄、何時迄も同一地を小作出来ると云ふ事になるのである。

四、小作経営の独立性

1. 作物の決定权は地主と小作人と合議の上で決定する場合も有るが大体の場合小作人で定める、
銀納も本屯に於ては小作人の自由である。

2. 園場の決定、作付の計画等も、小作人の自由である

3. 又日工の雇入れ、各労務者の種類及地位の決定等も小作人の自由である。

第七節　地主と小作人との関係並に身分地位

一、賃借関係

本屯に於ては租當地主、小作人の賃借関係あれ共賃借関係と地主対小作人との間は普通の賃借関係と何等変る處なし。

又地主からの賃借関係に依つて小作人が束縛されたり、又小作條件が低下するといふ様な事なく、

二、親戚関係

親族間の小作関係と普通の小作とに何等変る處がないが稀に親族なるが故に土地を只で提供したり、或ひは五、五が一般的なるにも拘不四、六の分益にしたりすると云ふ特殊なものもある。

三、地主小作人の社会的地位の優劣

1、甲長、村長自衛団長等の公職につくのは地主でなければならないと云ふ、取り極めは無いのであるが、実際上に云ふ、公職に就くものは、大小なりとも人より学問があつて、金が有つて暇のある人でなければ出来ない状態にあるのだから、小作人は小作をして生計してゐる様な有様だから自然金もなく又暇もないから自ら斯様な公職につけないものだと思つてゐる。而して小作人でも地主でも誰でも、そう云ふ公職につける訳である。

2、地主と小作人間の交婚の状況

大地主と小、小作人との交婚は稀であるが、之ば両者間の経済状態が余りにも隔たり過ぎるから交婚は行はれないので有つて略々同じ位の経済状態にある地主対小作人間にはどれだけでも交婚の実例がある。

第八節　史的變遷

本宅に於て傍外者と云ふが激してゐる分益小作の五、五は事変前は無かつたが、事変以後著しくなつて来た。事変以たこの分益小作の多くなつた理由は事変以后になつて[illegible]直営業へ、或而、[illegible]を[illegible]自作することと能はず、土地を以て[illegible]人は[illegible]他[illegible]今は[illegible]難等に避難しまたからである。

本宅に於て今から二十年程前は殆んど銀納をつたが今から二十年程前から銀納が次第に消え、物納に変つて来た、民国七年頃、満文があり又郭搭巻の変倉り、度に重大災が[illegible]、銀納の小作は困難になつて来た。

それで又銀納は物納に変つて来たのであるが、而して此の物納も本宅に於ては殆んど全部分益小作に変つて来たのである。

本宅に於ける五、五の分益小作を傍外者と云ふのは物納者、若干の[illegible]して地主が土地及肥料の一部を負担し、小作人は其の他全部を負担して耕作をなし秋収後生産物を[illegible]折半するを云ふのである。

而して之に対する[illegible]になつて大東[illegible]は事変以後更に[illegible]、又小作[illegible]ことによつて、[illegible]事は地主と小作人とが分配出来得る[illegible]である。

本屯は殆んど五、五の分根であつて四、六と云ふのは只一戸あるのみである。これば親族関係、特別なるのである、尚物納、銀納も少しは有るがそは大部分地主が不在、若くは屯外の場合であつて、屯内に地主が居る場合には銀納は余り見受けられない。